平成24年2月 平成24年3月

# 指宿市議会会議録

第1回臨時会第1回定例会

# 指宿市議会会議録目次

平成24年第1回市議会臨時会	
2月13日	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会及び開議	3
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議長辞職の件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議長の選挙 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
副議長辞職の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
副議長の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議席の一部変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
常任委員の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議会運営委員の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
指宿地区消防組合議会議員の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
指宿地区消防組合議会議員の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
議案第1号上程	11
提案理由説明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
議案第1号(質疑,委員会付託省略,表決)	12
議案第2号上程	12
提案理由説明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
議案第2号(質疑,委員会付託省略,表決)	13
閉議及び閉会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
平成24年第1回市議会定例会	
会期日程	15
2月28日	
議事日程	17
本日の会議に付した事件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
出席議員	18
欠席議員	18
地方自治法第121条の規定による出席者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

職務のため出席した事務局職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
開会及び開議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
会期の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
議案第4号~議案第30号一括上程 ·····	20
提案理由説明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
議案第3号上程	44
提案理由説明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	44
新たに受理した陳情1件上程(委員会付託) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
散 会	45
3月2日	10
→	46
本日の会議に付した事件 ····································	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定による出席者	47
職務のため出席した事務局職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
開 議 	49
	49
議案第4号~議案第11号(質疑,委員会付託省略,討論,表決) ············	49
議案第12号~議案第30号(質疑,委員会付託)	50
議案第3号(質疑,議案第3号審查特別委員会付託)	53
	54
3月19日	E.C.
議事日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
出席議員	56
欠席議員	56
地方自治法第121条の規定による出席者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
職務のため出席した事務局職員	57
開 議	58
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
一般質問	58
高 田 チョ子 議員	58
1. 市民の健康増進について	
2. 市役所行務について	

3. 安心・安全な生活のために

前之園 正 和 議員	66
1. 「メディポリス指宿」の開発行為や行政の対応等について	
2. 子ども医療費助成の充実改善について	
3. 国保問題について	
新川床 金 春 議員	81
1. 農林水産業振興策について	
2. 学校給食について	
3. 医療費の抑制策と高齢者の生きがいづくりについて	
六反園 弘 議員	94
1. 新日本科学の説明会について	
2. 松尾城への歩道設置について	
3. 中学校での柔道指導について	
下柳田 賢 次 議員	105
1. 市長の政治姿勢について	
2. 海岸線の二反田川河口の人道橋の設置について	
3. 丹波小上踏切の拡張整備について	
延 会	120
3月21日	
議事日程	122
本日の会議に付した事件	122
出席議員	122
欠席議員	122
地方自治法第121条の規定による出席者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
職務のため出席した事務局職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
開    議	124
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
一般質問	124
井 元 伸 明 議員	124
1. 後期基本計画について	
2. 農業振興策について	
3. なのはな館について	
西 森 三 義 議員	136
1. 農業振興について	
木 原 繁 昭 議員	149
1. 丹波小踏切について	
2. メディポリス指宿に係る水源(河川)の治水について	
3. 農林行政について	
4. 活お海道について	

	散 会	163
3月	] 28日	
	議事日程	165
	本日の会議に付した事件	166
	出席議員	166
	欠席議員	166
	地方自治法第121条の規定による出席者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166
	職務のため出席した事務局職員	167
	開 議	168
	会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
	議案第3号(議案第3号審查特別委員長報告,質疑,討論,表決) ····	168
	議案第12号~議案第14号(委員長報告,質疑,討論,表決) · · · · · · · · · · · · · · · ·	175
	議案第15号~議案第20号(委員長報告,質疑,討論,表決) · · · · · · · · · · · · · · · ·	177
	議案第21号及び議案第22号(委員長報告,質疑,討論,表決) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	181
	議案第23号(委員長報告,質疑、討論、表決)	184
	議案第30号(委員長報告,質疑、討論、表決)	205
	議案第24号~議案第26号(委員長報告,質疑,討論,表決) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	207
	議案第27号~議案第29号(委員長報告,質疑,討論,表決) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	209
	審査を終了した陳情2件(委員長報告、質疑、討論、表決) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	213
	議案第31号及び議案第32号一括上程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	215
	提案理由説明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	215
	議案第31号及び議案第32号(質疑,委員会付託省略,表決) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	217
	議案第33号及び議案第34号一括上程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	218
	提案理由説明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	218
	議案第33号及び議案第34号(質疑,委員会付託省略,討論,表決) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	219
	議案第35号~議案第37号一括上程 ·····	224
	議案第35号~議案第37号(説明・質疑・委員会付託等省略,表決) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	225
	議長あいさつ	225
	市長あいさつ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	226
	閉議及び閉会	228

# 第 1 回 臨 時 会

平成24年2月13日 (第1日)

#### 第1回指宿市議会臨時会会議録

開議 平成24年2月13日午前10時00分

#### 1. 議事日程

- ○日程第1 会議録署名議員の指名
- ○日程第2 会期の決定
- ○日程第3 議長辞職の件
- ○日程第4 副議長辞職の件
- ○日程第5 議席の一部変更
- ○日程第6 常任委員の選任
- ○日程第7 議会運営委員の選任
- ○日程第8 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
- ○日程第9 指宿地区消防組合議会議員の選挙
- ○日程第10 議案第 1号 教育委員会委員の任命について
- ○日程第11 議案第 2号 監査委員の選任について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- ○日程第1 会議録署名議員の指名
- ○日程第2 会期の決定
- ○日程第3 議長辞職の件
- ○追加日程第1 議長の選挙
- ○日程第4 副議長辞職の件
- ○追加日程第2 副議長の選挙
- ○日程第5 議席の一部変更
- ○日程第6 常任委員の選任
- ○日程第7 議会運営委員の選任
- ○日程第8 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
- ○日程第9 指宿地区消防組合議会議員の選挙
- ○日程第10 議案第 1号 教育委員会委員の任命について
- ○日程第11 議案第2号 監査委員の選任について

#### 1. 出席議員

1番議員 井 元 伸 明 2番議員 西森三義 三 3番議員 浜 田 4番議員 橋 藤 幸 髙 樹 5番議員 田中 健 一 6番議員 木原繁 昭 7番議員 高 田 チョ子 8番議員 新宮領 進 中村洋幸 9番議員 下川床 10番議員 泉 11番議員 前之園 物袋昭弘 正 和 12番議員 德 13番議員 前原 六 則 14番議員 福永 郎 15番議員 新川床 16番議員 六反園 弘 金 春 猛 大 保 三郎 17番議員 前 田 18番議員 19番議員 下柳田 賢 次 21番議員 松 下 喜久雄 22番議員 森 時 德

#### 1. 欠席議員

なし

#### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 豊 留 悦 男 副 市 長 永 信 一 富 教 育 長 田 昭 夫 総務部長 瀬貴久 池 渡 市民生活部長 中 間 竜 郎 健康福祉部長 田福幸 迫 產業振興部長 建設部長 三 義 吉 井 敏 和 窪 孝 教育部長 吹 留 賢 良 山川支所長 森 健 一 開聞支所長 上 修一 総務部参与 久 保 憲一郎 井 淳 産業振興部参与 浜 田 総務課長 邉 見 重英 市長公室長 長寿介護課長 下 吉 龍 野 П 義 幸 商工水產課長 髙 野 重 夫 建設監理課長 濹 Ш 重 蔵 水道課長 元 修 松

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長新村光司 次長兼議事係長 福山一幸調査管理係長 鮎川富男 議事係主査 濵上和也

#### △ 開会及び開議

〇議長(松下喜久雄) ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、平成 24年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### △ 会議録署名議員の指名

○議長(松下喜久雄) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、前之園正和議員 及び物袋昭弘議員を指名いたします。

#### △ 会期の決定

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

#### △ 議長辞職の件

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第3、議長辞職の件を議題といたします。

本件は、私の一身上に関する事件でありますから、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、副議長と交代いたします。

[松下喜久雄議長退席, 六反園弘副議長議長席に着く]

**○副議長(六反園弘)** おはようございます。それでは、私が議長職を務め、議事を進めてまいります。

議長の辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長(新村光司) それでは、朗読いたします。

辞職願。指宿市議会議長、松下喜久雄。この度、一身上の都合により、平成24年2月13日をもって議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。指宿市議会副議長殿。

以上でございます。

○副議長(六反園弘) お諮りいたします。

松下喜久雄議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(六反園弘) ご異議なしと認めます。

よって、松下喜久雄議長の辞職を許可することに決定いたしました。 松下喜久雄議員の除斥を解除いたします。

#### [松下喜久雄議員着席]

**〇副議長(六反園弘)** ただいま議長が欠員となりました。

議長選挙を行う必要がありますので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、 直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(六反園弘) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、議長の選挙を行うことに決定 いたしました。

#### △ 議長の選挙

○副議長(六反園弘) お諮りいたします。

議長の選挙は、投票をもって行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(六反園弘) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

#### [議場閉鎖]

**○副議長(六反園弘)** ただいまの出席議員は、21人であります。 投票用紙を配布いたします。

#### [投票用紙配布]

**〇副議長(六反園弘)** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(六反園弘) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

#### [投票箱点検]

**○副議長(六反園弘)** 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行いますが、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番 に投票願います。

〔投票〕

**〇副議長(六反園弘)** 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(六反園弘) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

**〇副議長(六反園弘)** これより開票を行います。

開票立会人に、前原六則議員、福永德郎議員、新川床金春議員を指名いたします。 開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票立会人開票席に着く〕

[開票]

○副議長(六反園弘) 選挙結果を報告いたします。

投票総数21票,これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票21票、無効投票0票であります。

有効投票中,森時德議員12票,大保三郎議員8票,前之園正和議員1票,以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、森時徳議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました森時德議員が議場におられますので、本席から当選の告知 をいたします。

森時德議員、議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

**〇議長(森時德)** 一言,議長当選承諾及び就任のごあいさつを申し上げます。

この度,不肖私,森時德を議長に当選させていただきまして,本当にありがとうございます。身に余る思いであります。また,その責任の重大さに,本当に胸がいっぱいでございます。衷心から感謝申し上げるところでございます。

皆様方の推挙を受けましたからには、皆様方の温かいご支援とご鞭撻によりまして、市勢の発展と市民福祉の向上に誠心誠意努力いたす覚悟でございます。また、円滑な議会運営のために、公平無私、そして不偏不党の基本の下に、分かりやすい議会、そして開かれた議会を念頭に、一生懸命精進いたすつもりでございます。

何とぞ、市民、先輩の方々、そして同僚議員の方々、執行部の方々、また報道陣の皆様に おかれましても、一層のご支援、ご鞭撻をお願いいたしまして、議長当選承諾のあいさつと いたします。どうかよろしくご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

**○副議長(六反園弘)** それでは、新議長森時徳議員、議長席にお着き願います。どうもありが とうございました。

#### 〔森時德議長議長席に着く〕

#### △ 副議長辞職の件

**○議長(森時德)** 次は、日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、六反園弘副議長の除斥を求めます。

- ○議長(森時德) 副議長の辞職願を朗読いたさせます。
- ○事務局長(新村光司) それでは、朗読いたします。

辞職願。指宿市議会副議長,六反園弘。この度,一身上の都合により,平成24年2月13日をもって副議長を辞職したいので,許可されるよう願い出ます。指宿市議会議長殿。 以上でございます。

○議長(森時德) お諮りいたします。

六反園弘副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、六反園弘副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

六反園弘議員の除斥を解除いたします。

〔六反園弘議員着席〕

**○議長(森時德**) ただいま副議長が欠員となりました。

副議長選挙を行う必要がありますので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、副議長の選挙を行うことに 決定いたしました。

#### △ 副議長の選挙

○議長(森時德) お諮りいたします。

副議長の選挙は、投票をもって行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

#### [議場閉鎖]

○議長(森時德) ただいまの出席議員は、21人であります。 投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長(森時德) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長(森時德) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行いますが、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長(森時德) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

**○議長(森時德**) これより開票を行います。

開票立会人に、六反園弘議員、大保三郎議員、下柳田賢次議員を指名いたします。 開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票立会人開票席に着く]

[開黨]

○議長(森時德) 選挙結果を報告いたします。

投票総数21票,これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票1票であります。

有効投票中,前田猛議員12票,新川床金春議員8票,以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって, 前田猛議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました前田猛議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

前田猛議員、副議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

○副議長(前田猛) 一言、皆様に御礼のごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方のご推挙によりまして副議長の要職に就くことになりましたことは、本当に 身に余る光栄と存じ、感激しておりますと同時に、その職務の重大さを痛感しているところ であります。

幸いにして、人格、識見ともに卓越された議長の下、同僚議員各位の絶大なご指導と、ご 鞭撻を賜りまして、副議長という職責に向かって全知全能を傾注いたしたいと、このように 思っておるところでございます。

簡単ではございますけれども、副議長当選承諾及び就任のあいさつとさせていただきます。 ありがとうございました。

#### △ 議席の一部変更

○議長(森時德) 次は、日程第5、議席の一部変更を議題といたします。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。

21番,松下喜久雄議員,22番,森時德議員と議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、21番、松下喜久雄議員、22番、森時徳議員と議席の一部を変更することに決定いたしました。

ただいま決定いたしました議席にお着きをお願いいたします。

[松下喜久雄議員議席に着く]

○議長(森時德) 暫時休憩いたします。

 休憩
 午前11時05分

 再開
 午前11時40分

○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 常任委員の選任

○議長(森時德) 次は、日程第6、常任委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務

水道委員に、西森三義議員、下川床泉議員、前原六則議員、下柳田賢次議員、大保三郎議員、松下喜久雄議員、森時德議員。

文教厚生委員に, 髙橋三樹議員, 木原繁昭議員, 新宮領進議員, 前之園正和議員, 前田猛議員, 田中健一議員, 高田チョ子議員。

産業建設委員に、井元伸明議員、福永德郎議員、新川床金春議員、六反園弘議員、中村洋 幸議員、浜田藤幸議員、物袋昭弘議員を各常任委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

 休憩
 午前11時41分

 再開
 午後
 1時03分

**〇議長(森時德)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務水道委員長に下柳田賢次議員、副委員長に西森三義議員、文教厚生委員長に田中健一議員、副委員長に高田チョ子議員、産業建設委員長に浜田藤幸議員、副委員長に井元伸明議員がそれぞれ互選されました。

#### △ 議会運営委員の選任

○議長(森時德) 次は、日程第7、議会運営委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、下柳田賢次議員、田中健一議員、浜田藤幸議員、前原六則議員、前之園正和議員、新川床金春議員、木原繁昭議員、大保三郎議員、以上8名を議会運営委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

 休憩
 午後
 1時05分

 再開
 午後
 1時47分

**○議長(森時德)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長に前原六則議員、副委員長に木原繁昭議員がそれぞれ互選されました。 この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から、定例会及び臨時会の会期日程等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査の申し出があります。

この申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### △ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長(森時德) 次は、日程第8、指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。

指宿広域市町村圏組合議会議員に,田中健一議員,下川床泉議員,中村洋幸議員,前之園 正和議員,物袋昭弘議員,前田猛議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6人の議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田中健一議員、下川床泉議員、中村洋幸議員、前之園 正和議員、物袋昭弘議員、前田猛議員が指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

#### △ 指宿地区消防組合議会議員の選挙

○議長(森時德) 次は、日程第9、指宿地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。

指宿地区消防組合議会議員に,井元伸明議員,福永德郎議員,新川床金春議員,下柳田賢 次議員,松下喜久雄議員,森時德議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6人の議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました井元伸明議員、福永德郎議員、新川床金春議員、下柳田賢次議員、松下喜久雄議員、森時德議員が指宿地区消防組合議会議員に当選されました。

#### △ 議案第1号上程

**○議長(森時徳)** 次は、日程第10、議案第1号、教育委員会委員の任命について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**〇市長(豊留悦男)** それでは、提案いたしました案件についてご説明を申し上げます。

今次, 提案いたしました案件は, 人事に関する案件2件であります。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員、谷川博之氏が、平成24年2月22日をもって、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、その後任として、七夕利久氏を教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日は、お示しのとおりであります。同氏は、PTA役員として 長く活躍され、また、保護司や鹿児島県薬物乱用防止指導員として、地域活動や社会奉仕活動に貢献されてきておられ、当該委員として適任者であると思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(森時德) 暫時休憩いたします。

 休憩
 午後
 1時53分

 再開
 午後
 1時54分

**〇議長(森時德)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第1号(質疑,委員会付託省略,表決)

○議長(森時德) これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第2号上程

○議長(森時德) 次は、日程第11、議案第2号、監査委員の選任について、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、髙橋三樹議員の除斥を求めます。

#### [髙橋三樹議員退席]

○議長(森時德) 提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**〇市長(豊留悦男)** それでは、ご説明申し上げます。

提出議案の2ページをお開きください。

議案第2号、監査委員の選任について、であります。

本案は、議員のうちから選任する監査委員について、現委員であります新宮領進氏から、 平成24年2月12日付の辞職願が提出されましたので、地方自治法第198条の規定により、同 日付でこれを承認いたしました。

つきましては、次期委員に髙橋三樹氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規 定により、議会の同意を求めるものであります。

なお,同氏の住所,生年月日は、お示しのとおりであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

#### △ 議案第2号(質疑,委員会付託省略,表決)

○議長(森時德) これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。 髙橋三樹議員の除斥を解除いたします。

[髙橋三樹議員着席]

#### △ 閉議及び閉会

○議長(森時德) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成24年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。 閉会 午後 1時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

#### 指宿市議会

旧議長 松 下 喜久雄

旧副議長 六反園 弘

新議長 森 時 德

議員 前之園 正 和

議員物袋昭弘

# 第 1 回 定 例 会

平成24年3月議会

# 平成24年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

# 1. 会 期 30日間(2月28日~3月28日)

### 2. 会期日程

月日	曜	区分	会 議 の 内 容
2月28日	火	本会議	・会期の決定 ・議案第3号~議案第30号一括上程(議案説明) ・新たに受理した陳情上程(委員会付託)
29日	水	休 会	一般質問・議案質疑等の通告限(12時)
3月1日	木	11	
2日	金	本会議	・議案第4号~議案第11号 (質疑,委員会付託省略,討論,表決) ・議案第12号~議案第30号(質疑,委員会付託) ・議案第3号(質疑,議案第3号審査特別委員会付託)
3 日	土	休 会	
4日	日	11	
5 日	月	11	総務水道委員会(10時開会)
6 日	火	11	総務水道委員会(10時開会)
7 目	水	11	文教厚生委員会(10時開会)
8日	木	11	文教厚生委員会(10時開会)
9日	金	11	産業建設委員会(10時開会)
10日	土	IJ	
11日	日	11	
12日	月	11	産業建設委員会(10時開会)
13日	火	11	
14日	水	11	
15日	木	"	

16日	金	11	
17日	土	11	
18日	日	11	
19日	月	本会議	・一般質問
20日	火	休会	
21日	水	本会議	• 一般質問
22日	木	休会	
23日	金	IJ	
24日	土	IJ	
25日	日	"	
26日	月	JJ.	委員長報告に対する質疑・討論の通告限(12時)
27日	火	JJ.	
28日	水	本会議	<ul> <li>・議案第3号(議案第3号審査特別委員長報告,質疑,討論,表決)</li> <li>・議案第12号~議案第30号</li></ul>

# 第 1 回 定 例 会

平成24年2月28日 (第1日)

### 第1回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年2月28日午前10時00分

1.	議事日程		
	○日程第1	会議録署名詞	義員の指名
	○日程第2	会期の決定	
	○日程第3	議案第 4号	平成23年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について
	○日程第4	議案第 5号	平成23年度指宿市国民健康保健特別会計補正予算(第4号)に
			ついて
	○日程第5	議案第 6号	平成23年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
			について
	○日程第6	議案第 7号	平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第3号)につい
			て
	○日程第7	議案第 8号	平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第2号)に
			ついて
	○日程第8	議案第 9号	平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算
			(第2号) について
	○日程第9	議案第10号	平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
			について
	○日程第10	議案第11号	平成23年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)について
	○日程第11	議案第12号	指宿市定住促進条例の一部改正について
	○日程第12	議案第13号	指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
	○日程第13	議案第14号	指宿市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について
	○日程第14	議案第15号	指宿市税条例の一部改正について
	○日程第15	議案第16号	指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
	○日程第16	議案第17号	指宿市環境保全条例の一部改正について
	○日程第17	議案第18号	指宿市介護保険条例の一部改正について
	○日程第18	議案第19号	指宿市立公民館条例の一部改正について
	○日程第19	議案第20号	指宿市立図書館条例の一部改正について
	○日程第20	議案第21号	指宿市営住宅管理条例の一部改正について
	○日程第21	議案第22号	指宿市営賃貸住宅管理条例の一部改正について
	○日程第22	議案第23号	平成24年度指宿市一般会計予算について

○日程第23 議案第24号 平成24年度指宿市国民健康保険特別会計予算について ○日程第24 議案第25号 平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について ○日程第25 議案第26号 平成24年度指宿市介護保険特別会計予算について 議案第27号 平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について ○日程第26 ○日程第27 議案第28号 平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算につい 7 ○日程第28 議案第29号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について 議案第30号 平成24年度指宿市水道事業会計予算について ○日程第29 ○日程第30 議案第3号 指宿市メディポリス指宿奨励条例の廃止について 新たに受理した陳情上程(陳情第1号) ○日程第31 1. 本日の会議に付した事件 ○議事日程のとおり 1. 出席議員 1番議員 井 元 伸 明 2番議員 西森三義 3番議員 三樹 浜 田 藤 幸 4番議員 髙橋 5番議員 田中健一 6番議員 木 原 繁 昭 7番議員 チョ子 8番議員 新宮領 進 高田 9番議員 下川床 10番議員 中村洋幸 泉 11番議員 前之園 正 和 12番議員 物袋昭弘 13番議員 前原 六 則 14番議員 福永德郎 弘 15番議員 新川床 金春 16番議員 六反園 大 保 三 郎 17番議員 前田 猛 18番議員 19番議員 下柳田 賢 次 21番議員 松 下 喜久雄 22番議員 森 時 德 1. 欠席議員 な し 1. 地方自治法第121条の規定による出席者 豊 留 悦 男 富永信一 市 長 副 市 長 教 育 長 池田 昭 夫 総務部長 瀬貴久 渡

健康福祉部長

田福幸

迫

中間竜郎

市民生活部長

建設部長 吉 井 敏 和 産業振興部長 三 窪 義 孝 教育部長 吹留賢良 山川支所長 森 健 一 開聞支所長 井 上 修 一 総務部参与 久 保 憲一郎 産業振興部参与 総務課長 邉 見 重 英 浜 田 淳 市長公室長 下 吉 龍 一 長寿介護課長 野口義幸 商工水產課長 髙 野 重 夫 建設監理課長 澤山重蔵 水道課長 修 松元

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 新村光司 次長兼議事係長 福山一幸調査管理係長 鮎川富男 議事係主査 濵上和也

#### △ 開会及び開議

○議長(森時德) それでは、開会いたします。

ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、平成24年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### △ 会議録署名議員の指名

○議長(森時德) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、松下喜久雄議員 及び井元伸明議員を指名いたします。

#### △ 会期の決定

○議長(森時德) 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月28日までの30日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月28日までの30日間と決定いたしました。

#### △ 議案第4号~議案第30号一括上程

○議長(森時德) 次は、日程第3、議案第4号、平成23年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について、から、日程第29、議案第30号、平成24年度指宿市水道事業会計予算について、までの27議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 平成24年第1回市議会定例会の開会に際し、平成24年度予算並びに諸案件のご審議をお願いするに当たり、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと思います。

#### 【I】施政方針

新・指宿市の2代目市長に就任して以来,早いもので2年が経過いたしました。この間,「変える」をキーワードに,「豊かな資源が織りなす食と健康のまち」の実現を目指して,市議会をはじめ,市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら,職員と一丸となって,

全力で取り組んでまいったところです。市長として、折り返し点となる新年度を迎えるに当たり、更なるご協力をいただきながら、未来志向型の行政を確立していかなければならないと強く思っているところであります。

昨年の世相を表す漢字は「絆」でした。3月11日に発生した東日本大震災,地震と津波を 起因とする東京電力福島第一原子力発電所の事故は,東北・関東地方を中心に甚大な被害を もたらしました。被災地を映し出すテレビには,人々が悲しみに耐えながら互いに助け合い, 他の被災者を案ずる姿や,炊き出しや支援物資に長い行列を作りながら整然と乱れることな く順番を待つ姿がありました。苦境にあっても思いやりを失わない被災者の姿は,外国人に も感銘を与え,国境を越えて「絆」が深まった年となりました。

本市においても、義捐金や支援金などの募金活動の輪が各種団体を通して広がっていきました。市では、寄せられた支援金を活用して、宮城県石巻市に、6月と11月の2回にわたり、本市の特産品の徳光スイカやカボチャ、焼酎、茶節、腹皮、サツマイモ、米などを送ったところであります。また、震災直後から職員を石巻市に派遣し、行政事務の早期回復を支援してまいりました。

被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願う ものであります。

さて、我が国は、東日本大震災と福島第一原発事故の未曾有の国難に加え、各地を襲った集中豪雨、さらにはタイの洪水による日系企業の被害、またヨーロッパの債務危機の拡大などもあり、歴史的な円高による経済活力の低下という難局に直面しております。また、野田首相は、国論を二分する環太平洋経済連携協定加入への協議参加を表明いたしました。TPPをめぐる議論は、日本経済の被る影響に議論が集中しておりますが、打撃を受けるのか、活路を開くのか、日本の政策転換が争点となっていることに違いないところであります。

そのような中、昨年は、県民の念願であった九州新幹線鹿児島ルートの全線開業により、 青森から鹿児島までがレールで結ばれ、良い意味での新たな都市間競争の幕開けとなりました。 指宿市には、観光特急列車「指宿のたまて箱」が爽やかな風を運んでくれました。 新幹線「さくら」と「みずほ」が新大阪までの直通となり、鹿児島中央駅からわずか3時間45分で関西圏と往来できるようになりました。観光客数は、口蹄疫等の影響で大打撃を受けた一 昨年と比較すると、驚くようなV字回復が図られた1年であり、関係団体等の皆様方には感 謝いたしているところであります。

さて、4月には、恒例のアロハ宣言セレモニーが行われ、会場となったセントラルパーク 指宿には、アロハシャツを着用した親子連れの市民らが多く集まりました。クールビズのア ロハシャツの着用は、市民のユニホームとして広く定着しており、震災後の節電の一助とな っています。翌月には、アロハのまち・指宿を印象付ける「いぶすきフラフェスティバル」 が開催され、全国から延べ2、648人の愛好者に南国ムードいっぱいの踊りを披露していただ きました。

新たに拝殿が建立された長崎鼻の龍宮神社は、浦島太郎伝説の玉手箱にちなんで命名された観光特急列車「指宿のたまて箱」との相乗効果で、多くの観光客が訪れるパワースポットとなりました。

夏には、有限会社南九船舶により暫定運航されていた山川・根占航路に新造船が投入され、 本格運航が始まるとともに、いぶすき山川港特産市場「活お海道」が、市内で2か所目となる国土交通省の道の駅に登録されました。

一昨年、口蹄疫の影響で中止となった「山川みなと祭り」「開聞そうめん夏祭り」が2年 ぶりに開催され、多くの市民で賑わいました。「指宿温泉祭」では、粋で美しい女衆のみこし巡行に大いに盛り上がりました。また、「いぶたま」の山車や初代いぶすき菜の花レディの披露を初め、郡上おどり連の皆さんにも参加いただいた恒例のハンヤ踊りなど、多くの市民で賑わいました。

指宿市民体育祭は、市営陸上競技場の全天候型トラックへの改修に伴い、開聞総合グラウンドで初めて開催されましたが、降雨のため、途中で中止という残念な結果となってしまいました。また、指宿港海岸の砂浜再生を願うスポーツイベントとして、「第1回砂むしCUPビーチバレー大会」が開催されました。このイベントは、国の直轄事業である指宿港海岸保全整備事業の事業化検証調査に関連して実施されたもので、21チームが参加し、白熱したプレーが繰り広げられました。

11月には、山川文化ホールで、中国との友好都市盟約や海外交流についての可能性を探る 国際交流シンポジウムや、沖縄・鹿児島文化交流祭が開催され、市内在住の中国人研修生や 沖縄県民の方々との交流が深まりました。

明けて1月、31回目となる菜の花マラソン大会では、全国各地から1万8、334名のランナーの参加があり、早春の指宿路を駆け抜けていきました。第20回の記念大会となった菜の花マーチは、参加者が史上最高の1万4、555人となりました。楽しく歩くことで健康づくりに寄与する菜の花マーチなどのウオーキングは、私が推進する「健幸のまちづくり、スマート・ウエルネス・シティ構想」の核になると考えております。

また、昨年は、東日本大震災を契機に、安全で安心なまちづくりへの対応が求められた年でもありました。災害時の相互支援という観点から、人吉市・千歳市・十日町市と「災害時応援協定」を、国土交通省九州地方整備局とは、「大規模な災害時の応援に関する協定」を締結し、防災体制の強化に努めました。さらに、全国展開するNPO法人コメリ災害対策センターとも、「災害時における物資供給に関する協定」を締結いたしました。

このほかにも,尾下地区の飲料水供給施設の整備,北指宿中学校体育館の改修,山川町漁協の冷蔵庫の整備,新型インフルエンザに対する助成の全市民への拡充を図ったほか,経済対策の交付金事業等を活用した指宿図書館の電算システムの稼働,観光客の手軽な交通手段

としてレンタル電動アシスト自転車「いぶりん」の導入など、多くの事業に取り組むことが できました。

平成23年度は、未曾有の大災害により、全国的に先が見えない不安が先に立つような1年であったにもかかわらず、指宿市にあっては、職員はもとより、市民一人一人が力を合せてこの難局に立ち向かい、成果の上がった年であったと思っております。国・県をはじめ、ご協力いただいた多くの関係者の方々に衷心よりお礼を申し上げます。

さて、平成24年度でありますが、東日本大震災からの復興のため、国の予算は一層の債務 超過に陥ることが予想されます。また、31年ぶりの貿易赤字となったことにより、輸出に大 きく依存してきた日本経済の先行きに不透明感が増しています。我が国の自動車業界をリー ドする大企業でさえ赤字に転落するなど、本当に大きな時代の変革、国民生活の安心を脅か す時代が到来しようとしています。また、加速する少子高齢化は、社会全体に大きな影響を 及ぼしており、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革が国会でも真剣に議論されて います。国と地方が緊密に連携して、東日本大震災からの復旧・復興はもとより、地域経済 活性化・雇用対策、防災・減災対策に最大限の努力をする必要があります。

このような中、指宿市においては、第1次指宿市総合振興計画の後期基本計画に基づく諸事業がスタートすることになります。この後期基本計画の素案は、指宿・山川・開聞の各地域審議会委員の皆さんに、多くの時間を費やして議論いただき、作り上げたものであります。第1次指宿市総合振興計画は、私が掲げるマニフェストとも方向性が一致しておりますので、今年度スタートする後期基本計画とマニフェストとの融合を図ってまいりたいと思います。

市長就任3年目を迎える本年度も、私が重点項目として位置づけている「行財政改革」や「地域経済の活性化」など5つの項目を基軸に、より多くの成果を挙げるための行政運営に取り組んでいかなければなりません。

特に、少子高齢化の進行に伴う国民健康保険や後期高齢者医療などの医療費は、今後も増加する傾向にあり、市の財政を圧迫するところまで来ております。国の総合特区制度を活用した「健幸のまちづくり、スマート・ウエルネス・シティ構想」を早急にプランニングし、エビデンス、すなわち科学的根拠に基づく諸施策を推進していく必要があります。健康に関心のある層だけが参加するのではなく、市民誰もが参加するような健康づくりに関する施策や事業を展開し、医療費の抑制を図るとともに、本施策を着実に推進してまいります。

地域経済の活性化という観点からは、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業して2年目を迎えます。観光特急列車「指宿のたまて箱」の乗車率は好調を維持し、週末や休日等の1両増結の運行が決定するなど、「観光いぶすき」にとって、追い風ではありますが、「九州新幹線の全線開業効果を一過性に終わらせることなく、どう持続させることができるか」真価が問われる1年になるだろうと思っております。これまで以上に、関係機関等の連携を図り、環境整備を促進するとともに、JRグループをはじめ、民間団体や霧島、種子・屋久との広

域連携によるキャンペーン商品の開発などを更に進めてまいります。

また、姉妹都市盟約を進めている中国胶南市との交流や、空の直行便運航が始まる台湾との交流などを通して、アジア圏域からのインバウンド観光を積極的に推進する必要があると思っております。海外へ発信する指宿の潜在的な魅力には、温暖な気候や世界に類を見ない天然砂むし温泉、がん粒子線治療研究センターを核とするヘルス・ツーリズム、肥沃な台地と豊かな海洋資源がもたらす安心・安全な多品種の農林水産物などがあります。みずから先頭に立って、これらを広くPRしてまいります。

また、本市の温暖な気候は、スポーツ合宿に適しています。市営陸上競技場の大規模改修 も実施いたしましたので、県内外の学校や企業等の合宿、各種大会の誘致を積極的に進めて まいります。

さらに、本市は火山活動によって形成された、ほかに類を見ない美しい自然景観を有し、豊かな歴史と文化に育まれた魅力ある地域であります。市全体が「まるごと博物館」に例えられ、随所に観光資源となる素材が点在しておりますので、各分野が横断的に連携し、全市的な視点で魅力アップを図ってまいります。市内で最も観光客が訪れる砂楽に隣接する「指宿船員保険保養所」の跡地利用については、地元通り会と協働で整備計画を検討した後、交流の広場として整備をしてまいります。

市民の安全・安心な暮らしを確保するため、市内全域を網羅する防災行政情報システムを 構築し、災害に強いまちづくりの実現に取り組んでまいります。

基幹産業であります農業については、いぶすき農業支援センターを拠点として、地域農業を担う人材の育成・確保に努めるとともに、TPPに関しては、国の方向性及び県の対応状況を踏まえながら対応してまいります。

指宿市は、合併から7年目を迎え、市民の融和や一体感が感じられるようになりました。 市役所は、市民に役立つところであり「主役は市民」であります。自治の基本である住民本 位の行政を構築するため、職員と一丸となり、今後も知恵を出し合い、創意工夫して財源を 確保していく必要があります。景気の回復を願いつつも、厳しい財政状況が予想されるとこ ろではありますが、第1次指宿市総合振興計画後期基本計画のスタートの年として、市議会 をはじめ、市民皆さんの声に真摯に耳を傾けながら、ともに力を合わせ、「豊かな資源が織 りなす食と健康のまち」の実現に向けて、全力を尽くしてまいる所存でありますので、市政 への議員各位の変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、24年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

#### 1 市民福祉について

まず、市民福祉についてであります。

市民との協働によるまちづくりにつきましては、国の「日本再生の基本戦略」にも取り上げられていますとおり、ますます深刻化していく人口減少の中、いかにして人々の生活が地

域活力を維持し、環境や防災対策等に適応していくかが大きな課題となっています。本市としましても、指宿市協働のまちづくり指針をベースに、自助、共助、公助の仕組みをうまく融合した社会づくりを進めていきたいと考えております。

また、一人一人の人権が尊重され、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力が十分に発揮でき、多様性を認め、受け入れられる男女共同参画社会を実現していくことは、とても重要な課題であろうと考えております。本市においても、国の第3次男女共同参画基本計画の動きと連動しながら、市の男女共同参画基本計画に基づいた市民全体の意識醸成と各種施策推進に努めてまいります。

健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進する観点から、市民一人一人の思いを大切にし、その人らしい生活が送れるまちづくりや、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、医療や子育て、福祉の充実を図るため、各種事業に取り組んでまいります。また、援護を必要とする高齢者や障害者の方々が、住み慣れた地域や家庭において、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関・団体との連携や地域の方々との協働により、積極的にその支援に努めてまいります。

高齢者の福祉につきましては、介護予防の充実が更に求められており、これまで展開してきた「ふれあいデイサービス事業」や「食の自立支援事業」、さらには「砂むし温泉入浴事業」等の介護予防の施策を積極的に推進してまいります。また、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進するなど、シルバー人材センターや社会福祉協議会等とも連携し、高齢者福祉の充実に努めてまいります。

障害者等の福祉につきましては、国等の動向を注視しながら、計画に基づき、障害者等が 住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる社会を目指して、生活の環境づくりや支援体 制の強化に努め、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を積極的に推進してまいります。 また、障害児等の福祉につきましては、児童デイサービス(さつき園)の定員枠の拡充を図 り、早期療育に努めてまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、次世代育成支援地域行動計画に基づき、各種事業を推進してまいります。子育てと就労の両立支援及び母子・父子家庭等の就業・自立に向けて、児童扶養手当や自立支援給付金等を支給するなど、次代を担う子供が健やかに育ち、育成される環境づくりに努めてまいります。次代の社会を担う子供を社会全体で応援する観点から、平成22年度から創設されました子ども手当につきましては、引き続き国の制度に基づき使用してまいります。さらに、保育所に第3子以降の児童を入所させる多子世帯に対しては、引き続き当該児童の保育料の軽減を図るとともに、平成25年度からの幼保一体化に向けた「子ども・子育て新システム」についても、国の審議状況を見ながら対処してまいります。虐待等による要保護児童の早期発見や、適切な保護及び配偶者からの暴力等に迅速に対応する必

要があることから、これらについての相談・支援活動の充実・強化に努めてまいります。

市民が生涯を通して健康で生き生きと暮らすための保健・医療につきましては、「自分の健康は自分で守る」を基本に、医師会や歯科医師会をはじめ、各関係機関と連携を密にしながら、母子保健事業や予防接種等による疾病予防対策事業、献血促進、救急医療、がん検診及び健康づくり等の事業を健康増進計画に基づき実施してまいります。特に、女性特有のがん検診につきましては、引き続き一定年齢対象者への子宮がん、乳がんの無料検診を行い、早期発見、早期治療につなげてまいります。また、母子保健事業においては、妊婦一般健診を継続して実施し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できる環境づくりに努めてまいります。予防接種事業につきましては、インフルエンザに対する助成を全市民に行うとともに、次代を担う子供たちの感染予防のため、子宮頸がんやヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種を助成してまいります。

次に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計では、医療 や介護の給付費の適正化を図り、その健全な運営に努めてまいります。

特に、国民健康保険特別会計は、非常に厳しい財政状況でありますので、医療費適正化対策として、健康推進員、訪問指導員等を活用するとともに、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進し、受診率の向上に努めてまいります。

また,後期高齢者医療特別会計につきましては,新たな医療制度が創設されるまでの間, その動向を注視しながら,鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り,引き続き円滑な 業務運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、介護保険法等の改正内容を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3か年を1期として策定した、第5期介護保険事業計画に基づき事業を実施してまいります。また、介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、地域密着型サービスの更なる充実を図るとともに、高齢者の総合的なマネジメントを担う地域包括支援センターを核として、積極的に介護予防事業等を展開してまいります。

環境行政につきましては、地球温暖化問題やオゾン層の破壊、越境汚染など、地球的規模の環境問題が深刻化し、京都議定書に基づく温室効果ガス排出削減の取り組みが行われており、日本には6%削減する義務が課せられております。本市においても、地球温暖化防止に向けて、市民、事業者、行政の幅広い参加による実効ある取組が求められているところであります。このようなことから、改正省エネ法に基づく特定事業者として、エネルギー消費量の中長期的な削減目標に基づき、自らが環境負荷の軽減を図るとともに、家庭環境 I S O の推進を図るなど、身近なところから地球環境保全への取組に努めてまいります。

地域環境の保全対策につきましては、悪臭の測定方法の見直しや環境浄化微生物活性化資材「LOVEいぶすき」による河川等の水質浄化や悪臭対策など、「指宿市環境基本計画」に基づき、諸施策の推進に取り組んでまいります。

本市の海岸線は、国立公園の普通地域に属し、知林ケ島など多くの観光客が訪れ、ウミガメも上陸・産卵することから、漂着ごみの回収処理を行い、海岸線の景観及び環境保全を図ってまいります。

不快害虫ヤンバルトサカヤスデ対策につきましては、生息区域からの土砂・草木等の移動制限などの広報活動や地域住民協働による環境整備、新規発生箇所への薬剤散布などを行い、 蔓延防止に努めてまいります。

生活排水対策につきましては、公共下水道認可区域外の地域において、単独処理浄化槽若 しくは汲み取り便槽から浄化槽への切り替え設置者に対し、補助の上乗せを行い、合併浄化 槽への切り替えを更に推進してまいります。また、池田湖・鰻池集水区域につきましては、 高度処理合併浄化槽への上乗せ補助の実施や、水道事業と連携し、生活排水処理施設の適正 な維持管理を行いながら、閉鎖性水域の水質保全に努めてまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、長年の懸案事項であった指宿畠久 保地区で過疎対策事業を活用し、安心で安全な飲料水供給施設の整備に努めてまいります。

廃棄物問題につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量化・資源化に努めておりますが、更なるごみ減量化を推進するため、廃棄物指導監視員を引き続き雇用しながら、ごみ発生の抑制、資源ごみへの誘導・分別徹底を図るとともに、ごみ減量・分別のための出前講座や、生ごみ処理機器購入補助事業の継続、ごみ出し指定袋販売価格の検討など、今後も事業者や市民の皆様と協働しながら、循環型社会の構築を目指してまいります。

ごみ処理につきましては、清掃センター設備の定期的な整備に加え、経年劣化による補修を行うとともに、新ごみ処理施設整備のための基本計画作成や、焼却灰等の処理を行う管理型最終処分場の平成25年度一部供用開始を目指し、また、し尿処理につきましては、老朽化した指宿及び開聞し尿処理場に替わる新たな指宿広域汚泥リサイクルセンターが本年4月から本稼働することから、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携しながら着実に推進してまいります。

#### 2 産業振興について

次に,産業振興についてであります。

農業は、農産物等の輸入増加や産地間競争の激化、国内経済の不安定による個人消費の低迷、TPPへの参加問題等、取り巻く環境は厳しいものとなっております。これらを踏まえ、本市におきましては、「いぶすき農業支援センター」を拠点に、関係機関・団体等との連携体制を強化し、恵まれた自然環境と土地資源を生かした生産性の高い経営の展開や、ブランド産品を中心とした多彩な農産物を安定的に供給できる産地づくりを目指します。

野菜や果樹につきましては、消費者や市場からの評価を更に高めるため、市場が求める定時・定量・定質に加え、農業生産規範を定める「かごしまの農林水産物認証」(K-GAP)の推進により、安心・安全な農産物の生産に努めてまいります。今後も、消費者が望む

安全で品質の良い農産物の生産を推奨するとともに、活動火山周辺地域防災営農対策事業などの各種補助事業を活用した施設等の整備を進め、生産安定と品質向上を図り、産地づくりに努めてまいります。花き・観葉につきましては、「いぶすき花き振興連絡会」を中心に、花き・観葉生産者や関係機関と連携しながら生産安定と品質向上に努め、消費者動向を的確に把握し、他産地に先駆けた新品目の調査・研究に取り組んでまいります。

病害虫防除対策につきましては、市民、関係機関の協力により、今年2月にイモゾウムシ、 アリモドキゾウムシの根絶が確認され、国による省令の解除手続が進められておりますが、 今後は、新たな侵入に対しての防止対策と警戒調査を行うため、市民・事業所等への広報活動を行ってまいります。また、ミカンキジラミの根絶に向けましては、関係機関と連携して 防除活動を継続してまいります。

畜産につきましては、飼料価格の高騰による生産コストの高止まりや景気停滞に伴い、枝肉価格が低迷するなど、厳しい経営状況にあります。また、今後も、TPP等の輸入自由化問題で、畜産を取り巻く情勢は予断を許さない状況にあることを踏まえ、無利子の家畜購入資金貸付や酪農ヘルパー事業等に取り組んでまいります。

口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病に対する防疫体制につきましては,引き続き畜産農家の方々への周知徹底に努め,飼料自給率向上のため,飼料用イネ及びカンショツルの利用拡大を推進しながら,生産性の向上による経営安定とふん尿処理対策,環境保全が図られるよう努めてまいります。

農畜産物の地産地消・地産全消につきましては、市内外のイベントをはじめ、様々な機会を捉えてPRを行うとともに、トップセールスとして市場訪問を行うほか、生産農家が自ら加工・販売に取り組む「6次産業化」への支援等により、消費拡大につなげてまいります。

食育につきましては、保健・教育等の関係部署との連携により、総合的な「食育推進計画」を策定の上、安心・安全な地元産農畜産物の生産状況や健全な食習慣の必要性などを市民へ周知し、「食」や「農」への関心を啓発いたします。

耕地事業につきましては、基幹農道の南薩東部地区広域営農団地農道が、指宿地域の一部 と山川・開聞地域で利用が開始されています。今後も、早期全線開通を目指し取り組んでま いります。併せて、経営体育成基盤整備事業の平成25年度完成に向けての取組を強化し、ま た、シラス対策事業や昨年度から着手している土砂崩壊防止事業など、今後も農業生産基盤 の整備を進めてまいります。さらに、平成19年度から5か年計画で取り組んだ農地・水・環 境保全向上活動支援事業を平成24年度から更に名称を変更し、5か年計画で、農地・水保全 管理支払交付金事業として積極的に推進いたします。

林業につきましては、今後も集団間伐や松くい虫の防除事業等を推進するとともに、森林 整備地域活動支援交付金制度の活用を更に促進し、森林の持つ多面的機能の発揮に努めてま いります。 水産業につきましては、水産資源の減少や魚価の低迷等により漁業経営は厳しい状況にあることから、持続的・安定的な漁業生産を実現するため、漁場の整備や、タイ、ヒラメ等の種苗放流、藻場造成等を推進してまいります。また、漁協、行政機関等の連携により、地域特産魚や養殖魚の販売を促進するため、地元直販店へ出荷する地産地消の取組や、大消費地への販路拡大など、漁業経営体の育成を図ってまいります。カツオの水揚げにつきましては、海外まき網船の誘致や、かつお節原料確保のための施設整備を推進し、かつお節製造業の振興に努めてまいります。今和泉漁港・山川漁港・川尻漁港の整備につきましては、漁港整備長期計画に基づき推進してまいります。いぶすき山川港特産市場「活お海道」につきましては、昨年、指宿市2番目の道の駅として登録されました。今後、観光客と市民との交流促進、観光情報等の提供の場として更に活用し、地域の特性を生かした地先で獲れた新鮮な魚介類やかつお節、さつま揚げなどの水産加工品、近隣で生産される新鮮な農産物等の宣伝販売を強化してまいります。

商工業につきましては、九州新幹線鹿児島ルート全線開業効果などにより、観光関連産業に明るい兆しがありますが、総体的には閉塞感のある経済状況が続いております。このような中、指宿駅周辺の商店街においては、志を持った若者が飲食店を開業したり、指宿マルシェの開催など、新たな動きが出てきております。このことは、これまで地域の商工業者はもとより、行政と市民が協働して実践してきた様々な施策の成果であると思います。今後も、このような地域の皆さんの活力を生かしながら、商工業の発展に向けた施策を推進してまいります。また、企業、関係機関、市民、行政が一体となって、農商工連携や農林水産業の第6次産業化を促進し、産業振興に努めるとともに、中心市街地の活性化事業や商店街街路灯維持、商工業制度資金利子補給、商工会議所や商工会が実施する商品券事業等につきましても、引き続き支援をしてまいります。

雇用につきましては、「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」等を積極的に活用して雇用の創出を推進するとともに、ハローワークや県雇用労政課等の関係機関と連携し、事業者による起業や事業規模拡大による雇用創出などの支援に向けた施策に取り組んでまいります。

また、消費者トラブルの未然防止とその救済のために、法テラス、警察等の関係機関との 連携を図りながら、速やかな情報提供や消費者教育・消費者啓発など、指宿市消費生活セン ター充実に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、昨年8月、本格運航を再開しました、山川・根占航路の継続かつ安定的な運航のための施策を推進してまいります。また、地域住民の通院・通学・買物等、日常生活にとって必要不可欠な交通手段である路線バスの維持・確保を図るとともに、市内循環バスの利用促進を図ってまいります。

観光につきましては、篤姫ブーム以降、口蹄疫や新燃岳噴火、東日本大震災などの影響により観光客の減少が続いておりましたが、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業及び観光特急

列車「指宿のたまて箱」の運行開始により、観光客が増加しております。観光は地域経済に 大きな波及効果をもたらすことから、その振興に、より一層積極的に取り組まなければなら ないと考えております。具体的には、九州新幹線鹿児島ルート及び「指宿のたまて箱」の効 果を持続させるため、「積極的な情報発信の強化」、「霧島などとの広域観光の推進」、

「女性目線の観光地づくり」,「おもてなしの心によるリピーター対策」など,計画的な観光施策を展開することが重要であると考えております。そのほか,県や県観光連盟と連携を図り,現在,鹿児島と直行便で結ばれている韓国や中国,また3月から新たに直行便が就航する台湾からの誘客推進に積極的に取り組んでまいります。

イベント対策につきましては、菜の花マラソンや菜の花マーチ、フラフェスティバルなど、数多くのイベントが開催され、観光客誘致に大きな効果をあげております。今後も、それぞれのイベントの内容等を充実させるとともに、おもてなしの輪を広げ、更なる観光客の誘致を図ってまいりたいと考えております。

知林ケ島の利活用につきましては、環境省直轄事業による遊歩道や展望台、休憩所などの整備が進み、今後は、花と緑と環境の島として更なる充実を図るとともに、地域住民や関係機関が一体となり、管理運営及び利活用の協議を進めてまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、これまでも様々な改善を行ってきたところであります。昨年の東日本大震災による影響は非常に厳しいものでしたが、九州新幹線鹿児島ルート全線開業、震災からの復興など明るい材料もあります。職員・従業員の「心のおもてなし」ができるようなお一層努力し、また、今後も更なる経営改善を図り、売り上げ増を目指すとともに、地域住民や観光客の憩いの場、交流の場として、施設の維持管理及びサービスの向上に努めてまいります。

温泉施設の砂むし会館「砂楽」、山川砂むし保養施設及びヘルシーランドにつきましては、指定管理者と連携しながら、「もう一度訪れたい温泉地・指宿」を目指して、より一層の健全運営とサービス向上を図ってまいります。また、レジャーセンターかいもんにつきましては、健全運営に努めながら、安全で快適な施設の維持管理を行ってまいります。かいもん山麓ふれあい公園につきましては、利用客のニーズに的確に対応した魅力ある公園を目指して、適切な維持管理に努めるとともに、効果的かつ効率的な管理運営に取り組んでまいります。

#### 3 土木行政について

次に、土木・建設などのまちづくり全般についてでございます。

国の補助金一括交付金化等の公共事業予算見直しが実施され、公共事業を取り巻く環境は 依然として厳しいものがありますが、主要施策達成のために重点化を図りながら、市民の社 会資本整備のニーズに的確にこたえるため、経済情勢や地域の実情を踏まえ、機動的かつ弾 力的に進めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路の整備により、道路・交通網を構築

し、安全で円滑な道路交通の確保、並びに市民の利便性向上を図ってまいります。また、国 土防災施設整備の観点から、河川、海岸、急傾斜地等の整備を行い、安全・安心で快適なま ちづくりに努めるとともに、生活基盤施設整備として公共下水道施設の整備や公営住宅の整 備などを実施し、住みやすい魅力あふれるまちづくりに努めてまいります。

幹線道路網の整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用し、広域農道南薩 東部地区の鎮守山線や松ケ窪尾下線において、平成25年度完成を目標に道路改良舗装工事を 実施してまいります。また、国の事業としましては、国道226号の岩本交差点改良事業が実 施され、県事業としては、指宿鹿児島インター線(池田工区)の道路整備事業が計画されて おり、これらの事業により、市内各地へのアクセス向上に努めてまいります。生活道路の整 備につきましては、宮久保線、小牧中通り線、山川児ケ水線、和田園線、大山平原線等の道 路改良舗装工事や、国道226号の交差点改良事業に併せて、岩本麓線の道路改良舗装工事に 伴う用地補償などを過疎対策事業債の有利な起債を活用して整備をするよう計画をしており ます。また、これらの新設改良事業のみならず、道路等の維持補修にも引き続き努めてまいります。

急傾斜地の整備につきましては、川尻地区と細田西地区の急傾斜地崩壊危険区域を昨年に 引き続き県単事業で計画し、安全性を高めるよう努めてまいります。

また、国・県の事業であります港湾、海岸等の整備につきましては、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。主な負担金事業としましては、東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業や指宿港の社会資本整備総合交付金事業によります内防波堤及び浮桟橋の設置が計画されております。指宿港海岸の整備につきましては、平成23年度に指宿港海岸保全施設整備事業の事業化検証調査が実施されたところであり、今後も、調査結果を基に、関係者の方々のご協力をいただきながら、事業の実現に向け、更に努力を重ねていきたいと考えております。

都市計画につきましては、利便性に優れた快適なまちを目指し、都市施設の整備・改善を行い、魅力あふれる街並みの形成を図るため、都市計画マスタープランを作成し、次の事業を展開してまいります。湊土地区画整理事業につきましては、中心市街地として、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら、事業の早期完成を目指してまいります。十町土地区画整理事業につきましては、市役所周辺を行政の中心地として住みよい市街地の形成を目指し、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら、事業を推進してまいります。街路事業につきましては、JR指宿駅へのアクセス道路である渡瀬通り線(県道指宿停車場線)の早期完成を目指し、県と協力しながら整備を進めてまいります。また、庁舎潟山線では、十町土地区画整理事業の進捗との整合を図りながら、事業の推進に努めてまいります。

公共下水道事業汚水整備につきましては、十町土地区画整理事業と整合を図りながら、面

整備を進めてまいります。雨水対策につきましては、十町土地区画整理事業に伴う雨水幹線の整備を行うとともに、新潟口雨水ポンプ場建設事業を年次的に進め、総合的な浸水対策事業に努めてまいります。浄水苑・汚水中継ポンプ場・管渠等の改築更新事業につきましては、下水道長寿命化計画に基づき実施をしてまいります。また、汚水施設の浄水苑・中継ポンプ場及び雨水施設の潟口雨水ポンプ場、潟山ゲートポンプ場、仮設ポンプ場等、下水道施設の維持管理には万全を期すとともに、下水道への排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境の確保に努めてまいります。

公営住宅事業につきましては、指宿地域68棟516戸、山川地域47棟133戸、開聞地域62棟142戸の計177棟791戸の市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理をしてまいります。また、住宅建設事業につきましては、指宿地域、道下団地2棟7戸、中福良団地2棟8戸の合併浄化槽への改修を実施するとともに、市営住宅の活用を図るため、長寿命化計画を策定いたします。今後も、市営住宅の整備・改善等を年次的に計画し、良好な居住環境の創生を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、 道路等の用地管理についても、未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努め てまいります。

上水道につきましては、事業開始以来、その普及と健全な発展に取り組んでまいりました。これまで年次的・計画的に整備を進め、現状では給水区域の平均普及率も99%を超えるほどになりました。近年、節水型社会の到来による水需要の減少など、構造変化が見受けられますが、今後も、市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとして、常に「公共性」と「効率性」を両立させながら、安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給してまいります。今年度は、小雁渡浄水場整備事業として、浄水池・電気室の新設、場内配管及び配水池基礎工事等を行います。また、有収率の改善を図るため、開聞地区の漏水調査を行うとともに、安全な給水体制の構築や老朽管更新等を行います。管路整備事業では、配水管の新設工事として、十町土地区画整理配水管工事など4路線、改良工事については長迫西線配水管布設替工事など4路線のほか、制水弁の設置工事などを計画しており、水質管理の徹底等を含め、より安全で安定した給水の確保を図ってまいります。

## 4 教育行政について

次に、教育行政についてであります。

教育は、将来の社会を担う人材を育成するという、国、地方を通じて取り組むべき最も重要なテーマであります。本市教育委員会では、指宿市教育振興基本計画で、「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」を基本理念に掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、

これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指すこととしております。この実現に向け、「確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育の推進」、「社会で自立する力をはぐくむ教育の推進」、「信頼される学校づくりの推進」、「地域まるごと教育の推進」、「生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」の5つの施策について、学校・家庭・地域・企業等との連携を図りながら、着実な推進に努めております。

学校の施設整備につきましては、今後の児童・生徒数の動向を踏まえながら、指宿市望ましい学校環境整備計画に基づき、長期的かつ継続的な投資効果が得られるよう、教育環境の整備等を図ってまいります。特に、児童・生徒に安全・安心で良好な学習の場を提供できるよう耐震補強工事を優先して実施するとともに、図書室のエアコン整備、グラウンドの整備、校舎等の維持補修、学校敷地内の樹木の剪定などを行い、さらに、机・いすなどの管理備品や教材・図書などの教育振興備品の整備に努めてまいります。

学校教育につきましては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、 生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す「生きる力」の育成に努めてまいります。「確か な学力」を育成するために、学習指導につきましては、「基礎・基本」定着度調査や標準学 力検査等の結果を活用し、きめ細かな指導をより一層充実させるなど、基礎的・基本的な知 識や技能の習得に努めてまいります。また、習得した知識や技能を活用し、課題を解決する ために必要な思考力や判断力、表現力を確実に身に付けさせるための指導方法の改善や、創 意工夫した特色ある教育活動を推進してまいります。さらに、小・中・高等学校の連携を深 め、日々の授業の充実を図り、学習意欲の向上に努めてまいります。

読書指導につきましては、思考力や表現力を高めるために、各学校における多彩な読書活動をこれまで以上に推進するとともに、学校・家庭・地域が連携し、主体的、意欲的に読書に親しむ「読書の街」づくりに努めてまいります。

「豊かな心」を育成するために、道徳教育につきましては、道徳の時間を要として、各教 科の授業や体験活動等、全教育活動を通して、児童・生徒の道徳性の育成に努めてまいりま す。また、環境の異なる地域での体験や相互の交流活動を通して見聞を広め、豊かな人間性 を育てるため、「千歳市との青少年交流事業」を推進してまいります。

生徒指導につきましては、いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題に対応する ため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等を配置する とともに、適応指導教室(はしむれ教室)を開設し、学校と家庭、関係機関等が連携した環 境づくりに努めてまいります。

特別支援教育につきましては、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、 その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、特別支援学校と小・ 中学校との交流を進めるとともに、特別支援教育支援員を配置し、家庭や関係機関と連携し、 個々の障害の程度に応じた指導や支援をしてまいります。 キャリア教育につきましては、将来、社会人・職業人として自立していくうえで必要とされる望ましい勤労観や職業観をはぐくむために、市内の各事業所等と連携し、すべての中学2年生が一斉に5日間の職場体験を行う「キャリア・スタート・ウィーク」の充実に努めてまいります。

メディア教育の推進につきましては、情報活用能力の育成が十分図られるよう、ICTを活用し、児童・生徒の発達段階に応じた情報モラルの指導を充実させるとともに、「いぶすき子ども映画祭」を開催し、映像を通して、児童・生徒の豊かな情操と感性を育ててまいります。

「健やかな体」をはぐくむために、体育・健康に関する指導につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を活用するとともに、いぶすき菜の花マーチ等の各種行事と連動させて、走力、持久力などの向上に努めてまいります。また、感染症対策など、児童・生徒の健康課題に適切に対応し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、保健所や栄養教諭などと連携して健康教育の充実に努めてまいります。

児童・生徒の安全確保につきましては、地震、火災、津波等の避難訓練の実施や安全指導を通して、発達段階に応じた危険予知能力や危険回避能力の育成に努めてまいります。また、スクールガード、PTA、地域住民、関係機関等の連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心できる環境づくりに努めてまいります。

教職員の資質や指導力の向上につきましては、指導が形骸化しないよう研修のあり方を工夫し、講師を招聘しての研修を積極的に推進するとともに、経験者研修をはじめとする学校内外での教職員研修の充実を図ってまいります。

地域に開かれ、地域に根差した教育活動を展開するため、学校評議員制度の適正な実施や学校便り等の積極的な情報公開に努めるとともに、「地域がはぐくむ『かごしまの教育』県 民週間」の取組などを通じて、地域まるごとの教育を推進してまいります。

環境教育につきましては、学校版環境 I S O の取組を更に進めるとともに、児童・生徒が 環境問題について関心を持ち、自ら進んで解決に取り組む態度を身に付けるため、学校・家 庭・地域で環境に取り組んでいる団体等との連携を図り、指導の充実に努めてまいります。

指宿商業高等学校では、韓国永化女子情報高校とのホームステイなどの相互交流を充実させるとともに、本年度から商業科目の中に韓国語と中国語の選択教科を取入れ、国際化に対応できる人材育成を図ってまいります。また、企業や地域と連携した商品開発など、特色ある教育活動を通したビジネス教育を充実し、上級資格取得や生徒の適正、能力、個性に応じた進路の実現を目指してまいります。

社会教育につきましては、年々多様化する市民の学習意欲に対応できる市民講座等の充実 を図り、校区公民館を中心に各種団体の活動を支援しながら、いつでも自由に学習機会を選 択して学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指してまいります。また、学校と地域との 連携体制を充実させ、地域のボランティアで学校の教育活動を支援するいぶすき学校応援団 事業を市内の小・中学校17校で展開し、教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保するとと もに、地域や家庭の教育力の向上を図ってまいります。

青少年教育につきましては、いぶすきふるさと探検隊やいぶすき元気塾など、体験活動の 充実を図るとともに、地域の人材を生かしながら、地域全体で地域の子供を守り育てる機運 づくりに努めてまいります。また、姉妹都市との相互交流を通して、心豊かでたくましい青 少年の育成に努めてまいります。

次に、文化の振興であります。市内には、国指定史跡の橋牟礼川遺跡や国の登録有形文化財など、長い歴史の中で先人たちが残した貴重な文化財が多く残されております。今後も、未指定文化財等の調査を進め、国・県との連携を図りながら、その保存・活用に努めてまいります。時遊館COCCOはしむれでは、市の歴史、自然、文化を活用するために、「指宿まるごと博物館」構想を推進しながら、ミュージアム活性化支援事業に取組、市の新たな魅力の発掘と普及、そして活用に努め、魅力ある博物館運営を展開してまいります。

図書館につきましては、指定管理者と連携を図りながら、施設のより効率的な管理運営を 行い、市民に親しまれる図書館として、一層のサービス向上に努めてまいります。また、新 たに導入した電算システムの活用を図ることで、市内全域での図書館の利用促進を目指すと ともに、小・中学校との連携にも努めてまいります。

社会体育につきましては、市民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツ・レクリエーション活動を気軽に実践できるよう、「総合型地域スポーツクラブ」と連携した更なる取組と、市体育協会や各種競技団体等との連携・協力により効果的な事業を展開しながら、スポーツ人口の底辺拡大と生涯スポーツの推進に努めてまいります。また、市民にとって身近で気軽に利用できる学校体育施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用を促進してまいります。さらに、大規模改修を行った市営陸上競技場や、新たにトレーニング器具を設置した指宿総合体育館を中心にスポーツ施設の利用促進を図り、市民の体力づくりや競技力の向上などに努めてまいります。

学校給食につきましては、食の安全を第一に、学校給食センターの衛生管理と職員の健康 管理に努めてまいります。また、学校給食を通じての「食育」の取組を推進するとともに、 栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めてまいります。さらに、アレルギー疾患を 持つ児童・生徒の実態を把握し、十分な栄養摂取と安全な給食の提供に努めてまいります。

#### 【Ⅱ】予算の大綱

次に、平成24年度の当初予算の大綱について申し上げます。

本市の歳入構造は、国からの地方交付税等に頼っている状況にあり、新市発足後数年間は、 地方交付税が削減され、その財源不足を補うため、基金を取り崩すなどの苦しい財政運営を 強いられておりました。このような厳しい財政状況を踏まえつつ、歳出面では、行政改革大綱や集中改革プラン等に基づく各種補助金の見直し、受益者負担金の適正化、職員の定員管理及び人件費の削減等に努め、一方、歳入面では、国の緊急経済対策に係る交付金の増等があったことから、一時的に財政状況は改善しているところであります。

しかしながら、国の予算は、東日本大震災の復興支援を急務とし、多額の国債を発行して 財源を確保しており、具体的な財源の裏付けがない、大きなリスクを抱えた財政運営となっ ているところであります。特に、少子高齢化が進む中、増大する社会保障関係費を賄う安定 的な財源を欠いていることから、地方の財政圧迫につながるものと危惧しているところであ ります。

このような状況は、本市の国民健康保険特別会計の運営に端的に現われ、本年度も国保税の引き上げを行わざるを得ない状況であります。他市の状況や本市の国保加入者の状況を勘案した中で税率アップしても、更に財源が不足する見込みであることから、一般会計からの法定外繰出金として2億円を計上して財政支援を行うこととしております。今後も、医療給付が増加する傾向が続いている状況ですので、国民健康保険制度の抜本的な見直しが行われなければ、更に何らかの財政措置が必要となる可能性があります。

このような新たな財政需要が発生する中で、予算編成に当たりましては、歳入に見合った 歳出構造を基本に、施策別事業優先度評価による事務事業の見直しや市役所節電行動指針に 基づく電気料削減及び消耗品費等の経常経費の縮減等を徹底したところであります。また、 歳入の編成に当たりましては、ふるさと応援基金の効果的活用や、償還元金を上回らないよ う新規起債発行額を抑制し、新たな行政・地域課題への重点配分にも努めたところでありま す。

なお、国は、平成23年度補正予算において、東日本大震災等を機として、災害の防止又は 軽減を図り、地域の安全・安心な生活を確保するため、平成23年度に限り、防災・減災対策 に係る交付金や起債について重点的な予算を編成しています。本市も、これに呼応して、平 成23年度補正予算で、避難施設・災害対策備品の整備、小・中学校の耐震補強工事などを交 付金や特別に措置された起債を活用して、総額1億6,000万円程度の繰越明許費事業を計上 し、平成24年度当初予算でも、防災行政無線の整備や指宿消防署庁舎の建設など、市民が安 心して暮らせる災害に強いまちづくりに積極的に取り組むこととしたところであります。

平成24年度の当初予算は、

一般会計国民健康保険特別会計後期高齢者医療特別会計介護保険特別会計温泉配給事業特別会計

202億1,500万円 79億 369万5千円 5億9,301万円 41億7,363万8千円 3,991万7千円 唐船峡そうめん流し事業特別会計

2億2,803万5千円

公共下水道事業特別会計

11億5,225万3千円

水道事業会計

収益的収入

7億5,347万6千円

収益的支出

6億7,075万1千円

資本的収入

2億1,503万3千円

資 本 的 支 出

4億7,104万円

を計上いたしたところであります。

以下,一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入・歳出予算の概要等につきましては,お示しのとおりでありますので,よろしくお目通しをお願い申し上げます。

以上,向こう1年間の市政運営についての基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりましたが,今後,我が国では,東日本大震災の本格的な復興に向けて国を挙げて取り組まなければならないことから,国や地方の財政状況は,これまでの厳しい状況に加え,更に不透明さを増すことは予想されます。そのため,これからの財政運営は,今まで以上に,最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に,「入るを量りて出ずるを制す」という故事に做い,財政運営の基本に基づいた運営を行っていく必要があります。

その中において、市民が主役となり、共生・協働の地域社会づくり、住む人々に優しいふるさとづくりに取り組んでいかなければならないと考えているところであります。私自身、その先頭に立ち、職員一丸となって、諸課題に積極果敢にチャレンジし、市政の推進に全力を尽くしていく所存であります。つきましては、市議会の皆様をはじめ、市民の皆様の市政に対するより積極的なご参加とご理解・ご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

なお、今次、第1回市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算に関する案件8件、 条例に関する案件11件、当初予算に関する案件8件の計27件であります。

議案第4号,平成23年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について,から,議案第30号, 平成24年度指宿市水道事業会計予算について,までの27議案の詳細につきましては,所管の 部長に説明させますので,よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長(渡瀬貴久) それでは、命によりまして、議案第4号、議案第13号及び議案第14号 について、ご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第4号,平成23年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について,であります。

補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ9,739万1千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を210億7,134万3千円にしようとするものであります。第2条で、繰越明許費を設定するものであります。

内容につきましては、5ページの第2表、繰越明許費でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。 内容につきましては、5ページの第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、事業費の確定に伴い、債務負担行為の変更をするものであります。第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、6ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、国の補正予算に呼応した防災・減災に係る緊急防災減災事業債の追加と、各起債事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、平成23年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額又は不用額の整理、人事院勧告に伴う人件費の減などと併せて、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災対策として、国が平成23年度補正予算で新たに創設した「学校施設環境改善交付金」や防災・減災対策に係る有利な起債を活用した事業費等を計上しております。「学校施設環境改善交付金」の活用事業としては、当初計画で平成24年度実施予定としておりました耐震補強工事を、平成23年度に前倒しすることで交付金が上乗せとなり、また交付税措置が80%と有利な緊急防災・減災事業債を活用できることから、川尻小学校の屋内体育館の耐震補強工事費と北指宿中学校及び開聞中学校校舎の耐震補強工事費を計上するものであります。

また、平成23年度限りの特別措置として、安全・安心な生活を確保するための防災・減災事業に過疎対策債のソフト事業分が充当可能となったことから、海抜表示版設置、消防施設整備、避難道路改修、災害発生時対応備品整備等を計上するものであります。また、国民健康保険特別会計の財政状況が特別会計内で処理することが困難となっていることから、臨時的な財政支援として、法定外の一般会計繰出金として1億43万3千円を計上しておりますが、繰出金に計上している法定内の一般会計繰出金が3,129万3千円の減額となることから、繰出金の合計は6,914万円となるところであります。

なお、今回の補正の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、人事院勧告に伴う減や職員の育児休業・退職・休職等に係る予算の整理に伴う人件費の減と共済組合負担金保険料率改正に伴う共済費の増であります。なお、各目の人件費につきましては、38ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

また、一般会計と各特別会計・水道事業会計の補正予算につきましては、別冊、平成23年 度指宿市各会計3月補正予算の概要を、お手元に配布させていただいておりますので、参照 していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、議案第23号、平成24年度指宿市一般会計予算について、から、議案第30号、平成24年度指宿市水道事業会計予算について、までの8議案につきましては、別冊の平成24年度施政方針と予算の大綱の中で、一般会計及び各特別会計の歳入・歳出の概要をお示しし、また、

別冊,平成24年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の11ページをお開きください。

議案第13号,指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について,であります。

本案は、現在、部課長級職の職員に対し支給している管理職手当につきまして、改正を行うものであります。

12ページをお開きください。主な改正内容は、管理職手当につきましては、これまで給料 月額に支給割合を乗じて得た額を支給するよう定めていましたが、管理職員の職務・職責を 反映できるよう、職務に応じた定額支給に改正するものであります。また、附則におきまし ては、この条例について、平成24年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の13ページをお開きください。

議案第14号、指宿市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について、であります。

本案は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、良好な生活環境の確保及び交通の円滑化を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、駅前の駐車場や市道等に放置されている自転車等について、指導、撤去、管理及び処分を行うための手続方法を定めたものであります。なお、施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げま す。

○総務部参与(久保憲一郎) それでは、命によりまして、議案第12号について、ご説明申し上げます。

提出議案の9ページをお開きください。

議案第12号、指宿市定住促進条例の一部改正について、であります。

本案は、本市における定住促進を継続して図るため、助成対象期間を延長しようとするものです。

10ページをお開きください。改正内容は、第3条において、助成対象期間が平成21年4月1日から平成24年3月31日であったものを平成24年4月1日から平成27年3月31日に変更しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成24年4月1日から施行することとし、経過措置といたしまして、平成23年4月1日からこの条例の施行の日の前日までに転入した者についての取扱いを定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

 休憩
 午前11時58分

 再開
 午後
 0時58分

○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き提案理由の説明を求めます。

**〇市民生活部長(中間竜郎)** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、ご 説明申し上げます。

提出議案の16ページをお開きください。

議案第15号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律や、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が制定されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

17ページをお開きください。本案の主な改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第95条におきましては、たばこ税率の改正で、法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する改正が行われております。全体的なたばこ税率に変更はありませんが、県たばこ税が1千本につき644円減額になり、市たばこ税が644円増額になる内容で、3級品たばこにおいても、市たばこ税が305円増額になる改正でございます。

次に、附則第9条におきまして、個人住民税における退職所得に係る10%の税額控除を廃止する改正が行われております。退職所得に対して住民税の税率は、市は6%、県が4%の10%で算出します。その算出された税額の10%を控除する税額控除が昭和42年以降導入されてきましたが、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から廃止する改正であります。

次の附則第24条におきましては、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第2条に規定する基本理念に基づき実施する施策のうち、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割を市民税500円、県民税500円をそれぞれ引上げ、現行の年合計額4,500円を5,500円にしようとする改正であります。

なお、附則第1条で、施行期日は公布の日からとすることとしておりますが、附則第9条の改正規定については、平成25年1月1日から、第95条の改正規定及び附則第16条の2第1項の改正規定は、平成25年4月1日からとしております。また、第2条、第3条におきま

しては、市民税、たばこ税に関する経過措置を規定しております。

次は、提出議案の19ページをお開きください。

議案第16号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市国民健康保険特別会計の事業運営の安定化及び健全化並びに受益者負担の適正化を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

平成24年度国民健康保険特別会計の歳入・歳出予算の収支において、基礎課税額である医療分に3億円の歳入不足が見込まれるところであります。この不足額につきまして、一般会計から法定外繰入金として2億円を繰入れ、残りの不足額1億円について、税率の改正により調整しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、お示しのとおり、不足額が生じる医療分の所得割、均等割、平等割の税率及び額の改正と、この改正に伴う7割、5割、2割軽減の軽減額を改正しようとするものであります。なお、附則におきまして、この条例について、平成24年4月1日から施行することとし、平成23年度分までの国民健康保険税についての経過措置を規定しております。

次は、提出議案の21ページをお開きください。

議案第17号,指宿市環境保全条例の一部改正について,であります。

本案は、昭和48年、旧開聞町時代に、素掘りによる畜産のし尿等が地下へ浸透し河川に流れ込むのを防ぐ目的でつくられ、その後、新市に引き継がれた条項の改正をしようとするものであります。

平成11年,家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が制定され,平成16年11月からは同法の管理基準に合致した処理施設の設置が義務化されたこと,さらには,水質汚濁防止法で排出水の排水基準が設けられていることから,あえて新川及び宮田川流域のみに畜産等の事業活動に規制をかけることは,土地利用の公平性が図られないため,関係条項の削除をしようとするものであります。なお,附則におきまして,この条例の施行期日を公布の日からとしているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げま す。

**〇健康福祉部長(迫田福幸)** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、ご 説明申し上げます。

提出議案の23ページをお開きください。

議案第18号,指宿市介護保険条例の一部改正について,であります。

本案は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことにより、現行の介護保険料を5期事業計画期間内の平成24年度から26年度における介護保険料に改めるものであります。

なお、被保険者の負担能力に応じ、介護保険料率段階設定において、新たに第3段階の所得区分の細分化を図ります。また、介護保険料の減免について、介護保険法第63条、保険給付の制限との整合性を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきましては、指宿市介護保険条例第4条に規定する、第1号被保険者の保険料を、第1号・第2号について2万4千円を2万6,200円に、第3号3万6千円を3万9,400円に、第4号4万8,100円を5万2,500円に、第5号6万100円を6万5,700円に、第6号7万2,100円を7万8,800円に改めるとともに、介護保険料の段階設定において、特例第4段階の継続を図り、更なる被保険者の負担能力に応じ、世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円以下の方について、第3段階の細分化を図るものであります。なお、保険料の減免については、特別の事情(刑事施設等に拘禁された場合)に配慮するためのものであります。附則において、この条例の施行期日を平成24年4月1日としているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**〇建設部長(三窪義孝)** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の29ページをお開きください。

議案第21号,指宿市営住宅管理条例の一部改正について,であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い公営住宅法の一部改正がなされたこと及び市営住宅の名称並びに位置等の表示をするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

30ページをお開きください。改正の主な内容は、第1章の次に第1章の2を設け、市営住宅の名称及び位置等を定めるとともに、第5条の改正において、入居者資格の要件等を定めようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成24年4月1日から施行することとし、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に入居の申込みをしている者については、従前の例によることとしております。

次は、提出議案の33ページをお開きください。

議案第22号,指宿市営賃貸住宅管理条例の一部改正について,であります。

本案は、これまで公営住宅法に準じて運用していた賃貸住宅の敷金の取扱いについて、条 例中に規定しようとする改正であります。

34ページをお開きください。改正の主な内容は、第9条及び第10条に敷金と敷金の運用の 規定を追加して定めようとするものであります。併せて、関係条項の移動による条文の整理 を行うものであります。なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとして おります。 以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**〇教育部長(吹留賢良**) それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の25ページをお開きください。

議案第19号,指宿市立公民館条例の一部改正について,であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法の一部改正が行われたこと及び文言の整理並びに公民館の位置について見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

26ページをお開きください。改正の主な内容は、社会教育法で定められていた審議会の委員の基準を条例により定めることとなったことから、第5条第1項以下を繰下げ、第5条第1項に「審議会の委員(以下「委員」という)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、指宿市教育委員会(以下「教育委員会」という)が委嘱する。」と規定するものであります。また、別表第2の徳光校区公民館及び利永校区公民館の位置について、お示しのとおり、見直しを行うものであります。なお、附則において、この条例は平成24年4月1日から施行することとしております。次は、27ページをお開きください。

議案第20号、指宿市立図書館条例の一部改正について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、図書館法の一部改正が行われたこと及び文言の整理のため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

28ページをお開きください。改正の主な内容は、図書館法で定められていた協議会の委員の任命の基準を条例により定めることとなったことから、第9条第1項を繰下げ、第9条第1項に「協議会の委員(以下「委員」という)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。」と規定するものであります。なお、附則において、この条例は平成24年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森時德) ただいま議題となっております議案第4号から議案第30号までの27議案に対する質疑等は、3月2日に行います。

# △ 議案第3号上程

〇議長(森時德) 次は、日程第30、議案第3号、指宿市メディポリス指宿奨励条例の廃止について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

〇11番議員(前之園正和) 議案第3号,指宿市メディポリス指宿奨励条例を廃止する条例を, 地方自治法第112条の第2項及び指宿市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたし ましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

指宿市メディポリス指宿奨励条例に基づく奨励措置は、平成20年度から平成29年度までの10年間となっており、交付対象期間における各年度の奨励金の枠は、旧グリーンピア指宿の施設のうち、建物に対して課することとなる各年度の固定資産税の額に相当する額であります。10年間の奨励総額は、概算で約3億6,000万円であり、既に4年度分の奨励金が支出されております。

そもそも奨励条例に基づく奨励措置については、市民の間でも、その必要性を疑問視する 見方もあったところですが、奨励条例の第1条、目的にありますように、産学官の連携により、がん粒子線治療研究施設など高度最先端医療及び健康の拠点を目指すメディポリス指宿 構想に基づいて事業を行うものに対して奨励措置を行うことにより、高度先端医療の推進、 旧グリーンピア指宿の有効活用、地元雇用の促進及び定住の促進を図り、もって市経済の発 展に資するとともに、市民福祉の向上を図ることを目的とするとなっております。この目的 を一言で言うなら、指宿市民のためになるなら、指宿市のためになるならということで、お 互いの信頼関係を前提にして行われている奨励措置であり、各議員の思いも同様のものだっ たのではないでしょうか。

ところが、昨年3月ごろから始まったメディポリス指宿からの道路建設や樹木の伐採、林 地開発のあり方などをめぐって、メディポリス側から、その信頼関係を著しく裏切る行為が あったと言わざるを得ない状況になっています。例えば、道路建設については、最初、施設 内の管理道路として計画し、その後の計画変更によって幅員を広げたり、公道への延長が出 てきたとしていますが、全く客観的な説得力がないばかりか、年間50万人の人が行き来する だろうという道路計画が突然の計画変更であろうはずもなく、最初から公道との往来を前提 としていたと見るのが合理的であります。また、林地開発の許可申請をせずに工事に入り、 県から工事の一時中止を命じられ、同時に、防災面での指導も受けています。必要な手続を せずに、無許可の段階で工事を進めること自体、行政として最も否定すべき行動であります。 住民の心配する災害の懸念についてはどうでしょうか。南十町、北十町、玉利、柳田、高 之原、田良、南迫田、その他柳田校区を中心にして、近隣住民の持つ災害発生の懸念はます ます深まるばかりとなっています。事前に十分な説明がないばかりか、改めて説明を求めて も、納得のいくものになっていません。そもそも災害に対する不安から説明の場を求めたの に、「メディポリス指宿の歩みとこれからの展望」という演題で理事長の講演を行うことを メーンに設定するなど、全く理解できません。

奨励条例がお互いの信頼関係を前提にしている下で、メディポリス指宿の側から、信頼関係を著しく裏切る行為や事態が発生している現状にかんがみ、指宿市メディポリス指宿奨励条例は廃止すべきと考え、廃止条例である本議案を提出するに至ったところであります。

なお、附則において、この条例は交付の目から施行するとしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森時德) ただいま議題となっております議案第3号に対する質疑は、3月2日に行います。

#### △ 新たに受理した陳情1件上程(委員会付託)

○議長(森時德) 次は、日程第31、新たに受理した陳情1件を議題といたします。

陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、総務水道委員会に付託いたします。

休会中審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長(森時德) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

#### 指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 松 下 喜久雄

議 員 井 元 伸 明

# 第 1 回 定 例 会

平成24年3月2日 (第2日)

# 第1回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年3月2日午前10時00分

1.	議事日程		
	○日程第1	会議録署名詩	義員の指名
	○日程第2	議案第 4号	平成23年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について
	○日程第3	議案第 5号	平成23年度指宿市国民健康保健特別会計補正予算(第4号)に ついて
	○口犯答 4	送字符 C F.	
	○日程第4	議案第 6号	平成23年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について
	○日程第5	議案第 7号	平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第3号)につい
	○日生勿り	哦 <i>木</i> 勿「ク	て
	○日程第6	議案第 8号	平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第2号)について
	○日程第7	議案第 9号	平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算 (第2号) について
	○日程第8	議案第10号	平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) について
	○日程第9	議案第11号	平成23年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)について
	○日程第10	議案第12号	指宿市定住促進条例の一部改正について
	○日程第11	議案第13号	指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
	○日程第12	議案第14号	指宿市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について
	○日程第12 ○日程第13	議案第15号	指宿市税条例の一部改正について
	○日程第13 ○日程第14	議案第16号	指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
	○日程第15	議案第17号	指宿市環境保全条例の一部改正について
	○日程第16 ○日程第16	議案第18号	指宿市介護保険条例の一部改正について
	○日程第17	議案第19号	指宿市立公民館条例の一部改正について
	○日程第18	議案第20号	指宿市立図書館条例の一部改正について
	○日程第19	議案第21号	指宿市営住宅管理条例の一部改正について
	○日程第20	議案第22号	指宿市営賃貸住宅管理条例の一部改正について
	○日程第21	議案第23号	平成24年度指宿市一般会計予算について
	○日程第22	議案第24号	平成24年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
		C, T D C I N N N N N N N N N N N N N N N N N N	

○日程第23 議案第25号 平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について ○日程第24 議案第26号 平成24年度指宿市介護保険特別会計予算について ○日程第25 議案第27号 平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について 議案第28号 平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算につい ○日程第26 7 ○日程第27 議案第29号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について 議案第30号 平成24年度指宿市水道事業会計予算について ○日程第28 議案第3号 指宿市メディポリス指宿奨励条例の廃止について ○日程第29 1. 本日の会議に付した事件 ○議事日程のとおり 1. 出席議員 西 森 三 1番議員 井 元 伸 明 義 2番議員 3番議員 浜 田 藤 幸 4番議員 髙 橋 三 樹 5番議員 田中健一 6番議員 木 原 繁 昭 7番議員 8番議員 進 高 田 チョ子 新宮領 9番議員 下川床 泉 10番議員 中村洋幸 11番議員 前之園 正 和 12番議員 物袋昭弘 13番議員 前原六則 14番議員 福永德郎 新川床 15番議員 金春 16番議員 六反園 弘 17番議員 前 田 猛 18番議員 大保三郎 下柳田 賢 次 19番議員 21番議員 松 下 喜久雄 22番議員 森 時 德 1. 欠席議員 な L 1. 地方自治法第121条の規定による出席者 市 長 豊 留悦男 副 市 長 富永信一 教 育 長 田昭夫 総務部長 渡瀬貴久 池 市民生活部長 中間 健康福祉部長 竜 郎 迫 田 福 幸 産業振興部長 吉井 敏 和 建設部長 三 窪 義 孝 山川支所長 教育部長 吹留 賢 良 森 健 一

久 保 憲一郎 開聞支所長 井上修一 総務部参与 淳 産業振興部参与 総務課長 浜 田 邉 見 重 英 危機管理室長 健康増進課長 上川路 正 和 大 浦 誠 観 光 課 長 下 吉 耕 一 建設監理課長 澤山重蔵 水道課長 松元 修

# 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 新村光司 次長兼議事係長 福山一幸調査管理係長 鮎川富男 議事係主査 濵上和也

午前10時29分 開議

○議長(森時德) ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### △ 会議録署名議員の指名

○議長(森時德) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、西森三義議員及 び浜田藤幸議員を指名いたします。

## △ 議案第4号~議案第11号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)

○議長(森時德) 次は、日程第2、議案第4号、平成23年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について、から、日程第9、議案第11号、平成23年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第11号までの8議案は,委員会付託を 省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号から議案第11号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第12号~議案第30号(質疑,委員会付託)

○議長(森時德) 次は,日程第10,議案第12号,指宿市定住促進条例の一部改正について,から,日程第28,議案第30号,平成24年度指宿市水道事業会計予算について,までの19議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

**〇11番議員(前之園正和)** 議案第13号・16号・23号について通告をしてありますので、それ ぞれお伺いいたします。

まず、議案第13号、市職員の給与に関する条例の一部改正についてでありますが、市職員 組合との交渉を行ったのかどうか、また、合意があったのかどうか、その点を伺いたいと思 います。

次に、議案第16号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。昨年も国保税を値上げしました。新年度も値上げということで、2年続けての値上げになります。そのことについてはどのようにお考えか、市長に伺います。また、標準世帯における所得水準ごとの値上げ額はどのようになるのか、幾つか所得水準を想定して値上げ額を示していただきたいと思います。

次に、議案第23号、一般会計予算に関連をしてであります。新年度から、いよいよ防災無線の整備が始まります。たまたま昨日、ある元市役所職員の方とお会いしました。その方が市の幹部として在職されていたころに、防災無線の設置を要求した記憶がありますが、その方は退職されて17年になるということでした。つまり、20年ぐらい前から繰返し防災無線の整備を要求してきたところであり、いよいよ新年度から整備の段取りとなっております。そこで、防災無線の整備は、旧指宿地域から始めて、山川、開聞のデジタル化と年次的に進めていくということになっております。そこで伺いますのは、防災無線の全体的な年次計画と、新年度に整備するのはどの程度なのか、どの地域で、予算内容はどのようなことになっているのか、その点を伺います。併せて、海抜表示やハザードマップについても、計画の内容と、新年度での実施内容などについて示していただきたいと思います。

○総務部長(渡瀬貴久) 議案第13号の市職員組合との交渉の有無と、合意についてというご質疑でございます。職員団体との交渉については、実施しておりません。なお、職員団体の構成員でない管理職の手当につきましては、職員団体との交渉事項たる職員の勤務条件に該当しないと理解しております。

それから、議案第23号の防災無線、海抜表示、ハザードマップ等についての年次計画につ

いてのご質疑でございます。

防災無線につきましては、デジタル式の防災無線を導入することとし、実施設計を平成24年度の上半期で行い、工事は、平成24年度の第1期から平成27年度の第4期までの4年間を計画しております。第1期工事は指宿地域の池田校区、今和泉校区を、平成25年度の第2期工事は指宿地域の残りの指宿校区、丹波校区、柳田校区、魚見校区を、平成26年度の第3期工事は開聞地域を、平成27年度の第4期工事は山川地域を実施する予定であります。本年度予算及び実施内容についてですけれども、予算額では、実施設計委託料及び工事請負費で、2億4、265万5千円を計上したところであります。今後、実施設計を行っていくことになりますので、確定したものではありませんが、実施内容では、市役所親局1局、遠隔制御装置5か所、中継局1局、再送信子局2局、屋外拡声子局121局、個別受信機650台を設置する計画でおります。

海抜表示につきましては、平成23年度3月補正で予算措置、繰越明許費で予算措置をしております。実施の内容は、平成24年度の早い時期に、市内沿岸部を中心に、九電柱、NTT柱の電柱約100か所に、ここの地面は標高何m、避難は高台へと表示した縦45cm、横30cmのプラスチック製のプレートを設置することで作業を進めようとしているところであります。

ハザードマップにつきましては、平成23年度9月補正で予算措置しておりますが、マップの基本となる地図情報を都市整備課が作成しております最新の都市計画基本図を活用することとしていることから、平成24年度に予算を繰り越して、本年度5月ごろを目処に作成しているところであります。実施の内容は、市内を6つに分割したA1サイズの地図に、標高5m、10mに色分けをし、土砂災害危険区域や浸水想定区域、災害別の避難所等を表記したものと、土砂災害、浸水災害、台風、地震、津波等、防災に関する情報等をまとめた冊子のものを各家庭に配布することとしております。

**〇健康福祉部長(迫田福幸)** 議案第16号について、2年連続の値上げについてどう思うかとの ご質疑でございますが、国民健康保険制度の保険者としましては、相互扶助の精神からなる 国保制度を堅持し、健全で安定的な国保運営を維持する義務があるところでございます。

そのような状況の中、本市の国保会計は、平成22年度の決算において1億6,652万円の赤字決算となり、初めて繰上げ充用で対処したところでございます。また、平成23年度決算見込み及び平成24年度当初予算においても、年々増大する医療費に見合う歳入の確保が厳しく、財政調整基金も枯渇している状況下において、収支のバランスをとることが困難となったところでございます。

これらのことから、一般会計からの法定外繰入れについて関係課とも数回にわたり協議・ 検討した結果、平成23年度3月補正において歳入不足となる1億円の全額を、さらに、平成 24年度において歳入不足となる3億円のうち2億円を一般会計から法定外分として繰入れる 予定としたところでございます。それでもなお不足する平成24年度の1億円につきましては、 2年連続の国保税の引き上げになりますが、相互扶助の精神などの観点から、国保加入者の 皆様にも受益者として応分の負担をお願いしたいと思っております。

- ○市民生活部長(中間竜郎) 同じく、議案第16号について、標準世帯における上がり幅についてのお尋ねでございますけれども、標準世帯を親子4人家族で固定資産税が被保険者世帯平均の3万5,200円課税されていると想定した場合の国民健康保険税は、所得100万円、給与収入に換算いたしますと約167万円では、現行税率で年間16万500円が、改正案税率では17万5千円になり、1万4,500円の増額となります。また、所得200万円、給与収入に換算いたしますと約312万円では、現行税率で年間34万6千円が、改正案税率では37万8,200円になり、3万2,200円の増額、また、所得300万円、給与収入に換算いたしますと約443万円では、現行税率で年間45万4千円が、改正案税率では49万6,200円となり、4万2,200円の増額になると見込んでいるところでございます。
- ○11番議員(前之園正和) 13号については、管理職ということで、職員組合との交渉事項に 入っていないということでありましたが、今回の改正によって、現実的には、プラスになる のか、マイナスになるのかということについてですが、また、あるいは大幅に変わるのかど うかということになろうかと思うんですが、その点についてはどうなんでしょうか。傾向と して上がる、あるいは傾向として下がる、あるいはそれぞれに応じていろんなケースがある ということなのか、その点について、まず伺います。

それから、国保税のことについてですけれども、制度そのものが相互扶助だという話がありましたけれども、これは根本において社会保障制度だということになっている。法律的な体系で見れば、社会保障制度だということになっているかと思うんですが、その点、確認してよろしいでしょうか。

それから、ただいま4人世帯、固定資産税が3万5,200円ということでの各所得別の保険税額の内容について伺いました。答弁いただきました。それでは、全体を押しなべてみた場合に、この値上げ幅というのは、1世帯当たり、あるいは1人当たり、どの程度上がるということになるのかどうか。1人当たり、あるいは1世帯当たりが、幾らだったものが幾らということになるのかどうかですね。その点を示していただきたいと思います。

○総務部長(渡瀬貴久) 改正後の管理職手当につきましては、規則で定めていくことになりますけれども、部長職が4万7千円、課長職が3万8千円、参事等が3万円を規則で定めることになります。

なお、現行の定率制の平均月額は、部長等で5万2千円、課長等で4万2千円、参事等で3万4千円でありますので、改正案は減額ということになっております。

- ○健康福祉部長(迫田福幸) 国民健康保険も、社会保障制度の一つでございます。
- **〇市民生活部長(中間竜郎)** 1人当たりの税額、1世帯当たりの税額で申しますと、1人当たりは7,060円の増、そして1世帯当たりでは1万2,285円の税額の増になると思われます。

○11番議員(前之園正和) 国保会計については、よくこの相互扶助だというふうに行政の方からは出るわけですね。今も出たわけですけど、よくよく確認をすると、社会保障制度だというわけです。社会保障制度と相互扶助というのは、根本的には違うわけですよね。社会保障制度というのは、行政の方でですね。極端に言うならば、金はかかろうとも、手を差し伸べるところには差し伸べるというのが、社会保障になるわけです。相互扶助というのは、会員といいましょうか、そこで組織される人たちの中で助け合いということであるわけですよね。そういう点では、社会保障だという根本に、やはり大きく再確認しておくべきだろうというふうに思うんです。だからこそ、今回も法定外の繰入れをするわけですね。相互扶助だということが根本にあるのであれば、税率を上げるなりということにしかならないわけですけれども、そこにはやっぱり社会保障という根本があるわけですので、そのことを再確認していただきたいと思います。

それから、値上げ幅については、1人当たり、あるいは1世帯当たりが示されましたけれども、先ほども出ましたように、2年間続けてということになるわけです。ですから、この2年間続けてということになれば、つまり、昨年度分の値上げ分と新年度の今示された値上げ分を合計すると、それでは1人当たり、1世帯当たりはどれぐらいの増ということになるのか、昨年度の分も含めてお示しいただきたいと思います。

- ○市民生活部長(中間竜郎) 2年続けての改正ということで、今回を合わせるとどのぐらいの値上げになるかということでございますけれども、1人当たり1万672円、1世帯当たり1万8,729円の税額増になると思われます。
- **〇健康福祉部長(迫田福幸)** 国保制度は、社会保障の一環ではございますが、原則、相互扶助 の精神から成り立っている制度と考えております。
- **○議長(森時德)** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号から議案第22号及び議案第24号から議案第30号までの18議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第23号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

# △ 議案第3号(質疑,議案第3号審査特別委員会付託)

O議長(森時德) 次は、日程第29、議案第3号、指宿市メディポリス指宿奨励条例の廃止についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、委員会条例第6条の規定により、 9人の委員をもって構成する議案第3号審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、本案については、9人の委員をもって構成する議案第3号審査特別委員会を設置 し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました議案第3号審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、井元伸明議員、西森三義議員、髙橋三樹議員、田中健一議員、木原繁昭議員、福永德郎議員、六反園弘議員、大保三郎議員、松下喜久雄議員、以上9人を指名いたします。

休会中審査を終了されますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

**○議長(森時德)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました議案第3号審査特別委員会において、委員長に六反園弘議員、副 委員長に西森三義議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

#### △ 散 会

○議長(森時德) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時06分

# 地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

# 指宿市議会

議 長 森 時 德

議 員 西 森 三 義

議員浜田藤幸

# 第 1 回 定 例 会

平成24年3月19日 (第3日)

# 第1回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年3月19日午前10時00分

1.	議事日程												
	○日程第1	会議録署	署名詞	義員の	D指名								
	○日程第2	一般質問	見										
1.	本日の会議に	付した事件	‡										
	○議事日程の	とおり											
1.	出席議員												
	1番議員	井 元	伸	明			2章	<b>昏議員</b>	Į	西	森	三	義
	3番議員	浜 田	藤	幸			$4$ $\stackrel{?}{ a}$	<b>昏議員</b>	Į	髙	橋	三	樹
	5番議員	田中	健				6章	<b>昏議員</b>	Į	木	原	繁	昭
	7番議員	高 田	チョ	3子		8番議員			新智	宮領		進	
	9番議員	番議員 下川床 泉 10番議員		Į	中	村	洋	幸					
			正	和			12耄	<b>昏議員</b>	Į	物	袋	昭	弘
			14番議員			福	永	德	郎				
	15番議員 新川床		金	春		16番議員		六月	灵園		弘		
	17番議員	前田		猛		18番議員		大	保	三	郎		
	19番議員	下柳田	賢	<b>賢</b> 次 21番議員		Į	松	下	喜り	八雄			
	22番議員	森	時	德									
1.	欠席議員												
	なし												
1.	地方自治法第	121条の規	定に	よる	出席者								
	市	長 豊	留	悦	男	副	Ī	<del> </del>	長	富	永	信	
	教 育	長 池	田	昭	夫	総	務	部	長	渡	瀬	貴	久
	市民生活部	長 中	間	竜	郎	健	康福	祉部	長	迫	田	福	幸
	産業振興部	長 吉	井	敏	和	建	設	部	長	三	窪	義	孝

教育部長 吹留賢良 山川支所長 森 健一

井 上 修 一 開聞支所長 総務部参与 久 保 憲一郎 邉 見 重 英 産業振興部参与 田 淳 総務課長 浜 市長公室長 下 吉 龍 一 危機管理室長 大 浦 誠 財 政 課 長 村 市民協働課長 中 孝 長山君代 長寿介護課長 野 口 義 幸 健康增進課長 上川路 正 和 髙 野 重 夫 観 光 課 長 商工水産課長 下 吉 耕 一 耕地林務課長 正英 建設監理課長 内 薗 澤山重蔵 土木課長 学校教育課長 大 野 清 昭 池増 広 行 農業委員会事務局長 徳 留 博 昭 水道課長 松元 修

# 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 新村光司 次長兼議事係長 福山一幸調査管理係長 鮎川富男 議事係主査 濵上和也

#### △ 開 議

○議長(森時德) ただいまご出席の議員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### △ 会議録署名議員の指名

○議長(森時德) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、髙橋三樹議員及 び田中健一議員を指名いたします。

# △ 一般質問

○議長(森時德) 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高田チョ子議員。

**〇7番議員(高田チョ子)** 皆様,おはようございます。公明党の高田チョ子でございます。本 日のトップバッターとして,元気いっぱい,一般質問をさせていただきます。

早いもので、東日本大震災より1年がたちました。東日本の皆様は、遅々として進まない復興作業の中でも、一所懸命前を向いて進んでいる姿をテレビや新聞等で目にします。人間の優しさ、そして強さを見る思いがしています。明るく頑張ってとエールを送りたいと思います。また、本市からも菜の花の種を届けたとの新聞記事を読み、とてもうれしくなりました。来年、この花が咲くのを見て、東日本の方々がどれほど勇気をもらえることか、そう思うと嬉しくてたまりません。菜の花の花言葉は、元気いっぱい、小さな幸せ、そして、豊かさだそうです。本当に、この花のように皆さん元気で頑張ってほしい、そう思います。

また、新幹線全線開業に伴って、いぶたま号の開通により、多くの観光客が我が市には訪れています。今、ホテルでは、嬉しい悲鳴を上げていると聞いております。でも、これからが大事ではないでしょうか。市民一丸となって、これからの指宿の発展のために取り組んでいかないといけないと思います。新聞のコラムにこういうのが載っていました。

かつて、バイク店を営んでいた壮年が今も宝にしている思い出を語っていた。昔、店頭に あらわれた老紳士から声をかけられた。いつもありがとう、我が目を疑った。世界のホンダ の創業者、故本田宗一郎氏だったそうです。聞けば、数百か所もある全国の販売店や工場を 直接回り、全社員に感謝の握手をしていると言いました。そのとき、壮年の手は作業で汗ま みれ。一瞬躊躇した。だが、本田氏は構うことなく手を握り、この手がいいんだよと。物作 りの達人と言われた氏は、心を大切にする人でもありました。

とありました。本当にそうだと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まず、初めに、市民の健康増進について伺います。

母子手帳が変わると聞きました。これまで母子健康手帳はあったのですが、新年度から、

子供の胆道閉鎖症発見のための便のカラーカードと予防接種の任意接種欄が母子手帳に添付されることになったと聞いております。

そこで, 伺います。本市においての母子手帳の取組はどのようになるのか, お伺いいたします。

2点目に、利用しやすい市役所業務について伺います。

鹿児島市が転入とか転出などの手続をするときに、一か所でできるようにワンストップ窓口で対応するようになったといいますが、この取組について、本市としては、どのように考えていらっしゃいますか。そのことについて、お伺いいたします。

3点目に、安心・安全な生活のために自転車専用道路を造ることは考えられないか、お何いします。

私は、毎朝立哨しています。そのとき、子供たちだけでなく、自転車に乗った高校生や大人の方も多く通ります。見ていると、自転車の横をすれすれに車が通り過ぎて行ったり、子供たちの横を通って行ったり、横切ったりするのを見ると、危ないなといつも思ってしまいます。何といっても無事故が1番ではないでしょうか。

そこで、伺います。

本市では、自転車の事故はどれくらい起こっているのか、まず伺います。

4点目に、防災会議について伺います。

このことは、昨年の9月議会でも一般質問をさせていただきました。その後、この防災会議を開いたのかどうか。このことを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長(豊留悦男) 市民の健康増進についてのご質問をいただきました。母子健康手帳は、母子保健法に定められた市町村が交付する手帳で、妊娠から出産までの妊婦の健康状況やアドバイス、出生日や時間など、出産時の大切な事項や出産後の予防接種及び成長状況等を記入するものでございまして、乳幼児時期だけではなく、保育園等の入園や小学校などの入学時の際にも活用されているところでございます。

胆道閉鎖症につきましては、胆汁の通り道であります胆管が、生まれつき又は生後間もなく詰まってしまうことで、肝臓から腸へ胆汁を排出することができなくなるのが、この病気の原因でございます。胆汁は腸管内で有効に作用しますが、肝臓内に溜まると黄疸を引き起こし、治療が遅れると胆汁性肝硬変症という状態になる可能性があり、そのため1日も早い発見が必要とされています。現行の母子健康手帳には、便の色への注意事項は、記載されておりますが、便カラーカードは、添付されていない状況であります。このため、胆道閉鎖症の早期発見には、保護者が便の色を参照できるものを日ごろから所持することが有効であることから、本市においても、平成24年度から国や県の動向を踏まえ、便カラーカードを導入し、カードと母子健康手帳が一体的に利用できるようにしていきたいと考えております。

また、予防接種には、予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種と対象者の希望により行う任意接種がございます。しかしながら、現行の母子健康手帳への接種記載欄等については定期接種のみでありましたが、平成24年度から任意接種や予防接種スケジュール欄が追加されますので、今後、より充実した母子健康手帳になっていくものと思っているところでございます。

次に、市役所業務についてでございます。ワンストップ窓口の取組について、第2次集中 改革プランにおいて、総合窓口体制の検討を具体的な取組項目として掲げております。その 取組計画では、住民生活に最も関係の深い市民生活部、健康福祉部が所管する業務全体を分 析し、窓口業務等のいわゆるフロントオフィスと審査認定業務等のバックオフィスに分け、 平成22年度から本年度にかけて、地域福祉課、支所の市民福祉課において、業務の小分けを 実施いたしました。平成24年度においては、その検証を踏まえ、臨時職員や再任用職員等を 有効的に活用しながら、フロントオフィス業務の集約化を図るワンストップ窓口等体制を検 討していきたいと考えております。

なお、平成21年度から市民に便利で快適な窓口サービスを提供する取組の一環として、山川、開聞の両支所において、課、係にとらわれず、1人の職員が複数の窓口業務を補完し合う、総合窓口サービスチームを設置いたしているところでございます。

以下、いただきましたご質問等については、担当部長等に答弁をいたさせます。

○総務部長(渡瀬貴久) 安心・安全な生活のために自転車専用道路について、指宿市の自転車事故の推移はどうかというご質問についてでありますけれども、指宿警察署の方に確認いたしましたところ、平成23年中に市内で発生した自転車事故は30件発生したとのことでありました。通勤、通学時等の近距離の交通手段として、手軽で便利な自転車は世代を超えて広く利用されていることもあって、全事故の約1割を占めている状況でございます。自転車事故発生のここ5年間の推移について申し上げますと、平成19年が28件、平成20年が30件、平成21年が16件、平成22年が34件、平成23年が30件となっているようです。

それから防災会議について、防災会議は開催したのかというご質問でございますけれども、 市では、東日本大震災後、これまでに避難施設として指定している公共施設等の海抜、標高 表示の実施、災害時における物資供給及び姉妹都市等との相互応援協定の締結、防災行政情 報システムの基本調査の実施、災害時要援護者避難支援プランの策定及び福祉避難所等の指 定に向けての準備、それから緊急速報メールの導入やハザードマップの作成等の作業を行っ ているところであります。

また、今後、今回発生した東日本大震災での事例や教訓を基に、地域防災計画の見直しを 行なうこととしておりますが、地域防災計画は国及び特に鹿児島県の地域防災計画と整合性 を図ることが求められております。鹿児島県においては、平成24年度中に見直しを行なう予 定であると聞いておりますので、その作業に合わせまして、市の地域防災計画の見直しに努 めてまいりたいと考えております。その際に、指宿市防災会議を開催するということになります。

**〇7番議員(高田チョ子)** ありがとうございます。それでは、最初の母子手帳についてから質問をしたいと思います。

今,カラーカードを発行するという答弁をいただきました。本当に今までは、便の色に気をつけてと言われても、その便の色がどういう色になったら、どうなのかっていうのがよくわからなかったのが実情ではないかと思います。乳幼児の健康状況が便の色でわかるということは、とてもすばらしいことだと思います。私も子育てをしてきましたが、白い便だったり、緑色の便だったり、また、きれいな茶色の便だったりしていました。白い便だったりしたら、大丈夫かなとか、すごく思ったりしたことが、そういう記憶があります。このカラーカードを発行することで、お母さん方がとても安心できるのではないかと思います。

これからのお母さんは、この新しい母子手帳をいただけるわけですけれども、それでは、 今まで、いただいてた、この24年度からのお母さん方はいいですけども、これまでに出産し て、母子手帳を受けとっていた、そのお母さん、妊婦さんはどうなるのでしょうか。また、 就学前までの幼児の皆様方への周知はどうされるのか、お伺いいたします。

O健康福祉部長(迫田福幸) これまでに母子健康手帳を発行している妊婦や就学までの乳児等への周知はどうなのかというお尋ねでございますが、胆道閉鎖症の症状は、生後60日までに便の色に異常を認めることが多く、生後4か月ごろまでは注意深く便を観察することは必要と言われております。このように、生後4か月ごろまでは、便の観察は必要なため、平成24年度から母子健康手帳交付時や妊婦相談等において、便カラーカードの活用などの説明や指導等を行っていきたいと考えております。また、平成23年度までに母子健康手帳を発行した対象者のうち、出産前の妊婦や生後4か月までの乳児へは、便カラーカードを発送する予定でございます。

なお、生後5か月目から就学前の子供たちの周知につきましては、今後、医師会や関係機関とも協議してまいりたいと考えております。

○7番議員(高田チョ子) よろしくお願いいたします。

それでは、市役所業務についてお伺いいたします。

今,本当にありがたい答弁をいただきました。総合窓口サービスをしていたりとか,本当に,今チームをつくってやってるとか,お伺いしたわけですけれども,本当にこの窓口は非常に大切な窓口ではないかと思います。それはどうしてかというと,私の友達とか,ご高齢の方とか聞いてみると,市役所に行くのは緊張するから行きたくないとか,もう本当にどこに行っていいかわからんとか,よくそういう声を聞きます。でも,今,最近気づいたんですけれども,今,総合案内の所に案内板が掲げてありました。ああ,すごいなって,変わってきたんだなっていうのをすごく思って,嬉しくなったんですけれども,でも,それでも,ま

だまだわからない。見てもわからないという方もいらっしゃいます。聞くと、今度は何番に行きなさいね、何番に行ってくださいねって、説明はされるけれども、若い人たちは、わかりましたって言って、番号を見て動きます。だけれども、年配の方たちは、何番って言われても、そこがわからないって、っていうことなんですよね。そして、転入とか、転出とか、いろいろ手続に行くと、もうずっとたらい回しのように行かないといけなくなっちゃう。そういうことを何とかしてほしいということをよく言われるんですよね。それで、今日、こういうふうにして、一般質問させてもらってるんですけれども、このワンストップ窓口を1日も早くできたらいいなと思うのですけれども、もう1回お尋ねしたいと思います。このワンストップ窓口はいつごろにできるか、わかりますか。

○市民生活部長(中間竜郎) いつごろできるのかというご質問でございましたけれども、現在、転入や出生、それと死亡届等各種の届け出の手続に来られた市民の方々には、市民協働課での手続が終わり次第、関係のある課への案内として、該当の課名、課の番号、手続の内容等を記載した案内メッセージをお渡ししているところでございます。案内の際には、関連のある課が同じフロアーにあることから、課名及び番号にて案内をし、手続される方が戸惑われることのないようにしているところでございます。

また、今、お話もございましたけども、市民協働課におきましては、住民サービスの基本である窓口業務の改善を図るため、課内において、ワーキンググループを設置いたしまして、窓口の改善の検討を重ねてまいったところでございます。この検討内容を踏まえ、4月の転入・転出等の繁忙期を見据え、3月初旬において、届出等の各種手続をするに当たり、市民目線に立ったわかりやすい窓口としてレイアウトの変更、また、簡単な証明を交付するクイック証明の窓口、転出や転入、婚姻届など、各種届け出窓口の細分化などを行い、効率的、効果的な窓口サービスを行っているところでございます。今後もより一層、窓口業務の改善を図るため、関係各課と改めて、また連携を図りながら、窓口業務の体制を確立、推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○7番議員(高田チョ子) 今,確かに、市役所に来て手続をするときに、このカードをもらいます。何番に行ってくださいというのは書いてあります。何番と何番と何番に行ってくださいって書いてあるんですが、それを、市民の皆様を動かすのではなくって、そこの窓口に行ったら、すべてができるというふうにしてもらいたいというのが市民の皆様の願いなわけですよね。だから、そこのところを何とかできないかと言ってるんですけれども、そこのところはどうでしょうか。
- ○市民生活部長(中間竜郎) 今のただいまのご質問ですけれども、我々といたしましても、現在、市民目線に立ったわかりやすい窓口、レイアウトの変更をして、対応しているところでございます。今後、先ほども答弁いたしましたけれども、本庁においても、そういう窓口サービスチームについて、支所と同じような体制ができないのかということは、今後また、

関係課と連携を図っていきながら検討をしてまいるというふうに考えているところでございます。

- ○7番議員(高田チョ子) それでは、そのワンストップ窓口ができるまでの間ですけれども、どうしても動かないといけないのであれば、確かに番号があって、私たちはわかりますけれども、誰でもわかるように、鹿児島の市立病院とか、大学病院とかに行ったときに、床にテープが張ってありますよね。カラーテープが。このカラーテープに沿って行くと、そこに行きますよっていうことで、その案内板の中に、ここに行くためには、この市民課に行くためにはピンクの所に行ってください。税務課に行きたいのであれば、青の所に行ってください。そういうふうにして、その床を見たら、そのテープの色で判断ができるような、そういうサービスはできないのかなって、そういうふうにも思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。
- ○市民協働課長(長山君代) ただいまの質問でございますが、今のワーキンググループの方で検討いたしておりますのが、正面玄関を入ってまいりまして、ちょうど正面の所に市民課関係、あとは国保関係、福祉関係という目印を立てようかっていう話もしているところでございます。あと、高齢者の方で動きがっておっしゃるお客様に対しましては、年金の手続に来られたときは年金のカウンターで、引き続き、国保、後期高齢の手続が必要であれば、そちらの担当者が出向いて、同じカウンターで手続をさせていただくっていう便宜も図っております。
- **〇7番議員(高田チョ子)** はい、わかりました。誰でも安心して市役所を利用できるようにしてあげることが、本当にサービスの向上につながると思いますので、どうか、よろしくお願いたします。

それでは、3番目の自転車専用道路についてお伺いいたします。

今,事故例を聞いたんですけれども,大体30件前後ということですが,このうち亡くなった方とかいうのはいらっしゃいましたでしょうか。

- **〇総務部長(渡瀬貴久)** 平成20年に1名の方が亡くなっていらっしゃいます。
- **〇7番議員(高田チョ子)** 1名の方が亡くなったということで、後は、それでは、入院とかしてないんですかね。軽傷で済んだんですか。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 軽傷で済んだのか、重症なのかという、そこの部分については、こちらでは把握できておりませんけれども、怪我をしたということになっております。
- **〇7番議員(高田チョ子)** はい、わかりました。それでは、この自転車専用道路について、本市としては、どのように取り組んでいこうと考えているのか、お伺いいたします。
- **〇建設部長**(三**2**養**孝**) 現在,市内において,自転車通行可能な歩道,いわゆる自転車歩行者 道が国県道を含めて,延べ約50kmあります。近年,全国的に歩行者や自転車通行量の多い地 域では,このような自転車歩行者道において,歩行者と自転車による事故が急増し,また,

車道の路側帯を通行する自転車と自動車との事故も多発していることから、自転車歩行者道内における歩行者と自転車の通行分離や、道路の路側帯に自転車専用通行帯を設置する動きが高まっているところであります。議員ご指摘のとおり、市民の安心・安全の確保の点からも、自転車専用通行帯の必要性は感じているところではありますが、自転車専用通行帯は、最低でも片側1.5m、両側で3m必要であり、市道等につきましては、道路幅員に余裕がないため、用地を確保しなければならないなど、自転車専用通行帯の整備を早々に進めることは困難な状況であると考えております。ただ、このような中、指宿警察署によりますと、市内で自転車専用通行帯の設置可能な路線を検討いたしましたところ、路側帯に余裕のある路線での対応ということで、モデル的に県道下里湊宮ケ浜線の砂楽付近から、市道指宿駅海岸通り線を経由し、指宿駅までの約1.6kmについて、自転車専用通行帯の設置に向けて、関係機関と調整を行っていると伺っております。市といたしましては、今後、このモデル事業の具現化にあわせ、警察署とも連携を図りながら、自転車専用通行帯の設置に係る課題、並びに対応策等について調査研究してまいりたいと考えております。

**〇7番議員(高田チョ子)** わかりました。モデル事業として、砂楽方面に、指宿駅までモデルとしてするということで、ありがたいことだと思います。ほかの所もできる所から進めていくことが大事だと思いますので、何とか、ご検討願いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、防災会議について質問したいと思います。

今,いろいろハザードマップとか,いろんな検討はしているところではありますけれども, まだ,防災会議は,本市としては,それ以降はしていないという答弁でした。

それでは、この9月議会の答弁の中で、女性の、防災会議の中に女性を入れるということに対して、市長が任命できるということで、第8号委員というのがありますという答弁がありました。このことについて、お伺いいたします。この市長が任命できる女性。この方を登用するお気持ちは今も変わらないでしょうか。

○総務部長(渡瀬貴久) 防災会議への女性委員の登用につきましては、国の中央防災会議の東 北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が昨年の平成23年9月 28日にとりまとめた報告の中におきましても、防災会議へ女性委員を積極的に登用するなど、 これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることに配慮するものとする。と盛り 込まれているところでございます。

また、内閣府の東日本大震災における災害応急対策に関する検討会が昨年11月28日に公表 した報告の中でも、男女共同参画、障害者、高齢者等への配慮が不足した。と指摘されてい るところでもあります。今後、これらの報告や指宿市の男女共同参画基本計画の具体的施策 の中にも、防災会議等における女性意見の反映というものも記載しており、明確にしており ますので、これらを踏まえ、女性委員の登用に努めてまいりたいと考えております。

- ○7番議員(高田チョ子) 女性を登用するのは、なかなか難しいのかなという、そういう思いもあります。それでも、やっぱし、この防災会議の中には女性の意見が必要である。そういうふうに思います。それで、もし女性を登用するとしたら、何名ほど登用するつもりでしょうか。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 市といたしましては、防災・災害復興の担い手として、リーダーを育成することも必要でありますので、女性が意思決定の場に参画できる仕組みをつくるため、活動に協力し、活躍できる人材を募り、指宿市地域女性団体連絡協議会からの代表など、広くお願いできないものかと、そのように考えております。

また、防災会議の委員の任期は2年で、現在の委員の任期が本年3月末で満了となることから、先日、各種団体に対しまして、8号の公共的団体ですけども、そこの団体に対しまして、指宿市男女共同参画基本計画を踏まえ、その団体の長だけでなく、団体の代表として、女性の選出も検討していただきたい旨の委嘱依頼文書を送付したところであります。

- ○7番議員(高田チョ子) 女性でなければわからない。そういうものもたくさんあります。東日本大震災のときにも、授乳をする場所がないとか、それから化粧品がないとか、もう本当に女性が必要なものっていう場所がとれなかった。また、送ってこれなかった。そういう事例がたくさんありました。それで、この防災会議には、何としても女性を入れてほしいと思うわけです。それで、今、女性団体の中からとか、いろいろ今考えているというお話を聞いて、もう本当にありがたいことだって、そういうふうに思ったんですけれども、その中だけではなくて、広く市民に声をかけて、人材を見つけることも大事ではないかな、そういうふうに思うのですけれども、この点については、いかがお考えでしょうか。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 防災会議の委員につきましては、指宿市防災会議条例の中で、それぞれ各関係機関の長とか、当て職で規定をされているところでございます。この防災会議の第3条の第5項の第8号の委員として、公共的代表のうちから市長が任命するということになっておりますので、先ほども申しましたとおり、これらの団体の方から代表として女性委員も選出していただきたいというお願いをしております。

また、1号委員から7号委員の中に、それぞれ指定関係機関の職員のうちから市長が任命するものとなっておりますので、そこの中において、指宿市におきましても、現在市民協働課長も女性職員でございますけれども、今後、職員の中から、女性職員として、この防災会議に参画できないものかどうか、また、ほかにも、各医療機関あるいは学校の機関の中の校長先生の中にも女性の先生がいらっしゃらないのかというようなところも広く考えていきたいというふうに考えております。

**〇7番議員(高田チョ子)** どうぞよろしくお願いいたします。女性の声をどんどん引き上げていってほしいと思います。これが男女共同参画の一翼を担うことになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間、市政発展のためにご尽力を賜り、改めて、そのご労苦とご功績に甚深なる敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために生かしてくださいますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長(森時德) 暫時休憩いたします。

休憩午前10時34分再開午前10時43分

- ○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。 次は、前之園正和議員。
- **〇11番議員(前之園正和)** おはようございます。私は日本共産党の議員として、平和と民主 主義、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、メディポリス指宿の開発行為や行政の対応等について伺います。

メディポリス指宿の行っている道路建設や林地開発の行為、厳密に言えば、これらは新日本科学の事業でありますが、事業をやっている側も、市としても、あるいは実体としても、メディポリス指宿がやっているととらえていますので、メディポリス指宿の表記を使って進めていきたいと思います。

この問題では、前回、前々回と質問を行いました。私以外の議員も、前回、そして今回と何名かが質問を行なうことになっています。それだけ注目の、あるいは指宿市民に大きな影響を及ぼす可能性のある問題だということではないでしょうか。総じて言えば、誰もが医学の発達やがん治療の進展を願わない者はなく、新日本科学やメディポリス指宿が企業や財団として栄えることを否定するものではありません。しかしながら、メディポリス指宿が行っている道路建設や林地開発の手続きに問題はないのか。あるいは住民が心配する災害発生の危険はないのか。メディポリス側の動向と併せて、指宿市がどのような対応をとっているのか。指宿市はメディポリス側の立場に立っているのか,住民の側に立っているのかなどが問われているわけであります。

そこで、幾つか具体的に伺います。

道路部分について、メディポリス側の説明では、当初、泉源までの敷地内管理道路ということでした。敷地内管理道路ということで、幅員は3mの予定だった。それが設計変更において、公道までのアクセスとなり、幅員は道路部分だけで5mになったとのことです。年間に50万人も迎え入れようとする計画が急々な設計変更で行うわけがない。当初から、本当の目的はそこにあったと思いますが、このことについて、どう思うか。施設内管理道路として、市としてもとらえ、何の疑問も持たなかったのかどうか伺います。

次に、2月12日に行われた講演会についてです。経過を確認しますと、地域住民の災害に対する不安があるもとで、地域住民に十分な説明をすべきだということで、議会からも地域住民からも説明を求める声や要請があり、2月12日となったはずであります。ところが実際には、メディポリスが主催する講演会で、市が共催ということでした。道路建設や開発行為に対する説明会ということではありませんでした。災害の懸念に対する説明会を求めたのに対して、講演会に変えて開こうとしたということが重大な問題であり、住民の怒りを買ったのです。メディポリスが講演会で答えようとしたら、それは違うと言うべきが、市のとるべき立場だったはずです。ところが、この時期で、市の共催として講演会を開くなど、考えられないことです。問題は感じないのか。市長の答弁を求めたいと思います。

林地開発申請についてです。現時点では、林地開発の申請を行い、許可がおりているかも しれませんが、申請をせずに工事を行い、県から工事中止を命じられ、正式な手続をとるよ う指導されたのは事実です。

そこで伺います。林地開発の申請以前に工事着工したことの責任をどう考えるか。後もって申請を行い許可を得たということで免罪されることではありません。どのようにとらえているか、伺います。

もう1点は、正式な林地開発申請を受けて、県から市の意見を聴取されたかどうか。どのような意見を付けたかどうか伺います。

次に、子ども医療費助成の充実改善についてであります。

子ども医療費の助成については、各自治体において、名称は乳幼児医療だったり、子ども 医療だったりしますが、県の事業が乳幼児医療費助成であることや、対象年齢が自治体によって違うことなどから、名称が違うようです。指宿市では、対象年齢を9歳までにしている ことから、乳幼児等医療費助成としています。私は中学校までの無料化を展望しつつ、当面、小学校卒業までの無料化を行なうべきという立場から、子ども医療費として論じていきたいと思います。

時代を担い、将来の日本を支え築く子供たちがすくすくと育ち、例え、親の収入や所得が 少なかろうと分け隔てなく、必要なときにはお医者さんに行ける環境でなければなりません。 また、ある意味で、子供たちは社会全体の子として育てなければなりません。そのようなこ とから、全国的にも子供たちの医療費無料化が進んできています。残念ながら、鹿児島県自 体は、全国的にも遅れた自治体となっていますが、それでも市町村において、独自に助成の 内容が徐々に充実してきています。子ども医療費助成については、何回も一般質問で取り上 げていますが、前回、健康福祉部長は、推進する方向で考えていくと答弁しました。

そこで市長に2点伺います。まず、推進していくということを市長として確認していいかどうか。

もう1点は、県内各市と比べて、指宿市の制度は進んでいるか、遅れていると思うか、市

長の認識を伺います。

国保問題についてです。国保税が高い。払い切れない。この声は今や自治体だけのことではなく、大方の自治体で聞かれる声であります。今や一自治体だけのことではなく、多くの、大方の自治体で聞かれるところであります。その中でも、自治体として安易に被保険者に負担を押しつけるのでなく、一般会計からの繰入れ等により値上げをせず、あるいは引き下げをする努力をしている所もあります。また、当然のことながら、比較して高い所、そうでない所があるのも事実です。指宿市は、新年度国保税値上げの議案が出ていますが、4年間で3回の値上げとなります。その結果、親子4人で所得300万円、固定資産のない世帯で、国保税は48万5、400円になります。政府答弁でも所得の1割を超える国保税は高いとしていますが、もはや1割どころではありません。

そこで伺います。国保会計が苦しくなった根本的原因は、被保険者の責任ではなく、国から来るべき金が来なくなったことにあると思いますが、認識を伺います。

また、国保税は、既に支払い能力の限界に来ているというふうに思うわけですが、これについてはどのように考えるか、伺って、1回目といたします。

### **〇市長(豊留悦男)** メディポリス指宿の開発行為についてのご質問をいただきました。

新日本科学から3回にわたり、伐採及び伐採後の造林届出書が提出されました。1回目の 伐採届け出箇所につきましては、届出書どおり、モミジ、桜が植栽されております。道路に 該当するのが、主に平成22年12月1日に提出された分でございます。メディポリスの北側を 起点に、約2kmの長さで、泉源まで幅員約3m程度の温泉管敷設のための管理道路の計画に なっており、届け出どおりなされるという認識は持っておりました。しかし、途中で計画変 更がなされ、現在のような幅員となり、6月9日に県南薩地域振興局林務水産課が現地調査 を行ったところ、林地開発行為に該当することが判明し、工事中止と土砂流出防止対策等に ついて指導をするとともに、林地開発許可申請が必要であるとの説明がなされ、その後、畝 地不動産から9月14日に林地開発許可申請書が県に提出されたところでございます。当初、 伐採及び伐採後の造林届が出され、その後、計画変更により、県の許可が必要な林地開発許 可申請となった時点で協議がなされるべきであったと思っているところであります。

次に、国保問題についてでございます。国民健康保険制度は、全国的に見ましても、年齢構成が高く、医療費水準が高いことや、無職者、失業者、非正規労働者等の低所得者が多く、所得水準が低いことなど、構造的な問題を抱えております。加えて、医療技術の高度化により、医療費が年々増加傾向にあるところでございます。また、保険給付費に伴う国・県からの補助金についても減少傾向にあり、特に、東日本大震災以降は、より厳しい状況となっていることなどが、全国的に国保会計が苦しくなった根本的な課題ととらえているところでございます。

このような状況下において、国保の保険者である市町村においては、国保制度を堅持する

ために、国保税の引き上げや、一般会計からの法定外繰入れ、次年度の歳入予算からの繰上充用で対処するなど、保険財政は恒常的に厳しい状況となっているところであります。

国民健康保険制度を将来にわたり持続可能な制度とするためには、国保加入者にとりまして、大きな税負担とならないよう、国の責務において、更なる財政基盤の拡充強化策を図っていただくことが重要と思っております。

また、国保の都道府県単位の広域化は、国保が抱える構造的な問題の一つである国保税格差を解消し、負担の公平性を確保するためにも不可欠であると考えているところでございますので、今後も引き続き、県都市国保協議会や九州都市国保協議会、あるいは全国市長会や全国知事会を通じて国に対し、引き続き要望してまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等に答弁いたさせます。

- ○総務部参与(久保憲一郎) なぜ、講演会になったかというご質問であったと思います。昨年12月9日に柳田校区自治公民館連絡協議会より、メディポリス指宿周辺の開発状況の説明会開催についての要望書が提出されました。また、議員の皆様からも、市民への説明会開催の要請がありました。12月の議会の中でも、市長の方がそういうことを受けて、説明会の要請と災害に対する補償について答弁をしたところであります。これを受けて、12月17日に新日本科学の永田社長と面談をし、要請しましたところ、防災対策や災害が起こった場合の補償等について説明を行いたいとのことでありました。その後、日程や開催場所等の協議を重ねる中で、林地開発に対する防災対策や災害が起こった場合の補償等についての説明を盛り込み、併せて、市民からの質疑応答の時間を設けるという内容で、「メディポリス指宿の歩みとこれからの展望」という題で講演会として実施する運びとなったところでございます。
- ○産業振興部参与(浜田淳) 申請以前に工事着手したことの責任はどう考えるかとのご質問ですが、当初、市に提出されました伐採及び伐採後の造林届け書の内容から計画変更になり、平成23年1月27日に県の森林整備課に道路新設に伴う林地開発の事前打ち合わせが行われております。その後も引き続き森林整備課と十分な協議を行い、林地開発が必要となった時点で申請し、許可後に工事に着手すべきであったと思います。今回の林地開発許可申請につきましては、県から市に対し意見を求められ、災害防止等について意見を付しておりますので、その意見が遵守されるよう県との連携を図ってまいりたいと思います。

次に、申請を受けて、県から市の意見を聴取されたかとお尋ねですが、県から市に対しての聴取につきましては、平成24年1月31日に県南薩地域振興局から、林地開発許可申請に伴う市への意見書を求める文書を受理いたしております。

なお、平成24年1月16日に県森林整備課と許可申請の進捗状況の確認、打ち合わせを行い、 その後、林地開発許可申請書の副本を各関係課へ供覧し、各課で内容を精査いたしておりま す。

また、2月1日に関係各課が林地開発許可申請に伴う意見について、合同で協議を行い、

耕地林課で意見をとりまとめ、2月2日に市からの意見書を県南薩地域振興局に提出したところであります。

次に、市の意見書の内容についてのお尋ねですが、林地開発行為に対する市の意見書といたしましては、当該開発行為が災害の防止、水害の防止、水源の涵養、環境の保全、周辺地域における住民の生活に及ぼす影響に関しまして、まず、土砂流出防止については、適正な管理を行い、開発地域からの排水により河川等に影響を及ぼすことがないよう配慮すること。

次に、工事施工に伴う水害等が発生しないよう沈砂池等の維持管理の徹底を図ること。

次に、大雨等が予想される場合は、土砂等が流出しないよう対策を講じること。

次に、造成森林計画区域においては、早期植栽や適切な管理に努め、自然環境の保護及び水源の涵養に努めること。そして、文化財保護法に基づき、文化財の保護に努めること。そして、住民からの要望、苦情等に対しては真摯に対応することの意見を付して、提出したところでございます。

**〇健康福祉部長(迫田福幸)** 子ども医療費助成の充実改善について、推進すべき事業との確認 についてのご質問でございます。

本市におきましては、子育て家庭における医療費の経済的負担の軽減を図り、乳幼児等に対し、疾病の早期発見・早期治療を促進し、健康の保持を目的に乳幼児等医療費助成制度事業を実施しているところでございます。

次代を担う子供たちを健やかに産み育ててもらうための環境整備や、少子化対策の一環として、重要な事業の一つであると認識いたしております。このことを踏まえ、医療費助成の拡充につきましては、平成23年6月診療分から対象年齢を9歳に達する日以後の最初の3月31日までに対象枠を広げたところでございます。子育て支援の充実を図るためにも、推進について、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、既に国保税は負担能力の限界にきているのではないかとのお尋ねでございますが、国保加入者の皆様にとりましては、昨年度に引き続き国保税の引上げとなり、厳しい状況であることは、認識しているところでございます。国保会計の平成24年度当初予算編成時点において、医療費の伸び率や国・県からの補助金の状況等を考慮した場合、3億円の歳入不足が見込まれたところであります。昨年度までは不足額を基金から繰入れて運営を行ってまいりましたが、現在、その基金も枯渇している状況であります。国民健康保険制度は、相互扶助の精神などの主旨により、不足する3億円全額を国保税の引上げで補うことが原則であると考えておりますが、加入者の実情等を考慮した場合、負担が大きくなることから、関係課と幾度となく協議検討しまして、一般会計からの支援として、平成23年度3月補正時に1億円を、また平成24年度当初予算では2億円、合計で3億円を今回一般会計から繰り入れることにしたところでございます。このように歳入面の確保について、多方面から協議を重ねてまいりましたが、それでも不足する1億円につきましては、医療費は年々増加する中、受益

者の応分の負担として、国保税の引上げをお願いしたいと思っているところでございます。 県内の指宿市と比較して、充実はどうかということがございましたが、県内各市と比較しまして、指宿市の充実度は、本市の乳幼児等医療費助成につきましては、先ほども申しましたが、平成23年6月診療分から助成対象年齢を就学前から9歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡充したところであります。就学前児童の課税世帯については、鹿児島県乳幼児医療費助成事業と同様で、一部負担金の支払い額から毎月3千円を超える額を助成しております。近年、県内各市において、対象年齢の引上げや無料化等の拡充が実施されている状況は十分認識しているところでございます。本市においても、限られた財源の中で、指宿市次世代育成支援地域行動計画を基本に、医療費の助成の拡充に向けて、今後研究してまいりたいと考えております。

**〇11番議員(前之園正和)** 2回目以降については、順番をちょっと違えることになろうかと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

まず、子ども医療費助成の充実改善についてですが、推進すべき事業だということを前回 に加えて、改めて、また、そういう表明があったわけですが、推進すべき事業だということ であれば、それを具体的に進めることが必要だというふうに思うんですが、市長の言葉とし て、推進すべき事業だということとあわせて、市長の言葉で答えていただきたいと思います。 市長に答えていただきたいということです。同じことでも構いません。

- ○市長(豊留悦男) 議員ご指摘のとおり、子育てをしやすい環境をつくる。しかも、子育ては 社会的な責任として、社会の責任として、子育てのしやすい状況をつくるというのは、市の 行政も大切にしなければなりません。そういう意味では、議員がご指摘のとおり、やはり、 推進すべき事業の一つであるという認識ではございます。
- **〇11番議員(前之園正和)** 住民税の非課税世帯については、どこも完全無料になっていますので、議論することは課税世帯ということを前提にしているわけです。

そこで、住民税課税世帯において、薩摩川内市、出水市、南さつま市、志布志市など、中学校を卒業するまで自己負担はなし、完全無料であります。そのほか、9歳までとか、小学校を卒業するまでとか、いろいろありますけれども、指宿市を除くすべての県内の各市において、自己負担なしの完全無料の制度があります。住民税課税世帯において完全無料の制度が全くないのは指宿市だけです。このことを市長はご存じでしょうか。

- ○市長(豊留悦男) 県内の乳幼児等医療費助成事業の実施状況につきましては、担当課からもたびたび報告をいただき、今後、どのような形で、この事業を推進、拡充すべきかということについては、話し合い、協議を進めております。そういう意味で、ただいま、この県内の状況を把握しているのかということでございますけれども、十分、私としても、その数値等については把握をしております。
- ○11番議員(前之園正和) 中学校を卒業するまでとか、小学校を卒業するまでとか、何歳ま

でとかいうのはあるが、完全無料の制度がないのは指宿市だけだと、このことを知っている かどうか、伺っております。

- ○市長(豊留悦男) はい,存じております。
- **〇11番議員(前之園正和)** 子ども医療費の無料という制度は、全くないのは指宿市だけとい うことははっきりしております。市長もその認識に立っているようです。そういうことであ るならば,具体的に,この制度を進めることは求められるというふうに思うんです。平成23 年6月よりの診療分より9歳になったということはありますが、そういう、まさに遅れた指 宿市ということであるならば、具体的に、さらに充実することが必要だろうというふうに思 うわけです。そういう意味では、他に先んじて、やはりやってほしいというふうに思います。 それから国保問題の方に入っていきますが、国保加入者は答弁の中でもありましたように、 高齢者や失業者,非正規の方などを含めて低所得者が多く,そもそも支払い能力の低い人た ちが多い構成となっております。本来,国や行政が手を差し伸べなければならない人たちで あります。そのような中で、国保会計が苦しくなった根本問題としては、国庫負担率の引下 げが大きく影響しています。1984年までは医療費の45%だったのが、それ以降、保険給付費 の50%, つまり, 医療費の38.5%に引下げられた。そして, また, それ以外にも事務費負担 の国庫補助が廃止されるなど、次から次に改悪をされてきたわけであります。医療費の増加 もあるということでしたが、確かにあるでしょう。しかしながら、医療費の増加分と国保税 の増加分を見れば、国保税の増加分が多いわけですので、やはり、第一義的には国の責任が 多いだろうというふうに思うんです。

そこで、限界もあるのではないかということについてですが、平成24年度は23年度に続いて、2年連続で国保税の値上げが予定されています。所得300万円の4人家族の固定資産税なしの世帯で見ると、豊留市長が就任したとき、41万9、300円だったのが、国保税が、23年度には44万3、200円になり、24年度には48万5、400円になろうとしてます。23年度の値上げが2万3、900円、24年度の値上げが4万2、200円、2年連続で、6万6、100円の値上げです。所得に対する比率で見ると、所得の約14%だった国保税が16%になります。所得300万円の方が、その1割以上の国保料を払わなければならないのは、率直に申し上げて、相当高い。これは当時の鳩山首相の国会での答弁です。1割、つまり10%で相当高いと認識を示した当時の鳩山首相ですが、市長に伺いますが、16%、所得に対する割合が16%になろうとする指宿市の国保税に対して、市長は相当高いと認識されるかどうか。されるか、されないかで答えてください。

- **〇市長(豊留悦男)** やはり、数的なものをパーセント、いわゆる所得に対する割合を考えたときには、やはり、重税感と申しますか、それがあると受けとめてはおります。
- **○11番議員(前之園正和)** 相当高いという認識に変わりはないということだと思います。 私はこれまで国保税はむしろ引き下げるべきだと要求してきました。そのためには、国か

らの国庫負担を増やすよう要求しつつ、地域住民の暮らしを守る観点に立つならば、市としても、一般会計から法定外繰入れを行なう必要があると要求してきました。平成24年度は2年続けての国保税引き上げになっていますが、その一方で、当初予算としては、初めて2億円の法定外繰入れが組まれています。そのこと自体には、評価をするところでありますが、あと1億円繰入れをすれば、国保税値上げはしなくて済むということでもあります。

そこで伺いますが、平成24年度の国保税値上げはあるものの、法定外の繰入れをしたということは、もうこれ以上、上げられないだろうという判断も一方にはあるということだと思うんですが、市長、どうでしょうか。その点は。

- O健康福祉部長(迫田福幸) 国保につきましては、相互扶助精神のもとでなっております。一般会計からの繰入れを全額ということでございますが、一般会計につきましても、極めて財政状況が見込まれるところでございます。したがいまして、関係課とも協議を重ねるところであります。その結果、24年につきましては、2億円の法定外繰入れをするということで決定したところでございます。
- ○11番議員(前之園正和) そのことはいいんで、2億円の法定外繰入れをしたということは、 片方で値上げはあるものの、もうこれ以上は上げられないだろうということで、これまで、 どちらかと言えば、法定外繰入れは否定してきたわけですが、そういう中にあっても法定外 繰入れをしたということは、もう限界に来てる。これ以上は上げられないんじゃなかろうか という思いも片方ではあるということではないんでしょうかということです。市長、お答え ください。
- **〇健康福祉部長(迫田福幸)** 当然,給付に見合う負担が必要でございます。その中にありまして,先ほども答弁いたしましたが,一般会計においても,極めて厳しい財政状況が見込まれることから,被保険者の皆さんにも相互扶助のもとから1億円はお願いするということで協議したところでございます。
- ○11番議員(前之園正和) 1億円の値上げはどうして必要かを聞いているのではなくて、 2億円の繰入れをすることの背景が、もう上げられないんじゃないかという思いがあるのではないかという、市長の思いを聞いておりますので、市長、お願いします。
- ○市長(豊留悦男) 国保会計、特別会計においては、非常に厳しい運営を強いられているというのは、議員の皆様もご案内のとおりであります。やはり、この国保運営を堅持するためには、税率を含め何とか健全な運営をしたいという思いが私にはあります。今回1億円をこの税収で賄うということについては、非常に苦渋の決断でもありました。それは議員がご指摘のとおり、2年連続の値上げという、そういう形になるからであります。市民生活に影響を与えるという、そのことは十分承知しております。しかし、今後、また、これまでも含めて、国保会計がどのような伸びを示しているのかということを考えたときに、この国保税の上昇により、この運営を堅持することは、市民生活、いわゆる市民に大きな負担を与えるという。

意味で、今回2億円を一般会計から繰入れました。しかし、来年は、再来年は、この国保会計の動向を見たときには、非常に一般会計からの補充というものも厳しくなる。そういうときが来るであろうと。今回2億円を一般会計から補充した理由としましても、いきなり、この税率を上げると、高くするということも控えなければならないということで、2億は一般会計から、1億は、やはり、受益者と申しますか、そういう方々の税を上げることに、国保税を上げることで、この国保会計を堅持しようと、そういう判断をしたところでございます。

- ○11番議員(前之園正和) それでは、メディポリスの関係に入っていきますが、先ほどありましたように、伐採及び伐採後の造林植樹の計画が3回にわたって出されたということでした。それぞれ造林樹種の計画ですね、3回にわたって出されておりますが、それぞれ、その日のうちに、即刻市のほうが適用通知書、いわば、オッケーサインを出したということになっております。このことは、前にも示したように、大きな問題だというふうに思うわけです。それから、最初、施設内の管理道路だったと、それは設計変更したんだということです。管理道路だったら3mです。それから設計変更になれば、道路部分が5mということになりますので、それでは伺いますが、設計変更、本当に、だったのかどうかということに関連しますが、最初は3mの工事をして、設計変更に伴い5mに拡張したというようなことを市として現認してるんでしょうか。それとも市が把握したときは、既に今のような道路築造の方法だったのでしょうか、伺います。
- **○産業振興部参与(浜田淳)** 確認の日付についてでございますが、先ほど申し上げましたように、6月9日の日に県南薩地域振興局林務水産部が現地を調査し、無許可の開発として工事中止が行われ、そのとき、防災対策工事の指導がなされており、この時点で、市の方にも情報が入りまして、開発行為であるという認識を持ったところでございます。
- **〇11番議員(前之園正和)** ということは、3m幅の工事をしてるということは、1回も見たことがないわけですね。
- **○産業振興部参与(浜田淳)** 申請が出されましてから、担当の方で、一応現地を確認に行きましたが、伐採がされてる状況ということで、現在のような林地開発の5m道路になるという現状は、その時点では確認できなかった状況です。
- **〇11番議員(前之園正和)** いずれにしても、3m、管理道路ということで進めていて、計画 変更になったという訂正は確認できなかったということだろうと思うんです。

それから、先ほどもあったんですが、設計変更であろうがなかろうが、林地開発申請前に 工事着工したことについて、これは大きな問題だと思うんです。行政として、手続前の工事 着工、これは許せる行為なんでしょうか、許せない行為なんでしょうか、明確にしていただ きたいと思います。

**○産業振興部参与(浜田淳)** 先ほども答弁いたしましたように、やはり、伐採届けの方から林 地開発許可が必要になった段階で、当然、その時点で、県の方に申請をし、許可後に開発行 為に入っていくのが当然だというふうに認識しております。

- ○11番議員(前之園正和) 市長に伺いますが、今言ったように、林地開発の申請をしないで、後もって、指摘をされてからしてるわけですけれども、林地開発の申請をしないで工事着工したことについては、これは、それでいいんだということは、とても言えないわけですよね。このことについて、そのような、手続前に工事着工したということは、これ信頼関係を欠く行為だと、私は思うんですが、市長はどのように判断されますでしょうか。
- **○産業振興部参与(浜田淳)** 先ほども答弁いたしましたように、今回の森林開発につきましては、県の許可が必要でありますので、また、県の森林整備課に道路新設の事前打ち合わせも行われたということの経緯もあり、法のいう違法性の判断につきましては、許可権者である県の判断になるのではないかというふうに認識してるところでございます。
- ○11番議員(前之園正和) 林地開発の手続は県に出すんだから、市は関係ないとでも言うんでしょうか。信頼を欠く行為というのは、法律によって決めるのではなくて、総合的なことを判断して、思いですよね。気持ちですよね。信頼関係を欠くという行為は。法律によって、信頼関係を欠く行為という、それもあるかもしらんけど、信頼関係を欠くと思うか思わないかということを伺っているわけです。しかも、市長はどう思うかということを聞いておりますので、市長、答弁ください。
- ○市長(豊留悦男) 信頼関係を欠く行為であるかどうか。そのことだけについて答弁させていただきますと、やはり、このような林地開発行為、その他もろもろの開発行為については、地元との十分な事前協議を含めて、市民や、それから工事関係者を含めて、安全なものとして、心配のないような安全を期すような道路、その他開発をしていただくようなことを前提にすることが信頼、いわゆるお互いが納得し、その事業について、お互いが信頼し、納得した上での工事というのが、やはり、求められるであろうと思っているところであります。
- **〇11番議員(前之園正和)** 差異がないようにするとか、そういうことではなくて、手続をしないで仕事を始めるという、その行為について、どう思うかと聞いてるんです。
- ○市長(豊留悦男) やはり、再度出された計画書の、その計画書のとおり、工事はなされているものだという認識は、行政としてもちろん持つべきだろうと思います。途中において、いろいろ計画が変更になるという、そのことについては、我々も十分工事関係者や、新日本科学との打ち合わせ、理解というものは図られるべきだっただろうとは思います。そういうことで、やはり、この工事をしていきながらも、途中で、その目的が変わってきた。そして、そのことによって、いろいろの申請が必要であった。しかし、その申請が必要であったにも関わらず、その工事は続行されていたということであれば、やはり、これは遺憾に思っているところであります。
- **〇11番議員(前之園正和)** 表現は違いますけれども、信頼を欠く行為ということだと思います。

これまでの市の対応を見てみますと、メディポリス指宿に対して、言うべきことがちゃんと言えてないのではないかとしか見えないわけであります。少し遡って、事実確認をしたいと思いますが、新日本科学側に対して、奨励措置を行なう意向であることは、我々に最初に説明があったのは、合併前の旧指宿市議会の全員協議会のときでした。その時点で財団は設立されてなく、財団設立の後に奨励措置のための手続をするということでした。つまり、その時点で、今の奨励措置のスキームである旧グリーンピア当時の建物に対する固定資産税相当分、当初は10年間で3億8,000万円と言っておりましたが、そういう説明でした。そういうことが、当時の合併前でしたから、開聞町、山川町に話がされているかというと、話はしてないということでした。しかし、そういうスキームであるということは、財団設立を待ってから手続をするための必要な措置をすると。後になって、思えば、奨励条例でありますが、いうことは、新日本科学側との間では、当初から、そういう話があったということになろうかと思うんですが、そういうことですか。つまり、財団設立をしたら、そういう奨励措置をしますという約束を新日本科学との間で話がなされてたということになりますが、でしょうか。

- ○総務部参与(久保憲一郎) これまでの議会答弁の中でもありますように、そういう約束事はありません。
- **〇11番議員(前之園正和)** 約束はないというふうに、今はお答えになりました。指宿市内には、相当数の市民を雇用し、営業を行っているようなホテル関係もたくさんあります。メディポリスだけでなく、我々にも直接的に財政支援をしてほしいという声も聞きます。これに対しては、どのようにお考えでしょうか。
- ○総務部参与(久保憲一郎) それぞれホテル関係者等についても、そういう要請があったらどうするかということですけども、今回のメディポリスの奨励金については、あくまでも、メディポリス指宿構想を実現推進する事業者に対してやっていくということで決められたことだと思っております。
- **○11番議員(前之園正和)** まともな答弁にはなってないかと思いますが、時間の関係がありますので、次、行きます。

指宿市メディポリス指宿奨励条例は、指宿市が独自にみずからつくったということ、先ほど、新日本科学との間では、新日本科学というのが旧グリーンピア跡地を買ったという企業でありますが、事前の約束はなかったというのが先ほどの答弁でしたので、となれば、奨励条例は指宿市が独自に、自らの意志でつくったということになります。そういうことでよろしいでしょうか。

○総務部参与(久保憲一郎) メディポリス指宿構想を産学官によって、プロジェクトを含めて 取り組んできた。その経過の中で、それぞれ国・県・医師会あるいは大学等の支援について、 それぞれが協議をし、そういう基本的な考え方という取りまとめもしてございますので、そ の合意があって、こういう奨励措置ができたものだと思っております。

- **〇11番議員(前之園正和)** 新日本科学との間では事前に約束はないと。今,産学官のうんぬんてんぬんでは合意があってと。つまり、奨励条例というのは、約束に基づくものなんですか、指宿市が独自につくったものなんですか、明確に答えてください。
- ○総務部参与(久保憲一郎) 先ほど来、申し上げておりますとおり、そういうプロジェクトを 通じて協議をした結果として、奨励条例を指宿市が独自に設定をしたというふうに認識して おります。
- **〇11番議員(前之園正和)** 指宿市が独自に自らの意志で作ったということであります。指宿 市が独自に作ったのであれば、奨励条例の改廃については、市が自らの意志で行えると思う んですが、他者からの制約を受けるんですか。
- ○総務部参与(久保憲一郎) 他者からの制約を受けるものではないと認識しております。
- ○11番議員(前之園正和) 14日の特別委員会で、指宿市が奨励条例を廃止すれば、メディポリス側から損害賠償請求を受ける可能性があり、裁判で争っても指宿が負けるというような趣旨の発言がなされました。その判断には、私は大きな疑義を持ちます。損害賠償請求を受けることがあるとすれば、それは両者間の確認事項を守らなかったり、両者間の約束を一方的に破棄した場合などです。指宿市が自らの意志としてつくった奨励条例を自らの意志に基づいて廃止しても、誰かに何を言われるものでもありませんし、今、答弁したとおりであります。つまり、損害賠償請求を受けるはずもないと思うんですが、どうでしょうか。
- ○総務部参与(久保憲一郎) この前の特別委員会の中でも申し上げましたとおり、メディポリス指宿奨励条例の指定の取り消し条項に該当するような取り消し事由がないにも関わらず、条例を廃止し、奨励金をもらえなくすることは不法行為であると認められて、メディポリス医学研究財団から訴訟を起こされた場合には、市には損害賠償責任を生じる可能性があると答弁したところであります。

奨励条例の施行規則によって、奨励措置の対象事業者として指定を受けているメディポリス医学研究財団の立場としては、10年間奨励金をもらえる立場にあります。その権利を条例廃止という形で侵害するということは、市が財団へ付与した権利を著しく損ねることになると申し上げたところであります。

○11番議員(前之園正和) 奨励条例は、指宿市が独自に作ったもんだと、市独自に作ったから、市の意志で改廃をしても他者から影響を受けるものではない、束縛を受けるものではないと、今、答弁したじゃないですか。なのに、指宿市が廃止をしたら、相手から損害賠償を受けるんですか。矛盾してるじゃないですか。

それから、奨励条例で言う指定の取り消しですが、市長は、指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは取り消しできると。つまり、メディポリス構想の事業廃止とか、休止、そういったたぐいが書いてあります。これだけですと、幾ら信頼を裏切ったって、永遠

に市の意志で改廃できないということですか。そういうことはないでしょう。先ほど答弁に もありましたように、市独自に作った条例は、市独自に改廃をしても、他者から何を言われ る筋合いはないんです。どうですか。

- ○総務部参与(久保憲一郎) 条例の改廃については、議会の中で制定をし、あるいは廃止をすることは、それは可能でございます。
- **〇11番議員(前之園正和)** 他者から何も言われる筋合いはないと言いながら、その条例の項目を盾に損害賠償を求められるんですか。
- ○総務部参与(久保憲一郎) あくまでも、メディポリス指宿構想を推進する中で、新日本科学とメディポリス医学研究財団が全く関係がないというふうに指定しているわけではございません。この前の特別委員会で申し上げましたとおり、今回の道路建設につきましては、メディポリス指宿構想の推進するための一助として、土地使用者である、所有者である新日本科学が実施をしたものと理解をしているところであります。ただ、メディポリス指宿構想を実現、推進していく事業所として、私たちはメディポリス医学研究財団を指定しておりますので、この医学財団が、メディポリス指宿構想を推進する目的を、あるいは、その取り消し条項についてフライングをしない限り、我々はそこのところの奨励金を廃止することはないと思っているところであります。
- ○11番議員(前之園正和) 奨励条例を存続させるか廃止させるかは、それは市の意志なんです。私は、そのことを言っているのではなくて、奨励条例を作った、あるいは廃止するということになった場合に、他者の意見を受けるかということを聞いてるんです。なぜ、メディポリスの方から損害賠償を受けるんですか。奨励条例を作るも、廃止するも、市の権限の範囲内じゃないですか。他者にとやかく言われることはないというふうにおっしゃってるんですから。市長、どうですか。
- ○市長(豊留悦男) メディポリスの誘致において、過去、どのような経緯を踏まえて、指宿に誘致したのかと。やはり、初心に帰って、いろいろ私なりに鑑みたときに、メディポリス指宿と本市の信頼関係の上で、旧グリーンピア指宿の跡地利用をお願いし、現在の体制に至ったと考えております。そのときに、やはり、奨励条例というこの中で、固定資産分だったでしょうか、その分は、一応、奨励金として準備をいたしますのでという、そういう内容でもあったのかと思います。ただ、固定資産税のその分だけを見れば、莫大な金額で奨励金としてやっていると、そう思われるかもしれませんけれども、すべての償却資産を踏まえて、すべての税を見た場合には、もう議員の先生方もおわかりのとおり、1年間に7千数百万円だったでしょうか。それ程度の税額をいただいております。詳しく申しますと、7、399万1、300円。それを税収として、市に納めて、税として納めていただいております。その中から、固定資産分については10年間、つまり、ここのメディポリス指宿の経営というものが安定し、それなりに指宿構想として、ともに、指宿とメディポリスが地域発展のために、それなりの

役割を果たしてくれるまでは、つまり10年間は、奨励金としてやりましょうという、そういう経緯があったものと、私は理解をしております。ですから、今後のいろいろな企業との企業誘致に関わることも、これからあろうかと思います。多くの市町においても、同様な固定資産についての免除及び奨励金というものを企業にお示ししながら、企業誘致を図っているという現状もございます。当時もそのような考え方で、この奨励金というものは、条例というものは、設置されたものと私は理解をしております。

**〇11番議員(前之園正和)** 14日の特別委員会で、損害賠償請求の可能性を言うときに、条例 廃止によって、報償金を失う。奨励金を失うことになれば、経営が傾くようなことになれば うんぬんなどという言葉も出ました。メディポリス指宿構想には、少なくとも百数十億円か かっているようですから、指宿市からの奨励金の総額3億6,000万円によって屋台骨を支え ているとは言えません。奨励金をなくせば,メディポリス構想が揺らぐとか,損害賠償請求 をされるとか、これはもはや市議会や市民に対するおどしの言葉でしかないと思います。私 は何回も、事前に新日本科学などと奨励金をやる約束があったのか、なかったのかとかいう ことを聞きました。これはなかったという明確な答弁でした。それでも損害賠償を受けると いうことになれば、それはどういうことでしょうか。奨励条例をつくる前に両者間で何らか の約束があった。財政支援をすることが約束されていたということになるのではないでしょ うか。その約束をたがえるから,損害賠償の話が出てくるんじゃないでしょうか。開聞のわ さび田の件があります。業者と開聞町との間で書類が交わされ、一定の契約がなされていた が、議会の議決を必要とするものでありながら、議会の議決という手続きを経てなかった。 だから、開聞町、そして合併後の指宿市に履行の責任はなく、責任があるとすれば、約束を 交わした当時の町長なり、個人が負うべきものというのが指宿市の基本的な対応ではないで しょうか。

同じ論理からすれば、事前の約束があったとして、奨励条例を廃止することによって損害 賠償を求められても、その責めは、指宿市にあるのではなく、当時の市長であるかどうかは ともかく、約束をした個人が負うべきものではないでしょうか。これらについて市長、どう 思いますか。

○総務部参与(久保憲一郎) メディポリス指宿奨励条例については、これまでもずっと申し上げてきましたように、産学官によって高度先端医療、予防医学、心のケア並びに基礎医学の成果の臨床、応用研究を行うトランスレーショナルリサーチの4つの柱からなるプロジェクトであります。本市は、産学官の連携によって、このがん粒子線治療研究施設など高度先端医療及び健康の拠点を目指すメディポリス指宿構想に基づいて事業を行うものに対して奨励金を出している、そういうことであります。ですから、この事業者が先ほど申し上げましたように、そういう取り消し条項に該当しない限り、これをやめるということは、特別委員会の中でも申し上げましたとおり、そういう損害賠償を受ける可能性があるというふうに申し

上げたところであります。

○11番議員(前之園正和) これメディポリス指宿奨励条例というのは、指宿市の条例なんですよ。メディポリスと交わした協定書とか約束とかいうものではないんです。これが両者の合意に基づいてできたものであれば、そこに条例に違反するんではないかと向こうが言うかもしれない。これ指宿市が作ったんだから、指宿が改廃しても何ら条項をとらえて言われる筋はない。第三者から何も言われるものじゃないと言ったじゃないですか。

それとですね、損害賠償を請求するかしないかは、メディポリス側の判断でしょう。問題はそのときに損害賠償は不当だという立場に市として立つかどうかなんです。いずれにしても、事前の約束があれば、それは個人が負うべきものであるし、事前の約束がないのであれば、損害賠償の責めを言われても、それは否定すればいいんです。メディポリス指宿新日本科学の行っている道路築造や林地開発行為について、災害が起きるのではないかという市民の不安を共有し、必要なことはメディポリス指宿側にも堂々と物を言う、そのことが今大事だと思うんです。

市長、住民の心配をしている災害の懸念、そういったものを共有し、言うべきは堂々とメ ディポリス指宿側に言う、そういう決意を示していただきたいと思います。

○市長(豊留悦男) 今回の開発行為がこの奨励条例まで波及し、いろいろと議員の方々を含め市民にいろいろ不安を与えたことについては、大変遺憾に思っております。ただ今回、災害が起きないよう万全を期して工事をやっていただきたいというのが1番目。次に、万一災害が起きたときの責任の所在を明らかにし、補償のあり方を認識していただきたいという、そういうこの2点については、私も直接お会いし、そして住民の不安をなくするためにも、ぴしゃっと私の考え方を申し上げました。

やはり、メディポリスと指宿というこの関係をどうするのか。今年も200人を超える治療者があるやに聞いております。単純に計算しても数億円でございましょう。そして、鹿児島県も、鹿児島における、九州におけるヘルス・ツーリズムの核として、メディポリスをどう位置づけていくのかというのも新聞で発表があったとおりであります。そうした場合に、やはりお互いが協調し、協働しながら、お互いがプラスになるような、つまりウィンウィンの関係が築けるような、そういう体制を築きたいと私は思っております。議員が市民の立場に立つのかと、もちろんそうであります。そのための市長でありましょうから、私も議員からいただいたいろいろな質問等については、責任を持ってこういういろいろ不安がある、こういう意見があるというのは伝えてまいりたい、そう思います。

○議長(森時德) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分 ————— 再開 午後 0時57分

- **○議長(森時德)** 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。 次は、新川床金春議員。
- ○15番議員(新川床金春) 15番,新川床。3月末をもちまして退職する職員の皆様,これまで長い間,指宿市の発展のためにご尽力を賜り,ありがとうございました。今後は健康に十分気をつけながら,指宿市政発展のためにご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

それでは,通告に従いまして,一般質問をさせていただきます。

まず最初に、農林水産業振興策について。農家の高齢化と担い手不足を解消するため、農業生産法人や集落営農組織の取組について伺います。

指宿市は、合併前から農家の高齢化が進んでいるので、休耕地を増やさないために農業法人化や集落営農に取り組んでいく計画だったが、合併して既に6年が経過したが、農業生産法人や集落営農組織の取組についてどうなっているのかお伺いいたします。

2番目の新規就農・青年就農支援事業などの取組について。指宿市は、南の食料供給基地 として位置づけられていますが、6年間の新規就農者、青年就農者への支援はどのようにな っているのかお伺いします。

3番目の、農林水産業の未来を拓く6次産業の取組についてお伺いします。農林水産省は、これまであった農商工連携施策に、新たに平成23年度から6次産業化総合推進事業を取り入れて、農林水産業のこれまでの生産だけではなく、食品加工、流通販売にも業務展開することで、様々な地域資源を活用して、儲かる農林水産業を実現し、農山漁村の雇用確保と所得向上を目指す生産者の支援を行っているが、県内の取組状況と指宿の現状と今後の事業推進についてお伺いいたします。

次に、2番目の学校給食についてお伺いします。食の安全と地産地消の取組についてお伺いします。

学校給食の目標は、学校給食法で、1. 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を養うこと、2. 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、3. 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、4. 食料の生産、配布及び消費について、正しい理解に導くこと、とうたわれております。指宿市学校給食センターの特徴として、市内には多くの地産物があり、成長過程にある子供たちにふるさとの味、本物の旬の味を知ってもらうために、多くの地場産品を使用できるように献立の工夫をしていると伺っているが、子供たちの十分な食育はできているのかお伺いいたします。

食材の納入状況と検査についてお伺いします。指宿市は、学校版ISO環境問題について 取り組んでいます。学校給食センターでも環境に配慮した食材購入をしていると思いますが、 食材購入の検査は、どのようになっているのかお伺いいたします。

学校給食センターの職員の健康管理についてお伺いします。22年,23年と続けて学校給食 センター職員の健康管理の問題が発生しています。職員の健康管理のためにどのような対応 を講じたのかお伺いいたします。

医療費の抑制策と高齢者の生きがいづくりについてお伺いします。国民健康保険特別会計の医療費の今後の動向と抑制について伺いますのでよろしくお願いします。22年度末から積立基金が枯渇したため、一般会計から繰上充用したとき、23年になったら繰上充用問題は、解決すると担当者は答弁してました。しかし、結果として23年度一般会計からの繰入金による特別会計補正予算に1億6,000万円追加し、総額78億2,869万円になりました。24年度も先ほどの同僚議員の答弁にもありましたように、不足するということが、もうわかっております。5年、10年後の国保特別会計の動向はどうなっていくのか、お伺いします。

今朝の南日本新聞に掲載されてた記事をちょっと紹介しますけども、鹿児島県の状況ですが、2010年度国民健康保険事業で県内6市町村が累積赤字とありました。指宿市は1億7,000万円の赤字であると報道されていました。その下のほうの記事に、医療抑制の取り組みが喫緊の課題であると指宿の職員が意見したんじゃないと、だと思いますけれども、そういう記事が載っておりましたが、今後、抑制策としてどのようなことをやっていく考えなのかお伺いします。

ふれあい事業と高齢者の生きがいづくりについてお伺いします。ふれあい事業は、毎年同じようなメニューでマンネリ化していると利用者の方々が私に伝えたのがもう2年前です。2年前に利用者からアンケートをとって、利用者が増えるようになっていただきたいということを伝えてましたが、2年間にアンケートをとって結果はどうだったのか、お伺いします。市内循環バスの活用策についてお伺いします。これまで何回も市内循環バスは、高齢者の生きがいづくりに使って、医療費の抑制につながるよということを言ってきました。高齢者や交通弱者はたくさん利用し、病院などで時間がかかり、帰りのバスに乗り遅れ、汽車やタクシーを利用して自宅に帰る方、年金生活でタクシー代を使うことができない、生活困窮になるという方は、庁舎内で3時間以上、次のバスを待っている状況がありますよということを、以前、一般質問で言ったんですが、その結果、市民が自由に使える談話室を1階のロビーのところにつくっていただいたことは、本当にありがたいことだと思いますが、やっぱり3時間待つということは大変だということを、私は思います。

そこで循環バスを一便増便すると約600万円の費用増になるということは以前から聞いてますが、医療費は何億という予算が増えているんですよ。だから、高齢者の生きがいづくりにすることで、この改善ができると思いますが、利用者のアンケートをとったことがあるのか。私はとってくださいと以前お話ししてますので、あると思っていますが、答えていただきたいと思います。

「健幸のまちづくり、スマート・ウエルネス・シティ構想」についてお伺いします。23年第2回定例会に提案され、既に9か月が経過しましたが、市民の健康づくり、まちづくりについて、これまでの取組状況についてお伺いします。

以上で1回目を終わります。

**〇市長(豊留悦男)** 農林水産業振興策について、特に6次産業化の取り組み状況についてでございます。

6次産業化とは、もうご案内のように、農業や水産業などの第1次産業が食品加工、流通販売にも業務展開している経営形態を表すものであると理解をしております。農林水産業では、農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組を推進しております。

農業関係の平成22年における県内の実績は、農産物の加工等に取り組む農業経営体数は809、体験農園等は69、観光農園は171、農家民泊は44、農家レストランは28であり、合計で1,121となっているようでございます。

本市では、加工に取り組む経営体数は11、観光農園 7、農家レストラン 3 であり、合計で 21が取組をしております。また今後の市の 6 次産業化への取組は、意欲のある農家への研修 会等の情報提供や、昨年 3 月に施行された 6 次産業化法に基づく新商品開発、販路開拓、さらに有利な支援が受けられる制度への説明へのサポートなどを関係機関と連携を図りながら、6 次産業化に取り組んでいけるよう支援をしていきたいと考えております。

次に、水産業関係でございますけれども、平成23年度の6次産業化法に基づく事業計画の認定状況は、県内において漁業者等が水産物の加工、販売等に取り組んでいる事業が2件ありますが、本市において事業計画の認定を受けた事業はございません。水産業においては、直売所等を中心とした地産地消を進めているケースが多く見られますが、今後は生産者が加工し、販売まで行う6次産業化が推進されていくものと思っております。

次に、医療費の抑制と高齢者の生きがいづくり、国民健康保険特別会計の今後の動向と抑制策についてでございます。本市の医療費の動向につきましては、保険者が支払う保険給付費で、前年度と比較した場合、平成21年度は、49億5、247万円、平成22年度が、51億856万円となっており、1億5、609万円、3.15%の増となっております。また平成23年度の保険給付費の見込額は、53億2、809万円であり、対前年度比では2億1、953万円、率で申しますと4.29%の増となる見込みであります。今後の医療費の動向としましては、国保制度が抱える構造的な課題や医療技術の高度化により、医療費が年々増加傾向にある中、全国的な医療費の動向と同様、毎年3%から4%、金額にいたしまして、2億円程度の増が毎年見込まれているところでございます。

このような状況下において、国では社会保障と税の一体改革について、現在検討がなされており、実施された場合、平成27年度より低所得者対策や高額医療費助成など、国からの支援も増額される予定になっているところでございます。

併せて、県を保険者とする広域化が、より本格化されると思われますので、平成24年度か

らの3年間が本市の国保財政を維持するにおいては、非常に厳しい状況と考えているところであります。

次に、医療費の抑制策についてでございますけれども、レセプトの全件点検や重複・頻回者の訪問指導、ジェネリック医薬品の利用促進等の事業に取り組んでいるところでございます。

また、各種がん検診や特定健診等の受診率向上策が医療費抑制策につながることから、日曜健診の実施や特定健診の検査項目を充実させるなど、受診しやすい環境づくりにも努めているところでございます。

なお、いただきました質問については、教育長及び担当部長等に答弁をいたさせます。

○教育長(池田昭夫) 学校給食の食の安全と地産地消の取組状況についてお尋ねですが、平成22年度の学校給食センターの食材状況について、重量ベースで申し上げますと、指宿学校給食センターにおいては、市内産が25.7%、県内産が22.8%、県外産が51.3%、国外が0.2%となっております。また山川学校給食センターでは、市内産が29.6%、県内産が22.5%、県外産が42.7%、国外が5.2%であります。今後もできる限り、安心安全な市内産、県内産のものを使用していきたいと考えております。

産地ごとの主な食材としましては、指宿産は、キャベツ、ジャガイモ、オクラ、ニンジン、カボチャ、ニガウリなどで、地元産を使ったメニューとしましては、ソラマメを使ったソラマメポタージュ、カツオの生節が入った黒潮ごはん、ニンジン・カボチャ・サツマイモの入った指宿産野菜のスープ、ビワの果肉及びシロップの入ったフルーツポンチなどがあります。県内産は、葉ネギ、キュウリ、ゴボウ、白菜、大根などで、県外産はニンジン、タマネギ、ジャガイモ、パセリなどで、外国産はコーン、グリンピース、枝豆、パプリカなどがあります。

食の安心安全のためには、できるだけ生産地や生産者の見える食材を活用することが大切であると考えているところです。また納入業者に対しては、安心安全な給食提供のため、学校給食衛生管理基準に沿った鮮度のよい衛生的な食材の納入をするよう指導しているところでございます。

**〇農業委員会事務局長(徳留博昭)** 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。

農業生産法人化や集落営農組織化の取組状況についてのご質問ですが、本市の農業生産法人は、平成18・19・20年度27法人、21年度31法人、22年度29法人、23年度30法人です。県内の状況は、平成18年度434法人、19年度472法人、20年度515法人、21年度587法人、22年度605法人となっております。

また、集落営農につきましては、本市で現在活動中のものが1団体、準備段階のものが2団体あり、県内では134団体となっており、全体的に増加傾向にあります。

市農業委員会は、農家の高齢化などによる担い手不足に対応するため、指宿市担い手育成総合支援協議会と連携し、農作業受託組織を基礎とした集落営農の組織化を推進するとともに、規模拡大に意欲的で経営熟度の高い農業者の法人化などを関係機関、団体と一体となって推進しており、各種団体や関係協議会の機会ごとにこれらのPR活動も行っております。今後についても、さらに農業生産法人化や集落営農組織化づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、新規就農・青年就農支援事業などの取組状況についてでございますが、本市においても農業に従事する者の高齢化や後継者不足は確実に進んでいるところでございます。将来の指宿市の農業振興を推進していくためには、新規農業者や後継者の育成が重要であると認識しているところであります。いぶすき農業支援センターへの平成23年度新規就農、営農相談件数は延べ30件あり、職業として農業へ期待する若者が増えていると思います。

これまで、農業実技指導者を支援する事業として、市の事業で農業指導者年間活動事業、 県の拠点農場事業、現地指導トレーナー事業を、また新規就農者を支援する市の事業として、 農業用施設設置事業を実施してまいりました。平成22年度からは、国の事業である農の雇用 事業を活用し、現在5経営体が実施しております。平成24年度からは、新たな国の新規就農 者支援事業として、青年就農給付金事業が実施されることは十分把握しております。これら の事業を大いに活用して、各関係機関と連携をとりながら、新規就農者の定着が図られるよ う支援をしていく所存であります。

**〇健康福祉部長(迫田福幸)** 高齢者の生きがいづくりについてのご質問でございますが、ふれ あいデイにつきましては、毎年11月から12月にかけてアンケート調査を実施し、利用者の意 向把握に努めているところでございます。

受託者である指宿市社会福祉協議会のふれあいデイ事務局では、このアンケート結果や直接届けられる利用者の意見を検討材料の一つにして、毎年次年度の講座内容や事業展開の見直しを行っているところでございます。

○教育部長(吹留賢良) 食材の検査についてということで。食材の納入に当たっては、関係保健所等の協力を得まして、施設の衛生面や食品の取り扱いが良好で、衛生上十分信用のおける業者を選定するとともに、あらかじめ、食品納入予定業者一覧表を作成し、決定について約1カ月前に納入業者に対して見積書の提出を依頼し、翌月の食材価格を決定しております。納品時の検査につきましては、前日に食材ごとの検収責任者を定め、食品の納入に立ち会いし、品名、数量、納品時間、納入業者名、製造業者名及び所在地、生産地、品質、鮮度、箱・袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無、消費期限または賞味期限、製造年月日、品温等について総合的に点検を行い、記録しております。

また職員の健康管理につきましては、学校給食従事者の健康管理面について、年1回の健康診断と毎月2回以上の検便を行っているところです。便検査の項目は、学校給食衛生管理

基準に基づき、赤痢菌、サルモネラ菌、0-157、0-26、0-111を行うこととなっております。 ノロウィルス検査としての予算計上はしておりませんが、地域の感染症の状況等を勘案し、 必要に応じて検査を行うこととしております。

また毎日,個人衛生管理点検表において、本人及び同居人の健康状態をチェックし、異常 があれば休ませたり調理以外の業務に当たらせたりするなど、その日の業務が適切に遂行で きるように対処しているところです。

さらに学校給食従事者は、日常生活においてもできる限り生ものは避け、加熱処理したものを食べるように努めております。引き続き職員の健康管理について、日ごろから十分に配慮しながら指導助言してまいりたいと思っております。

O産業振興部長(吉井敏和) 市内循環バスに関するアンケート調査の質問をいただきました。 市内循環バスにつきましては、高齢者をはじめとする交通弱者への交通手段確保及び路線バスなどが運行していない交通空白地域の解消を目的に、現在4路線を週3回、1日2往復運行しておりまして、直近の平成23年4月から平成24年2月までの平均1便当たりの乗車人員は約11人で、平成22年度は述べ2万8,200人の利用者数となっております。

利用者ニーズを把握するために、これまで運行前の市民アンケート調査や運行後も乗り込み調査を実施するとともに、バス運転手からのヒヤリングや利用者からの電話等での意見要望を取り入れ、その結果を踏まえ、指宿地域の路線で5回、山川・開聞地域の路線で4回の路線変更、低床バスの実現、路線バスと見分けがつきやすいようなイッシーバスマークのマグネットや先行幕の整備など、改善を図ってきているところでございます。

今後も利用者の目線に立って、利用者からの電話等での要望や運転手からの報告書等によりまして、対応が必要なものにつきましては、委託事業者と連携して、利便性の向上に努めて、併せて最少の経費で最大の効果をあげられるよう改善を図ってまいりたいと思っております。

○総務部参与(久保憲一郎) スマート・ウエルネス・シティ構想のこれまでの取組についての ご質問でございました。

本市では、健幸のまちづくりを進めるために、昨年14課19人からなるプロジェクトチーム を発足をさせております。

プロジェクトチームでは、これまで4回会議を開いておりますが、1回目では、プロジェクトチーム員の外に関係部課長など合わせて約40名が出席をして、市長から直接スマート・ウエルネス・シティ構想についての思いを話していただくとともに、スマート・ウエルネス・シティの考え方や構想を策定する目的、首長研究会に加盟している他市の状況について事務局が説明し、理解を深めてもらったところであります。

また、2回目以降の会議では、プロジェクトチーム員に、これまでの概念にとらわれない 幅広な考え方で、健幸、健康で幸せということですけども、という意味のものを考えてもら い,各課でどのような事業や取り組みができるのか,またどのような指標や目標が必要なのかを提案してもらっているところであります。

○15番議員(新川床金春) 農林水産の振興についてお伺いします。

今回いろいろと農家を回ったりして話を聞きますと、農家の方はオクラ、ソラマメなんか作ってですね、反収は今のところある程度上がると。だけど、もう高齢化で機械が使えない現状があるので、あと何年できるのかなという心配される方がいっぱいいるんです。そういう方を農業をできる環境づくりに持っていくためには、集落単位で、それか集落を幾つかに分けた農業法人か、集落営農をするのが一番いいんじゃないかなと私は思ってるんですけど、いろいろ数字は出ましたけれど、実際、中川地区が本年度やってるということですけれども、ほかにですよ、合併して6年たちますけど、この中川地区はいつごろから取り組んだのかお伺いします。

- 〇農業委員会事務局長(徳留博昭) 中川地区においては、平成22年度の県単の事業で行っております。
- **〇15番議員(新川床金春)** そういうふうに取り組んでいくんだったらですよ、ほかにもこの 事業をしないかということで声かけたところありますか。
- 〇農業委員会事務局長(徳留博昭) 中川地区農園会のほかに、現在、山川の大山地区でも同様の県単の事業を、平成23年度において取り組んでおります。
- ○15番議員(新川床金春) 高齢化はどんどん進んでいきますので、この県単の事業を取り入れができないんだったらですよ、各地区で機械銀行とか、私の地区にもトラクターを持った方が30件ほどありますけど、年に10回ぐらいしか使わない方もいますし、20回使う方もいます。余り使わないでもったいないなという思いをするところがあるんですけど、やっぱり農家の基盤を固めるためにも、機械の導入でコストを上げることじゃなくて、機械銀行でコストを下げるようにしてあげるのがいいんじゃないかと思うんですけど、機械銀行の取組については取り組んだことがあるんですか、お伺いします。
- **〇農業委員会事務局長(徳留博昭)** 機械銀行については、農業委員会になってからは取り組んではおりません。
- ○15番議員(新川床金春) 取り組んでいないということですけれども、やっぱり農家を守るために、以前はJAで機械銀行をやっていたと思いますけど、それでは使いにくいということで、近所の大きいトラクターを持っている方の都合を待ってやってるのが今の現状だと思いますけど、農業委員会として機械銀行を推進していくべきだと思いますが、取り組む考えはないのかお伺いします。
- O農業委員会事務局長(徳留博昭) いろんなところで農地現況調査の聞き取りや,新規就農申 請の聞き取りなどがあるわけですけれども,大型機械等を利用する耕うん作業等については, 個別で親戚・知人等に依頼している方もいるように伺っております。そこで,農業委員会の

方でも指導や検討はという考え方もあるんですけども、現在のところは行っておりませんけれども、農業委員さん方は、地域の農業者の代表でもありますので、これらの実情を把握していると思われます。今後、地域の農業委員で対応できるように、委員会の中でも検討をしてまいりたいとは考えているところでございます。

- ○15番議員(新川床金春) 指宿市はですね、農業支援センターをあえて本庁から移してやっているんですよ。農家を守るという観点から考えたらですね、新規就農者とかそういう機械銀行とかやっぱり積極的に取り組んでいくべきだと思いますんで、よろしくお願いします。次に、新規就農者・青年就農者についてですけれども、平成11年に農家を始めた方が、若い青年を使いたいということで就農支援事業を取り入れたと聞いているんです。それで1週間前、私が行ったときに、もう先輩、13年たちますよと。いろんな事業があるんだけど、指宿市じゃ取り組んでくれないよねということを私に言われたんです。いろんな農家の支援が国にあるみたいです。いろんなことを取り組んでいくことが、農業経営者の経営を安定させる仕事かなと思うんですけれども、そういう農業新規就農者の支援事業について把握してますか、お伺いします。
- **〇農業委員会事務局長(徳留博昭)** いろいろと今回調査もいたしました。支援事業については、 把握をしているところでございます。
- ○15番議員(新川床金春) 鹿児島県が今年度青年就農者に年間150万円支援するという事業を始めました。それで660人を対象として募るということですけど、指宿の方ではこの事業に何人ぐらいが参加するようになっているのかお伺いします。
- ○農業委員会事務局長(徳留博昭) 24年度の事業になりますけれども、農林水産省の予算額で約130億円と、うち鹿児島県は、約10億円の予算額の約660人を見込んでいるということですけれども、本市において対象となる人数は、3月1日現在で30名程度ではないかということで把握をしております。
- **○15番議員(新川床金春)** その30名の方は、もう確実にそれに取り組むということでよろしいんですか。
- O農業委員会事務局長(徳留博昭) 今後,実施要綱等も定められてきますので,その要綱と, それから24年度の早い時期に,地域農業マスタープランというのを策定しなければなりません。それらに応じて,それに該当するか,その要件等も示されますので,それらに該当すれば支給対象ということになります。
- ○15番議員(新川床金春) 今30名いるということで、頼もしいなと思っているんですけど、 指宿市は定職を持たない若い者がたくさんいると伺っております。そういう方をこの事業に 取り込んで、しっかりした仕事をし、生活が安定するようにやっていったらいいなと私は思 うんですけど、そういう方にも声かける考えはないかお伺いします。
- **〇農業委員会事務局長(徳留博昭)** 今後,集落長さん,それから支援センターの各関係機関に

もお願いし、情報提供をいただいて、先ほど申し上げました要綱等に合致すれば支給をする ということになろうかと思います。

- ○15番議員(新川床金春) この事業は、農業を始めたいというときから2年間、そして、今度は自分で一生懸命頑張ろうとしている期間5年間ですね、トータル7年間を150万円支援するという事業なんです。だから、脱サラしてでもやってみようかなという方もいると思います。この事業は、大変すばらしい事業だと思いますんで、農家の子供じゃなく、全然知らない方でもできる事業だと私は思います。特に指宿は、オクラとかソラマメ、豆類があってですね、作りやすいといえば失礼かもしれませんけど、先輩から指導を受ければ、できる作物だと思いますんで、指宿にいる若い人に、公費を投じてでも案内するかしてほしいんですけど、そういう考えはないかお伺いします。
- **〇農業委員会事務局長(徳留博昭)** 今後、農業委員会の方でも、そういうようなふうの、今回 の青年就農給付金の方々が恩恵を受けれるように、農業者の負託にこたえられるよう積極的 に活動していってまいりたいと思います。
- ○15番議員(新川床金春) よろしくお願いします。

次に、6次産業についてお伺いします。

先ほど市長が答えていただいたように、1次産業、2次産業、3次産業を掛けていったら6次産業ということになります。この事業を取り組むと農家の反収が上がり、水産業の方も収益が上がるという事業であります。

23年度私がもらったチラシでは、こういうのが県内で配られてると思いますけど、実際 こういうのを農業委員会、関係者と話しながら、周りにいないかとかですね配るべきだと思 うんですけど、こういうチラシを局長は見たことがありますか。

- ○農業委員会事務局長(徳留博昭) 拝借はしていないところです。
- ○15番議員(新川床金春) 農業支援センターがありますんで、一体になって指宿の農業を支えていくということで、水産業もですけど支えていくということで、この事業に積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、市長、先ほどの話がありましたが、話いろいろ聞いてうれしく思ったんですけれども、6次産業について講演会をする考えはないか。

1月に、私は鹿屋に行きました。鹿屋の方では、未来につながる新しい農業の展開ということで、加工センターを県と一緒になって造りたいということで、こういうシンポジウムがありましたので私は行ってきました。

そういうところにも職員を派遣して、研究させるなりやってほしいと思うんですけど、最低でも6次産業化の講演会、山川高校の関係の講演会が、COCCOはしむれであったと聞いたことがあるんですけれども、あれを市内全体に展開できないのか、市長にお伺いします。

**○産業振興部参与(浜田淳)** 6次産業化を進めるための指宿でのシンポジウム,講演会の開催 についてのご質問ですが,本年1月に鹿屋市で開催された大隅農業・加工技術研究プロジェ クトシンポジウムは、非常に有意義な研修会であったとお伺いしております。

県主催で開催されたこのシンポジウムは、県が大隅地区で進める加工施設を建設するプロジェクト計画の一環として開催された研修会であり、南薩地域では現在のところ計画はされてないようであります。

本市での講演会等につきましては、国が鹿児島県に設置しています鹿児島6次産業化サポートセンターに配置されています、6次産業化プランナーという専門家と連携しながら、 開催について協議してまいりたいと考えております。

**〇15番議員(新川床金春)** よろしくお願いします。次に、学校給食についてお伺いします。 先ほど、数量ベースで伺ったんですけど、何%ということですね、指宿の業者が納めてるか もしれないけど、地元の品がどれだけ入ったかというのをどうなのかなあと思うんです。

JAの方,以前有機栽培してた方にもいろいろ聞いたんですけど,何か検査が厳しくても うやめたとか,水産業の方でもタコ入れてくれって言ったけど大きさがまばらだと。タコと か生き物は形がこう,加工品じゃないから決まってないんですよね。そういうので,もう諦めた方もいるみたいですけれども,やっぱり臨機応変に地元の食材を,特に旬の食材をおいしいというふうに子供が思うように取り入れてほしいんですけど,地場産品がどれだけ来たかということで,この把握はされてるのか。ただ,先ほどのパーセントで把握してるというだけなのか,ちょっとお伺いします。

- ○教育部長(吹留賢良) 納入状況を市内業者では把握はしておりますけど、地元産、それはちょっと、全部拾い上げないとわからないような状況でございます。
- **〇15番議員(新川床金春)** 指宿は、新鮮な野菜を作ってますよということで全国に販売して るんですよね。そのおいしいものを学校給食に取り入れてほしいなあということを私は思う んです。

子供が地元でとれたものを、おいしい、私も農業してみようかなあというような気持ちなると思います。食育の中で、なるべく地元産を取り入れることはできないのか、子供がおいしいというふうに思う。それで、これは地元の野菜だよって言えばまた違うなと思うと思うんですけど、そういう納入のやり方を少しは改善できないのか、お伺いします。

- ○教育部長(吹留賢良) 確かに、地場産を活用することは、児童生徒が食材を通して地域の自然や文化、産業に関する理解を深めたり、生産等に携わる人々の苦労を理解し、感謝の念を育むといった、それから地域の活性化、そういうのに寄与すると思いますけど、逆に相当量の確保とか規格、さっき言われましたように規格とか価格の面とかそういったリスク的なところもありますけど、できるだけ地元の食材を、今後も活用していきたいと思ってるところでございます。
- ○15番議員(新川床金春) 指宿の教育では、環境についていろいろ子供たちにISO版でやってるということですけど、学校給食では今まで一升瓶に入ってきたものをペットボトルに

変えるようになったと。特に、山川学校給食なんですけど、やっぱりリサイクルするという ことが環境に一番優しいのかなあと私は思います。

そのペットボトルに変えた理由がちょっとわからないんですけど、センターに行って聞いたら、85cmあるのに瓶を持ったら当たるから危ないという話をお聞きしました。私自身がそこに入って、私だけじゃあ確認ができないので同僚議員も一緒に行ってもらいましたけど、この肥えた私でも85cmは余裕がありました。瓶を割る危険性がどこにあるのかなと。それで、指宿で割れた経験はないということでした。なぜペットボトルに変えないといけなかったのかお伺いします。

○教育部長(吹留賢良) 山川の方での瓶からペットボトルに変わった理由ですが、作業中に瓶が割れるとすべての破片を撤去しなければならず、食材等に混入してる可能性もあり、完全に撤去されたことが確認できないと調理作業は開始できないということもあります。

破片の取り方によっては、撤去作業に時間を費やし、場合によっては給食を中止する可能性もあります。調味料の計量作業場のスペースもそれほど広くないため、作業台もそれに合ったものしか使用できず、危険性を感じながら作業をしておったところでございますが、1学期の途中で落札業者が容器をペットボトルに変えたため、安心して作業ができるようになっております。また、今後もペットボトルの容器の正油を使用したいという要望もあり、変えることにしたとこでございます。

○15番議員(新川床金春) 容器代が50円から60円かかるそうです。中身が落ちなければいいんですけども、食育を考えたときに、リサイクルできるもので中身の商品をいいものにしていただきたいと私は思うんですけど、食材費はPTAの方が負担してます。

だから、その中でやりくりですから、後で米のことも言いたいと思いますけど、食材費に 転嫁されるものが安くていいものていうのになるのか、もう安くて何でもいいってなるのか、 当たり前の定価があると思いますけれども、その中で子供には安心・安全が一番だと思いま すんで、私はこの話聞いたときにびっくりしたのは、60円ペットボトル掛るということでし たので、うちではもう60円安い中身を入れたら子供に提供はできない、だから辞退するしか ないということを言う業者がいました。今、別な業者は大手だそうですけど、それでも容器 代を負担するんですけど、中身の検査とかしたのかしないのかお伺いします。

- ○教育部長(吹留賢良) 食材とか調味料とか、それについては検査をしたりしております。
- **〇15番議員(新川床金春)** 次に、今年度異物混入があったということで、指宿センターですけど、その混入結果がまだ確定してないような話ですけど、どうなっているのかお伺いします。
- ○教育部長(吹留賢良) 2月16日の給食で、味噌汁の中に直径 2mm、長さ 6 mm程度の緑色をしたねじ状のプラスチック片が混入していた件でございますが、みそ汁に使用した野菜等については、3層シンクにより 3回水洗いをしているため、それらの食材に混入してるとは考え

にくいところでございました。食材に混入したとすれば、可能性のある味噌の納品業者に、 混入する可能性があるということでお尋ねしたところでございますが、1mmのますの金網で こしているため可能性はないとのことでありました。

また、センター内においても使用する器具、機材について、同型、同質、同系色のものはないか、はがれ落ちたりした形跡がないか徹底的に調査しましたが、そのような痕跡は発見できませんでした。調査結果については学校長へ伝え、謝罪したところでございます。

○15番議員(新川床金春) 学校給食センターの職員の管理には、子供の食育ですので何かあったら大変ですので、市長少しでも予算を増やして安全管理に努めていただきたいと、これは要望しておきます。

次に、医療費の抑制策と高齢者の生きがいづくりについてお伺いします。毎年、2億円以上のお金が必要になっていくということですが、先ほど5年10年後の値上げ幅については回答がなかったんですけど、お伺いします。

**〇健康福祉部長(迫田福幸)** 先ほど、市長の答弁の中で若干触れたと思いますが、5年後及び 10年後の国保運営についてはどうなのかということでございます。

現在,国においては、社会保障と税の一体改革が審議をされております。その中で、国保制度につきましては、平成27年度から低所得者への国保税軽減対策や、高額療養費対策が実施される見込みでございます。これらが実施されますと、本市にとっては、歳入増につながるものと思っております。

また、併せて、平成27年度からは現在保険者は市町村でございますが、県を単位化とした 広域化も加速されるものと思っております。したがいまして、平成24年度から26年度までの 3か年間が非常に厳しい状況になると思っております。

○15番議員(新川床金春) 国、県が動いてくれるからいいんじゃなくて、指宿として何かやらないと、上からおりてくるお金がいつまで続くか分かりません。国も大変な借金をしております。その中で、もらえるかわからないものを、来るだろうという考えでは市民が大変困ると思います。

だから、市民の負担を減らすために何が大事なのかなあと私は考えたときに、レセプト点検はですね、国保連合会が1回したものを見直してるんですよ。3,000万円から5,000万円見直しで訂正することができたということも聞いてますけれども、もう今、2億円、3億円の話になってるんですよ。

これを改善するために、その費用を別な事業に展開し、健康づくりとか医療費の重複してる人とかいろんなところを、まだ再度チェックして回るようなことをやった方がいいんじゃないかなと私は思うんですが、今後も今までのレセプト点検だけと特定健診とか、そういうところで同じ作業を行っていくのかお伺いします。

**○健康福祉部長(迫田福幸)** レセプト点検及び重複・頻回受診の訪問でございますが,今議員

ご指摘のとおり、レセプト点検におきましては、年間3,500万円程度の効果が出ております。 今後につきましては、医療費抑制策を推進するために、これまでにも各地区の健康推進員と 連携しまして特定健診や各種がん検診等の受診勧奨を行っているところでございます。

平成23年度からの新規事業としましては、特定健診をより受診しやすくするために、貧血 検査と心電図検査を、特定健診に含めて実施することにいたしたところでございます。また、 市内の医療機関に通院されている患者に対しましては、特定健診に係る患者の情報を医療機 関より提供していただき、その情報を活用しまして、特定保健指導につなげてきたところで ございます。さらに、地域資源の温泉を活用した水中歩行運動教室を、レジャーセンターか いもんやヘルシーランドの温泉施設で開講したところでございます。

平成24年度の新たな取組としましては、特定健診を受診された方に対し、市内の商店街で割引などのサービスが受けられる健康クーポン券を発行することにより、健康づくりに興味や親しみを持っていただける事業も現在検討しているところでございます。

今後におきましては、先進地の事例等につきましても参考にしながら、引き続き医療費抑制策に取り組んでまいりたいと考えております。

- ○15番議員(新川床金春) 高齢者は、住みなれた自宅の周辺で生活したいというのが一番だと、することが一番だと思います。全国では、各地区の公民館を活用した高齢者支援事業があると伺っていますが、指宿もそのような事業をやるべきじゃないかなと思うんですが、ふれあいデーは月1回です。あとは周りの方と交流がない方もいますんで、コミュニティを使った高齢者の生きがいづくりということを、答弁は短く、やるか今度検討するかでいいです。余り部長がしゃべると次のことが言えませんので、簡潔に、そういう事業を取り組んでいきたいかどうかお伺いします。
- **〇健康福祉部長(迫田福幸)** 平成24年度から,一人暮らしで困っている高齢者等を少しでも外に出やすくするため,2ないし3地区を対象とした,まず,モデル事業として地域介護予防活動支援モデル事業,ミニふれあいデーでございますが,これを実施する予定でございます。
- **〇15番議員(新川床金春)** それをモデルじゃなくて、もうすべての地区にしませんかという 声をかけていただきたいと私は思っているところです。時間がないので次にいきます。

循環バスの活用はいろいろありますけれども、高齢者が、巡回バスに乗ってヘルシーランドやかいもんレジャーセンターに行けるような、乗り継ぎのしやすいバス運行をしていただきたいとここは要望しておきます。

健幸の町づくり、スマート・ウエルネス・シティ構想についてですが、この究極の問題は 今指宿が一番抱えている国保会計、介護保険の医療費の抑制策だと思います。そこで、60歳 以上の方を健康づくりの対象として何か取り組む考えはないかお伺いします。

○総務部参与(久保憲一郎) 60歳以上という特定をしてということですけども、スマート・ウエルネス・シティとしては、全体的に市民を対象として考えているとこでございます。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

- 〇議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。 次は,六反園弘議員。
- **〇16番議員(六反園弘)** こんにちは。16番、六反園です。初めに、この3月末で退職をされます市職員の皆様方にごあいさつを申し上げます。

職員の皆様には、市政発展のため長年にわたって職務に専念され、その努力と功績に対し 敬意を、そして深い感謝の念でいっぱいでございます。ありがとうございました。退職後は、 お体を大切にお過ごしいただきたいと思います。

さて、死者1万5,800人、いまだ行方不明3,100名という東日本大震災発生から1年が経過をいたしました。復興は、思うように進んでおりません。その原因の一つが、膨大な震災瓦礫です。福島の放射能汚染の瓦礫は、東電や国に任せるとしても、岩手の11年分の処理量、また宮城県では19年分の処理量の瓦礫が山のように積まれたままです。指宿としても、縁のある石巻の瓦礫処理に少しでも役立つような方策はないのか、考えていく必要があるんじゃないかと思います。

私は、世界の平和を希求し、市民の暮らしを守る社会民主党の立場から、本日は新日本科学の説明会と外城市の松尾城跡への歩道設置、そして、今年度から始まる中学校での柔道指導の3項目について質問してまいります。

まず、1項目めの新日本科学の説明会については、午前中の同僚議員の質問と重なる点も あると思いますが、可能な限り視点を変えて質問をしてまいります。メディポリス指宿の講 演会の通知がいつだったのか、次に、市長は住民の求めている説明について、永田社長に対 しどのような要請をしたのか。

2項目めの松尾城跡への歩道設置ですが、宮ケ浜海岸からの松尾城跡への遊歩道設置について、進捗状況はどうなっているかお伺いいたします。

3項目の中学校での柔道指導ですが、なぜ中学校で柔道指導を実施するようになったのか、 そしてそのカリキュラムはどのようになっているのか説明をお願いします。また、柔道指導 においての事故を心配する保護者がかなりおりますが、事故対策はどのように考慮されてい るかお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○市長(豊留悦男) 新日本科学の説明会についてでございます。住民の求めている説明会について、どのような要請をしたかというようなご質問だったと思いますけれども、昨年12月17日に、新日本科学の永田社長と直接面談をし、市民に対する説明会を要請したところでございます。

要請内容としましては、林地開発に対する住民の不安を解消するために、防災対策や災害が起こった場合の補償等について説明会を是非してほしいと、社長自ら説明をしてほしい旨を要請したところでございます。

以下、質問を幾つかいただきましたけれども、教育長、担当部長等に答弁をいたさせます。 〇教育長(池田昭夫) 中学校での柔道指導について、それがなぜ取り入れられたかということ と、カリキュラムについてということでご質問だったかと思いますが、武道の1つとしまし て柔道が取り入れられたわけですが、我が国固有の文化である武道を通して、相手を尊重し 合うための作法や仕草を守ること、礼儀を守ることなどの伝統的な行動や考え方を理解して、 そして取り組めるようにするということで、武道が必修化されてきたということになります。 カリキュラムといたしましては、これまで中学校の保健体育科の授業では、1年生が武道 とダンスの中から1つを選択、第2学年及び第3学年では、球技、武道、ダンスの中から 2つを選択して履修することになっていました。

今回の学習指導要領の改定によりまして、平成24年度からは、第1学年と第2学年の2年間の中で男女とも一度は武道、つまり柔道、剣道、相撲の中から1つ選択して履修することとなり、第3学年では球技、武道から1以上選択するようになったわけでございます。

取り扱う時期や授業時数は、各学校で設定することとなっています。それぞれの学年の保健体育科の総授業時数は105時間ですから、それぞれの学年で10時間程度の授業をすることになるかと思います。

事故対策,安全対策はどのように考慮されているかというお尋ねでございますが,柔道指導の安全対策につきましては,県の教育委員会からの通知をもとに各学校に指導を行っております。併せて,全日本柔道連盟が発行しています手引書,柔道の安全指導を活用するよう指導しております。

指導者の養成に関しましては、本年度、県教育委員会が柔道の指導者講習会や研修会を 3回実施しております。市の教育委員会では、積極的に参加するように進めてまいりました。 その結果、平成24年度の柔道の指導を予定している教員は、すべてが柔道経験者か研修参 加者となっています。

柔道の指導では、同一時間に男女を分けて実施することもあるために、一方を指導しているときの他方の指導については、十分な配慮が必要になるかと思っております。例えば、男子を指導しているときの女子は、男子への指導の様子を見させたり、または姿勢とか組み方、進退動作、受け身などの基本動作や抑え技を中心にした活動を進めたりするなど、危険の少ない活動をするようにしております。

指導の際は、常に全体に気を配り、教師の目が行き届くような形態での活動に配慮するようにさせています。また、学校応援団など外部指導者の活用により指導者の向上と安全性の確保を図るようにしたいと考えております。

今後,柔道の授業が実施されるまでの間に,管理職研修会や教科部会,指導主事の学校訪問等によって留意事項の確認や共通理解を図り,事故の未然防止に努めたいと考えているところでございます。

○総務部参与(久保憲一郎) メディポリス指宿の講演会に関する通知があったのはいつかということでした。昨年の12月28日に、メディポリス指宿の歩みとこれからの展望として講演会を行いたいとのことでありました。

講演の中で、新日本科学による林地開発の内容や、工事に起因する災害が起こった場合の 補償等について説明を行い、市民からの質疑応答を受ける形での講演会としたい旨の提案が あったところでございます。

○教育部長(吹留賢良) 松尾城への歩道の進捗状況についてというご質問でございますが、これまで松尾崎神社の氏子をはじめ、外城市地区の皆様方と話し合いを行ってまいりました。

地区の皆様方は、松尾城について強い誇りを持っていらっしゃると同時に、貴重な城跡を そのままの形で保存していってほしいという気持ちがあるようでございます。反面、海から の小道を遊歩道として整備することで、土塁や犬走りなどが破壊されたり、松尾崎神社周辺 が荒らされたりすることをとても懸念されているようでございます。

ご承知のとおり、海岸から登る小道の範囲には、城を守るための土塁や犬走りなどが良好な状態で残されております。これらの遺構は、文献資料が残されていない松尾城の姿を知るための希少な手掛かりの1つだと思っております。

これを踏まえまして,教育委員会では,松尾城の範囲やその全体像を把握することが先決であると考えているところでございます。

**〇16番議員(六反園弘)** メディポリス指宿からの講演があるという通知が12月の28日にあったということですが、あくまでもメディポリスの歩みと展望という講演会ということで、出てきているわけですね。

これに対して12月の議会で私たちは、住民の希望としては、あくまでも説明会だということではっきりとお願いをして、そのように永田社長には伝えるようにということ。また、自治公民館長さんたちもそういうことで、市長に直接お願いにまいったと思うんですが、この講演会という形で出てきたときに、説明会にしてほしいと、住民がそのように願ってるんだからということは、こちらからやらなかったのかどうなのかお伺いします。

○総務部参与(久保憲一郎) 12月9日に柳田校区の自治公民館連絡協議会の会長さんをはじめ、そういう形で説明会を開いていただきたいという要請を受けましたので、市長も直接永田社長と面談をし、説明会の、何とか説明をしていただきたい、それから災害等が起きた場合の補償等についても、是非、文書なりでいただきたいということを強く要請をいたしました。

私たちも、12月28日までの間もそうでしたけども、やはり開発に関する説明は、とりあえず9月24日には終えておりますけども、その9月24日を受けてやはり工事に対する不安なり、

あるいはその後の災害等に対する不安について、再度、地元から要請があるということもずっと続けてまいりました。

その中で、メディポリス指宿構想の概要やこれまでの経緯、これからの指宿との関係や展望などを話しながら、防災対策や災害が起こった場合の補償等についても詳細に説明を行い、 そして市民からの質疑応答を受ける時間も十分に設定をするということでしたので、協議を重ねる中で講演会という形で開催したところであります。

- ○16番議員(六反園弘) 2月のあのメディポリスでの講演会で、住民の方々の様子から分かったと思うんですが、ああいうことは予想できたと思うんですよね。だから、この講演会ということで出てきたときに、説明会にしてほしいということを強く出すべきじゃなかったのか、今そのことについて、そうすべきだったという認識があるのかないのか、その点についてお答えください。
- ○総務部参与(久保憲一郎) 今朝ほどから申し上げておりますとおり、我々も社長の方にはそういう事務局を通じてを含めて説明をしていただきたいということでございましたし、向こうの打ち合わせする中で、社長もそのことは十分認識をしているということでございました。2月12日の講演会当日におきましても、永田理事長が講演会開始直後に、講演の中で林地開発に関しても、きちんと話をするというふうに申し上げました。

しかし、参加者の一部の方々から、講演を聞くために参加したのではない、林地開発に関する説明会で参加したという意見が出されました。そこで、永田理事長もそのことは認識をされていて、十分説明をするということでございましたので、結果として、メディポリス指宿構想に関する永田理事長の話は15分で終了し、参加者からの質疑応答の時間を1時間30分ほどとって実施されたところであります。

○16番議員(六反園弘) あの2月での講演会が、説明会に住民の希望を入れて変わっていったというのは、永田社長自らがそのように転換をしてくれたというよりも、公民館長の代表である竹下館長が、こういう形で30分でメディポリスの説明は終えて、後の1時間半を説明会に回すべきじゃないか、そのようにしてほしいということで変わっていったと思うんですね。

したがって、事前にこの講演会というのが出てきたときに、やはり住民としては説明会を、こういう住民の側に立った強い要請を市の方から出していない、そのことがあのような状態になったと思うわけです。

そして,直接災害が予想される柳田校区の住民は,会場を柳田小学校の体育館でやってほ しいと,このように希望しているということを私は12月の議会で一般質問の中でお願いをし ていたわけですが,そのことについて,伝えたのかどうなのかお伺いします。

○総務部参与(久保憲一郎) 講演会の開催場所につきましては、議員が申し上げましたとおり、 あるいは校区公民館の会長さんをはじめ、要請があったとおり、やはり柳田小学校の体育館 なりという話でございましたので、私たちも市民会館あるいは中央公民館などもこちらから 提案し、協議を重ねてきました。しかし、結果としてメディポリス指宿に決まった。

そこであれば、私どもといたしましては、できるだけ多くの市民の皆様が参加できるように、講演会場への交通手段としてマイクロバス3台を準備し、送迎を行ってきたところであります。

**〇16番議員(六反園弘)** やはり住民の意向を尊重するということでいけば、メディポリスで やるんじゃなくて、こちら側でやってほしかったていう気がするところです。

それから、柳田校区の公民館長さんたちが12名、連名で説明会をということで、直接市長にお願いに上がっているわけですが、このことについて、やはり社長の方に、こういうことで強く公民館長さんたちが要請をしているということは、はっきり出されているかどうかお伺いします。

○総務部参与(久保憲一郎) 説明会の要請と災害が起きたときの補償に関する文書での要請というのは、今朝ほど申し上げましたとおり、12月の開会中の一般質問の中でも、市長は永田社長のほうに要請をするということでございました。

一般質問が終わった翌日の12月17日に、永田社長がメディポリス指宿の方に理事会の関係で来てるということでございましたので、すぐ連絡をとって明くる日に市長自ら永田社長と面談をしたとこであります。

会談も、私たちとは別な打ち合わせの分もありましたので待っておりましたけども、なかなか出てこなかった、終わったということが報告ありませんでしたけども、よく後から伺ったところ市長の方が永田社長の方に説明会の強い要請と、災害等が起きたときの補償に関する文書を強く要請をして、そういうふうに時間がかかったというふうに聞いているとこであります。そういう意味では、市長のほうも自ら永田社長と面談をし、強く要請をしたと聞いているとこであります。

- **〇16番議員(六反園弘)** 今,参与の方からそのようなことが出ていますが,市長自身は,そ の辺はどうだったのか。市長自身,お答えいただきたいと思います。
- ○市長(豊留悦男) 講演会か,説明会かという,文言というのは非常に大切なことであろうと思います。協議の中で,今回の林地開発を含め、メディポリスを今後どのような形に育てるのかと。それも、地域と一緒になってという観点から、メディポリス側の思いもお聞きしなければならないということで、社長との話の中ではいろいろとお聞きをしました。そういう意味で、時間的にも長くなりましたけれども、メディポリス指宿のこれまでがどうだったのかというのをわかっていただかなければ、この道路問題、そして林地開発問題というのも、理解をしていただけないのではないかというような社長の思いもあったのだろうと思います。そして、今後、メディポリス指宿がどうなっていくのかという展望を踏まえて、そして、今回の諸問題についての説明をするという、そういう話をいただきましたので、必ずこの説

明会においては、地域の住民が不安を抱えている2点については、明確に、確実に説明してほしいというお願いをいたしました。会場、場所の問題等についても、メディポリス側の考え方もございました。もちろん私たちもございます。そういう意味で、説明会で求める内容、何を説明会で結論として引き出すのかということを、私も考えました。この説明会で、どうしても押さえておきたいことは2点であると。この2点がクリアできれば、この道路、林地開発についても、ある程度住民の、市民の理解は得られるであろうという判断からでございます。この道路建設その他につきましても、やり方としてはいろいろと疑義を持たれたり、問題の多いところもあったのだろうと思います。しかし、最終的にはこの2点を担保した工事でなければいけないという私の思いがありましたので、メディポリスには、そのような私の思いを伝えたところでございます。

- ○16番議員(六反園弘) 2月12日の新日本科学での説明会の会場で、林地開発の許可が既に 事業者に渡されたということを、私たちは初めて聞いたわけですが、市は、これには市の意 見が付されるということになっていたと思いますが、市はどのような文言を付したのか。午 前中にもあったと思いますが、もう1回よろしくお願いします。
- O産業振興部参与(浜田淳) 林地開発行為に対しましての市の意見書といたしましては、当該開発行為が、災害の防止、水害の防止、水源の涵養、環境の保全、周辺地域における住民の生活に及ぼす影響に関しまして、1つ、土砂流出防止につきましては、適正な管理を行い、開発地域からの排水により、河川等に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。2つ目は、工事施工に伴う水害等が発生しないよう、沈砂池等の維持、管理の徹底を図ること。3つ目に、大雨等が予想される場合は、土砂等が流出しないよう対策を講じること。4つ目に、造成森林計画区域においては、早期植栽や、適切な管理に努め、自然環境の保護及び水源の涵養に努めること。5つ目に、文化財保護法に基づき、文化財の保護に努めること。6つ目に、住民からの要望、苦情等に対しては、真摯に対応することの意見を付して、提出したとこでございます。
- ○16番議員(六反園弘) 2月12日以前の中で、この許可が事業者の方に渡されているわけですが、ということは、まだ住民の中には不安がいっぱいあった。不安が溜まりに溜まっていたという、そういった状況の中で、この開発許可が既に出されているわけです。
  - やはり、もっと、住民が非常に不安に思ってるんだと。住民の不安が小さくなるまでは許可を出すべきじゃないという考えはなかったのか、その点についてはどうですか。
- **○産業振興部参与(浜田淳)** 今回の林地開発の許可につきましては、通常であれば、ご指摘のとおり、申請をし、許可があって、それから工事に着手するというのが、一般の流れであるわけですが、今回は、その許可が出る前に工事に着手したという流れがありまして、その後申請書が提出され、そこで県としても内容チェックし、これで十分であるという内容の中で、今回、許可が出たというふうに認識しているところでございます。

**〇16番議員(六反園弘)** 今も出たように、非常に乱暴なやり方で、管理道路が、大型バスが 通ってもいいような道路にいつの間にか変えられとったという。そして、県が現地を見に来 て、これはおかしいということで指導し、そして工事をストップさせて、防災対策をとらせ たという。

私も、最近県の方に行って、同僚議員や、柳田校区の公民館長さんたちと、県の耕地林務課に行って、部長や課長、次長ですか、そういった方々、指宿の柳田出身の方もおったんですが、その中で、やっぱり聞いてみると、この畝地設計事務所の社長というのは、素人で、初めて指宿でこういった工事をやられたのか聞いてみると、そうじゃないって言うんです。あちこちで大きな事業をやってきている事業者だと。だから、申請を、こういう場合には早く出さないといけないというのはわかり切っている方なんです。わかっとってやってるんです。まさに確信犯です。

こういった方に、罰則も何もない。工事が一時ストップはさせられましたが、それはもう 当然、申請もちゃんとやっておけば、そういう指導はその時点であったはずなんですが、こ ういうとんでもない事業をしていったという、これに対して、やはりこういう開発のやり方 に対して、住民が、今後も何かあるんじゃないかと。そういうところから、この事業者に対 する不信感も非常に大きかったと思うんです。この辺で、市としては、県に対して、こうい った住民の不安が、こういう大きいものがあるということは、伝えたのかどうなのか、その 辺はどうなんですか。

- **○産業振興部参与(浜田淳)** 今ご指摘のことにつきましては、我々も県の担当課の方に、現在 の市の状況等の、市民の声というのも十分に伝えたところでございます。
- **〇16番議員(六反園弘)** その場合に、県の方の係としてはどのような反応を示されたんですか。
- **○産業振興部参与(浜田淳)** そういう市民の方が懸念する災害というようなことにつきましては、やはり、十分そこを配慮するようにということで我々も要請しましたし、県の方もそういうことで、起こらないような対策の中で許可を出すということでございました。
- ○16番議員(六反園弘) 開発許可に市の意見を付して、そして、県が事業者にこの許可をしていったと。この実態を見たときに、もし、今後あの林地開発が原因で災害が起こったときに、新日本科学はもちろんですが、やはり、開発を許可した、それに指宿市として意見も付してこの許可が出ているということにおいて、災害が発生したときには、メディポリスはもちろん、県や市も責任を負わなければいかない。そういう状態になるんじゃないですか。そこはどうなんですか。
- **○産業振興部参与(浜田淳)** 県の許可条件の中にも触れているんですが、県が開発行為の施工 条件に関する調査を行う場合には、これは拒否しないことになっており、また、完成後につ きましても、県森林整備課が申請どおり施工なされているか検査を行うことになっておりま

す。検査後におきましても、県と連携を図りながら、防災対策について指導してまいりたい と思います。

**〇16番議員(六反園弘)** 拒否しないということで、何かこう、災害を考えたときに、非常に 甘いような気がするんですが。もう時間の都合でこの辺に置きたいと思います。

ただですね、やはり、もっと市長の方で、この住民の災害に対する不安を認識しておれば、 豊留市長は市長就任の折に、私は誰に対してもしがらみがない人間ですと。だから、だれに 対しても市民の思いを率直に伝えていく自信がありますと、こういう意味のことを公言され てるんです。ということは、やはり市民の立場に立って、率直に、前向きに、今回の場合も 永田社長に対して言ってほしかったと、そういう気持ちでいっぱいです。

というのは、もう一つ、市長が就任して、まだ年月も浅いわけです。今後、2期、3期、 やはり、やられるだろうし、やってほしいと思っています。であればあるほど、遠慮せずに、 住民の側にきちんと立って発言をしていく。そういう市長であってほしいと思っとるわけで す。その辺で、市長、お考えをお聞かせください。

- ○市長(豊留悦男) 大変ありがたいご指摘をいただきました。市長就任当時から、その考えは少しも変えたことはございません。いろいろなメディポリスの会議においても、社長との話し合いにおいても、あくまでも住民の考え方というのを基本にして、いろいろな場に臨んでおります。これまでもそうでしたけれども、今後も、その私の姿勢というのを考えるつもりはございません。
- ○16番議員(六反園弘) 12月議会でも、私はこの永田良一社長が書いた、この幸せを育む生き方という、ブータンに学ぶというこの本をもとに、市長にもお話をしたわけですが、永田社長が、開発をする場合は、経済優先でなく、人々の心と体を大事にする開発がこれからは必要なんだと、そういうことも強く述べられているし、いろんな会議に出てこいというときに、忙しいということを言うべきじゃない。そういうことを言うのは、心にゆとりがない証拠だ。時間はあるんだ、こういうことも言っているわけです。これも市長に申し上げたと思うんですが、そういう点で、是非、今後、市民の側に立って、今言われた、そういう気持ちでやっていただきたいと思います。

時間の都合で次に入ります。

松尾城址への歩道設置について、地元住民への説得が必要だと。特に、外城市の方々が、 自分たちのところに、この松尾崎神社があり、松尾城跡があるということで、非常に大事に 思っていることは分かるんですが。最近も私、海岸からの道路行ってみましたが、あのまま ではやはり荒れる一方なんです。ただ崩れていく、それに任せたまま。あのままにしておい てほしいという気持ちは分かるんですが、果たしてそれで、あそこがあのままで保存されて いくのか、非常に疑問に思うところです。

したがって、外城市の方の何人かに話をしましたが、高齢化が進んできて、自分たちでは、

昔のようなあそこの管理が難しくなってきているということも言われているわけです。若い人も少ないと。だから、あそこに松尾城跡というのも書いてありますが、あの自然岩のところには、指宿城址というのもはっきり彫り込んであるんですね。指宿城なんです。

やはり、外城市だけのものにするんじゃなくて、広く指宿市のものにしていく。指宿市民全体であそこを大事にしていく。そういったところにしていく必要があると思うんですが、教育委員会としての働きかけ、どうだったのか。平成22年の6月議会で、私は、海岸からの200mほどの松尾崎神社の鳥居のところまで行く、あの道路を探っていただきました。その後の進展がちょっと見えていないようなんですが、どうなんですか。よろしくお願いします。

○教育部長(吹留賢良) 海岸からの道路についてなんですけど、先ほども言いましたように、 遺構が残っているということで、教育委員会としましては、平成24年度から、国、県の補助 事業であります、市内遺跡発掘調査等事業を活用いたしまして、松尾城の範囲や、全体像を 把握する計画でございます。

平成24年度は、字図と地形図をもとに、現地での踏査と簡易的な測量を行う予定でございます。平成25年度以降も引き続き、中世山城の研究者からご指導をいただきながら、より詳細な測量が必要な部分、例えば、曲輪や堀の形状、土塁の残存状況を把握するための測量を、継続的に行っていく予定でございます。その段階で、松尾崎神社周辺での遺構の残存状況を把握することができるかと思いますので、現在、小道の部分が、松尾城のどのような遺構にかかわっているのか、また、継続的な利用で遺構が破壊されるのか否かについても判断できる基礎的な情報を集めることができるものと考えているところでございます。

ご指摘のとおり、教育委員会といたしましても、史跡、松尾城跡に、より安全に行ける手段が必要であると考えております。そのためにも松尾城の調査・研究を行い、それらを総合的に判断いたしまして、外城市地区や周辺地区の皆様方と連携をとらせていただきながら、海からの小道の案も含めて、より安全に松尾城跡に行けるように検討していきたいと考えているところでございます。

**〇16番議員(六反園弘)** 過去において、地区民が主体となって歩道の設置を進めたいという、 そういう意向も出てきているということも伺っているわけですが、そういう動きもあるとい う中で、今後、これが海岸からの安全な松尾城跡への歩道が実現するように、是非やってほ しいと思うんです。

今まで外城市の方々が、JRの踏切を通って行くところを、私も何回か通りましたが、非常に危ないんです。踏切の、宮ヶ浜駅から来る列車がカーブを曲がって入ったと思ったら、またすぐなんですよ。だから、見通しが非常に、上りも下りも、もう気がついたときには、ブレーキをかけても間に合うのかなというような、そういうところを行き来しながら、松尾崎神社に今まで行っとったと思うんです。JRの方も、非常にそこのところを心配して、ほかの無人踏切とすると、もう危険危険という立て札を立てていますが、海岸からの安全な歩

道を造るためにも、是非、歩道設置を進めていってほしいと思います。

今後,先ほど松尾城の調査をやっていくと,これについてはもう何回も聞く台詞なんですが,早急に手をつけてほしいと思いますし,それから地籍調査を入れて,あそこの地主の方々とも話をしながら,この歩道が現実化するように,是非,頑張っていただきたい。

そういう中で、地区民にも参加をしていただいて、外城市をはじめ、宮ヶ浜の方々に理解と協力を得て、そして一緒になって歩道が造られていく。舗装道路を造る必要ないんです。 山道で結構なわけですから。霧島の登山道にあるような、そういう道路をつくっていただく 方が、あの場所には似合うんじゃないかと思っています。

次に、中学校での柔道指導についてお尋ねいたします。

男女,柔道,指宿の場合は,柔道,剣道,相撲を,その中で男女とも取り組める,そして,剣道等は非常に,武具なんかも必要なわけですが,柔道が一番取り組みやすいということで,ほとんど,どの中学校も柔道ということのようですが,今聞いた答弁の中では,1人の体育教師が指導していくというふうに聞こえたわけですが,男子が練習しているときには,女子がそれを見るという,その辺のところで,両方とも練習ができるような方策というのは考えられないのか,お伺いします。

○教育長(池田昭夫) 見学なしで、男子も女子も練習をするということにつきましてですが、 指導者が1人であるということになりますと、どうしてもどちらかが見学というふうになる かと思います。また、複数体育教師がいる場合におきましては、そのように可能ではあると 思っておりますが、何しろ学級数が多いところは複数があって、学級数が少ないところはど うしても体育の指導者は1人ということになっていきますので、安全を考えますと、そのようになっていくのかなと。

だから、できるだけ見学をしないで済むような、先ほど申しましたように、いろんな基本的な動作等もやっていくようにできればいいなと考えております。

- ○16番議員(六反園弘) 年間で10時間ほどの時間をとるようになっているということのようですが、これは毎週1時間ずつとっていくとか、まとめて1学期に済ませるとか、または2学期にまとめるとか、そういったことは可能なのかどうか、それはどうなんですか。
- ○教育長(池田昭夫) 基本的に、年間105時間のうち10時間程度となっておりますので、そのほかいろんな種目がありますので、大体決まった、2学期なら2学期という、10時間程度の、連続してそこで扱うということになるかと思います。
- ○16番議員(六反園弘) 事故対策,やっぱり一番心配するのは,柔道の中で事故が起こらないようにということですが、中学生ですから力任せにやった場合に、まだまだ受け身もできない中学生が、とんでもない、予想外の大怪我をするということがあり得るわけですが、そういう点で、体育教師へのこの研修というのは、非常に大事だろうと思うんですが、年間の中で、このような体育教師への研修や講習というのがどのようになっているのか、お知らせ

ください。

- ○教育長(池田昭夫) 24年度から武道が必修化されるということで、23年度に研修が持たれた わけですが、特別に何かをするという研修はありませんで、自分でいろんな、例えば、教育 センター等の、体育に関する講座等を受講したりするということになるかと思います。
  - そのほか、県としてやっていますのは、例えば、水泳指導の基本的なところなんかも、安全にかかわるようなことで、指導は行っているところです。
- **〇16番議員(六反園弘)** 特に、柔道についてとか、剣道について、まとめてどこかでこういった事故対策の研修とか講習とかいうのは設けられていないわけですか。
- ○教育長(池田昭夫) 昨年度は新しく、先ほど申しましたように、武道が入ってくるということで、指導者講習会とか、研修会を3回、県が実施しましたので、それに参加して、安全を期すようにということで、各学校の教師は研修をしてきたということになります。
- ○16番議員(六反園弘) それは、今年は何も予定されていない。
- **〇教育長(池田昭夫)** 24年度の研修につきましては、今のところ把握してないところでありますが、これはまた調べてみないとわからないところであります。
- **〇16番議員(六反園弘)** 指導のマニュアルみたいのがあるということをお聞きしましたが, 具体的な手順の徹底ということで配慮されていることがあるのかどうなのか,お伺いします。
- ○教育長(池田昭夫) 基本的に柔道は、やはり基本的な動作からが必要なんですが、この10時間を使いまして、どういう内容を指導していくかということをご説明すると理解していただけると思うんですが、まず10時間の中で、まず1時間を何かオリエンテーションとして、柔道に関する知識で、柔道の歴史とか、特性とか、礼儀作法等とか、そういうことをやったり、この10時間等でどういう学習をしていくのかといったり、またはグループを編成したりするなど、いろんなオリエンテーションとかいうのをまず1時間やり、その後、また2時間目から、学習上の決まり、例えば、道場への入り方、整列の仕方、礼法、安全を確保するためのルールというようなことをやったり、または柔道着の扱い方とか、そして基本動作、姿勢、組み方、進退動作、そして受け身、二人組の受け身、またはちょっとした技との関連した受け身というのが中心になっていきまして、そして、投げ技は、またその後に練習していきますので、やはり、易しいものから段階を追って、安全なものからやや危険を伴うかもしれないような動きになるというような、段階を追った指導になっていくというふうになっております。
- **〇16番議員(六反園弘)** 柔道には非常に多くの技があるんですが、10時間ぐらいのこういった指導では、この技はやはり使わせるべきじゃないといった、そういったものがあるのか、ないのか、どうなんですか。
- **〇教育長(池田昭夫)** 技もいろいろありますから、やはり難しい技というのは教えないことになっております。

中学校では、まず受け身っていうのが基本に指導します。その後、先ほど言いましたよう に、いろんな姿勢とか、組み方っていう基本動作をやります。

投げ技については、基本となる技を扱います。例えば、膝車っていうのは、相手の襟と袖を握って膝を払う、投げ飛ばすというよりも、ちゃんと握って相手を倒します。そして、小内刈といって、足、相手の内またのほうに、内の方に、アキレス腱のあたりをすくうという、やはり、これもきちっと相手の襟と袖を握って倒します。

そのようにして安全な技をやりますし、あと一つは、固め技については、抑え技のみというようなことになっております。そのようにして、高度な技は指導しないということになっております。

○16番議員(六反園弘) 日本の武道について理解をし、それに親しみを覚えて、そして身につけていくということは大事なことですが、一番保護者が心配している事故だけは、絶対ないようにお願いしたいと思います。

終わります。

○議長(森時徳) 暫時休憩いたします。

休憩午後3時09分再開午後3時19分

- **○議長(森時德)** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。 次は、下柳田賢次議員。
- ○19番議員(下柳田賢次) 私は、昨年12月議会の質問冒頭において、この本会議場での我々議員と市長を初めとする執行部とのやりとりは、常に真剣勝負であり、だからこそ緊張する場でもある。そして、その一言一句には、納税者である市民の皆様に対して、大きな責任がある旨の話をいたしました。今回の質問も、そのことを痛感しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告してある点について、順次質問してまいります。

まず、1点目に、市長の政治姿勢についてであります。市長は、本議会冒頭の施政方針の中で、市役所は市民に役立つところであり、主役は市民、自治の基本である住民本位の行政を構築するため、職員一丸となり、今後も知恵を出し合い、創意工夫して財源を確保していくと、力強く宣言されました。そして、結びにおいて、入るを量り出るを制すという故事に倣い、財政運営の基本を話され、市長自身その先頭に立ち、職員一丸となって、諸課題に積極果敢にチャレンジし、施政の推進に全力を尽くしていくとのことでありました。

このことを踏まえ、国保税など、市民の負担は増すばかりの現状をどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

次に、歳入歳出についてであります。市長就任以来2年が経過し、この2年間の全般的な

歳入歳出について質問する予定でありましたが、去る3月5日の総務水道委員会において、 市長の家賃を市民の血税で支出するという歳出が、議会に説明もなく、既に1年間執行され ていたという説明がありました。このことは、予算と執行のあり方において、議会制民主主 義、あるいは地方自治法、本市の条例などに関し、重大な問題を含んでいるものと思われま すので、この件を中心に質問してまいります。

まず、このことは事実なのかどうか、改めてお伺いいたします。答弁は、事実かそうでないかだけで結構でございます。

次に、丹波小学校上の踏切の拡幅についてであります。この件に関しましては、私は平成22年9月14日に、丹波校区全地区の公民館長さん、学校関係者、PTAの方々100名近くの署名で要望書を、市長並びに担当課へ提出させていただきました。それに先立ち、これらの方々と土木課担当の職員、指宿駅の駅長さんを交え、2回ほど話し合いの場を設け、現地を視察し、解決策を議論した経緯があります。財政面、JRとの交渉など、大変課題も大きかったわけですが、新年度、関連の予算が計上されております。この件についての進捗状況と、今後について、お伺いいたします。

次に、海岸線における二反田側河口への人道橋の設置についてであります。この件についても、これまで、この壇上にて何回か質問させていただいておりますが、今回初めて関連する予算が計上されております。進捗状況と今後をお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

**〇市長(豊留悦男)** 私の政治姿勢についてでございます。議員からは、これまでも度々、私の 政治姿勢については、議会でいろいろとご質問をいただきました。ありがたいことだと思っ ております。

市長就任以来,2年の折り返し点でございます。私のマニフェストの一番の課題は,財政 再建でございます。ご案内のように,合併以降,調整基金を初め,財政状況が極めて厳しい, そういう折に,私は市長に就任をいたしました。ですから,冒頭で議員が申し上げましたよ うに,私の政治姿勢は,特に,財政再建という面では少しも変わるところはございません。 まずもって,そのことをご回答申し上げます。

一般会計の状況でございます。本市の歳入構造は、国からの地方交付税等に頼っている状況にあり、新市発足数年間は、地方交付税が削減され、その財源を補うため、基金を取り崩すなどの苦しい財政運営を強いられておりました。このような厳しい財政状況を踏まえつつ、歳出面では、行政改革大綱や、集中改革プラン等に基づき、各種補助金の見直し、受益者負担の適正化、職員の定員管理及び人件費の削減等に努め、一方、歳入面では、国の緊急経済対策に係る交付金の増や、地方交付税が、国の財政運営戦略に定める中期財政フレームに基づき、前年度の水準を下回らないように措置されております。しかし、国を挙げて東日本大震災の本格的な復興に取り組まなければならないこと。また、少子高齢化が進む中で、社会

保障制度に係る費用がさらに増大することから、国や地方の財政状況は、これまでの厳しい 状況に加え、更に不透明さを増すことが予想されます。

また、合併に伴う財政支援措置が、それぞれ段階的に終了し、特に、地方交付税の合併算定替えによる約13億円の上乗せ措置は平成27年度までとなっており、28年度から5年間かけて、段階的に削減されます。さらに、国民健康保険特別会計の運営が、会計内で処理することが困難となっており、一般会計から財政支援を行わなければならない状況等にあることから、財政状況は、非常に今後厳しくなることが見込まれております。

これらのことを踏まえ、今後の財政運営は、今まで以上に最少の経費で最大の効果をあげることを念頭に、入るを量りて出るを制すという故事に倣い、財政運営の基本に基づいた運営を行いながら、将来の財政負担にも備えた基金の増額確保に努める必要があると考えております。

以下、質問をいただきましたことにつきましては、担当部課長等に答弁をいたさせます。

〇総務部長(渡瀬貴久) 3月5日の総務水道委員会の中で取り上げられた,平成23年度の市長の家賃の支出については事実かどうかというご質問でございますけれども,事実でございます。平成23年度に予算措置しております。

市長職は、市、指宿市外から立候補できること、特に、合併し、区域が広がることから、 本庁周辺に居住し、公務に精励していただきたいということから、副市長及び教育長と同様 に取り扱うこととしたものでございます。

しかしながら、平成24年度の当初予算編成に当たりまして、市長の方から、市長借上げ住宅については、今後、非常に厳しい財政状況が見込まれることから予算計上しないよう指示があり、平成23年度の執行分についても個人で支払いたいとの申し出がありましたので、その事務手続を進めた次第であります。

**○建設部長(三窪義孝)** 丹波小踏切についてのご質問ですが、この踏切につきましては、丹波 小学校の児童の通学路の中に位置し、地域の生活道路として広く利用され、通学時間帯の朝、 夕には、車両の通行も非常に多くなっております。

しかしながら、踏切幅が狭いことによります、通行する児童の接触事故等が危惧され、平成22年9月には、地区や学校関係者から踏切拡幅の要望書が出される中、丹波校区内公民館長、丹波小学校長及びPTA関係者との話し合いを行ってまいりました。そして、本年1月末にJRと実施に向けた事前協議を行い、整備に向けて取り組んでいるところであります。

今後のスケジュールといたしましては、平成24年度にJRとの計画協議に向けた測量設計を実施し、その後、詳細設計を行った後、実施協議を行う予定でありますが、このJR協議に2年程度かかる見込みであります。

**○産業振興部長(吉井敏和)** 二反田川河口の人道橋設置につきましてのご質問でございます。 本市の魅力ある観光地としての整備や滞在型観光を進める上で、非常に重要なポイントであ ることから、県の魅力ある観光地づくり事業の中で、長崎鼻から観音崎までの歩道整備を行 う指宿しおかぜ街道景観整備事業としての設置を要望してきたところでございます。

その中で、市としても、台風時などの避難場所として船舶が通過できるように、橋の高さであるクリアランスの調整や、用地買収の問題など、幾つか解決しなければならない課題があるところでございます。今後も引き続き人道橋の設置要望を進めるためには、まずは市としての課題を正確に把握する必要があることから、平成24年度当初予算におきまして、指宿しおかぜ街道二反田川河口周辺整備基本計画設計の委託料を計上したところでございます。

○19番議員(下柳田賢次) 2回目以降の質問に入ります。

順番をちょっと変えて質問いたしますが、丹波小踏切については、今年度実施設計に向けてのJRとの測量設計というふうな説明がありました。ここは、毎朝100数十名の生徒が、毎朝ここを通って通学しております。担当課の職員の皆様も、実際現地を見ていただいておりますし、その状況も調査していただいておりますので、十分その状況はわかっていただいていると思います。この件については、早急にこの整備ができますよう強く要請をいたして、この件に関しては終わりたいと思います。

人道橋についても、まだまだ難しい問題もあろうかと思いますが、引き続き早い時期での 整備ができますよう、要請をして終わりたいと思います。

市長の家賃を市民の血税で支払っていた件について質問をしてまいります。

まず、この不動産契約の内容についてお伺いたします。家賃の月額は幾らで、1年間支払った金額は幾らか。そして、この期間はいつまでの契約になっていたのか、お伺いいたします。

〇総務部長(渡瀬貴久) 家賃は、月額5万8千円、共益費が1千円で、月額と申しますと5万9千円になります。

また,23年度に契約する際に,敷金が必要でございましたので,月額賃料の5万8千円の 二月分を敷金として,11万6千円の金額でございます。

契約期間につきましては、短期賃貸借契約ということで、この期間については、後ほどまた報告させていただきます。

- **〇19番議員(下柳田賢次)** これは、指宿市がその大家さんと契約をしているわけですよね。 これは間違いないですよね。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 指宿市が契約しております。ただいまその契約書を確認中でございます。契約の期間につきましては、23年4月1日から26年2月11日までの短期賃貸借契約を結んでおります。
- ○19番議員(下柳田賢次) 23年から26年2月11日ということでございます。26年2月11日ということは、市長の市長就任期間ということでございます。26年2月11日まで借りる契約ということになります。この予算は、そもそも23年度、議会に全く説明ない中で予算が組まれ、

そして1年間執行されていたと、この事実を全然知らされない中でとり行われてきたわけで ございますが、この予算自体、まず市長自らが要求したものなのか。担当職員が用意したも のなのか。どちらなのですか。

○総務部長(渡瀬貴久) 市ではこれまで、人事交流で来ております副市長や教育長の住宅につきましては、市で民間の住宅を借り上げております。一方、市長は、民間のアパートをご自分で借り上げて居住していましたので、特別職の住宅制度についての相談がありました。そのようなことから、特別職の住宅借上制度等につきまして、現行のままとするのか、あるいは副市長、教育長と同様な取扱いをするのか、あるいは一般職員と同様の住宅手当制度とするのか、あるいは三役全て自己負担をお願いするのか等につきまして、事務方で検討いたしました。その結果、首長や知事、国会議員には、立候補に当たり住所要件がなく、住宅のない首長の誕生があること、特に合併して区域も広がることから、本庁周辺に居住し、公務に精励していただきたいということなどから、副市長及び教育長と同様に取り扱うこととした次第でございます。

その検討結果を市長に報告するとともに、平成23年度当初予算に予算編成の通常の手続と 同様の形で市長住宅借上料を計上したものであります。

- ○19番議員(下柳田賢次) 質問しているのは、23年度にこの予算、22年度はなかったわけです。市長就任の1年目は。23年度にこの予算を作るときに、市長の要望だったのか、役所職員がそういう状況ですので、市長どうですかといって作った状況なのかということを聞いているんです。24年度、23年度、財政状況は全く変わらない中で、先ほど市長は大変この厳しい状況ということを散々言っておられる中で、23年度も厳しいのは変わらないわけです。そういう中で、市役所の職員が市長の家賃を用意いたしましたが、どうですかと言ったかどうか、そこを聞いているんです。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 先ほども回答いたしましたが、特別職の住宅制度についての相談があったものでございます。その相談を受けまして、事務方でいろいろと検討をしたものでございます。
- **〇19番議員(下柳田賢次)** そして、24年度は、予算が計上されておりません。そして、3月5日の総務水道委員会の中では、その1年間執行した金額を市長が自らお返しになっていると、その手続の途中だという説明がありました。これは事実ですか。
- ○総務部長(渡瀬貴久) その事務手続きを進めた次第でありますと、こう回答いたしましたとおり、事務手続きを終えております。その手続の関係で申しますと、市と家主との間では、この契約、短期の契約がございましたので、この契約条項に基づきまして合意解除協議書を締結いたしました。その内容は、一つ目が、この契約を平成23年4月1日に遡ってこの契約を解除するということ。二つ目が、家主は市から支払われていた敷金、賃料、共益費、合計で1年間82万4千円となりますけれども、82万4千円を家主が市へ返却するということ。そ

の該当費用については、入居者、市長になるわけですけれども、入居者が別途支払うという 内容であります。3月5日に、節14使用料及び賃借料の戻入の財務手続を行い、3月9日に、 家主から市の方に82万4千円の納入があったところであります。併せまして、平成24年2月 29日付で家主と入居者は、平成23年4月1日を始期とする建物賃貸借契約を新たに締結いた しております。

なお、これらの行為解除協議書等の契約変更の取り扱いにつきましては、公職選挙法の寄 附の禁止の規定に抵触しないよう、顧問弁護士にも相談しながら、所定の財務手続を進めた ところでございます。

- ○19番議員(下柳田賢次) 指宿市が不動産屋さんを通して、大家さんと平成26年の2月11日まで契約した。そして、毎月滞りなく家賃は支払われ、そこに市長がプライベート住居として使用した。不動さんの賃貸取引上、何の問題もないわけです。滞納があったわけでもございませんし、月々きちんと支払われて、そしてそこに住んでらっしゃるわけですから、問題は全くない中を、大家さんとの協議の上に、その1年前に遡ってこれを解除する、これは、そういうことがこの市役所の予算執行の中で、そういうことがあり得ますか。瑕疵があれば別です。滞りも何もない。月々はちゃんと支払われて、大家さんからしてみると、何の不都合もないわけです。これについてはどうですか。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 今回の合意解除につきましては、契約者の家主と市との合意事項に基づく契約という手続を取らせておりますので、遡って契約を解除するということについては、特段支障はないものと思っております。

また、今回の取扱いにつきましては、22年度までの財政調整に活用な基金というのも、だんだん、当初、十基金が19年度のころでしょうか、5億4、000万円、5億5、000万円足らずになっていったと。その後、集中改革プラン等に基づいて、いろんな取組をした結果、22年度末で確か19億円程度、それから23年度の見込み額ということで、29億円程度に上ると思われますが、しかしながら、24年度の当初予算を編成する中、また23年度の補正予算を編成する中において、国民健康保険特別会計を初めとする今後の特別会計に独立して、単独で会計を処理することができなくなったということから、今後の財政調整基金等の取り崩しが大きく出てくるだろうということも考えまして、非常に厳しい財政状況が見込まれることから、市長も23年度分を24年度の予算編成は計上しないように、そしてまた、23年度執行分についても、遡って自分で支払いたいという申し出があったので、事務手続きを進めさせていただいたものでございます。

○19番議員(下柳田賢次) そういう答弁にならざるを得ない状況は十分分かるんですが、まず1年前に遡るというこのことについては、とにかく個々で一番得したのは市長です。家賃1年分、市の税金で支払ったわけですから。そこで、ある意味、私はそう思うんですけど、損害を受けたのは市民です。税金で払っているわけですから。ここで、そうであれば市長は、

市に対して返金をすべきです。大家さんは全く不動産取引上、問題ないわけですから。不動産屋も含めて。ところが、今、顧問弁護士と相談した結果、それをやると公職選挙法の寄附行為に当たります。それを避けるためにそういう手続をとらざるを得なかったというのが実情だと思います。

それから、指宿市役所の執行部体制の面から、ちょっと質問いたしますが、この予算について市の最高会議である庁議で話し合われたのかどうかです。昨年の3月時点での庁議のメンバーである部課長、退職された方も含め数名に確認したところ、内容については聞いていないということでした。ということは、市長と2・3名の職員で市役所内でも秘密裏に決められ執行されていたと、ましてや議会にも全く説明がなかったわけでございますので、そういうことになりますが、どうだったんですか。

○総務部長(渡瀬貴久) 庁議は,行政運営の基本方針,重要施策,施政方針,条例,予算案等について審議,調整するものであります。平成23年度当初予算(案)につきましては,市長査定庁議を2回ほど行っております。庁議の中では,23年度当初予算の概要や,部長査定結果を報告した後,予算の中で特に重要なもの,これは一例ですけれども,防災行政無線デジタル化基本構想の策定事業や予防接種事業の拡充,あるいは乳幼児医療費助成,はやぶさの展示事業等につきましては,審議,調整を行っております。

特別職の住宅借上料につきましては、特段庁議には、付しておりません。

また、特別職の住宅借上料につきましては、市長につきましても、副市長や教育長と同様に市で借り上げるという方針になりましたので、通常の手順に従いまして、所管課である人事秘書課で予算要求を行い、財政再度の予算ヒアリングや査定を経た上で、予算化いたしております。

○19番議員(下柳田賢次) 1年前に遡って契約解除したという、この契約を。市役所でも、今言ったように、数名の職員しか知らない中で、そして議会の議決権を無視するかのような議会にも説明なく、副市長、教育長に慣い、市長の家賃を付けたと言いますけど、今までそういうことがありましたですか。新たな予算が発生したときに、議会に説明なく。あり得なかったことでございます。

で、一部の職員で予算が組まれ、そしてそれが1年間毎月支払われてきた。1年たった今になって、まずかったことに気づき、普通であればこの時点で契約を解除です、この時点で、で、今後はこういうふうにやりますと、これが普通の常識的な考えです。それを1年前まで遡って契約を解除する。つまり、1年の予算と執行の事実をなかったことにするというようなやり方。もしこの3月補正で、3月2日に議決をいたしましたが、ここでこの予算を落とされていたならば、実際この予算計上も執行も、全く分からない中で処理されたということになりませんか。

それと、23年度編成時において、市長の家賃を新たに支出するという予算が、財政的に許

される状況にあったはずがありません。それを,担当部長・課長から,この予算付けを申し出たということが信じられるでしょうか。担当の部課長とは,私も初当選以来,執行部と議会の関係で仕事をしてまいりました。私なりの考え方としては,あなた方のことはよく分かっているつもりでございます。あなた方から申し出たということは,あり得ないと思っております。ただ,残念なことは,これを決める時点で,なぜ市民の目線に立って判断ができなかったか。市長に目線を向け,議会に説明もなくこのようなことがまかり通るはずがない。だれもが常識で分かるようなことを許してしまったのか,本当に市長からの要求ではなかったのかというふうに思うわけでございます。

それと、先ほど大家さんとの協議、合意締結と言いましたですか、決めたということでございますが、大家さんにしても不動産屋さんにしても、これまでそれで業をなしてきているわけです。これは、世間に対する信頼関係でこの商売をなさっている。その方々に対して、何の迷惑もない取引の中で、1年前まで遡って契約を解除し、大家さんから市に1年分の家賃を返納する、こういうことは普通にあるんですか。どうですか。

○総務部長(渡瀬貴久) 23年の予算にについて,議会への説明が十分でなかったのではないかというご質問ですけれども,平成23年第1回の定例会,3月議会の総務水道委員会で行った,平成23年度当初予算の職員総務費,使用料及び賃借料の説明の中では,予算額は特別職及び広域消防派遣職員の住宅借上料と,高速道路使用料等であると説明をいたしております。

予算額の詳細な内訳や増減理由等につきまして,説明が不十分であったということについては,改めて認識しているところでございます。

それから、大家さんとの関係で申しますと、この合意解除協議書を締結することによって、23年4月1日に遡って契約を解除したわけですけれども、これは当初結びました契約書の中で、必要に応じてはできるという規定がありましたので、その規定に基づいて合意解除協議ということを結んでおります。

なお、答弁漏れがありましたら、次に答弁させていただきます。

**〇19番議員(下柳田賢次)** 大家さん,不動産屋さんに対しては,この市がとった一連の手続ということで、非常に大きな迷惑がかかるということを、私は懸念をいたしております。

次に、今住んでいるマンションについてですが、これは県が指定する特定優良賃貸物件となっております。これは、指宿市には、ここしかございません。この1棟でございます。県の土木部建築政策課だったですか、確認をしてみました。この特定優良賃貸物件とはどういう建物なんですかということでお聞きしましたら、建設費に補助があったり、固定資産税の減免があったりするということで、制限のある、入居に対して制限のある建物であります。入居条件はいろいろあるんですが、大きなものは、月額の収入、これが20万から60万1千円まで、ここは明確にうたってあります。市が契約するということになれば、それなりの特例等はあるのかもしれませんが、23年の4月に遡って契約を解除し、市長が契約をし直したと

いうような説明でございましたが、これはできますか。市長のその収入で、この特定優良賃 貸物件に入る契約ができるんですか。

○総務部長(渡瀬貴久) 特定優良賃貸住宅とは、中堅所得者等の居住の用に供するために県等が認定し、民間事業者が建設、管理する賃貸住宅で、所得によっては、家賃対策補助が受けられる場合があるということから、公的住宅の一つとされているわけでございます。契約していた物件は、この特定優良賃貸住宅でありますけれども、いろんな入居の資格はございます。しかしながら、例外も認められておりまして、この場合、当初から家賃対策補助の対象とはならないわけですけれども、この例外に該当するものとして、市内の不動産媒介業者を通じて、家主さんと定期建物賃貸借契約を結んだものでございます。

また,所得につきましては,確か鹿児島県のホームページによりますと,月額所得が20万円以上,60万1千円以下の方と,そして同居者数に応じて,更に上乗せ措置があるというふうに理解しております。

- ○19番議員(下柳田賢次) ですから、市長の月額報酬で60万1千円を超えていませんかということを聞いているんです。
- ○総務部長(渡瀬貴久) この入所要件の例外として、3か月以上の空室であるなどの条件があれば、例外も認められておりますし、現に、この所得で60万1千円というのは、収入にいたしますと確か900数十万でありまして、同居者数に応じては更にそれが上乗せされるということで、当初入居したときにおいては、この要件に満たしており、かつ3か月以上の空き室であると。しかも、この特定優良賃貸住宅につきましては、市長の入居の場合には、家賃対策補助というものも全くないというようなものでございます。
- **〇19番議員(下柳田賢次)** これは、入居当初というのは、市長になる前の話のことを言っているんだと思うんですけど、私が聞いているのは、市が契約を解除して、引き続き市長が契約をし直したという、そこを聞いているんです。この問題も、大変大きな問題を含んでおりますが、時間の関係がありますので、これはまたいずれのときかにやりたいと思います。

それで、この件に関する法律、条例は、地方自治法204条3項と本市の指宿市特別職の職員の給与に関する条例の1条及び2条1項である、これに明確に、市長の給与に関する決まりごとが示されております。地方自治法204条では、市長の給与、特別職の給与というものは、条例で定めなさいということになっております。それに基づき、本市の指宿市特別職の職員の給与に関する条例1条・2条、ここで明確になっております。つまり、自治法では、市長には給与として市長のプライベートに関するものに関しては、給与としては月額給料、それと通勤手当、そして期末手当、それと退職手当、これしか書いてないんです。そして、その住居に関する市長に対する支払いということは、一切明示されていないんです。ある自治体によっては、住宅手当というのを入れ込んでいるところもあります。そして、他の自治体で、これも大きな問題になっておりますが、住民監査請求、あるいはそれを受けての住民

監査、あるいはいろいろな形で市長に対する予算を、そういう家賃を修正するというようなこともいろいろと自治体問題になっております。ただし、ここにはそれに見合う規則を作っております。規則を作ることによって議会に示し、こういう形で市長に対する家賃をこういうふうに出したいという説明があって、そこで大きな議論になって、いろんな問題を出しているんです。ところが、指宿市の場合は、条例にも規則にも規程にもないんです。ここについて、既に執行しているというこの事実についてどのように考えますか。

- ○総務部長(渡瀬貴久) 三役の給与につきましては、条例で給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とされていますので、市長住宅につきましては、副市長や教育長の住宅と同様に、本庁周辺に居住し、公務に精励していただくために、市で直接借上げたものでございます。
- ○19番議員(下柳田賢次) 条例にもない,規則にもない,規程もない。その中で,既に支出され続けてきた。そして,しかも議会に全く説明もなく,もし,この去年の3月議会で新たに市長の家賃の予算を含んでいるという説明があれば,恐らく議会で止められていたはずです。そして,このような状況に陥ることはなかったと思います。市長というトップの権限,権力は,市政運営では最大であります。この権力の暴走を許さないために,地方自治法では,204条ではこのような支出するものを決めなさいと,決めた後は出してはいけませんよという形で決めているわけです。それに伴って,本市の条例,特別職の給与に関する条例,1条,2条があるわけです。

今,副市長,教育長の例に慣いということは、それはこの予算を付けるときの理由でしかありません。私が聞いているのは、この1年間執行した条例にも、規則にも、規程にもない中で、1年間執行したというこの事実について、条例、自治法、条例に関してどのように考えるかを聞いているんです。

- ○総務部長(渡瀬貴久) 答弁を繰り返すことになるかもしれませんが、市では従来から、助役、副市長、教育長につきまして、必要に応じて予算措置を行い、市が住居を借入れて、貸与していたという経緯がございます。この手続に基づきまして、23年度は処理していたものでございます。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、借上げの根拠となるところを明確でないということについては、確かにそういう面は否定できません。そういったところから、市民への説明責任を果たすとともに、支出の透明性を確保し、適切な財務の執行を図るための措置については、今後検討してまいりたいというふうに考えます。
- ○19番議員(下柳田賢次) ちょっとここで間を置きますが、先ほど来、今日の午前中から、 非常に財政的には厳しい、市民に対してはこれから、この1・2年の中で国民健康保険、年 収300万円過程で7万円以上の支出をお願いするような、新たな負担をお願いするような状 況等々、いろいろと議論がありました。この中で、平成22年に市長室のいすを購入されてお ります。これの定価をお聞きします。
- ○総務部長(渡瀬貴久) カタログの定価ベースで申しますと、市長のいすが23万7,615円であ

ります。このカタログの定価というのは、実際に見積入札をする際には7割程度以下になるようなものでございます。

また,同時に副市長のいすにつきましては,カタログの定価ベースで11万1,300円であります。

**〇19番議員(下柳田賢次)** 23万7,600円,これは定価だからということにはなりません。この価値のものを買い求めたということでございます。幾らで買ったかは、この際問題にならないと思います。この価値のものが必要であったかということでございます。

これは、いつ購入されておりますか。

○総務部長(渡瀬貴久) 市長のいすにつきましては、平成21年11月ごろに壊れたために、現在市長応接室にあるいすを応急的に活用しておりましたが、その後、座りづらく、長時間座っていると非常に疲れやすいいすであったために、買い換えを検討し、平成22年2月にいすの足の部分が壊れたため、購入をしたところであります。

また、副市長のいすにつきましても、同様に市長応接室のいすを活用しておりましたけれども、いすの足の部分も回転せずに前後に行きにくいという状況や、事務机として非常に使いづらい状況等がありましたので、市長のいすと同時に買い換えを行っております。

- ○19番議員(下柳田賢次) この財源は、どういう財源でございましたですか。
- **〇総務部長(渡瀬貴久)** 財源につきましては、当初予算の中で予算計上をしておりませんでしたので、流用して執行しております。
- **〇19番議員(下柳田賢次)** 時期的に2月ということであれば、あと1か月待てばというようなことは言いたくありませんが、通常この手の予算というものは、しっかり議会に説明するためには、当初予算です。あと1か月待てば、そういう審議の時期に入ったわけですから。これを流用したということは、どの部分の流用だったんですか。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 流用につきましては、予算成立後の様々な事由によって、その緊急性や必要性があると判断する場合に、予算流用をさせていただいております。地方自治法の第220条の第2項で、当初予算書の中においても規定し、併せまして、指宿市予算規則第14条の規定によりまして、予算を流用することができる場合があるというふうに規定しているところでございます。

今回の場合、2月にいすの足の部分が壊れたために、旅費より流用し執行しております。

○19番議員(下柳田賢次) 旅費から流用と、2月の段階でと。あと1か月たてば、しっかりと新年度の当初予算で、この23万7,600円、定価ですが、これがいいのか悪いのか、議会でしっかりと議論できたはずなのに、議会の方は全く説明必要ない、節部分での旅費からの流用ということになります。

先ほどの家賃の件に返りますが、先ほど来申しますように、23年の3月、ここに今総務部 長が言われましたような理由で、議会に諮ればよかったんです。副市長、教育長の例に慣い こういうことをやるということを。それは、提案理由の説明でしかならないんです。私が聞いているのは、地方自治法204条、条例の1条・2条、これに関してどうかということを聞いているんです。今後、これにあわせてどうこうするということを聞いているんじゃないんです。この1年間の執行した事実が、この自治法と条例に関してどうかということを聞いているんです。

○総務部長(渡瀬貴久) 三役の給与条例の中では、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当と されておりますので、住宅手当というような方法はございません。従来から副市長や教育長 の住宅と同様に取り扱うために、市の方で使用料、賃借料という中において借上げたもので ございます。

また、先ほどのいすの件につきましても、定価ベースで申しましたけれども、市長室には 団体や企業のトップの方々を含めまして、多くの方々がいらっしゃいますので、それにふさ わしい市長室のあり方というものも検討する必要があろうかと思っております。こういった 部分も勘案し、それにふさわしいもの、また長時間座っていても耐えられるようなというも のを、カタログの中から選んで、見積入札をし、定価23万7、615円が14万3千円という執行 額になっています。この金額につきましては、ほとんどの市長室にあるいすということから すれば、中程度のものというふうに認識されるものと思われます。

- **〇19番議員(下柳田賢次)** 先ほどから同じ答弁になっておりますが、確認をいたします。自 治法の204条、それに伴う本市の特別職の給与に関する条例1条・2条、これに関して、こ の1年間執行した事実、これはどういうことですか。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 直接,住宅手当という形でやる場合と、それから市の方で借上げていく場合というものが、実質上違いがございます。その実質上の違いというのは、任意で選ぶのか、あるいは市の方がふさわしい場所を見つけて、そこを住居させるのかという違いがございまして、ただ、市長は、平成22年度から住居として構えておりましたので、市長の意向も確認いたしましたところ、この場所でもよいということでありましたので、この場所であれば、やはり本庁舎周辺に、近くに住めるということもございまして、ここを借上げたものでございます。
- ○19番議員(下柳田賢次) それは、借上げたときの理由であるしかないと、先ほどから何回も言っておるんですけど。もうずばり言いましょう。この地方自治法に基づく本市の特別職の職員の給与に関する条例1条・2条に抵触しませんかということを聞いているんです。ここに抵触しないという理由があるなら、それを言っていただきたい。

それと、通常であれば、それをカバーするためには、規則か規定を作らなければいけないわけです。こういう支出の場合は。それもない中で予算を組み、既にもう執行されていると、この状況がその条例に対してどうかということを聞いているんです。抵触するかしないかを聞いているんです。

- ○総務部長(渡瀬貴久) 従来から、副市長、助役、教育長同様な取扱いをしてきておりました。 この特別職の給与条例については、抵触していないものと認識をしているところでございます。
- ○19番議員(下柳田賢次) 本当にその認識でよろしいんですか。条例を作るのは、市役所の皆さんのお仕事です。作る側が条例に抵触していないかを、散々副市長、教育長の例にならい、そういうことだから抵触しない。先ほども言いましたように、204条では、特別職の給与に関することは、条例でこれを決めなさいと言っているんです。決めなさいと。それに基づいて、本市の特別職の給与に関する条例というのがあるわけです。決めているんです。これは、決めた以外は支払っちゃいけないということです。通常の条例解釈ということは。もし、決めた以外をそういう形で支出するならば、新たな規則・規定が必要なんです。その規則・規定が必要だけど、それがあっても他自治体で大きな問題になっているんです。日本に、今、1、600ぐらい自治体があるんですかね、条例規則・規定ない中でこのような支出が行われている自治体があると思いますか。
- ○総務部長(渡瀬貴久) この給与条例につきましては、ご本人に金銭を給付するものでございます。指宿市の場合においては、公務に精励していただきたいということから、従来から住居を借上げて住んでいただいているわけでございます。しかしながら、借上げの根拠となるところは明確にし、市民への説明責任を果たし、また支出の透明性を確保し、適切な財務執行を図るための措置というものは、今後検討しなければならないと認識しております。
- ○19番議員(下柳田賢次) 本当にこれは、大変な問題を含んでいるんです。副市長、教育長ということに関して、あまりこの件に関して、時間もあるんで本日は触れないつもりでおりましたけど、副市長、教育長といのは、市長が任命して来ていただいているんですね。特に副市長に関しては、県の仕事を一時休んで、また帰ったら復帰するんです。これ割愛人事です、県との。ですから、条件を付けて来ていただいているんです。その中に、住居も用意しますと、市長任命で来ていただいているんです。市長は、自ら自分で手を挙げて、選挙を勝ち抜いて、それで市長になられた方です。

自治法の204条とこの条例の関係からいきますと、そういうことがないように市長に給与81万2千円というのが、そのためにそういう金額が決まっているんじゃないですか。

先ほどから、これをやった理由を副市長、教育長の例に慣いということの一遍等の答弁ですが、私が聞いているのは、この1年間の事実が条例にない、規則にも規定にもない中で、 先ほどの給与の部分は条例です。それ以外は、規則で作らなきゃいけません。規則・規定で。 それもない中で、市長のプライベート用の住居の家賃を市の税金で払ったということが、これらの自治法、条例に関して抵触しないかということを聞いているんです。

○総務部長(渡瀬貴久) 何回も繰り返すことになりますけれども、給与条例、自治法及び給与 条例に基づきますと、直接ご本人に金銭を給付をするという内容のものの規定を定めている ものでございますので、抵触するものとは思っておりません。しかしながら、やはり制度化するということが必要でありますので、規則、あるいは管理規程等を設ける必要があるのではないかということで、今後検討してまいりたいと思っております。

- ○19番議員(下柳田賢次) 金銭を直接渡してないからいいんだというような、まったく理解に苦しむ。であれば、これが例えば家賃が5万8千円プラス共益費1千円で5万9千円です。これが20万円でも30万円でもいいということになるじゃないですか、その理論だと。直接金銭を渡すわけじゃないんだから、100万円の家賃でもいいということじゃないですか。そういうために規則で決めるんですよ。いくらまでのとか、そういうことになりませんか、総務部長。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 幾らであっても、借り上げるのかというものでは、決してございません。庁舎の近くに居住し、公務に精励していただきたいという趣旨に沿った場所、それから、その職責や同居者の数、また予算措置額等を総合的に勘案して借上げていくことになるものと考えております。
- **〇19番議員(下柳田賢次)** これは、正に市長のプライベートなことの、今、議論をずっとやっているんですけど、市長、ずっとお聞きですけど、この件についてどう思われますか。その204条、本市の特別職の給与に関する条例1条・2条、これについてどう思われますか。
- **〇市長(豊留悦男)** 議員独特の論法で、いろいろ質問をいただき、本当に私もいい勉強をさせていただいております。その点では感謝を申し上げます。

私も行政に長くおりましたので、この件については、私なりにも勉強しているつもりであ ります。この特別職の職員の給与に関する条例、そして指宿市職員の給与に関する条例、枕 が違うわけであります。特別職として給与を80何万もらっているじゃないかと、なぜ住宅手 当を出すべき、ここ書いてないじゃないか。実は、この条例はどういう状況でできたかとい うことです。私もこの件については,県内を含めいろいろな方々,市長との相談もいたしま した。基本的に申し上げますと、広域合併が行われ、市長としての危機管理、それから初期 対応というのが求められるときに、住宅というものについては、ある程度確保しなければな らない、そういう動きになってくるだろうという、そういう話もありました。今ないところ でも,今後,いろいろな条例等を考えながら住宅というものについて考える必要があるだろ う。しかし,県内19市を見てみても,住宅が市内にないのは私だけであります。住宅がない 市長に聞いても、もしそういう住宅ができたとしても、市内で引っ越しをするのは、家族と しても賛成ではないだろうなとか、いろいろな思いがありまして、この住宅問題については、 今後大きな問題というまでもなく、どうすべきかということは、今後論議をしなければなら ない、この給与の条例は、市長の住宅が市内にあるという前提でできたものであります。し かし、この中でもいろいろと問題をただせばあるわけであります。通勤手当をなぜ出すのか と。市長は送り迎えしているじゃないか。それが必要なのかとか、いろいろ見直す時期では

あろうと,私は思っております。

財政上から、いろいろと、今回いすの件まで出していただきました。やはりそういう面については、財政再建を目指す市長として、それがおかしいということであれば、私はそういう意味から、23年度分についてはお返しをしましょうと。その理由として、一般財政調整基金を取り崩さないという私のマニフェストが崩れたわけであります。国保の問題で。とならば、私もこの件についてはお返しをしましょう。今後、聖域を設けない財政の削減というものについても、考える意味からも、私はこの件についてはお返ししたわけであります。これが違反になるうんぬんということを質問いただきましたけれども、現段階では、議員がご指摘のとおりのそのことについては、私どもは議員の思っているような考え方ではないということを私からも申し上げたいと思います。

- ○19番議員(下柳田賢次) 驚きましたです。その考え自体は間違っていないと思います。市長に対して、その住宅を用意する、しないということ。その事情にかんがみてですね。ですから、それを規則・規定で決めてくださいということでしょう。条例があるわけですから。それがない中でやったこの1年間のこの事実について、今のその認識でいいんですか。条例作る側が、条例にやっちゃいけないこと、やっていいことの判断がその程度でよろしいんですか。総務部長、どうですか。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 市長に支払うものは、給料と、それから通勤手当と期末手当ということになっておりますので、それには、今回の借上げについては、抵触しないものだというふうに考えております。しかしながら、繰り返しますけれども、その根拠となるものは、きちんと制度化する必要があるだろうということについては、強く認識しているところでございます。
- ○19番議員(下柳田賢次) 制度化されてなければやっちゃいけないということじゃないんですか。やった後に気づいて制度化しますって、それでいいんですか、そういう問題が。それと、先ほどの1年間前に遡って契約を解除すればいいという、そんな判断ですか。そうしますと、何でもやったはいいけど、都合が悪くなったら1年前に遡って返せばいいと、そういう考えにもなりますよ。そこのところはしっかりと判断しなければ。どうですか。短めにお願いします。
- ○総務部長(渡瀬貴久) 今回の場合は、あくまでも財政的な面、厳しい見込みがあるというようなところから、市長がご自分で支払いたいという申し出がありましたので、そういう手続をさせていただいたということでございます。
- 〇19番議員(下柳田賢次) 日本国憲法では、地方自治の1章が設けられております。この憲法を基軸として、地方自治法や地方財政法、地方税法、地方公務員法、地方教育行政に関する法律、公職選挙法など、これらによって地方自治の組織と運営の基本が形づくられているわけであります。そして、長、つまり市長には執行権を、議会には議決権を与え、相互にそ

の権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制し、適正な行財政運営を目指すとなっております。予算について見れば、その編成権、提案権、執行件は、首長にあるわけですが、議会の議決がなければ執行できない建前がとられ、議会には議決に当たっては状況によって修正も否決もできることになっております。今回の市長の家賃を、条例、規則、規定にもない中で。

- ○議長(森時德) 簡潔にお願いします。
- ○19番議員(下柳田賢次) しかも議会への説明もなく、1年間執行した挙句に、1年前に遡って契約を解除する、事実をなかったことにするという行為は、まさに憲法で決められている地方自治の決まりを逸脱していると言わざるを得ません。これを許すのであれば、議会の責任が大きく問われることになります。このことを申し上げ、持ち時間となりましたので、質問を終わります。

#### △ 延 会

○議長(森時德) お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は21日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議員高橋三樹

議員田中健一

# 第 1 回 定 例 会

平成24年3月21日 (第4日)

# 第1回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年3月21日午前10時00分

1.	議事日程												
	○日程第1	会議録	署名詞	義員の	D指名								
	○日程第2	一般質問	昻										
1.	本日の会議に	付した事件	<b>‡</b>										
	○議事日程の	とおり											
1.	出席議員												
	1番議員	井 元	伸	明			2 耄	<b>髯議員</b>	Ĺ	西	森	三	義
	3番議員	浜 田	藤	幸			$4$ $\stackrel{ a}{ a}$	<b>肾議員</b>	Ĺ	髙	橋	三	樹
	5番議員	田中	健	_			6 種	<b>肾議員</b>	Į	木	原	繁	昭
	7番議員	高 田	チョ	ョ子		8番議員			新智	宮領		進	
	9番議員	下川床		泉			10套	<b>肾議員</b>	Ĺ	中	村	洋	幸
	11番議員	前之園	正	和			12看	<b>昏議員</b>	Į	物	袋	昭	弘
	13番議員	前原	六	則			14耄	<b>昏議員</b>	Į	福	永	德	郎
	15番議員	新川床	金	春		16番議員		Į	六月	灵園		弘	
	17番議員	前 田		猛		18番議員		大	保	三	郎		
	19番議員	議員 下柳田 賢 次 21番議員		Į	松	下	喜り	八雄					
	22番議員	森	時	德									
1.	. 欠席議員												
	なし												
1.	地方自治法第	121条の規	定に	よる	出席者								
	市	長 豊	留	悦	男	副	Ī	f	長	富	永	信	
	教 育	長 池	田	昭	夫	総	務	部	長	渡	瀬	貴	久
	市民生活部	長 中	間	竜	郎	健	隶福	祉部	長	迫	田	福	幸
	産業振興部	長 吉	井	敏	和	建	設	部	長	三	窪	義	孝

教育部長 吹留賢良 山川支所長 森 健一

開聞支所長 久 保 憲一郎 井 上 修 一 総務部参与 産業振興部参与 浜 田 淳 総務課長 邉 見 重 英 市長公室長 長山君代 下 吉 龍 一 市民協働課長 長寿介護課長 健康增進課長 上川路 正 和 野 П 義幸 農政課長 宮崎英世 商工水産課長 髙 野 重 夫 建設監理課長 澤山重蔵 土木課長 池增広行 水道課長 修 松元

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 新村光司 次長兼議事係長 福山一幸調査管理係長 鮎川富男 議事係主査 濵上和也

## △ 開 議

○議長(森時德) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の 会議を開きます。

#### △ 会議録署名議員の指名

○議長(森時德) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、木原繁昭議員及 び高田チョ子議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長(森時德) 次は、日程第2、一般質問を行います。

19日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず, 井元伸明議員。

○1番議員(井元伸明) おはようございます。まずもってこの3月31日をもって退職をされます職員の皆様方には、長い間指宿市発展のためにご尽力をいただきましたことに対し、心より感謝を申し上げます。今後とも市政発展のために、また、それぞれの地域発展のために、その豊かな経験を生かし、ご協力をいただきますようにお願いを申し上げます。

それでは、通告してありますので順次質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目は、後期基本計画の中で健康のまちづくりの推進についてをお尋ねをいたします。

今後、ますます少子高齢化が進む中では、この健康のまちづくりというのは非常に大事な位置づけになってくると思われます。国民健康保険税を2年連続して値上げしなければならない状況からしても、この市民の健康づくりは緊急課題でもあると思われますので、その推進計画の具体的な施策内容はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、まるごと博物館構想の推進事業の中で、市内3か所に看板設置をするように予定を し、既に落札もされているようでございますが、この設置をされる最大の目的、根拠につい てお尋ねをいたします。その内容等についてお尋ねをいたします。

次は、農業振興についてお尋ねをいたします。

現在,資源循環型農業についてでありますが,これは安心・安全な農作物を消費者に届ける最善の方法であると言われておりますが,近年,この循環型農業を実践している農業生産法人組合の数が年々増加している状況にあります。この内容と申しますのは,基本的には,野菜類のカット販売が全国的に普及をしている現在の状況の中で,この野菜くず,野菜の残渣はすべて堆肥化して畑に返して利用しております。このようにすることにより,ごみとなるべきものが資源として生まれ変わり,生かされて再利用をされております。

そこでお尋ねをいたしますが、現在、市内の大型観光施設などからは毎日大量の生ごみが発生をしておりますが、この中の大部分は処理業者を経由して市の焼却場で処分をされていると思われますが、この生ごみの一部でも堆肥化して、指宿市の特産品でもありますオクラ、ソラマメを堆肥で栽培して、市内のホテル、旅館で、観光で訪れるたくさんのお客さんに安心・安全な食材として提供していただけるものならば、これは最高のおもてなしの心にもつながってくると思われます。

しかし、このような堆肥化に関しては様々な障害もございます。そこでお尋ねいたしますが、この堆肥化することによってメリット、デメリットはどのように考えておられるのか、 お尋ねをいたします。

次に、降灰対策事業で合併前に導入をされたハウスの償却資産税の未納問題についてお尋ねをいたします。

これは前回もお尋ねをいたしましたが、重大な問題であると思いますので重ねてお尋ねをいたします。これは合併前に旧開聞町・山川町では、この事業で建てたハウスには課税をされない状況にありました。この課税については、合併協議会の中ではランク3のレベルで協議をされています。その中では、平成18年1月1日よりこの事業導入によるハウス建設分からは課税をするとなっております。以前の建築されたハウスについては、耐用年数の残存部分について課税をすると記述されてはおりますが、この議事録の開示請求をいたしましたが、ないということでございます。

こういう状況の中で、担当課と農家側に意見の食い違いが現在もあります。このような状況が続いていきますと、様々な問題が生じてくると思われますが、この解決方法について、現在までどのような解決方法をとられているのか、お尋ねをいたします。

次に、なのはな館の運用のあり方についてでございますが、これは3月13日に4月からも芝生広場、体育館、駐車場、遊歩道、トイレ等々は、これまで同様に暫定利用できる見込みであるとのことを報告は受けております。当局では、今後も一般公募を行うとして県と協議を重ねるということでございましたが、以前、市独自での運用は経費的に非常に無理であるとのことでございましたが、その後の検討する中で、何か市民の福祉健康に役立てるような検討はされなかったのか。また、現在の状況と見通しについてお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

〇市長(豊留悦男) 後期基本計画についての施策の内容等についてのお尋ねをいただきました。 すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを後期基本計画の基本目標と いたしまして、各種健康づくり事業や医療費適正化対策事業を積極的に推進する予定でございます。

まず、基本計画であります自主的な健康づくり事業の推進では、各地区の健康推進員や公 民館長さん方が中心となって自主的に開催する健康教室などに対して、健康運動士等の講師 派遣や、健康づくりのためのパンフレット等を提供するなどの支援を行ってまいります。

また、地域資源であります温泉を活用した健康づくり事業としましては、温泉入浴助成事業をはじめ、レジャーセンターかいもんや山川へルシーランドの温泉プール施設等を活用した水中歩行運動教室を引き続き開催してまいります。

自分の健康は自分で守るを基本にした病気の早期発見や早期治療は、健康づくり事業としても効果が極めて高いことから、疾病予防や生活習慣病予防対策のため各種がん検診や特定健診を、より受診しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、安心・信頼の医療の確保としての医療費適正化対策事業としては、これまでにも、 レセプトの全件点検や重複・頻回者の訪問指導、ジェネリック医薬品の利用促進などの事業 を行っておりますが、今後も引き続き、医療費適正化対策事業に取り組んでまいりたいと思 っております。これらの事業を総合的に実施することで、年々増大化する国保医療費の抑制 策に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、いただきましたなのはな館の件でございます。今後の活用計画はどのような状況なのかとのご質問をいただきました。なのはな館は昨年の4月以降、芝生広場・体育館等について、暫定的に開放されているところであります。県によりますと、平成24年4月以降についても、これまで同様、暫定利用を継続するとのことでございます。

今後の見通しでございますか、これまでの間、県と協力し、県内の事業者の方々から幅広く意見等を伺ってまいりました。その中で、個人的なアイデアを持っていたり、施設に関心を寄せている事業者はおりますが、現在のところ、具体的な事業実施の意思表示をしている事業者はないところであります。現在も、なのはな館に関心を寄せている事業者からの問い合わせに対しては、意見などを伺っているところでございますので、今後につきましても、県と協議・協力しながら根気強く事業実施の可能性について検討を行い、今後とも努力していきたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、教育長及び担当部長等に答えさせます。

**○産業振興部長(吉井敏和)** 指宿まるごと博物館とは市全体を博物館ととらえ、市内にある文化財、自然、産業、各種施設、郷土芸能、伝統技術、イベントなどのすべてを、貴重な展示品と位置づけて、それらをまちづくりに生かしていく考え方や実践していこうとするものでございます。

観光課としましては、この構想を推進するため、平成23年度の県地域振興事業を活用し、 鰻地区、長崎鼻公園及び枚聞神社の3か所に観光看板を設置する予定でございます。

鰻地区の観光看板は、鰻温泉の象徴であるスメや鰻池の成り立ち、西郷隆盛ゆかりの地の紹介などを、長崎鼻公園の観光看板は、同地に伝わる竜宮伝説や龍宮神社、前田利右衛門とサツマイモの伝来などを。また、枚聞神社の観光看板は、竜宮伝説にちなむ山幸彦と海幸彦の神話や、同神社に展示されている国の重要文化財指定の松梅蒔絵櫛笥などを、それぞれ表

記する予定でございます。

いずれの観光看板も、滞在型観光を更に推進するため、周辺の観光案内も表記するなど、 さまざまな工夫を凝らしているところでございます。

**○産業振興部参与(浜田淳)** 市内の大型施設より出る生ごみの堆肥化の質問でございますが、 市内大型施設から出る生ごみを堆肥化し、畑で使用していく資源循環型農業は、廃棄物を有 効利用するという観点からも、調査・研究していくべき課題だと認識しております。

メリットといたしましては、生ごみの減量化に役立ち、焼却施設の負担軽減にもつながること。結果としまして、温暖化防止対策の観点から $CO_2$ 削減も図れること。農業にとって良質な堆肥となり得ることなどが考えられます。

問題点といたしましては、生ごみの悪臭、腐敗等の衛生面の対策が必要なこと。また、生ごみ搬出においては、生ごみの回収方法、運搬のコスト面や、畜産農家においては、一般廃棄物処理業等の許可、堆肥販売に伴う肥料成分分析・届出、堆肥の利用先の確保の問題等が出てくるものと考えられているところでございます。

○総務部長(渡瀬貴久) 農業振興策について、降灰対策事業のハウス導入に係る課税のあり方について、合併協議会の中で、ランク3のレベルでしか協議されない中で、また、議事録がない状況ですけれども、これでよいのかというご質問でございます。

地方自治法及び合併特例法の規定に基づきまして、平成15年1月30日に指宿地区4市町合併協議会が設置されました。その協議会において、約2千の事務事業における課題の調整や、調整項目の分類の取扱いについては、事務事業一元化方針に基づき調整することと決定されました。

その方針に基づき、調整項目ごとに、法定合併協議会での合併協定項目協議の基礎となる項目ランク1、監事会で決定する項目ランク2、そして、専門部会で決定する項目ランク3と分類し、それぞれの会において協議がなされて、決定がなされました。

なお、降灰対策事業を導入して建設されたハウス等の課税については、協定項目、地方税の取扱い、事務事業名、賦課事務全般として、ランク3の調整項目として専門部会で決定されたと認識しております。

その後、旧頴娃町の離脱に伴い、平成16年11月29日に指宿地区3市町合併協議会が新たに設置され、平成16年12月20日、第22回3市町合併協議会において、これまで4市町合併協議会で協議が終了している協議項目については、3市町合併協議会においても、その結果を引き継ぐことが確認されました。

これに基づきまして、平成18年1月1日建設分より課税すること、既存のハウスについては、耐用年数を勘案して課税することとし、賦課を行っているところであります。

その後、幾度となく足を運び、ご理解を求めているところでありますけれども、農業ハウスに係る償却資産に基づく固定資産税が、平成18年度課税分から未納になっていたため、時

効を目前の昨年11月24日に実施いたしました,預貯金等の差押えを起因として,差押えを実施したお一人の方から,指宿簡易裁判所へ,今月3月6日訴状が提出され,同じく今月,3月8日の午前中に,指宿簡易裁判所から,損害賠償請求事件として指宿市への通知が届いているところでございます。

○1番議員(井元伸明) それでは、最初から順次質問してまいりますが、この健康のまちづくりについてお尋ねいたしますが、これは全国各地においても、市長も、全国の会議に2回ほど出席をされたということで、今年から職員も研修に派遣したりして、取り組もうということでありますが、このスマート・ウエルネス事業ということで、非常に市あげて関心をお持ちのようでございますが、現在のような高齢社会になれば、全国的に、先日の新聞の報道もありましたように、国民健康保険の医療費の問題、増大ということで、どこの自治体においても大変な状況であるということでありますので、早急に何らかの形で取り組むべき課題だろうと思います。

医療費の高騰については、もろもろの諸事情があるということは承知をしていると思いますけれども、これを行政全体で、どういう形で医療費削減につなげていくかという、非常に肝心だろうと思うんですけれども。現在は、限界集落に近いような、高齢者がどんどん増えて、集落の維持機能も非常に難しくなってきている状況も多々見受けられると思います。こういう状況の中では、集落を維持するためにも非常に難しい。例えば、そこに行って、行政ばかりじゃなくて、その地域の周辺の方々の協力もいただきながら、あるいは地域のボランティアというか、どういう形で、この地域の方と結びつけて生かしていけるか、というのが非常に大事な問題だろうと思うんですけれども。

このボランティアの育成というか、ボランティアの育成というのは、それなりに関心があったりとか、そういう何かなければ参加しにくいというか、それが非常に難しいだろうと思いますので、このボランティアをどういう形で育成していくべきだろうかと思うんですが、これらについては、ボランティアの育成という形で、どのような考えをお持ちなのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

**〇市民生活部長(中間竜郎)** 地域ボランティアの育成というご質問でございますけれども,急激な人口減少,都市化,過疎化など様々な社会状況の変化に伴い,地域内分権の取組が重要になってきているところではございます。

地域内分権とは、それぞれの地域の住民ニーズや特性に応じ、それぞれの地域が自主的・ 主体的にまちづくりを進めるとともに公共を担っていくというものであり、この担い手が地 域コミュニティでございます。

本市の指宿市協働のまちづくり指針では、この地域コミュニティの核となる区や自治公民 館等の地域力の向上と住民自治の拡充を図っていくこととしております。その方策といたし まして、それぞれの地域が活動しやすく自立・発展していけるような環境づくりをテーマに、 人材の育成,情報の収集・提供,その他各種活動支援等を行っていくこととしております。 そして,これらの具体的な取組といたしまして,例えば,地域リーダーや地域ボランティ ア等を育成していくため,各種講座や研修会等を開催することで,地域活動に必要な知識や ノウハウを提供してまいりたいと考えております。

また、自治公民館連絡協議会やNPO団体等との連携を密にしながら、地域が主体となっていく事業に関し、行政はもとより企業なども含め、様々な主体が連携した協働のまちづくりを推進していくことで、今後の地域コミュニティ活動に必要とされるボランティア意識の高揚や人材の育成を図ってまいりたいというふうに考えております。

- ○1番議員(井元伸明) 今,答弁されたように、いろんな活動というか研修、リーダーの育成はやられると思うんですが、この事業を進めるに当たり、一番基本的には、どの年代層からこういう健康づくりというか、これに参加を求めるべきかというのが、どこの地域というか、自治体でも非常に苦慮されているようであります。例えば、もう60過ぎて、今の高齢者の方だけを集めて活動を進めていくというのは、なかなか限界もあるだろうと思うんです。ましてや、私の住んでいる農業地帯にすれば、まだ70代・80代は現役でございます。一生懸命仕事をされて元気に頑張っておられる方がほとんどでありますので、そういうときに、団塊の世代の前の段階、40代・50代あたりから、既にこういう健康づくりには意識を持っていただくために、何らかの措置というか、方向づけ、参加づけが必要だろうと思うんですけど、こういう年代層のターゲットというか、現在、指宿市では、いろんな活動をするときに、年代層の理想的なものは、どのようにあるべきだろうと考えて活動されているのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。
- ○総務部参与(久保憲一郎) スマート・ウエルネス・シティ構想に係る健幸のまちづくり事業につきましては、これから構想を策定して、その後、事業を取り組んでいくことになります。したがいまして、現時点で、個々の事業に関しましては、具体的なことは申し上げられないところですけれども、スマート・ウエルネス・シティ構想が目指す健幸のまちは、市民一人一人が元気で、まち全体に活気があふれている健幸のまちでございまして、このことによって、健康寿命を延ばし、医療費を削減したいと考えているところでございます。

その取組として、1例を申し上げますと、これまでの健康に関する事業は、参加された方のみを対象として講座や教室が実施されておりました。健康づくりを行うものでありましたけれども、スマート・ウエルネス・シティ構想では、歩くということに重きを置いて、健康づくりに無関心な人でも必然的に歩いてしまうまちを創ろうという考え方を持っております。具体的な方策はこれからということにはなりますけれども、まちをこのような形で整備することができれば、また、このようなまちになれば、高齢者に限らず、多くの市民の皆さんの健幸づくりに貢献できるのではないかと思っているところでございます。

先般,講演会を行われました久野教授によりますと,37(さんなな)の法則があるとい

うことです。自発的に健康づくりに取り組む人の割合は3割しかなく、健康意識のない人の割合が7割とのことであります。これまでの健康づくり事業には、この3割に該当する人しか参加してこなかったとのことでありまして、その方々は、そのような事業に参加しなくても、もともと健康づくりに取り組まれる方々であり、そのため医療費の削減には効果があまりないということであります。

一方、残りの7割のうち、この半分の人でも健康づくりに取り組むようになれば、医療費にも効果が表れるとのことでございまして、そのために、その手段として、健康づくりに無関心な人でも必然的に歩いてしまうまちを創ろうとしているとのことでございます。

本市といたしましても、市民の健康寿命を延ばし、医療費を削減することを目指しておりますので、子供から高齢者までの幅広な世代が、そして、この7割に該当する人が、健康づくりに取り組めるような施策を検討していきたいと考えているところであります。

- ○1番議員(井元伸明) これは今言われるように、市民一人一人が、全体が関心を持って取り組むべき課題だろうと思うんですけれども、こういうとき幅広い年代層に呼び掛けはもちろん、それとまた、当局にしても、福祉の関係だけで取り組むのではなしに、全庁的に、いろんな課を含んで4回ほど協議はされたという一昨日の答弁でもありましたように、全市民が参加できるようなシステムをつくるためには、いろいろな年代層を含めて、職種も含めて、そういう方を参加していただくためには、ただ、参加してください、運動を好きな人は来てくださいじゃなくて、楽しく、明るく健康づくりに参加するためには、先進地で、いわゆるポイント制というか、そういうものを設けてやっているようですが、このポイント制というのもいろいろ難しい状況もあるようですけれども、こういう問題について、ポイントの制度的なものについては、何かお考えがあればひとつお示しをいただきたいと思います。
- O健康福祉部長(迫田福幸) 先進地で取り組んでいる健康ポイント制度的なものも有効だと思うが、とのお尋ねでございますが、健康づくりを推進し、医療費を抑制するためには、病気の早期発見・早期治療に努めることが重要であり、本市においては、地域の健康推進員による受診勧奨等を行うことで受診率の向上に努めているところでございます。

現在,霧島市等においては,各種健診やイベントに参加して得られるポイントを貯めることで,景品が当たる,健康マイレージ事業が行われております。

本市においては、平成24年度より、国民健康保険医療費適正化事業の一環として、特定健 診受診者を対象とした健康クーポン事業を、現在、検討しているところでございます。この 事業は、特定健診を受診することにより、市内の店舗で割引等のサービスが受けられること から、受診率向上への効果が期待されるところでございます。

○1番議員(井元伸明) 病気の早期発見ということで、各種検診は本当に大事なことだろうと 思います。

そういう中で、ひとつ最後に、この問題については提案をさせていただきたいんですが、

最後になのはな館の現状の質問を準備しておりますが。例えば、このなのはな館の温泉プールとか、こういうのも歩行訓練等は若い方には非常に有利じゃないかと思うんです。余り突っ込むと最後まで行ってしまいますけれども、ちょっと聞きますと、このなのはな館をですね、現状は国民健康保険税の値上げをしなくてはいけない、一般財源から持ち出しせないかんという状況の中では、県では、2億3,000万円ほどの維持管理費が掛かるということで、これを市が現状のままで管理しても維持経費が高くついてなかなか難しいということでありましたけれども、医療費のことを考えていけば、せっかくある建物を、市民に健康で明るく楽しんで長生きしてもらうためには、この建物を何か有効活用していくべきじゃないかと思うんですが、これについて市長としてお考えがあれば、ひとつ示していただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**〇市長(豊留悦男)** 貴重なご意見をいただきました。指宿は健康を標榜する市でもございます。 その中核となってなのはな館を活用できないかという思いは私も持っております。ただ、も うご案内のように、多額の運営費が掛かるという、そういうことをクリアできれば、市とし て建物は積極的に活用すべきだろうと思います。

健幸のまちという答弁をさせていただきました。お年寄りがいつまでも元気で、明るく、 生活できるというのが究極の市政の像でもありましょう。そういう意味から、なのはな館が、 議員のお話のような活用ができたら、それが最高であると私は考えております。今後、市民 の健康づくりをどうしていくのかを含めて総合的に判断をさせていただきたいと思います。

- ○1番議員(井元伸明) 次にまいります。まるごと博物館構想の推進については先ほどの中で、市内3か所の地区のいいところを紹介して、地区の神話であるとか、鰻池等であれば、昔の西郷隆盛の傷を癒した場所であるとか、そういう看板を立てていただくということで非常にすばらしいことではないかと思います。現在の観光にしても、小回りのきく観光というか、そういうので非常に役に立てる看板等ではないかと思っておりますが、その中で、今後こういうのを生かしていくためには、教育と観光の融合といいますか、市内にはたくさんの史跡もございます。そういうのを含めて、今後、市内全体を博物館ととらえるということでございますが、これらを教育の部分ではどういうふうに生かしていく予定であるのか。そしてまた、観光の部分については、どのようにこれを結びつけるというか、生かしていく予定であるのか、ひとつ専門的な見地でお尋ねをいたしたいと思います。
- ○教育長(池田昭夫) 指宿まるごと博物館構想につきまして、教育委員会としましては、これまでも出前授業で学芸員が小・中学校や地域に出向いて、文化財、自然、産業等について解説をしてきておるところでございます。時遊館COCCOはしむれにおきましても、指宿発学びのふるさと講座や日曜講座を開くとともに、まるごと博物館の素材を取り入れて企画展を開催するなど、幅広い年齢層を対象に、指宿まるごと博物館構想の教育普及活動を進めているところでございます。

また、まち歩きや体験活動を行う地域へ、歴史や文化財等を分かりやすく解説した資料を提供するとともに、学芸員が出向いて解説するなど、積極的に支援しているところでございます。平成22年度には、指宿まるごと博物館構想に基づいて、指宿まるごと博物館マップというのを作成いたしましたし、多くの個人や団体に活用していただいているところでございます。今後も、このような郷土の文化や資源を生かした生涯学習事業を継続しながら、市民がふるさとへの自信と誇りを持ち、郷土愛が醸成されるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○産業振興部長(吉井敏和)** 指宿まるごと博物館構想を推進することは、観光客のみならず、 地元の子供たちの教育にも大きな効果が期待できるというふうに思っております。

そのようなことから、今後も、主要観光地を中心とする計画的な整備と併せて、市民にも あまり知られていない史跡や名所、民話、伝説等を新たな観光資源として掘り起こし、幅広 く活用していければというふうに考えております。

○1番議員(井元伸明) この事業は文化庁の補助金をいただいての事業ということで、3か年間の期限付きでありますけれども、こういうのをうまく生かしていただいて、今、新幹線効果もありまして、観光客のグループ客というか、レンタカーでも相当のお客さんがまち歩きをされている状況でもあります。

私の住んでいる,清見岳の402mのここに1等三角点がありまして,現在はインターネッ トにも紹介されたりして、マイクロバスで来られたり、いろんな形で来るから、地元でも何 とかしようやということで、紹介させていただきますけど、集落の防犯部に呼び掛けて、登 山道の整備をしようということで、約700mぐらいを年に2回ほど整備をしております。途 中の案内路も、市役所の方々にも協力いただいたりして案内図も作りましたけれども、こう いう状況を、まるごと博物館と言われるんであれば、こういう中に取り入れて、大きな看板 は必要ないと思いますので、この場所にはこういうのがありますよというのを世間の地図で 探してこられる方もいるわけですので、こういう歴史的な部分のものを、大きな看板は必要 ないと思います。さっき言った利右衛門さんの産まれた場所はこの辺で、墓地がこの辺にあ るとか、いろんな案内を、余りむちゃくちゃやると景観上良くないということもあるかもわ かりませんけれども、そういうのを含めて、地域の史跡とか民話とかいうのは、たくさんあ ちこちにもございますので、池田湖のことにも何回か行ってお願いしておりましたら、名馬 いけずきはここですよ、という案内の矢印の看板を立てていただいております。本当にあれ はすばらしい、皆さんからも、いいのをつくってくれたねということで話は聞きますけれど も、もうひとつ欲を言えば、そこにちょっとした案内があれば立ちどまって、指宿にはこう いうのがあるんだなあというのを、指宿のよさの再認識もしていただけると思うんですが。

こういう看板設置も前々から何回となくお願いをしておりますけど,こういう事業を通じて,この看板設置等はできるのかできないのか,ひとつお尋ねをしておきたいと思います。

**○産業振興部長(吉井敏和)** 市では、指宿まるごと博物館構想を推進することで、滞在型観光 の推進にもつながるというふうに考えていることから、今後も県の魅力ある観光地づくり事 業や地域振興事業等を活用し、主要な観光地を中心に計画的な観光看板の整備を考えている ところでございます。

平成24年度の地域振興事業においては、池田湖付近に池田湖の成り立ちや伝説、周辺の観光名所等の観光看板を、また、伏目海岸付近には、塩田跡などの産業遺構や竹山などの火山性地形の紹介、周辺の観光名所等の観光看板の設置を要望しているところでございます。

一方,市内にはあまり知られていない史跡や名所,民話,伝説等が多く残されており,滞在型観光を推進する上で,その活用も重要であるというふうに認識しておりまして,平成23年度予算で池田湖の馬頭観音に案内看板を設置したところでございます。

今後におきましても、滞在型観光を推進するため、主要観光地を中心とする計画的な観光 看板等の整備と併せて、観光客等に余り知られていない史跡や名所、民話、伝説等を新たな 観光資源として活用していく必要があるというふうに考えているところでございます。その ための新たな資源として掘り起こしていくため、今後も引き続き観光案内板の設置を検討し てまいりたいというふうに考えております。

○1番議員(井元伸明) 併せて、急々に取り組めないと思いますけど、ひとつ息の長い事業として、いろんな形で紹介なり、看板等の設置はお願いを続けてほしいと思います。

次に、農業振興策についてお尋ねいたしますが、生ごみについては処理は非常に難しい問題もあろうかと思います。

この種の処理のあり方については問題もあろうと思いますけど、以前、市職員の方が仲介をされて、指宿のあるホテルと農家との間に入って、4年間ほどいろんな堆肥を作る事業というか、そういうのをやった経緯もあります。その中ではいろんないい状況もあったんですけれども、なかなか進めない状況というのもあったのか分かりませんけれども、こういう中では、堆肥の内容もすばらしいということもあったり、また、作った堆肥でタマネギを作ったりとか、ジャガイモを作ったり、キャベツを作ったりして、その農家の方は、いろんな形で無農薬と言われる栽培をし、今、外国にもその製品は輸出というか、販売をされている状況もありますので、前向きに取り組むように何とかやっていただければありがたいと思います。

先ほどのメリットの中でも、現状の焼却施設の負担軽減にもつながるということもありましたので、縦割り行政じゃなく、横のつながりを持っていろんな形で処理をしていただかないと、なかなか前には進みにくい問題でもありますので、今後の検討課題として、今日、明日からということではないと思います。

現在、担当課で生ごみ堆肥化のできるかできないかというのをアンケートを出していらっ しゃるようですけれども、全部がまだきている状況ではないかも分かりませんけれども、何 件くらい返ってきて、その中で、できるかできないかとか、いろんな意見等も含まれている のではなかろうかと思いますので、何かあればひとつ紹介をしていただきたいと思います。

O産業振興部参与(浜田淳) 今,ご質問がありましたように、アンケート調査を実施したところでございますが、その回収率は67%のところでございますが、そこでの内容としましては、現在の堆肥処理が限度という意見や、口蹄疫など防疫等の理由から、生ごみは受け入れられないという農家がほとんどの回答でもございました。しかしながら、現在、生ごみを受け入れて処理している畜産農家や、条件が整えば生ごみを受け入れて良いという回答もありました。生ごみを受け入れて良いという畜産農家の条件といたしましては、分別がしっかりされ、不純物等が混入していないことなどが上げられているところでございます。

また,発酵時の匂い等が気になるという意見や,収集・運搬に関する課題もありますので, 引き続き調査・研究してまいりたいと思います。

○1番議員(井元伸明) この問題についても今日、明日からというわけじゃありませんけれども、総合的に判断したときに、市民こぞってやっていけるようなものがあれば、指宿市は最大の観光保養地でもございますので、そういう観光地に訪れる方々が、例えば、先ほどちょっと紹介しましたように、ホテル・旅館で出た生ごみというか、残渣を活用し堆肥にした、一部でもいいからそういうものが食卓に上がるというのが農家にも伝わり、そういう状況があれば、観光バスなり、いろんな形で国道・県道走っておりますけれども、そういうバスが来たとき、農家の方々も、ああ、観光バスが来てくれたというような形で、また手も振っていただいたり、お互いに温かい気持ちで送って、迎えてという形であれば、すばらしい観光地がまた生まれ変わってくるんじゃないか思いますので、一部にあったように、条件の厳しい農家が多いということでありましたけれども、いいという農家の一部あればいいと思います。全部が全部、こういう状況にあればいいということではありませんけれども、軽減負担につながるということであれば、運搬費用とか、切りかえするときに機械でやりますので今、そういう燃料費、電気代の一部支援ができるような体制ができればありがたいかなと思うんですけど。今どうですかというよりも、今後、何とか検討していただきたいということでお願いをして、次にまいりたいと思います。

この降灰対策事業の問題については、先ほど司法の手に委ねるという状況でもありますけれども、こういう状況の中では答弁も難しいと思いますけれども、この状況は農家への説明不足があったのじゃないかと思いますので、その辺については一言だけ、農家への説明が十分であったと思うかどうかという点について、ここについては終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

**〇市民生活部長(中間竜郎)** 対象農家につきまして十分な説明があったかどうかということでございますけれども、こちらといたしましては、そこのところは説明はされたというふうに理解はしているところでございます。

○1番議員(井元伸明) この件については、そういう難しい問題も含んでおりますので、これ以上は言いませんけれども、やっぱり税金は皆さん払っていただきたいというのが我々の本音でもございますので、うまく意が伝わらないと全然違う方向に出てまいりますので、誠意ある説明を続けながら、税金徴収等はお願いをしながら進んでいければと思いますので、よろしくお願いをして次にまいります。

次は、なのはな館の運用についてでありますが、先ほどあったように、このなのはな館の 状況は、今年の4月からも順次運用はできますけれども、いろいろなかなか難しいというこ とでありますが、一般公募もなかなか行っていない状況ということですが、この中でさっき ちょっとお尋ねしましたように、解体費用の話が最初出てきまして、そういう費用を県に直 接いただけないかということ、なかなか難しいと、県のいい返事は聞いてないということで ありましたけれども、例えば、この解体費を含めて、一時的じゃなくても、前に答弁があっ たように、分割というか、何年かにわたって、10年、20年にわたってでも、この解体をしま すよというような形で約束がちゃんとできるのであれば、市で何とか運用をできないのか。 今まで大きな雨漏りがするというのが、毎年800万円程度の雨漏りの補修費が掛かっている という状況を聞いておりますけれども、こういう建物がもし必要でなければ、もう取り壊す なり、いろんな状況を踏まえて、こういうのが県のほうに要請ができるのか、できないのか、 ひとつ改めてお尋ねをしたいと思います。

○総務部参与(久保憲一郎) 市が県から施設の譲渡を受けた場合,基本的に,市が将来,建物を解体することになるため,以前から,議員の皆様方からも解体に対し,強い懸念が示されたところであります。市といたしましても,解体費用の8億円でございますけれども,県に対して,積立金のような形での支援ができないか要請をした経緯もございます。しかし,県の回答といたしましては,将来,施設の解体・撤去の必要が生じた場合には,その経費の負担については,別途,指宿市と協議し,検討をするとのことであり,現状においては,将来発生するであろう解体費の担保については,考えていないとのことでありました。

しかしながら、市といたしましては、あくまでも市民の皆さんに財政的な負担を後年度残さないことが前提でありますので、今後も県との協議を続けて行こうと考えているところであります。

○1番議員(井元伸明) 先ほどお聞きしましたように、積立金としては非常に、それと別途協議をしたいという話は県でありましたけれども、こういうのを何とかクリアできるのであれば、先ほど申し上げましたように、国民健康保険の現状を考えると、何とか地元で活用できる方法を早急に考えていったほうが得策じゃないかと思うんです、いろんな形で。

2年連続して値上げをされる。一般の支払いされる方は、数字で請求がくれば払わざるを 得ない、どういういい説明をしようと、健康にかかわる、命にかかわる問題を、医者に行く ときに保険証がなければ、これがなければ行けないという形で、市民は否応なく払わされて いる状況も生まれてくると思いますので、こういうなのはな館を、当初は費用が掛かりすぎ て市では運営は非常に難しいということでありましたけれども、市長も何とかそういうふう に市民のためにということでありますので、何か今後、これは指宿市独自でもいいから運営 できるような方法を考えていくことはできないのか、ひとつお尋ねをいたします。

○総務部参与(久保憲一郎) なのはな館を何とか活用できないかという質問でございました。 なのはな館は、県内外の高齢者の方々が、生きがいづくり、ふれあいづくり、健康づくりを 通して、幅広い世代の方々との交流を図るために建設をされた施設であります。本市がこれ から、誰もが健康で幸せに暮らせる健幸のまちづくりを推進し、健康寿命を延ばすことで、 医療費の削減や生きがいづくりなどに努めていこうとしている中で、なのはな館を利用する 選択肢もあろうかと思います。

しかしながら、毎年2億円を超える維持管理費を必要としていたことや、本市の厳しい財政状況を考慮すると、市での直接的な運営は難しいと判断したところでございますので、市といたしましては、これまで同様、施設を有効活用していただける事業者に貸し付ける方法で検討をしていきたいと考えております。

なお、なのはな館の周辺は、歩道等が整備され、菜の花マラソンや菜の花マーチも開催されるなど、本市の健康、運動の拠点施設でもあることから、そういった地域性やなのはな館の設立趣旨等は大切にしながら、2回目の公募に向けて県との協議を重ねていきたいと思っているところであります。

○1番議員(井元伸明) なのはな館については大きな問題でありますけれども、あえて申すならば、この健康に関する建物でありますので、有効活用するためには、1日でも早い解決方法を、是非、お願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(森時德) 暫時休憩いたします。

 休憩
 午前10時53分

 再開
 午前11時04分

- 〇議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。 次は、西森三義議員。
- ○2番議員(西森三義) 皆さん、おはようございます。2番、西森三義です。私は市議会議員にさせてもらって早や3年目を迎えました。常日ごろから諸先輩方に、自分の信念とするテーマを掲げていくべきとよく指導を受けます。議員としてどのような活動をするべきか考えたとき、初心に立ち返り、農家の声、すなわち、市民の声を議会の場合で市長に届け、指宿市発展に努めることが議員としての使命であると思っております。そのようなことから、今議会においては、指宿市の基幹産業であります農業振興について伺っていきたいと思いますが、質問の前に、3月末をもって退職されます職員の皆様方には長い間市政発展にご尽力

を賜り、心から敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な行政経験と知識を 地元地域の活性化、並びに指宿市市政発展のために活躍してくださいますようお願い申し上 げます。本当にご苦労さまでした。

これから通告に基づき、順次質問をしてまいりたいと思います。

それでは農業振興についての一つ目として、指宿市は、南の食料基地として農業が盛んな 地域であるとよく言われるだけの基盤整備がされているが、作付の指導において、基盤整備 を実施する前と実施後とではどのような取組状況になっているのか、お尋ねいたします。

二つ目は、10年前の農業予算と現在の農業予算との比率はどうなっているかということですが、限られた予算の中で、10年前から現在までの農業関係決算額はどのように推移してきたのか、お伺いいたします。

三つ目は、農家所得について10年前と比較してどうなっているかということです。近年においては、他産地や外国産などの競合等で価格安値があり、農家にとって大変不安定な経営を強いられているのが実情ですが、農家1戸あたりの所得はどのようになっているのか、お伺いいたします。

四つ目は、6次産業化の取組状況についてお聞きいたします。この件につきましては、先日、同僚議員も質問され重複することもあるかもしれませんが、私なりの目線で質問をいたします。今、農作物の付加価値を少しでも高めるため、各市町村でいろいろ取り組んでいる旨の報道があるが、指宿市においてはどのような取組がなされているのか、お伺いいたします。

五つ目は、1年前の3月議会においても質問をいたしましたし、前回の12月議会においても同僚議員が質問されている技術員の専門職を育成するべきではないかということです。確かに、指宿市の農家の方々は長年農業をされており、指導は受けなくても、それぞれの技術はあると思われますが、専門職の人が畑を巡回することにより、各農家ごとの栽培方法なりの情報を得て、いい手法については他の農家にも指導してやる。そして、そうすることにより、安定的な所得を得られると思われます。そこで、専門職を配置する考えはないか、お伺いいたします。

六つ目は、ここ数年、毎年のように霜害等により、農作物に大きな被害が発生しています。 今年も2月3日に、今までに経験したことがないような霜のため、ソラマメ、スナップ、実 エンドウを中心に被害に遭い、被害額が3億円以上と聞いたところです。そこで、利永地区 に設置された防霜ファンの効果はどうなのか。効果が実証されているのであれば、霜害対策 として、防霜ファンの設置を推進する考えはないか、お伺いいたします。

七つ目は、先ほども述べたように、霜害被害に遭った農作物は、生産量は減少した上に価格も安値となり、農家の方々は、資材代も支払うことができない状況の中で、国、県の事業で、販売単価が安くなった場合において、価格安定制度があり、品目によっては、加入して

いるものの,産地要件等が厳しく,また,共販率などにより,申し込み数量を制限され,産 地側として,なかなか充実していないのが現状であります。そのような中で,生産農家が充 実した,また,生産意欲の出る,安定的な経営を農家の方々に行ってもらう必要を感じるこ とから,指宿市独自の野菜価格安定制度を導入する考えはないか,お伺いいたします。

八つ目は、今、日本国内において賛否両論の議論がされているTPP問題です。日本の田・畑はよく管理されており、美しいものです。この美しい田・畑が、TPP参加によって荒廃する可能性もあるし、何よりも、食品安全性に与える影響が心配でなりません。その一つが、現在、日本で禁止されているポストハーベスト農薬、収穫後、使用農薬が使用可能となり、さらには、農作物の残留農薬基準を緩和させられることが想定されます。また、食品添加物については、日本では認められていないものについても、国際規格で認められているという理由で、認可を求められる懸念があります。まだまだ、多くの不安材料はいろいろあるものの、情報があまりありませんので、国・県から、TPP参加交渉経過についての情報はないかお伺いいたします。

九つ目は、TPP参加となれば、除外、例外品目を認めず、全品目の関税を撤廃すると言われていますが、日本国全体で、現在の関税収入はどれぐらいなのか、お伺いいたします。 最後は、関税撤廃となった場合に、市民に負担はないかということです。畜特資金、マルキン等は関税収入を充てていると聞いているが、関税収入がなくなれば誰が負担するのか。 最終的に、市民に負担を求めるのでは、と危惧するが、心配ないか、お伺いいたしまして 1回目の質問といたします。

○市長(豊留悦男) 本市の基幹産業でございます農業振興について10点ほどの質問をいただきました。私の方から1番目の質問、5番目のことについて答弁をさせていただきます。

まず、南の食料基地としての基盤整備、その取組状況についてでございます。基盤整備とその後の取組について、整備済みの南薩畑かんは、池田湖を水がめとして、旧指宿市、山川町、開聞町、頴娃町、知覧町と枕崎市の6,072haに通水する基盤整備とかんがい施設を整備する事業で、昭和53年に通水が開始されております。昭和50年の南薩畑地かんがい営農計画書では、地域の主な品目は普通作を主体にした営農が行われ、中でも、甘藷が最も多く、1,145ha、野菜ではキャベツや枝豆、ニンジン、オランダエンドウ等が作付けされており、耕種部門の生産額で約46億円となっておりました。畑かん通水後、南薩畑地かんがい営農推進本部を中心とした各地区のJA、県普及センター等が構成する農林技術協会が営農指導を展開、さらには、園芸ブランド確立推進事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の各種補助事業を活用し、施設化の推進等を実施してまいったところであります。

その結果,普通作物から野菜や花き類へ,水利用効果,収益性の高い品目への転換が進み, ソラマメ,オクラ,実エンドウ,スナップエンドウや,施設による花き,トマト栽培,さら には,キャベツ,レタス,サツマイモ等の大規模農家の育成など,基盤整備後,大きく伸び ているところであります。平成22年度、市がまとめました生産実績の耕種部門では、158億円と約3倍になっているところであります。今後も、温暖で基盤整備された、この恵まれた条件を生かし、農業振興を推進するため、JAや県農政普及課など関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、五つ目の質問でございます。技術員の専門職を育成すべきではないかとの趣旨の質問であったろうかと思います。議員ご指摘のとおり、農業は本市にとりまして重要な基幹産業であると思っております。そのため、農業の生産振興については、いぶすき農業支援センターを拠点としまして、JAいぶすきや鹿児島県南薩地域振興局農政普及課と連携を深めながら、農業後継者の育成など、農業全般にわたる支援体制並びに農業支援センターの機能の充実を図ってきているところでございます。また、農業支援センター内の職員の配置につきましては、畜産関係に専門知識を持った者や花き園芸に精通する者を配置しているところであります。加えまして、農業者の学校を出て以来、農政部門に長く従事している職員もおりますことから、専門知識を持つ職員が着実に育っていると思っております。

以下、いただきました質問については、担当部長等に答弁をいたさせます。

**○産業振興部参与(浜田淳)** 農業関連予算の10年前との比較についてのご質問ですが、まず、 比較対象となる平成12年度の旧3市町決算合計金額は、約204億4,000万円、このうち農業 費・畜産業費・農地費の農業関連費が約15億円で、総決算額の7.3%を占めております。

次に、新市となった初年度の18年度を見ますと、決算総額194億円のうち、農業関連は12億円で、6.2%となっております。これに対しまして、平成22年度決算額は、総額が212億4,000万円で、うち農業関連が8億9,000万円で、約4.2%となっております。

12年度分が合併前の各市町の合算額であることや、農地の基盤整備をはじめとする大規模な国庫事業等の実施状況が、年度ごとの農業関連経費に大きく影響してくることなどを勘案しますと、決算額の推移のみで単純に比較できるものではありませんが、12年度の農業関連決算額を100%として比較しますと、18年度は80%、22年度は59%の割合となっているところであります。

次に、農家1戸当たりの所得金額について、現在と10年前との比較についてのご質問ですが、農家1戸当たりの所得金額につきましては、品目や生産規模によりばらつきがあり、市内農家の平均値を算定することは容易でありませんが、過去、九州農政局統計部が九州管内の市町村の実績を、農業産出額市町村別順位表に取りまとめ、公表していた経緯があります。しかしながら、平成20年に、18年分の実績にかかる数値が公表されたのを最後に、数値が公表されなくなっております。

したがいまして、現在と10年前と比較するデータがありませんので、公表されている分についてご説明いたします。

まず、本市合併直後の平成18年は、1戸当たり生産農業所得284万6千円となっておりま

す。その前年の17年分までは、旧市町ごとに公表されておりましたが、この年は、旧山川町が379万3千円、旧開聞町が270万円、旧指宿市が253万円となっております。また、平成12年度を見ますと、旧山川町が380万5千円、旧指宿市が236万7千円、旧開聞町が222万8千となっているところであります。

次に、6次産業化の取組についてのご質問ですが、6次産業化とは、農林水産業において 生産加工から販売までを融合させ、付加価値を創造し、所得向上を目指すというものであり ます。

現在の取組状況といたしましては、生産者がオクラを使用した加工から販売まで手掛けた、オクラうどん、オクラそうめん、オクラチーズマドレーヌ、オクラパンがあります。加工組合等におきましては、オクラ漬け、ビワシラップ漬、ビワジャム、ビワ果汁、トマトピューレなどがあります。さらに、畜産関係では、黒さつま鶏を加工した、黒さつま鶏燻製、黒さつま鶏ソーセージや豚肉を加工した、しゃぶしゃぶとウインナーセット、また、自ら育てた牛を自分で経営するレストランで消費する取組も行われております。このように、様々な方法で6次産業化への取組がなされているところでございます。

次に、防霜ファンの効果についてのご質問でございますが、ご承知のとおり防霜ファンは、 代表的なものとしまして、お茶の晩霜に対して効果を上げているようでございます。その仕 組みは、冷気が下層に集まるのに対し、温かい空気が上層に集まる性質を利用して、7m上 の温かい空気を攪拌することで霜の害を最小限に抑える働きとなっております。

本市における防霜ファンの取組は、平成8年度に旧山川町のパイロット事業として初めて導入がなされ、その効果が実証されたことにより、ソラマメ、実エンドウを対象品目として、県単事業の農業・農村活性化推進施設等整備事業での補助事業導入が認められ、平成22年度までに延べ26名の方が、設置台数108基、面積で23.02haで導入されているところでございます。

霜は、気象や畑の状況にもよりますが、摂氏4度以下で発生すると言われ、これまでのデータや専門のメーカーによりますと、摂氏0度前後から4度の範囲の霜害に大きな効果があるようですが、マイナス以下に下がる寒害に対しての効果は、若干劣るようでございます。年によって気温の温度差はありますが、設置した方々の意見をお伺いしますと、総体的には、設置効果はあるという回答が多くありますので、寒害対策として取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

次に、指宿市独自の野菜価格安定制度を導入する考えはないかとのご質問ですが、野菜の価格安定制度につきましては、市場価格の低下で生産農家並びに産地が大きな影響を受け、再生産意欲の減退による野菜の供給不足を最小限に抑えることで、消費者への安定供給並びに生産農家の経営安定を図ることを目的に、野菜生産出荷安定法に基づき、国、県、市や経済連、JAと生産農家が拠出した基金を基に運用するもので、野菜の価格が一定の水準以下

に下がった際に補給金として交付する制度となっております。これまでも,価格が下がった ときには,実績に応じた給付金を受けており,価格安定に寄与していただいているところで ございます。

市といたしましては、現在の価格安定制度は大変いい事業だと認識しております。今後も 国、県、経済連、生産者が基金を拠出する法に基づいた、指定野菜価格安定制度、特定野菜 価格安定制度、鹿児島県野菜価格安定制度の三つの対策を活用し、加入品目や加入数量、あ るいは加入時期、市場等の各条件を最大限生かした取組が、新たな市独自の野菜価格安定制 度の創出よりも、最も農家にとってメリットがあると考えているところでございます。

次に、国・県からTPP参加交渉についての情報についてのご質問でございますが、TPPに関しましては、アメリカ、オーストラリアなど関係各国との事前協議の開催や、遺伝子組み換え作物の表示義務制度への不満など、政府等の取組状況等が報道されているところでございます。これまで報道されました情報につきましては、既にご承知のことと思いますが、このほか、行政レベルの情報といったような新しい情報等は提供されていない状況でございます。

市といたしましては、少しでも多くの情報を得るため、県に対して最新情報を照会しているところですが、県においても本市と同様、国からの新しい情報等は少なく、外務省のホームページなどから情報を集めている状況のようでございます。

次に、TPPの国全体の関税収入についてのご質問でございますが、まず、関税率について、本市で生産されているものを挙げながら申し上げますと、切り花、球根など無税のものから、豆類5%、マンゴー6%、サツマイモ15%、牛肉50%に至るまで品目ごとに設定されており、EUや中国よりやや高めに設定されている状況にあります。

次に、関税収入でございますが、平成22年度の実績は、国全体で7,859億円の収入となっております。 TPP参加9か国は2,000億円で、このうち80%の1,600億円が農畜産物となっているため、仮に、TPPに参加して関税が撤廃されることになりますと、この1,600億円分の収入がなくなることになると思います。

次に、関税撤廃となった場合は市民に負担はないかとのご質問ですが、現在の制度では、輸入牛肉等関税収入につきましては、国の一般会計予算に繰り入れられ、畜産振興予算として交付金・補助金として活用されております。畜産振興の中に肉用子牛等対策費があり、肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定対策等の事業がなされているところでございます。関税撤廃となった場合に、関税収入を充てていた畜産振興予算への影響も懸念されるため、今後のTPP交渉参加の動向や畜産振興予算の動向を注視していかなければならないと考えているところでございます。

**〇2番議員(西森三義)** それでは、2回目以降の質問に入らさせていただきます。

先ほど南の食料基地としての取組状況については答弁をいただきましたが、その中で、水

利用効果で収益性の高い品目への転換が進んで、生産実績も、整備する前に比べると3倍になっているとありましたが、農家においては、労力不足をよく聞きます。シルバー人材センターの活用はされないのか。また、以前は、ソラマメの芽かき講習も実施していたが、なぜ取りやめになったのか、お伺いいたします。

- ○産業振興部参与(浜田淳) シルバー人材センターでのソラマメ講習会のご質問でございますが、ソラマメの芽かき講習会は、平成15年度から指宿市シルバー人材センターといぶすき農協が連携して行ってきた事業で、平成22年度までの8年間実施されてきたものでございます。県シルバー連合会が、芽かき講習会からパソコンの簿記講座へ切りかえたことなどから、平成23年度から行っていない状況であります。シルバー人材センターからの要請があれば、JA等と調整を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。
- ○2番議員(西森三義) 芽かき講習については、余り実績がなかったというような感じを受けましたけど、パソコン講座の方が有効になるのか、それはちょっと分かりませんが、市長は施政方針の中で、シルバー人材センターと連携して、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進し、高齢者福祉の充実に努めてまいりたいと言われましたが、元気な高齢者においては、ソラマメの芽かきやオクラの収穫作業などをすることで、生きがいづくりになると考えられるが、畑の農作業を推進する考えはないか、お伺いいたします。
- **〇健康福祉部長(迫田福幸)** 高齢者の生きがいづくりのため、畑の農作業を推進する考えはないかとのお尋ねでございますが、シルバー人材センターは、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立されたものでございます。

事業の目的は、健康で働く意欲があり、就業はもちろんのこと、センターが実施するボランティア活動や互助会活動等に登録会員が参加することで、生きがいと社会参加を求める高齢者に対して、地域に密着した臨時的、短期的な就業の機会を組織的に確保し、請負・委任等の仕事を受注し、これらを登録会員に提供することでございます。

本市のシルバー人材センターの平成22年度の実績でございますが、全契約高の約半分近く が農作業等でございます。農作業等を推進することは、高齢者の社会参加や生きがいづくり、 健康づくりにつながっていくものと思っております。したがいまして、今後も引き続き高齢 者の生きがいづくり等を推進するために、シルバー人材センターと連携した取組を図ってま いりたいと考えております。

○2番議員(西森三義) 今,答弁がありましたように、元気な高齢者は、私の地区でもなのですが、元気はあっても話し相手がないというのが実際なのです。だから、そういう方に、数名の方と畑で農作業をしながら、話をしながら、まして賃金をもらえる。そして健康にもいい。こういうことは非常にいいことだと思います。そういうことから、是非、今、部長が言われましたように、人材センターとよく連携をとって、前向きに今後とも取り組んでいただきたい。そうすることによって、デイケアに行く回数が1回でも少なくなれば、それだけま

た市の負担も少なくなるということが考えられますので、検討方をよろしくお願いいたします。

それから、次にまいりますが、毎年、先ほども言いましたように、霜害等の被害があるたびに考えることなんですが、旧指宿市、山川、開聞のそれぞれの地区に、霜が降りない無霜地帯があると思われます。そこに収益性の高い品目を集約して作付することはできないか。また、作付マップ等を作成することで、農薬の飛散防止にもなると考えられるが、対応についてお伺いをいたします。

〇農政課長(宮崎英世) 無霜地帯に品目の集約ができないのか、また、マップはできないのか、 というご質問でありますが、現在、市では、市内各地で畑の地表付近の温度を測り、微気象 データの収集を行っております。その結果を基に、県農政普及課やJAいぶすき等の関係機 関と連携をして、地域ごとの温度変化を記載したマップを作成し、適地適作の判断材料とし て、生産農家の方々にお示しする予定であります。

同時に、気象庁が設置をしておりますアメダスとの温度差を参考にして、耕作ほ場の温度 予測に役立て、適地適作の参考にしていただきたいと考えております。

また、集約して作付する団地化に関しましては、農薬の飛散防止の観点からも、作物の団 地化は進めるべきものと考えております。

しかしながら、逆に、同一作物が集中して植えられておりますと、例えば、病気等や害虫が一挙に蔓延するという危険性が高まることがあります。また、霜の降りにくいところや畑の広さ・土質などの条件の良い畑は、どの作物にとっても、どの農家にとりましても最良の場所であることから、これを集約することに協力が得られるのかなど、解決すべき問題があります。

しかしながら、農地の集約につきましては、作業の効率性からも、進めるべきことと思われますので、農業委員会とも連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○2番議員(西森三義) そうですね。私なんか理想で言うだけであって、持ち主がおるわけですよね、畑の。ただ、私の地区でもあったんですが、隣にキャベツを植えていました。そして、また隣にはオクラも植えているんです。そしたら、やっぱり農薬が違うんですよね。キャベツの除草剤を振ったところがオクラが枯れてしまった。補償もせなならんということが実際起こったんです。だから、そういうことがないために、できれば作物を一極に集約して、そこでできないかなあということでございますので、先ほど課長が言われましたように簡単にはいかないと思います。でも、関係機関と十分連携とって、少しでもそういうふうな集約ができる方向で検討をしていただきたい。よろしくお願いいたします。

続きまして、農業予算ですが、なぜ農業予算について聞いたかと言いますと、農業予算については、各年度の事業内容も異なることから、一概に比較できないとは考えております。 私が心配するのは、基盤整備をされてからもう30年以上経過したところもあるんです。そう いうところは、農道、用排水路、かんがい施設等の補修に大きな負担を伴うことはないのか、 お伺いをいたします。

O産業振興部参与(浜田淳) 畑かん事業を実施して30年以上経過しているところでございますが、今後、それらの施設を診断し、更新していかなければいけないという現状でございます。 排水路等の整備といたしまして、現在、新西方地区にシラス事業を導入し、施設追加等も含め整備を図っているところであります。

また、平成25年度新規採択事業として、本年度予算で、小牧地区の実施計画を作成中であります。農道等につきましては、平成26年度新規採択事業の県営中山間地域総合整備事業でできないか、今後、事業耕種、場所を検討し、平成24年度予算で実施する実施計画書に反映させてまいりたいと考えております。

また、かんがい施設等の更新ですが、平成25年度新規採用事業として、畑地かんがい施設の耐用年数の経過に伴う水弁などの取り換えとか、給水栓立ち上がりの取り換えなどの更新補強を、南薩地区で行うための事業計画作成の予算を平成24年度当初予算で計上しているところでございます。

**〇2番議員(西森三義)** 今,計画については当初予算でしているということで聞きましたので, 是非ですね,今後もこういう施設についての予算については十分取っていただきたい。私も いつも環境整備会のメンバーであります。畑かん内の側溝の泥上げしたり,いろいろやって いる中で,これは大変だね,古くなったねというように感じますので,今後ともそこあたり の補修予算については十分に取り計らっていただきたいとお願いいたしておきます。

それから、農家所得については先ほど答弁いただきましたが、今、現況は、資材等が高騰してコスト高になっていると思うんです。そして、以前と比べて手取りは低下している。ただ、オクラがちょっと高かった関係で、若干そこあたりが分からないんですが、10年ほど前と比べて手取りについてはどうなっているのか。また、農家の戸数も、その推移も把握していれば教えていただきたい。お願いいたします。

**○産業振興部参与(浜田淳)** 農家所得の動向のご質問ですが、現在の生産状況などから、ご説明いたしますが、合併以降の農業粗生産額は、18年度は282億円でございましたが、子牛価格や枝肉価格の低迷などの影響により、平成20年度に262億円まで減少し、以降22年度までの3年間は、ほぼ横ばい傾向で推移しております。

次に、農家戸数は、平成17年の専業・兼業農家戸数が1,735戸であるのに対しまして、平成22年は1,464戸と、271戸減少いたしております。これらの推移から、農家1戸当たりの生産額が増加傾向にあることを認識しておりますが、一方で、ここ数年の燃油、肥料、資材の高騰などは生産コストに直接跳ね返り、深刻な影響を及ぼしております。現在の傾向を総合的に踏まえ、市は、それぞれの農家の努力が、期待されるような所得向上につながっていないのではないかと認識しているところでございます。

このようなことから、市といたしましては、農家への経営指導、技術指導はもとより、有利な補助事業の導入、市単独の農業振興促進基金の拡充など、あらゆる農業者支援策に努めているところでございます。

**〇2番議員(西森三義)** 今,経営指導,あらゆる農業支援策に取り組んでいるということを聞きましたので,是非,そのように取り組んでいただきたいとお願いしておきます。

また、今ありましたように、畜産農家においては、枝肉価格等の低迷により厳しい経営だと聞いております。宮崎で口蹄疫が発生したときも、風評被害により価格低下となりました。現在は、原発災害の影響で枝肉が下がっているとのことです。口蹄疫が発生した宮崎県の農家には、国から高額の補助金があったと、県内の農家にはなかったとのことですが、風評により被害を受けた畜産農家にも、補助金を出すよう国に要請できないかお伺いをいたします。

O産業振興部参与(浜田淳) 口蹄疫の関係でございますが、平成22年度に宮崎県で口蹄疫が発生したことに伴いまして、畜産農家の経営維持のための国の対策としまして、殺処分家畜に対する手当金の支給、防疫措置終了後の経営再開などを支援するための家畜防疫互助基金から、経営支援互助金の交付などが行われております。現在、口蹄疫や津波による原発の放射能漏れ、景気の低迷など、様々な要因により、枝肉価格が下落しており、肥育農家においては、大変厳しい経営状況となっていることは認識しております。

JAいぶすきからは、畜産政策・価格に関する現場からの要望ということで、肉用牛肥育経営安定対策事業、新マルキン制度になりますが、肥育経営を継続する上で根幹となる経営安定対策であることから、万全な予算を確保することや、23年度から相対取引を粗収益算定に採用しているが、地域の実情と乖離しているので、より地域の実態に則した算定に改めること。

また、肥育農家の経営悪化が長期化していることなどから、再生可能な経営安定対策とするため、現行8割の補てん割合を10割に引き上げることなどの要望も上がってきており、市といたしましても機会あるごとに国・県等に要望してまいりたいと考えております。

**〇2番議員(西森三義)** 今ありましたように、関係機関と十分連携をとって、そして、要請活動はしていただきたいと、よろしくお願いしときます。

それでは、次に6次産業化への問題ですが、先ほど答弁の中で、指宿市も様々な方法で6次産業化の取組があると聞きましたが、例えば、盆休みの時なんかに多くのオクラを廃棄するんですよね。親戚の人に配る人もおりますが、そういうふうな廃棄するオクラ等をですよ、大型冷凍庫に保管して商品化する方法など、農家が付加価値を付けて売り出していけるような支援をするべきと思いますが、どのように考えていらっしゃるかお伺いをいたします。

○農政課長(宮崎英世) 出荷できないような農作物を販売するために支援をしていけないかというようなご質問ですが、オクラやソラマメなどの規格外や霜莢などの等級が落ちるものに対する販売対策や付加価値を付けての販売につきましては、市場や量販店と協議しながら販

売対策をお願いしているところであります。

また、お盆等の市場が休みの時のオクラの対策につきましては、新西方の指宿市農産加工 組合によるオクラ漬け等が行われているような例がございます。

また、平成21年には、小牧農産加工組合がペースト機を導入し、ソラマメペーストを使った、市内の業者によるソラマメスイーツ等が開発され、加工・販売の取組がなされているところでございます。

昨年には、県の農業総合開発センターの農産加工室と連携しまして、むき実ソラマメの包装資材・フィルムによる日持ちの試験を実施したところであります。しかしながら、現在のところ、まだ期待できるフィルムの開発をするまでには至っておりません。

今後につきましても、オクラ漬けやソラマメペーストの販売強化など、地域で生産される 農産物の安定出荷と全量販売できるような体制づくりに加えまして、焼きソラマメ等の新た な商品化など、付加価値の高い商品開発ができないか、JAなどとも協議をしながら調査研 究を行ってまいりたいと考えております。

○2番議員(西森三義) いろいろ先ほどの6次産業化の答弁の中で、黒さつま鶏なんかの方も取り組んでいるということも聞きましたが、私も、その黒さつまを扱ってる会社の方に聞き取りをしましたところが、なかなか市の方が支援してくれんもんだから、我が前で一生懸命店をどこに出そうかいというふうにしてるということを聞きました。鹿児島に店舗を見つけて出店して、そして加工品を販売していくんだという意気込みがあります。

そこで、ほかにも6次産業化に取り組んでる農家や、また、これから6次産業化に興味を持ってる農家の人が、先ほどオクラ漬けとかビワとかも言いましたけど、各農産加工組合の設備を使って、その中でいろんな機械があると思うんですよ。そういう機械も使えるようなことも市の方で支援できないか。そこあたりのことについてお伺いいたします。

**○産業振興部参与(浜田淳)** 農産加工の施設としましては、山川と開聞にそういう加工をする 施設がございますが、そこにつきましては、そういう利用したい方を入れれば、是非使って 開発していただきたいと思います。

ですから、その試験的な取組としては、そこの施設を使えるわけですので、是非、そういう開発も使っていただきたいですし、現在、小牧の農産加工組合何かにもそういう機械を使っておりますので、そことの連携も図っていきながら、今後、品目等もたくさん取り扱えるように、我々も支援していきたいというふうに考えているところでございます。

○2番議員(西森三義) 時間が大分ないようですので、6次産業化については、ほんといって、農家の付加価値を高めていくということから、特に支援センターの方でも、その農家に対しての支援をお願いしたいと。農家の方は、いろんな市の方で宣伝もしていただけないかということも言われております。こういう商品ができたからこんなのがありますよというのを、市の方が率先して宣伝していただければありがたいと思うんですが、そういうことについて

は可能なのかどうかお伺いいたします。

- **○産業振興部参与(浜田淳)** 今回, うちの方にも, 支援センターの中に, 食のPR係という係 が設置されております。そこでそういう対策につきましては, 今でも取り組んでいるんです が, 不十分であるということであれば, そこはまた十分そういう方々の意見を拝聴しながら, 一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えております。
- **〇2番議員(西森三義)** 指宿の今後の展望を開ける、指宿には資源が一杯ありますので、そこ については十分な支援方をお願いしたいと思います。

それでは、専門職のことなんですが、先ほど答弁いただいた中で、長年精通している職員を配置しているというふうにありましたけれども、実際は、指宿には今も言ったように、豊かな資源が様々あるんですよね。そして、新規就農者も、平成17年から平成22年度の6か年で134名あったと、昨年の6月議会で同僚議員の質問に対して、答弁をされていますよね。新規就農者は増加している状況にあると思います。

正職員の専門員を配置できないのであれば、知識を持った、できれば技術員がおればいいんですけど、技術員がない場合は、いろんな農業に精通した退職者でもいいし、雇用することはできないのか。できれば、野菜部門と畜産部門とに分けて、そういうふうな専門員を雇用できないのかお伺いをいたします。

○総務部長(渡瀬貴久) 市の基幹産業であります農業の生産振興を図るため、昨年度、いぶすき農業支援センターを開設いたしました。これまでの間、この農業支援センターを拠点に、 JAいぶすきとの相互連携はもとより、同じ建物内にあります、県南薩地域振興局農政普及課、指宿市十二町駐在との連携強化が可能となりまして、生産技術の向上、病害虫対策、新規就農支援など、初期の目的であります、農業全般にわたる支援体制並びに機能の充実が図られてきたものと認識しております。

なお、様々な市民のニーズに対応していくためには、職員の採用に限らず、退職者の再任 用や専門的な知識を有する方々を、嘱託雇用という形で活用していく手法もあろうかと思い ますので、今後、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○2番議員(西森三義) 今,部長が答弁されましたように、そういう退職された方の再雇用等も十分検討していただきたい。そしてまた、心配はないと思いますが、県の普及センターの職員の撤退はないように、常日ごろから強く要請していただきたいと、こういう多くの作物が栽培されてる地域ですので、そこらあたりは常日ごろから普及センターの方には要請方をお願いしておきたいと思います。

そこで、農業支援センターの職員配置は、特に現場に出る職員については、地域性を考慮 して配置することはできないのかお伺いをいたします。

○総務部長(渡瀬貴久) 病害虫の発生や災害などの問題が起こった際に、すぐに現地・現場へ 駆けつける初動体制としまして、地域に精通した職員の配置が望ましいかと思われますので、 できるだけそのような配置ができるように努めてまいりたいと思います。

なお、長期的視点に立った職員の人材育成という観点から考えますと、例えば、指宿出身の職員が山川あるいは開聞の地域を知る、つまり、職員が出身地域のエリアを超えて市内全域を精通していくということも重要なことではなかろうかと考えているところでございます。

**〇2番議員(西森三義)** 今,答弁されたように、ほかの出身の人が違う地区に行って、いろいろ覚えるのも大事であろうと思うんです。でも、すぐにですね、ああ、どこけっと場所が分からないところも事実なんです。だから、そこあたりも十分考慮して配置をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

時間の関係で、次にまいりたいと思います。

防霜ファンについては効果があるというふうなことで答弁いただきましたが、霜で効果が あるとなれば、旧指宿市、開聞地区に効果が見込まれるようなほ場があるとすれば、各地域 の野菜部会員と協議して推進すべきと考えますが、そこあたりについてお伺いいたします。

○農政課長(宮崎英世) 防霜ファンにつきましては、先に答弁させていただきましたとおり、 通常の霜害に対しては効果が見られます。しかしながら、マイナスに下がる寒害には効果が 劣ることから、防霜ファンを設置したからといって寒害を完全に防げるものではないと認識 いたしております。しかしながら、設置場所や投資効果を見極めまして判断をする必要があ ると考えております。

山川地域での効果も実証されていることから、講習会等での事業の紹介等を今後も行って まいりたいと考えております。

○2番議員(西森三義) よろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、まもなくチャイムも鳴るんですが、まだ行きたいと思います。

野菜価格安定制度については、国・県の事業で十分補てんができればいいのですが、先ほども述べたように、産地要件等が厳しく、以前のような給付はないようです。南九州市頴娃地区でも市独自の制度を設置しているので、是非、指宿市も関係機関と十分協議し設置していただきたいが、この市でこういう導入する考えはないか再度お伺いいたします。

○産業振興部参与(浜田淳) 今ご指摘ありましたように、南九州の現状を調査いたしたわけですが、南九州市では、市独自の野菜価格安定資金制度としまして、平成21年2月から実施されておりますが、市、JA、生産者が、サツマイモ、ニンジン等の品目に対し、キロ当たり1円から2円をそれぞれ拠出し、価格の下がった際に造成金額の半分を農家に支払う内容となっているようでございます。

国や県の野菜価格安定制度では、産地の市やJA、生産者に加えまして、国や県、経済連等が負担割合に応じて拠出し資金を積み立てる制度であり、当然のこととして、同じ金額を造成するにしましても、生産者や市の負担が最小限になることから、独自の制度を創るより有利になると考えているところでございます。

- ○2番議員(西森三義) 確かに、国・県が導入してる野菜価格安定制度は、良い事業であるとは思われます。何回も言うように、指宿においては、共販率で数量を上げることができない状況です。一足飛びにはいかないと思いますが、関係機関と十分協議をして、こういう野菜価格安定制度を、市で独自に取り組む考えはないのか、市長の方に答弁をいただきたいと思います。
- ○市長(豊留悦男) 基本的には、価格安定制度が発動されないようなことが、生産農家にとっては一番いいわけでございます。好ましいことであろうと思っております。他産地よりも品質が優れたものを、高く販売することが最優先に考えられ、そして、収入の安定等を図る必要があろうかと思っております。けれども、現在の価格安定制度への加入時期や数量、市場などをJAや野菜部会等と精査しながら、そのあり方について検討も必要であろうかと思います。既存の制度がいいのか、独自の制度として創設した方がいいのか、その他の対策があるのか、今後、調査・研究をしてまいりたいと考えております。
- **〇2番議員(西森三義)** すばらしい答弁をいただきましたので、今後、調査・研究をして、生産農家が意欲を持って取り組めるように、十分支援方をお願いしたいと思います。

時間が来てまいりましたが、TPPについては非常に難しい問題が含まれております。本日の新聞の方にも、隣の韓国とアメリカのFTAの問題が出ておりました。我が指宿においても農業は基幹産業であります。これからも基幹産業である農業を守っていくという強い姿勢で、TPP参加交渉については、引き続き反対の立場で行動していただきますようお願いをいたします。

最後に、総務水道委員会を開催している休憩中に、数名の同僚議員と職員に交わって、いぶたま号に旗を振りました。乗車しているお客様も手を振ってくださり感激をいたしました。聞くところによりますと、雪や雨を問わず、時間のある職員が参加してくれるとのことで、常日頃から言われている、おもてなしの心が発信されているようで、うれしく思ったところです。

このようなおもてなしの心を, 市内のホテル・交通機関等にも周知し, 指宿に来てくださったお客様から, 苦情がないように指導していただくことを要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(森時德) 暫時休憩いたします。

 休憩
 午後
 0時05分

 再開
 午後
 1時07分

- ○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。 次は、木原繁昭議員。
- ○6番議員(木原繁昭) 皆さん、こんにちは。6番、木原繁昭です。

先日の新聞に、韓国からの誘客を狙う散策道、九州オルレに、九州運輸局と九州観光推進機構が、指宿を初め、九州で4か所を選定、今後、韓国の旅行会社が商品化するということで、3月3日、韓国のマスコミ関係者らを招いたコース下見があり、新聞・雑誌・テレビ関係ら34人が参加し、西大山駅をスタートに、コースを回ったとありました。何度歩いてもパーフェクト、自然、海、開聞岳とスタートから終点までそれぞれの美しさがあり、すばらしい、満足できるコースだと思うと絶賛いただいたようです。大変うれしい限りです。これを育て、韓国を初め、アジアや世界のあちこちから、観光客の訪れるスタート台になればと期待します。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、丹波小踏切問題についてですが、ちょうど1年前の一般質問で、この丹波小踏切の 拡張問題について質問させていただきました。そのときの答弁によりますと、当踏切に通ず る市道迫片野田線は、車両の通行が非常に多い路線であり、特に朝夕の通行が多く、通学時 間と重なることから、踏切内での接触事故等が危惧される。市としても、この踏切付近の危 険性は十分認識しているところであり、早急な整備で、市民の安全・安心を図りたいと考え ているということでした。いつどのような交渉がされ、どのような結果、進捗状況であるの か伺います。

次は、メディポリス指宿水系の治水等についてです。

メディポリス指宿の周辺森林の樹種変更や,道路建設等の林地開発が行われ,そのことにより,雨が降ったときに,泥水等が下流に流され,その状態を見て,下流域にあたる住民は, 土石流や河川氾濫等の水害が起こるのではと心配しております。この開発によるところの雨水は,どの川に流れ込むのか。また,道路も一般で見られないような急な勾配状態のところもあります。降った雨水が一気に駆け下ってくるのではと心配しております。沈砂池も造って心配ないようなことを言っておられますが,水量の増加等の変化はいかほどなのかお伺いします。

3番目に、農林行政についてですが、昨年度は、一昨年暮れの大雪に始まり、1月8日・16日、2月1日と、大きく氷点下を記録する雪害、霜害、寒害により、ハウスの倒壊や、スナップエンドウ・ソラマメ・実エンドウ等の豆類を主体に、大きな被害を受けたということでしたが、農協等の指導の下、樹勢の回復のための対策が行われ、地区やほ場によりかなりの差異はありましょうが、ソラマメなどは、3月末から4月にかけて、生産量増加や値段等の高値推移等により持ち直したのではと思いますが、どうだったのか。ここ数年の生産高の推移も含めお伺いいたします。

我々農家は豆類の冬作については、4月の分も冬作で、同年度という感覚で、行政の統計と違うところがありますが、そこの部分は統計にある範囲でお答えください。

4つ目の活お海道についてですが、23年度は、最初、東日本大震災の自粛ムードで客足も

落ちたかと思いますが、九州新幹線全線開通等で、指宿の観光客もかなり増加してきている と聞いております。

山川・根占フェリーも、3月から小型船での暫定運航、8月からは新船による本格運航、 また、道の駅登録と良い条件も整ってまいりました。まだ年度が終わったわけではないですが、客足状況、売上げ、損益等の見込みはどのような状況でしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○市長(豊留悦男) 丹波小踏切の拡張についてのご質問でございますが、本年1月末に、JRと実施に向けた事前協議を行い、平成24年度に測量設計を実施した後、JRと実施協議を行うことを確認したところでありますが、JRとの協議に2年程度掛かるのではないかと見込んでいるところでございます。

次に、メディポリス指宿に係る水系の治水について、水量等の変化の質問をいただきました。私も、このメディポリス指宿に係るいろいろな住民の不安、雨が降ったときのその状況等について、時を見つけて雨が降ったときに、あの界隈を見て回ったのも数回ございます。 議員の方々の中にも、それが心配だったのでございましょう。私とそのときに行き会った何人かもいらっしゃいます。メディポリス指宿というのは、住民の安全というのを最優先させなければなりません。

そういう意味で、私も住民の代表として、メディポリス指宿の理事として、実態に即した 意見等を言わなければならないというそういう思いから、雨が降ったとき、そして、その 時々をとらえて、できるだけ実態の把握に努力をしているつもりであります。

今回の開発により、山林から道路になった部分の流出率が0.7から0.9~変化することになります。30年確率降雨で計算しますと、水量の変化として、秋元川が毎秒約0.37t、宮谷川が0.09t、柳田川が0.03t の増量となります。また、玉利川については、開発による流入はないところでございます。このことから、今回の開発による雨水排水は、主に秋元川へ流入することとなりますが、その内増える水量は、開発前の雨水排水量に対しまして約1%以内であります。

したがいまして、林地開発の基準の中で雨水調整池を設置するまでの水量には至っていないところでもございます。また、開発業者といたしましては、下流河川への影響を考慮し、抑制機能を備えた沈砂池を5か所設置することにより、雨水排水の抑制を図っているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

○産業振興部参与(浜田淳) 平成22年度の農業生産実績と比較して、23年度の価格動向等の生産状況についてのご質問ですが、現時点のソラマメの販売状況につきましては、JAいぶすきの販売状況で申し上げますと、今回の寒害で最も被害の大きかった指宿地域では、例年に比べて2割から3割の出荷量の減になっており、山川及び開聞地域については、大きな出荷

量の落ち込みは見られないとのことであります。

また、単価につきましては、平年では、A品で600円から700円の単価が、今年は1千円の単価で販売をなされており、例年では、今の時期、経費軽減のため 2 Kg箱から 4 kg箱へ切り換えていますが、それを見合わせている状況であります。

今後につきましても、例年に比べ高値で推移する見込みとのことであります。また、今年度の生産状況につきましては、市で取りまとめた過去3か年の生産実績を見てみますと、耕種部門・畜産部門合わせて、平成20年度が約262億円、平成21年度が約258億円、平成22年度が約264億円と概ね260億円を維持しております。23年度の生産実績は、今年3月分までが対象となっており、まだ取りまとめができない状況です。

なお、4月末の取りまとめを予定しております。

23年度の状況につきましては、秋冬作のは種から生育初期における高温、乾燥による豆類の生育不良や2月3日の寒害の影響が懸念されますが、いぶすき農協における出荷量や販売状況から判断しますと、出荷量の減少は見られるものの、販売単価が比較的、高値安定の傾向にあることから、概ね平年と同程度の額で推移するものと予想されているところでございます。

O産業振興部長(吉井敏和) 活お海道は、平成21年4月10日のオープンから3年が経過しようとしております。売上げの推移につきましては、平成21年度の施設全体の売上げは、オープン効果もございまして、約2億3,700万円、平成22年度は口蹄疫や鳥インフルエンザの発生、山川・根占航路の運航休止、長梅雨などにより、指宿市への入込み客数が大幅に減少したことから、約1億5,400万円となっております。

平成23年度は3月11日の東日本大震災の発生による出控え、新燃岳の噴火の影響などから、4月、5月は昨年を下回る状況でしたけれども、6月から徐々に昨年同時期を上回り、山川・根占航路の本格運航や8月25日に活お海道が道の駅に登録されたことから、9月以降は対前年比で毎月3千人から4千人ほど来場者が増え、順調に回復してきております。1月末までの売上金は、約1億5,000万円となっております。黒字を計上する月も増えてきており、経営改善が徐々に図られつつあるところです。

来場者につきましては、平成21年度の来場者数が30万7千人、22年度は25万8千人、23年度は1月末現在で、23万5千人となっており、3月末では28万人の来場者を見込んでいるところでございます。

○6番議員(木原繁昭) それでは、2回目からの質問をさせていただきます。

丹波小踏切についてですが、拡張の同意ができ、前に進み出したということで大変良かったと思います。踏切拡張分と同じ面積の他の踏切部分を交換ということですが、どことの交換を考えているのですか。

**〇建設部長(三窪義孝)** 現在、市内の踏切は47か所ございます。既設踏切を拡幅する場合、拡

幅する延長分に見合う他の既設踏切の廃止が必要となります。今後、測量設計を実施し、J Rと計画協議を行う中で、廃止する踏切を選定することになると考えております。

- ○6番議員(木原繁昭) これから選定するということですね。この丹波小踏切は、指宿駅構内 踏切ということですが、駅構内踏切ということでしたが、何か駅構内踏切というのは制約が あるんでしょうか。
- **○建設部長(三窪義孝)** 駅構内踏切とは、鉄道事業者の定義では、停車場構内にある道路と交差する踏切を指すようです。通常、踏切は、列車通過時に遮断されますが、駅構内踏切の場合は、列車通過以外に、列車の車両乗り換えや、列車が駅に停車する際に、万が一過走した場合などを考慮し、踏切を遮断するものであります。
- ○6番議員(木原繁昭) これから工事に取り掛かるのに2年ぐらいということでしたが、この 工事はどのような工事で、予算は幾らぐらい掛かるのですか。また、財源等はどのような形 で手当し、工事はどこが発注し、どのようなところ、会社になるのでしょうか。
- **〇建設部長(三窪義孝)** 踏切拡幅についての工事費は、今後、詳細設計を行い、実施協議を行ってから確定するものと思われますが、これまでのJRとの協議の中では、概算で約5,000万円程度掛かるものと考えております。

財源につきましては、過疎債を充てる計画でいるところであります。

工事の発注についてですが、踏切拡幅に伴い、市道の拡幅も行わなければならないことから、道路部については市で発注し、踏切工事についてはJRによる受託工事となります。

- **〇6番議員(木原繁昭)** ちょっと私聞き損なったかもしれませんが、前回の質問のとき、工事に至るまで4年ということで、先ほどは2年と言いましたか、これからは。
- **〇建設部長(三窪義孝)** そのとおりで、2年程度掛かる見込みでございます。
- ○6番議員(木原繁昭) ということは、昨年、4年と言ったら、今年から言えば3年ぐらいになるけれども、1年ほど縮まったという考えでいいですか、工事に至るまでの。
- **〇建設部長(三窪義孝)** はい, そのとおりでございます。
- ○6番議員(木原繁昭) 大変うれしいことで、昨年、4年と言ったのが、1年経って、後は 2年で、1年縮まったということですので、すごく良かったんじゃないかと思っております。 できるだけ早く、危険を取り除くのは重要なことでありますので、1日でも早く実現できる よう、これからも遅滞なくどんどん進めていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

次に、メディポリス指宿水系関係です。これらの川に、特に秋元川に流れ込むということでしたが、この秋元川の上流の面積はどのぐらいで、対する今回の開発面積はどのぐらいなんでしょうか。

**〇建設部長(三窪義孝)** 秋元川の流域面積は約171haであります。そのうち、今回の秋元川に係る開発面積は6.164haであります。

- ○6番議員(木原繁昭) 30分の1ほどということになりますが、樹種変更の緑地帯が落ち着いたら、保水力はかなり回復すると思われますが、長雨が降り続きますと、保水力が飽和状態のところに、また大雨が来た場合、森林状況のときと違い、特に林地開発の部分は、法面上部及び法面等からの出水や道路に降った雨水が合わさると、面積割合をはるかに超えるかなりの雨水が下に流れると思いますが、本当に先ほど言ったように、1%程度の水量増加の試算で大丈夫なんでしょうか。
- **〇建設部長(三窪義孝)** 先ほども答弁いたしましたとおり、秋元川にいたしましては、開発前に対して約1%以内の増量となります。今回の開発によります雨水排水量については、林地開発許可の基準に基づいて、県の方で厳正に審査されております。
- ○6番議員(木原繁昭) 1%ぐらい開発していると言いますと、どうしてもなかなか信じられないところがあるんですが、もう一度確認しますが、本当に1%程度の増加ということでよろしいんですかね。何かもう少し20・30%多くなるんじゃないかという気持ちもするんですが。
- **○建設部長(三窪義孝)** この雨水排水量については、県の方で審査をされているんですけれど も、私ども秋元川が河川管理者ですので、私どもの方でもチェックをして、その1%以内の 水量と確認をしております。
- ○6番議員(木原繁昭) 1%ぐらいの水量の増加ということで、それからすれば我々が思っていたのよりかは少ないのかなと、そのぐらいなら何とか災害が起きなければなという気がしますけれども、先の12月議会で同僚議員の発言の中に、数十年前に指宿神社横を流れる宮谷川の上流で土砂崩壊が起こったということでした。土砂崩壊や浸水等は大雨が降り続けるとどこで起こっても不思議はありません。

2月12日にメディポリス指宿でありました会の中で、秋元川隣の北側の方でしょうかね、 住民の方が10数年ほど前、床下浸水があったようなことを言っておられたようですが、秋元 川とこの水系に過去どのような災害が起こったことがあったのかお伺いいたします。

○建設部長(三窪義孝) 秋元川等,その水系における災害状況についてのご質問ですが,秋元川等,その水系において,堤防破堤や越水による大規模な災害は記録されておりませんが,河川の法面の崩壊が過去数件発生している状況であります。近年では,平成12年に2か所の法面崩壊の災害が発生し,公共土木施設災害復旧事業によりまして,護岸の復旧工事を行っております。

また、秋元川の流域ではありませんが、議員ご指摘の南十町地区の北側では、床下浸水等の被害があったと聞いております。

○6番議員(木原繁昭) 特に話にあった方のところは、溝が非常に狭いように感じたんですが、 普通に秋元川が溢れなくても、普通に大雨が降っても排水が十分なのかどうなのかと思うと ころもあるんですが、私有地の側溝なのか、指宿市の側溝なのか分かりませんが、排水の改 善等はできないのかお伺いいたします。

- ○建設部長(三窪義孝) 秋元川の北側の浸水対策につきましては、十町土地区画整理事業の整備と併せて、JR横断2か所の断面改修並びに水路整備を計画しております。平成23年度から一部水路改修を進めており、平成24年度には、JR横断1か所の断面改修、平成25年度に残り1か所のJR横断を改修するとともに、併せて水路整備を実施する予定であります。
- ○6番議員(木原繁昭) 合併当初の18年,私が議員になりたてのとき,住民より秋元交差点と柳田の生協の間の中間あたりが,大雨が降るとよく水浸しになっていたようで,何とかしてくれと相談を受けまして,右も左も分からないときでしたので,当市の土木課に相談いたしましたところ,県の管轄ということで,しっかりと県にかけ合って改善していただき,住民の方にも喜んでいただけました。

同様にメディポリス指宿関係の川が溢れたり、何らかの出水等の前の対策の上でも、この ほかにも、この一体に排水の悪いところがあるのか、改善状況やこれからの改善計画があり ましたら、お願いいたします。

○建設部長(三窪義孝) まず、秋元川の河川改修の計画についてお答えいたします。

秋元川の整備につきましては、河川改修事業により年次的に実施し、JRから国道までの整備は終了しております。国道から上流域につきましては、秋元川と並行している市道前玉利線の道路改良事業と併せて、一部ボックス化を図りながら、河川整備を計画しており、市道宮上玉利線からグループホームほほえみまでの約200mの間につきましては、一部、雑石積護岸等の老朽化が見られることから、平成24年度に調査測量設計を行い、平成25年度から、年次的に改修工事を実施する計画であります。

なお, JR横断下流から二反田川合流地点までは,現在,実施しております十町土地区画整理事業により改修する計画であり,平成24年度に実施設計を行うこととしております。

それと、南十町の先ほど北側言いましたけれども、南十町地区の南側についても、この前の会の中で話がありましたけれども、敷領住宅の付近など排水状況が悪い箇所が見られます。この地域の排水対策については、現在、計画されております大牟礼・弥次ケ湯排水区の浸水対策事業の進捗に併せて、JR横断の断面改修等を行っていきたいと考えております。

○6番議員(木原繁昭) 心配されるおそれのある災害等への対策についてお伺いします。もし、 秋元川等が万が一氾濫して、市民に被害が及ぶようなことがあると、メディポリス指宿の開 発のせいだということになりかねませんので、想定外という言葉がありますが、想定外の雨 が降っても、災害が起きないように万全の対策を取ってほしいと思います。

今まで関係河川にはどのような改修があったのでしょうか。先ほど少し言ったのがありま したけど。

**〇建設部長(三窪義孝)** 先ほど秋元川の河川改修の計画はお話いたしましたとおりです。また、柳田川、今現在、吉田川も改修を行っております。市といたしましても、市民の皆様の安心、

安全が早急に図られ、不安が少しでも解消できるよう、今後も河川改修事業、浸水対策事業 には取り組んでいきたいと思っております。

- ○6番議員(木原繁昭) JRから国道の間はもう終わった。JRから国道の間は終わったということでしたが、秋元川の出口といいますか、二反田川との合流地点がもっとも狭いということで、排水上問題があるということでしたが、JR横断から下流の二反田合流地点まで、十町土地区画整理事業で改修ということですが、その十町土地区画整理事業で改修するというのはいつ頃になる予定でしょうか、河川改修は。
- ○建設部長(三窪義孝) 秋元川のJRから下流部につきましては、十町土地区画整理事業により河川改修を行う計画となっております。平成24年度に実施設計を行う予定になっておりますが、改修の時期につきましては、区画整理事業の進捗に併せて実施していきたいと考えております。
- ○6番議員(木原繁昭) 何年とはっきりは答えられないようですが、豊富な予算があればできるだけ早くやれるんでしょうが、水の流れがネックになっていると、終わったと言われているところなんですが、総合薬局の橋げたやJR線の橋げたのところ、見た目狭いように感じますが、また、役場下通りの弥次ケ湯線通り線より40・50m下でしょうか、暗渠の出口は狭くカーブになっているところがありますが、そのあたりの改善等は考えていないんでしょうか。
- **〇建設部長(三窪義孝)** 秋元川の河川整備につきましては、道路交差点部や民地等への出入口など、ボックスカルバートや橋が設置されている箇所があります。これら取付部において、ボックスカルバートの断面が狭く感じられると思いますが、断面については、流下能力は確保されております。

また、弥次ケ湯通り線下のボックスカルバート出口部分につきましては、田良地区の方々の要望により、水害の不安を解消するため、平成21年度に、天然護岸となっていた部分をブロック積護岸とし、既設のボックス出口に擦り付けたものであります。

平成24年度に、先ほど申しましたように、区画整理事業により、秋元川の実施設計を行う中で、現況河川の部分的な改修についても十分検討していきたいと考えております。

なお、秋元川につきましては、過去において、護岸決壊等による大規模な災害を発生した 状況ではありますが、災害が懸念される箇所については、今後も引き続き、調査・巡視を行 いながら、災害発生の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○6番議員(木原繁昭) よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

川の土手ですが、秋元川の内側の法面です。木が生えているところもありまして、流れて来たものが引っ掛り、川の流れが妨げられ流水が悪くなると、住民はかなり気にしておられます。それだけ今回のこと等もあり、不安に思っているということです。ところによっては住民が草を刈ったりしているようです。川に落ちた方もいたと聞きました。幸い怪我はなか

ったそうですが、素人がやるには危険すぎると思います。土手に生えてる木や草の定期的な 伐採等、除草処理を行政でやることはできないのでしょうか。

- **〇建設部長(三窪義孝)** 秋元川の維持管理につきましては、指宿温泉まちづくり公社に委託し、 定期的に土手の草木の伐採作業を実施しているところであります。今後も河川の機能保全の ために、定期的に点検及び伐採作業等を行っていきたいと考えております。また、その中で 危険な箇所につきましては、市の方で対応してまいりたいと考えております。
- ○6番議員(木原繁昭) よろしくお願いいたします。枕を高くして眠れるように、住民の心の安定、市民に幸せを与えるのは行政の大きな仕事の目標であると思います。施工者に土石流等起きないように万全の対策をお願いし、メディポリス側のですね。指宿市としても、計画の前倒しや仮工事をしてでも、災害防止に最大限の努力をしてほしいと思います。

続きまして,農林行政についてです。

先ほど、今年のもそんなに生産量も、ところによって、指宿の方で2・3割減で、高値に推移しているから余り変わらないのじゃないかということでしたが、2月2日の寒害と思われますが、我々のところでも、昨年氷点下3度がもっとも低かったのですが、今年は氷点下4度を記録しました。地区によりましては、氷点下6度だったと聞いております。ほ場を見回ってみますと、ソラマメなどの西方、新西方と、今現在も回復しきってないというか、寒さのために葉が枯れたり、これから収穫する実も余りついていないようです。スナップ等もどの地区も早く枯れ上がったところが目立ち、もうあきらめて片づけ始めたほ場も多くあります。

私自身は、市全体でもこれからの生産は余り期待できないのとは思っているんですが、先ほど、余り被害が昨年と比べてもそれほど悪くはないようなことですが、本当にそのような状況なのでしょうか。この3月、4月がかなり落ちるんじゃないかと思っているんですが、どのように思っていますでしょうか。

**○産業振興部参与(浜田淳)** 昨年との比較してのご質問でございますが、昨年はご承知のとおり暮れの12月31日から、明けて正月の大雪を含めて、5回程度の被害が多数発生している状況でございます。

その関係で、被害が約5億8,000万円という被害になっております。それを踏まえまして、今年2月3日の寒害の状況等のご質問ですが、一番低温となりました所は、指宿地域の小牧地区でマイナス6度、山川地区ではマイナス2度、開聞地域ではマイナス1.5度となりました。

被害状況につきましては、ソラマメ、実エンドウ、スナップエンドウの霜莢やキャベツの外葉の焼け、ビワの種子の枯死等の寒害が発生し、指宿地域が最も多く被害が発生したところでございます。山川地域、開聞地域でも発生している状況で、被害は市全体に発生が確認されたところでございます。

被害額につきましては、地域別では、指宿地域で1億6,467万円、山川地域で9,848万円、開聞地域で4,465万円となっており、市全体では約3億円の被害額となっている状況でございます。

作物別では、ソラマメが 1 億4,900万円、スナップエンドウが 1 億1,000万円、実エンドウが 3,800万円、キャベツが250万円、ビワが700万円の被害額が出たところでございます。

- ○6番議員(木原繁昭) 今,3億幾らということでしたが、昨年が5億8,000万円でしたですかね、ということですが、どうもそのときの寒害だけなのか、私の見た感じは、回復しなかったといいますか、かなり悪いのじゃないかと。農家の方に聞いてもそのようなことを言われますし、その試算といいますか、後々に及ぼすことも考えると、3億程度で納まるのかなと気がしますが、その辺はどうでしょうか。
- **○産業振興部参与(浜田淳)** こういう寒害等の被害額の算定につきましては、面積は、技連会で全域にわたって被害率、パーセントを調べて回るわけですが、被害額につきましては、県の算定基準額というのがありますので、それに沿って算定しているとこでございます。

なお、先ほど被害額で昨年度が5億円という数字が出たんですが、その時点での被害額で 算出しておりますので、その後の樹勢回復、価格等の高騰等があった場合には、先ほど申し 上げましたような数字は若干変動していくものというふうに考えております。

○6番議員(木原繁昭) 私は、これからの生育があるのでかなり落ち込むんじゃないかと、ちょっと心配しているところです。

前から生産者や知人のソラマメやスナップ等選別する方に聞いてはいたのですが、品物がなく仕事が余りない状態ということでした。ということは、農家だけでなく、選果、梱包等の集荷関係者、トラック等の運送業者等の需要も少ないということで、めぐっては商業や指宿市全体の経済にも影響があるのではと思います。それらの試算等はどういうものでしょうか、お伺いいたします。

- ○産業振興部参与(浜田淳) 今回のそういう寒害等によりまして、農産物の生産額が落ちたときの影響ということですが、数字的に把握はできておりませんが、ご指摘のとおり、出荷したものの、後々選別等する方もいらっしゃいますし、詰め子さんと言われる方もいらっしゃるわけですが、後それとか、当然出荷のための段ボールの関係の業者の関係とか、農産物を運搬する運送業の方もいらっしゃいますので、そういう方には、当然関連的に影響が出てるんじゃないかということで、地域にとりましても間接的な影響は発生してる状況ではないかと認識しております。
- ○6番議員(木原繁昭) 健康保険税も上げる議案が出されていますが、農業経営等の支払いや 生活のための当座しのぎの手助けと、農家、今、生産額も落ちているところもあるんじゃな いかと思います。指宿市やその他からの利用できる補助事業等ありましたらお示しください。
- **○産業振興部参与(浜田淳)** 昨年も説明いたしましたが、昨年、雪害が、雪の害があって、指

宿地域でハウスの倒壊が相当出たわけですが、これにつきましては、県の方で今回、前年ですね。補助事業を2分の1なのですが、創設していただきました。ですから、本市でもハウスで36名の方が、面積で2.4ha、事業費ベースで、約9,400万円で施設の復旧が図られたところでございます。

今後も、このような大きな災害あったが場合に、同じように県の方で、そういう補助事業 等を創設していただくように、また要請等もしてまいりたいと思っております。

また、今回、この寒害によりまして、JAいぶすきが災害緊急資金の貸付を決定しておりますので、市としましても、それに対しての利子補給等もまた行ってまいりたいというふうに考えております。また、これまで市の方で、農業振興促進基金というのがございますが、これを昨年より、貸付を100万円を200万円に、償還も5年から8年ということと、従来は、農機具・ハウス等の建設に限定した内容だったんですが、その内容も、近況のそういう厳しい状況の中で、資材とか燃油代とかそういうのにも適用できるように事業拡大を行っておりますので、やはりこういうのもぜひ活用していただきたいというふうに思っているところでございます。

今後、大変厳しい状況が続いておりますので、JAとも連携しながら、支援対策については十分なふうに対応してまいりたいというふうに考えております。

○6番議員(木原繁昭) その辺の農家への周知徹底もよろしくお願いいたします。

今年は観光業が好調だということですので、私、農業は少し落ちているんじゃないかと思っているんですが、市財政で農業不調の分を観光業の方でカバーできればなと思っております。

アリモドキゾウムシ、イモゾウムシについては、市の広報やパンフレットが各家庭に配布 されました。配布された予定見込みには4月とあったような気がしますが、昨日の新聞にも 載りましたが、緊急防除に関する省令が3月19日に廃止されました。確認の意味でこの件、 また進入を防ぐ注意事項等がございましたらお願いします。

**○産業振興部参与(浜田淳)** アリモドキ,イモゾウムシの関係ですが,サツマイモを食害する大きな被害をもたらすアリモドキゾウムシが,平成18年8月23日に確認され,さらに,平成20年11年18日にイモゾウムシが確認されました。これまで防除対策に取り組んできたところでございます。

防除に関しましては、市民をはじめ、国や鹿児島県、並びに関係者のご協力によりまして、イモゾウムシが平成21年12月、アリモドキゾウムシが平成21年7月を最後に発生が確認されておりません。昨年2月から県の防除効果確認調査、8月から国の駆除確認調査が行われまして、先月の15日で終了したところでございます。

国におきまして、寄主植物の移動を禁止する植物防疫法に基づく省令の廃止手続が行われ、 3月19日に解除がなされたところでございます。 サツマイモの栽培につきましては、栽培ができるようになりましたので、市民の方々につきましては、早急に周知を徹底してまいりたいというふうに思っているところでございます。 なお、これから気をつける点はということでございますが、これまでも広報紙等で何回も市民の方々にはお願いしてまいったところでございますが、今後も、床イモとかくずイモ、イモづるの放置・投棄はしない、放置イモ、捨てイモ、残りイモ、ノアサガオ、ヒルガオは徹底して駆除・焼却する、土手の草払い・焼却を定期的に行う。

また、一番肝心なところですが、発生地域から、トカラ列島とか徳之島以南になりますが、 そういうサツマイモの苗やグンバイヒルガオ、ノアサガオ、ヨウサイは絶対に持ち込まない というようなことを今後も継続して市民の方にはお願いしてまいりたいというふうに思って おります。

**〇6番議員(木原繁昭)** サツマイモは指宿の大事な作物でございますので、これからもアリモドキ、イモゾウムシ等の害虫侵入防止に努めていただきたいと思います。

次に、活お海道についてですが、1年目の21年度来場者数30万7千人であったが、人件費などの経費等が売上げにしては高く、山川漁協としては2,100万円の大きな損失が出た。22年度も人員も減らして経費を落としたが、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生、山川・根占航路の運航休止、長雨等で客数が落ち込んで、780万円程度でしたかね、損失決算ということでした。

山川漁協としては、経営ノウハウの蓄積も余りないままの損失ということで、大変だった と思います。できれば続けていただき、改善を重ねて利益を出して損失分を取り戻せればよ かったのでしょうが、という思いもありますが、継続できなかった理由はどのようなものが あったのでしょうか、お伺いいたします。

O産業振興部長(吉井敏和) 活お海道の指定管理者につきましては、水産庁の補助金で建設されたことや、山川港常設市場整備事業実行委員会の提言書で示された地元の要望など、これまでの経緯から、市としましても、引き続き山川町漁協にお願いしたいという思いから、7月12日付で、次期指定管理者の受託希望について山川町漁協に照会を行ったところ、7月20日付で山川町漁協より、赤字補てんを行わない現協定内容では、指定管理者の契約更新はできないという回答をいただいたところです。

日・祭日、イベントなど、事あるごとに漁協職員が応援態勢にあり、漁協職員の負担も大きいことや1年目、2年目の赤字が大きかったことなど、山川町漁協理事会の判断として、現協定の内容での契約更新は行わないという決定をしたようでございます。

そのようなことから、指定管理料の基準価格を設定し、広く公募を行ったところでございます。現地説明会には漁協にも出席していただき、次期指定管理について、いろいろ検討されたようですけれども、理事会の中で慎重意見が出され、ほかに応募者があれば、今回の応募を見送りたいという報告がございました。

しかしながら、山川町漁協からは、これまでの経緯もあり、漁協として、活お海道の運営 並びに、新しい指定管理者には今後も積極的に協力したいという旨の申出をいただいたとこ ろでございます。

- **〇6番議員(木原繁昭)** 指定管理の基準価格と言いましたですかね、その補てんでしょうか。 お幾らですかね。
- **○産業振興部長(吉井敏和)** 3年度間で1,000万円と言うことで公募したところでございます。
- ○6番議員(木原繁昭) これを山川漁協に示したけれども、それじゃ低いということで受けなかったということですかね。
- **○産業振興部長(吉井敏和)** 当然,公募をかける,山川町漁協だけに示したものではなくて, 広報紙やホームページ等を通じて,広く呼びかける中で,そういう額を示したということで ございます。
- ○6番議員(木原繁昭) 最初、山川漁協だけにどうしますかということでやったわけですね、 続けますかということで。そのときには、3年で1,000万円というのは、示さなかったのか、 示したのか、それとも、山川漁協が続けて受けないということから、何か補てんしなければ いけないなと思って1,000万円という補てんをする形で、3年間で補てんするという形で公 募を行ったんですか。どちらでしょうか。
- **○産業振興部長(吉井敏和)** 議員もご承知のとおり、山川町漁協の方には、指定管理料という 形でお支払いはしておりません。

そういった中で、漁協さんとしても赤字額は非常に大きいという中で、何とか市の方も赤字補てんをしてほしいというような要望もございましたけれども、そういった赤字補てんじゃなくて、そういう指定管理料という名目で出すんであれば、広く公募をかけないといけないということは漁協さんにも申し入れをしたところでございます。

- ○6番議員(木原繁昭) ということは、応募の中に、漁協さんはそれで検討してくださいという形で、伝えた形になるわけでしょうかね。山川漁協の方も、3年間で1,000万円の補てんをするという形でご検討してくださいという形になったわけでしょうか。広く公募をかけたという形で。
- **○産業振興部長(吉井敏和)** 当然,漁協さんとしても,3年間で指定管理料1,000万というのはご存じでしょうから,そういったものも含めて理事会の中でお諮りしたということだと思います。
- ○6番議員(木原繁昭) 済みません,私ちょっと理解しておりませんでした。ということは、その同じ形では山川漁協は受けないということで、昨年の8月1日から9月まで応募するという形で5業者の問い合わせがあって、4業者が説明会に参加して、最終的に、芙蓉商事1社のみが応募してきて、12月議会で指定管理者として承認されたということですかね。
- **○産業振興部長(吉井敏和)** そのとおりでございます。

- ○6番議員(木原繁昭) 指定管理者芙蓉商事は、18年度からねじめ温泉・ネッピー館、昨年の10月より、道の駅たるみず、湯っ足り館の指定管理者とありましたが、どのような会社でしょうか。
- **○産業振興部長(吉井敏和)** 4月1日から活お海道の指定管理者となる株式会社芙蓉商事につきましては、議員のおっしゃっていただきましたように、垂水市の道の駅たるみず、南大隅町のねじめ温泉・ネッピー館、2施設の指定管理者として管理運営を行っているようでございます。

また、ネッピー館の隣接に3月末にオープン予定しております南大隅町の観光交流物産館、なんたん市場も指定管理者として指定され、現在準備中ということをお伺いしております。 垂水市及び南大隅町に対し、施設についての運営状況等を確認したところ、施設運営につきましては、問題なく運営されているという状況でございました。

○6番議員(木原繁昭) 南大隅町はネッピー館をお願いしてて、また今度、観光交流物産館、 なんたん市場ですか、もまたそこにお願いするということですので、それなりにいい運営を してくださっているんじゃないかと思います。

芙蓉商事の会社概要の中に次のようなものがございました。会社理念として、人が交わるところに快適な環境を演出するのが芙蓉商事の使命である。地域に必要とされ、地域で愛される企業であろう。経営方針としまして、お客様の満足と信頼を獲得することにより利益の拡大を図る。何よりも清潔であること。向上心を持ち、技術の研さんに努める。お客様の要望を的確に把握・理解する。気がついたことは、できる限り早く処理するなどございました。このような理念を掲げている会社であります。活お海道がいつもきれいに清潔に生まれ変わり、地域に愛される道の駅、指宿の名所になり利益の上がる経営になることを私としても期待しておりますが、市として、新指定管理者芙蓉商事に望み期待するものはどんなものがあるでしょうか。

O産業振興部長(吉井敏和) 市としても、議員、今言われたとおり全く同じ気持ちでございます。株式会社芙蓉商事は、これまでねじめ温泉・ネッピー館等の指定管理者としての実績がございますけれども、今回、申請時に提出いただきました、指定管理者指定申請書の経営方針の中で、自社が管理運営する南大隅町のネッピー館や垂水市の道の駅たるみずの交流連携を強化し、指宿、南大隅、垂水、鹿児島市をめぐる施設利用者の回遊性を高めることにより、山川・根占フェリーの利用促進を行い、当施設を目当てに足を運んでくださる観光客の増大を図りたいとしているところでございます。

市としましては、これが実現すれば、今まで以上の山川・根占航路の利用促進や広域圏で の施設連携による来場者の増加が図られ、更なる地域活性化が実現できるのではないかと期 待をしております。

また、同社は指定管理者としての経験から、議員も先ほど言われましたけれども、元気な

あいさつやおもてなしの心が、どんなにお客さんに喜んでいただけるかを身にしみて感じているようでございまして、十分な研修を終了したスタッフとともに、おもてなしの心を持った施設をつくり上げたいとし、施設の維持管理についても、公の施設として、安心・安全を念頭に、来場者がいつでも安心して快適に利用できる施設環境実現のための危機管理マニュアルの整備や、独自の情報システムの構築によるトラブルの未然防止などの取り組みに加え、レストランのメニュー構成についても、魚のすり身を使った洋風ハンバーグや地元で取り立て新鮮野菜を取り入れたサラダ、徳光スイカを使ったシェイクなど、様々なメニューの提供を提案してきております。

このようなことから、活お海道の設置目的である、地域住民や観光客を含む多くの来場者に対するサービスの向上、市民と来訪者との交流促進等による地域の活性化、地場産業の振興が更に図られるものと期待をしておりますし、必ずそうしていただきたいと願っております。

○6番議員(木原繁昭) 最後に、この3月末日をもって退職されます職員の皆様に一言お礼を 述べさせていただきます。

長い間、市政発展のためにご尽力いただきありがとうございました。今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を地域や市民のためにお力添えいただければ幸いに存じます。本当にご苦労さまでした。終わります。

○議長(森時德) これにて、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。 3月23日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、3月23日は休会とすることに決定いたしました。

#### △ 散 会

○議長(森時德) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 德

議員 木原繁昭

議員 高田 チョ子

# 第 1 回 定 例 会

平成24年3月28日 (第5日)

# 第1回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年3月28日午前10時00分

1.	議事日程			
	○日程第1	会議録署名議員の指名		
	○日程第2	議案第 3号	指宿市メディポリス指宿奨励条例の廃止について	
	○日程第3	議案第12号	指宿市定住促進条例の一部改正について	
	○日程第4	議案第13号	指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について	
	○日程第5	議案第14号	指宿市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について	
	○日程第6	議案第15号	指宿市税条例の一部改正について	
	○日程第7	議案第16号	指宿市国民健康保険税条例の一部改正について	
	○日程第8	議案第17号	指宿市環境保全条例の一部改正について	
	○日程第9	議案第18号	指宿市介護保険条例の一部改正について	
	○日程第10	議案第19号	指宿市立公民館条例の一部改正について	
	○日程第11	議案第20号	指宿市立図書館条例の一部改正について	
	○日程第12	議案第21号	指宿市営住宅管理条例の一部改正について	
	○日程第13	議案第22号	指宿市営賃貸住宅管理条例の一部改正について	
	○日程第14	議案第23号	平成24年度指宿市一般会計予算について	
	○日程第15	議案第30号	平成24年度指宿市水道事業会計予算について	
	○日程第16	議案第24号	平成24年度指宿市国民健康保険特別会計予算について	
	○日程第17	議案第25号	平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について	
	○日程第18	議案第26号	平成24年度指宿市介護保険特別会計予算について	
	○日程第19	議案第27号	平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について	
	○日程第20	議案第28号	平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算につい	
			て	
	○日程第21	議案第29号	平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について	
	○日程第22	審査を終了し	_た陳情(陳情第11号・1号)	
	○日程第23	議案第31号	副市長の選任について	
	○日程第24	議案第32号	副市長の選任について	
	○日程第25	議案第33号	指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給	
			与等に関する条例の一部改正について	
	○日程第26	議案第34号	平成24年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について	

○日程第27 議案第35号 所管事務の調査について

○日程第28 議案第36号 所管事務の調査について

○日程第29 議案第37号 所管事務の調査について

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

#### 1. 出席議員

1番議員 西 森 三 義 井 元 伸 明 2番議員  $\equiv$ 3番議員 4番議員 髙 橋 樹 浜 田 藤幸 5番議員 田中 健 一 6番議員 木 原 繁 昭 7番議員 8番議員 新宮領 進 高 田 チョ子 9番議員 下川床 泉 10番議員 中村洋幸 11番議員 前之園 正 和 12番議員 物袋昭弘 13番議員 前原 六 則 14番議員 福 永 德 郎 15番議員 新川床 16番議員 六反園 弘 金 春

18番議員

21番議員

22番議員 森 時 德

前田

下柳田

猛

賢 次

1. 欠席議員

なし

17番議員

19番議員

#### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

男 市 長 豊 留 悦 教 育 長 田 昭 夫 池 市民生活部長 中 間 竜 郎 産業振興部長 吉 井 敏 和 教育部長 吹 留 賢 良 開聞支所長 上 修一 井 産業振興部参与 淳 浜 田 財 政 課 長 村 孝 中 商工水產課長 野 重夫 髙 水道課長 松元 修

副 市 長 永 信 一 富 総務部長 瀬 貴 久 渡 健康福祉部長 田福幸 迫 建設部長 三 窪 義 孝 山川支所長 健 一 森 総務部参与 保 久 憲一郎 総務課長 見 重英 邉 長寿介護課長 野口 義幸 土木課長 池增広行

大保三郎

下 喜久雄

松

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 新村光司 次長兼議事係長 福山一幸

調査管理係長 鮎川富男 議事係主査 濵上和也

#### △ 開 議

○議長(森時德) ただいまご出席の議員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の 会議を開きます。

#### △ 会議録署名議員の指名

○議長(森時德) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、新宮領進議員及び下川床泉議員を指名いたします。

#### △ 議案第3号(議案第3号審査特別委員長報告,質疑,討論,表決)

〇議長(森時德) 次は、日程第2、議案第3号、指宿市メディポリス指宿奨励条例の廃止について、を議題といたします。

本案は、議案第3号審査特別委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、議案第3号審査特別委員長の報告を求めます。

〇議案第3号審査特別委員長(六反園弘) 議案第3号審査特別委員会へ付託されました議案第3号,指宿市メディポリス指宿奨励条例の廃止について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月14日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、反対討論として、答弁の中で明らかにされたように、道路問題について何らメディポリス医学財団が責任を負うところはないと、それを根拠とした今回の条例廃止案については反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立少数により否決と決しました。

まず、執行部の出席を求めて質疑を行いましたので、その過程で出されました主な質疑について申し上げます。

メディポリス指宿への奨励条例に至るまでの経緯はとの質疑に対し、10年分の奨励金を支出する根拠について、まず、グリーンピア指宿の廃止から説明をしたいと思います。廃止される以前のグリーンピア指宿は、毎年7,000万円ほどの市税を納めていましたが、廃止された後は、固定資産の土地・家屋だけの税額が約4,500万円の税額となっていました。当初は、市が購入して貸付けるということも検討していましたが、この手法で固定資産税は発生しないということになります。一時は7億円の解体費まで計上されており、あのまま手をこまねいていたら、今頃は施設がすべて解体され、跡地は原野となり、固定資産税も宅地が原野の評価額になることから400万円以下となり、地域振興も雇用の創出も何も残らない状態になることは間違いなかったところです。それについて、新日本科学に市としての前向きな検討

をお願いし、同社が落札して、国・県・鹿児島大学等と協働でメディポリス指宿構想の具体 化に向けて進んでいったということです。10年後に、各種の施設がフル稼働されたときは、 新たに設置されたものを含めて、税金を納めてくれるということでもありますので、グリー ンピアの税額を上回る固定資産税額も期待されているところです。このメディポリス指宿構 想が、採算性を度外視した公営的な要素を持つこと、なお、この構想は、当初から5年、世 界的ながんの先端医療施設となることを目標としており、10年以内は、採算ベースに乗らな いというような諸事情を総合的に勘案して、奨励金は、固定資産の家屋相当額の10年分とし て、今支出しているという経緯ですとの答弁でした。

何名ほど雇用しているのですかとの質疑に対し、平成23年11月現在で財団の方に67名、うち指宿市民が35名で、新日本科学の方が104名、そのうち指宿市民が77名の合計171名のうち112名が指宿市民ですが、平成22年度は、法人市民税、市県民税、入湯税も含めて680万円ほどですとの答弁でした。

メディポリスが、がんの粒子センターを造りましたが、それに伴う固定資産税は発生していないのですかとの質疑に対し、新たに造られたメディポリスの館については、23年度から課税が発生しており、その課税額が1,686万400円ですとの答弁でした。

毎年いつ頃奨励金の支出を実施しているのですかとの質疑に対し、例年、固定資産税が納入された段階で申請書の受付をし、6月の段階で決定通知を行い支出している状況ですとの答弁でした。

今までの総額は幾らですかとの質疑に対し、平成20年度から23年度までの4年間で、奨励金の総額は1億5,305万9千円支出しているところです。固定資産税として、新日本科学・メディポリスから、10年間に約8億1,800万円の税額がありますが、そのうち奨励金として3億6,000万円ほど支出予定ですので、最終的に4億6,000万円ほどの税収が残るという計算ですとの答弁でした。

今回,条例の廃止が上がって来ているのですが,この条例の廃止についての条項か何かあるのですかとの質疑に対し,条例廃止というのはありませんが,メディポリス指宿奨励条例の第10条において,指定の取消しというのはありますとの答弁でした。

今回は、いろんな工事の関係で諸々あったと思われますが、その中にこういった工事に関する規定があったのですかとの質疑に対し、あくまでも支出をしているのは、メディポリス医学研究財団です。工事については新日本科学で、奨励金を出しているのはメディポリス医学研究財団と理解していますので、これに該当するようなことはありませんとの答弁でした。

がん粒子線治療の2月までの患者数と、その治療効果について、どの程度確認されているのかとの質疑に対し、1月17日現在で192名が治療中、または治療を終えています。そのうち、前立腺がほぼ半数の96件、肺38件、肝臓26件と諸々といった形になっていますとの答弁でした。

市民でお世話になった方々の人数はとの質疑に対し、指宿市民でがん治療された方の人数は7名ですとの答弁でした。

いろんな広場が整備されていますけれども、施設の開放状況はとの質疑に対し、22年度で約3,500人が利用されているようです。芝生広場が2,400人程度、体育館が600人程度、また夏場だけになりますが、プールが400人を超える方々が利用されていると聞いていますとの答弁でした。

対外的にもアピール度が高いということを認識しましたが、数日前にもサッカーを含めた地域へのチラシ等、貢献度を上げようということで、各スポーツ少年団等にもかなりの動きを見せているのですけれども、そういうところは把握していないですかとの質疑に対し、新日本科学は、今回の県下一周駅伝にも選手を輩出していただいています。カントリーコース等も設置したり、非常に地域スポーツの面では貢献していただいていることを把握しています。また、3月25日頃には、桜まつりという形で市民へも開放するなり、講演会も予定していますので、指宿市民の健康という意味では、一番貢献していただいている施設ではなかろうかと思っていますとの答弁でした。

メディポリス指宿の代表者は新日本科学と同じですが、幾つの会社がここに入ってきているのですかとの質疑に対し、メディポリス構想を行っているのは、メディポリス医学研究財団と新日本科学と理解していますとの答弁でした。

防災対策工事と自然災害等による被害を被った場合の対応についての新日本科学社長からの文書はどういう内容ですかとの質疑に対し、今回の工事については、通常要求される基準よりも手厚い基準に従って防災工事を実施しましたので、道路を設置したことに起因して、地域住民が自然災害による被害を被る事態は発生しないものと考えております。万一係る道路の設置に起因して、地域住民が自然災害による被害を被った場合には、法律に則って企業としての対応を取らせていただく所存でありますということになっていますとの答弁でした。無許可の工事というのは、どのような内容だったのですかとの質疑に対し、今回のこの開発行為自体が道路等で1haを超えるということで、開発行為になりましたので、開発行為であれば県の許可が要るということで、県の許可が下りないときに工事がなされたということ

新聞報道に、治水対策は指宿市の不備だということがはっきり書かれていましたが、そのことは認めるのですかとの質疑に対し、新聞報道については、潟口地区のポンプ場の着工も決まりましたし、南十町地区も今行っています。秋元川も河川改修をしているという認識ですとの答弁でした。

ですとの答弁でした。

調整池は、一番下の方に排水口が出ていますが、土砂が30cmぐらい溜まれば、抑制機能はないと思います。30cmぐらいのパイプだったと思いますが、その範囲内は抑制されるかもしれませんけれども、砂が一緒に流れてくればその部分が埋まってしまうので、水の抑制機能

はないままの状態の中で、工事が完了していくという心配はあります。治水関係は安全だと 思っていますかとの質疑に対し、沈砂池が埋まるのではないかというお話なのですが、底部 の下流部の方に開口部がありますけれども、それに対して土砂溜めがあり、その上の方に余 裕を持たせ抑制機能を持たす形で、その出口のところに土砂が流入しないよう土砂浸入防止 用の施設を造り流し込んでいきますので、構造的には土砂が詰まらないことになっています。 ただ、どうしても土砂が出ますので、溜まったものの維持管理作業は伴うことにはなろうか と思いますが、落ち着いてくれば土砂の流出もなくなってくるのではないかと考えていると ころですとの答弁でした。

相当広い範囲の工事であったわけですが、こういった開発行為をするときには、一般的に 地域住民への理解ということについては、どう認識を持っていますかとの質疑に対し、今回 のような大きな工事をすることについては、事前に住民の方へ説明をするのが妥当だろうと 認識していますとの答弁でした。

玉利での説明会で満足できなかった校区民の方々が、校区館長の代表者名をもって、社長、畝地測量、県、そして指宿市を含めた説明会を開催していただきたいという要望書を提出し、それを受けて、1月4日に、市長公室の中で代表者の方に来ていただき、開催をするようになったけれども、よろしいですかという了解をいただいたということで、提出者は非常に喜んで、これで地域住民の方々に納得いただける質疑応答ができるだろうと期待を持っていたところが、市としては、質疑応答の時間帯は取ってあったと思うのですけれども、あくまでも講演会でやろうとした経緯は、どの辺にあったのですかとの質疑に対し、議会が終わった時点で社長と市長と会っていただき、工事に関する説明と災害に対する補償について文書化していただきたいということを、市長の方で粘り強く交渉していただきました。12月末の頃に講演会という提案がなされたのですが、講演会の中において説明をするということでしたので、形としては講演会ですが、説明を入れるということですので、その旨を館長の方にご了解いただきたいということになったところですとの答弁でした。

根拠のない理由によって条例廃止が行われた場合、残りの1億8,000万円の部分について、経営計画の中で収入されるものと計算されたものがなくなるとすれば、損害を与えるということになると思うのですが、その点についてどのように考えていますかとの質疑に対し、顧問弁護士の見解によれば、指定を受けているメディポリス医学研究財団は、10年間奨励金をもらえる立場にあります。その権利を条例廃止という形で侵害することは、不法行為であり、10年間は奨励措置を受けることを前提に事業計画を立てていると思われますので、それを一方的に喪失させることも不法行為です。さらに、メディポリス指宿奨励条例の指定取消条項に該当するような取消条項がないにもかかわらず、条例を廃止し、奨励金をもらえないことも不法行為です。メディポリス医学研究財団から訴訟を起こされた場合、市には損害賠償責任を生じる可能性があるということです。訴訟を起こされた場合、被告は議会でもなく、執

行部でもなく,指宿市で,市が支払う損害賠償の金額は,残りの期間の奨励金相当額である と思われます。今回の件で,財団並びに新日本科学が風評被害を受けたとして,名誉毀損分 の損害賠償を上乗せして請求してくる可能性もあるというのが,顧問弁護士の見解ですとの 答弁でした。

条例廃止によってどういった影響が出るのですかとの質疑に対し、旧グリーンピア指宿の 跡地を活用していただきたいと、いろんな企業を誘致・模索したということで、もし、この 条例が廃止になり、新日本科学を含めて移築・撤退とかになると、これからの企業誘致に大 きな支障を来たすことになるかと思います。指宿に対する不信が出てくるのは、想定される ところですとの答弁でした。

指宿市と新日本科学、メディポリス指宿も加えた信頼関係は、損なわれたという認識を持っているのですかとの質疑に対し、2月12日の説明会の中でも、住民としては、開発とかメディポリス構想が推進されていくことには反対ではないが、防災工事に対する不安、災害が起きたときの補償に対する不安が払拭されたらいいんだと質問者の中からもありました。住民に対する説明や手続の不十分さは、反省しなければならないのですが、防災工事もやるし、災害が起きたときの補償にも対応するということがありますので、今後も信頼関係は続けていきたいと思っているところですとの答弁でした。

次に、提出者に説明を求め質疑を行いましたが、説明に対する数値の確認の質疑のみでした。

以上で,報告を終わります。

○議長(森時德) 暫時休憩いたします。

休憩午後0時03分再開午後0時57分

○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(森時德)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(森時德) 松下喜久雄議員。
- **○21番議員(松下喜久雄)** 原案に反対する立場から討論を申し上げたいと思います。

新日本科学による道路建設によって、地域住民の方々に不安と開発行為に至る手続等に対して疑念を生じさせたということにつきましては、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

今後,災害等の発生することのないように,道路及び抑制池,沈砂池などの管理においては,事業者と指宿市,そして,県をも含めた連携を構築する中でしっかりと取り組んでいただきたい。冒頭申し上げまして,以下,趣旨について発言いたします。

今回,株式会社新日本科学の代表取締役社長と財団法人メディポリス医学研究財団の理事 長が同一人物であることから,新日本科学とメディポリス医学研究財団を一体のものと見な すことによって,新日本科学の道路問題の責任をメディポリス医学研究財団に対しても連帯 して取らせるべきとの考え方により,指宿市メディポリス指宿奨励条例の廃止が提案されま した。

ただ、私どもは、廃止に伴う条例上の問題や、公的な問題についても検証しなければなりませんが、そもそも株式会社新日本科学が負うべき責任を、法律上全くの別組織として法人登記されている財団法人メディポリス医学研究財団に対して、同等の責任を負わせることができるのかと言えば、それは法的にも無理があろうと考えられます。したがって、この道路問題によって条例を廃止しようとする論拠は成立しないものと言わざるを得ません。

道路の問題は、それ自体として、今後とも災害防止対策等について問題解決を図っていかなければなりません。また、奨励条例については、その効果や指定業者の的確性など注視していく必要があるでしょう。

ちなみに、現在の指定業者の今日までの評価等について申し上げますと、メディポリス指 宿、がん最先端治療センターが設立されたことにより、市民が身近に高度医療を受けること ができるようになりました。既に治療を受けられた方々もおられますし、地元雇用について も進められております。そして、新たな施設建設による固定資産税効果も10か年で4億円を 超える金額が見込まれているところであります。

また、健幸のまちづくりを標榜する指宿のシンボル的な存在としてアピールすることにより、国内外の交流人口も今後増えてくるものと推測されます。加えて、登山道の整備やスポーツ施設の整備など、指宿市民の健康づくりや、本市が進めているスポーツ合宿等にも連携する形での協力も得られるものと期待されるところであります。重ねて申し上げますが、道路問題は、道路問題としてとらえるべきであり、条例は条例として検証されるべきであります。

提案者において、もし、条例にふさわしくない事業者であると判断されるのであれば、条例において解決を求めるべきであり、奨励金の交付を止めるために、条例そのものを廃止してしまおうとする行為は、条例そのものを無視するものであるばかりか、議会の裁量権に照らしてもいささか疑問が残るといえるのではないでしょうか。そのことからも、この条例廃止の原案に反対申し上げまして、討論といたします。

○議長(森時德) ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

#### 〇議長(森時德) 福永德郎議員。

**〇14番議員(福永德郎)** 14番,福永德郎です。議案第3号について,賛成の立場から討論いたします。

平成20年にメディポリス指宿への条例が制定され、指宿市は、応分の奨励措置を行ってまいりました。かつてグリーンピア指宿が完成したとき、私たち指宿市民は、大きな建物、広大な敷地に驚きとともに国の事業へ夢を抱いたものでした。しかし、残念ながら、施設は閉鎖され、平成16年に新日本科学が落札したことは、ご承知のとおりであります。そのとき、私も含めて指宿市民は、メディポリス指宿として再生することに期待を持ったと思います。その期待を形として表せたのが、メディポリス構想の中で指宿市が支援できる方法としての奨励措置だったのではないかと認識しております。

しかし、昨年来、問題となっている林地開発や道路建設の進み方をめぐり、住民の不安と 疑問は広がるばかりでした。市民が納得できる説明会すら開催されず、万一災害が起きた場 合の補償についても、その責任を誰が取るのか、それすら保証は担保されておりません。土 地所有者とはいえ、新日本科学は、正式な手続をしないままに工事を着工し、一時、県から 工事の中止を命じられました。

また、仮に災害が起きた場合の責任を問えば、それは指宿市の雨水対策が問題になるなど と全く誠意が見られず、腹立たしい態度であります。このような新日本科学に奨励措置を行 う必要があるのでしょうか。

もう一点, 奨励措置条例を廃止すれば, メディポリス側から損害賠償請求を受けるのではないかということについてであります。私は, 基本的には, 市が自らの意思で制定した条例を, 議会を含めた市の自らの意思で条例を改廃しても, 誰からも束縛されることはないと思います。それに対して, 損害賠償を請求することがあり得るのでしょうか。

仮に、メディポリス側がそのような行為を取ったとすれば、一体何のためのメディポリス 構想だったのか、新日本科学は、鹿児島県や鹿児島大学とともに、産学官の連携で高度最先 端医療を目指して、観光都市指宿に希望を与える存在ではなかったのかと大変虚しくなりま す。さらに、天珠の館への取付け道路の件についても指摘したいと思います。

市や国道事務所に何の相談もなく、国道からのアクセスを独断で変更する計画を市民に勝手に説明したことも許せない行為であります。道路建設、特に国道に関するものは、10年20年の歳月を要します。それをいとも簡単にすぐにでも始められるような言動をする委託業者、もちろん業者が責められるべきですが、委託した側の新日本科学も同罪であります。新日本科学というのは、日本でも指折りの模範的な優良法人だろうと私は思っています。恐らく市民の皆さんは、先ほども申しましたように、新日本科学に希望を持ったと思います。その一つが雇用の確保という指宿の難問題解決で貢献していることでしょう。だからこそ、その優良法人には、指宿市と指宿市民に対して誠心誠意対応してほしいのに、残念ながらそういう

姿勢が見られません。

以上のことから、新日本科学にこれまでの信頼関係を欠いた行為を悔い改めてもらい、出 直しを求める立場から、議案に賛成の討論といたします。

○議長(森時德) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第3号、指宿市メディポリス指宿奨励条例の廃止について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、原案についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(森時德) 起立少数であります。

よって、議案第3号は、否決されました。

### △ 議案第12号~議案第14号(委員長報告,質疑,討論,表決)

○議長(森時德) 次は、日程第3、議案第12号、指宿市定住促進条例の一部改正について、から、日程第5、議案第14号、指宿市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

〇総務水道委員長(下柳田賢次) 総務水道委員会へ付託されました議案第12号,指宿市定住促進条例の一部改正について,から,議案第14号,指宿市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について,の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査をいたしました結果、3議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず,議案第12号,指宿市定住促進条例の一部改正について。条例では,対象が60歳以下 となっているが,60歳以上の奨励等については検討されなかったのかとの質疑に対し,前回, 平成21年3月の条例改正によって,助成対象年齢を50歳以下から60歳以下へ引き上げたとこ ろ,3件が申請されました。対象年齢の引き上げ,年齢制限撤廃は,本市の人口維持や地域 経済の活性化に寄与すると思われますが、医療費等の負担増も懸念され、現条例を継続する 中で今後の状況等を考慮して検討したいとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に,議案第13号,指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について。改正による管理職手当の削減額は,総額どの程度かとの質疑に対し,年間で200万円以上を見込んでいるとの答弁でした。

総務部門の管理職手当は、人数の割には減っていないがとの質疑に対し、管理職の職員数は、若干の変動はありますが、大きく減っていません。2・3年は、1・2名減少したり、少し増えたりという状況ですとの答弁でした。

定額制へ移行し、新年度は200万円ほど減額になるだろうと積算しているが、これは現状の定率制の中で、減額分も加味した金額かとの質疑に対し、現在の定率制の部長級5万2千円ぐらいが、定額制では4万7千円に、課長等は4万2千円ぐらいが3万8千円に、参事等は3万4千円が3万円になり、平均すると、部長で5千円程度、課長・参事等で4千円程度が減額になるとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に,議案第14号,指宿市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について。駅前広場に,現在,何台ぐらいの自転車が放置されているのかとの質疑に対し,指宿地域で32台,山川地域で15台,開聞地域で2台との答弁でした。放置された自転車を保管する場所はどこかとの質疑に対し,指宿地域は,浄水苑敷地内,山川地域は,旧山川中学校倉庫,開聞地域は,開聞支所に保管したいとの答弁でした。

6か月経過後の処分は、どのようにするのかとの質疑に対し、利用したいという方がいれば協議の上、対応したいとの答弁でした。

利用者がいれば譲り渡すとのことだがとの質疑に対し、公共の関係については無償で、個人的に欲しいという場合は、今後協議していきたいとの答弁でした。

盗難防止のステッカーがあれば、市の広報等にも掲載して告示すべきではとの質疑に対し、 登録等で持ち主が分かる分については、広報紙等に掲載するなどして広報したいとの答弁で した。

保管料については一切ないのかとの質疑に対し、まだ検討はしていないが、今のところ徴収する考えはないとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で,報告を終わります。

**○議長(森時德)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号から議案第14号までの3議案を一括して採決いたします。

- 3議案に対する委員長の報告は可決であります。
- 3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第14号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第15号~議案第20号(委員長報告,質疑,討論,表決)

〇議長(森時德) 次は、日程第6、議案第15号、指宿市税条例の一部改正について、から、日程第11、議案第20号、指宿市立図書館条例の一部改正について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6 議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(田中健一) 文教厚生委員会へ付託されました議案第15号,指宿市税条例の 一部改正について,から,議案第20号,指宿市立図書館条例の一部改正について,までの 6議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日・8日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第17号、議案第19号及び議案第20号の3議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第15号については、反対討論として、東日本大震災からの復興に関しての財源確保を目的とした改正で、復興財源ならば何をやっても許されるというものではありません。退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止、平成26年度から平成35年度までの10年間における個人住民税の均等割の税率引上げなどがあります。大企業やお金持ちに対する優遇税制の廃止や、政党助成金の廃止など、やるべきことをやれば、個人住民税の引上げ等やらなくて済みます。国の政治との関りが大きい議案ではありますけれども、市議会にかけられた以上は、市としての政治的立場を明らかにすることが独自の権能であります。住民への負担を増やす本議案に反対をいたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号については、反対討論として、国保税額は所得に対する負担割合も高く、既に

支払い能力の限界にきている。今回の引上げは、資産割を除くそれぞれの額や率を上げるもので、示された資料によれば、所得300万円、固定資産税が3万5,200円で、40歳以上の2人を含む4人家族の場合で、国保税額は45万4千円だったものが49万6,200円になり、所得の15%が国保税という計算で、1年のうちの約2か月分が国保税ということになります。今回の引上げは、2億円を法定外で一般会計から繰入れを行い、値上げ分で1億円確保するということで、2億円の法定外繰入れの努力は認めるところでありますが、もう一歩頑張って3億円を繰入れすれば、値上げはしなくて済むわけです。昨年に続いての値上げですから、本議案に反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号については、反対討論として、介護保険の新たな負担増を求めるものでありますので反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第15号について。退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止は、どのくらい影響があるのですかとの質疑に対し、平成22年度実績で換算すると、160万円ぐらいが増額になる予定ですとの答弁でした。

住民税の影響額は、市・県を合わせて総額どのくらいになるのですかとの質疑に対し、23年度の納税義務者が1万8,725人ですので、それに市民税は500円を掛けると936万円ほど増額になり、県民税もですので、その倍の1,800万円ほど増額ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第16号について。値上げをしたとしても、来年度も2億円の繰入れをするか、あるいは、それに見合う分の更に値上げということでしか数字上は収まらないということですかとの質疑に対し、選択としては、そういうことになると思いますが、一般会計からも手立てができないという状況も想定されます。県内の市町村で、一般会計からも繰入れができずに、繰上充用をして累積赤字が増えている団体もありますが、繰上充用というのが一つの手段であります。また、24年度の状況を見ないと何とも言えませんが、今、県の広域化資金という借入れも協議中で、選択肢としてはあろうかと思いますとの答弁でした。

合併後22年度までで国保税の不納欠損が1億7,000万円ぐらいあるので、対策を強力にやっていかなければならないと思いますが、どのようにとらえているのですか。不納欠損処理するということは、市民が税そのものに不満もあるし、不公平感を感じているようですがとの質疑に対し、国保税を平成22年度と23年2月現在で比較しますと、現年度分が1.62%上回っている状況ですが、一方で不納欠損が毎年出ています。国保制度を維持していくためには、納税に対する強い意識がなければだめだということで納税交渉を行っています。どうしても納められない方については、納められない要因、生活実態をお聞きしまして、減免制度や分

納という方法もあります。納税に対して誠意のない方については、滞納処分の強化という意味で、生命保険、あるいは預貯金、さらには、給与調査を行い、適切に滞納処分を実施し、引き続き収納対策に取り組んでいきたいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第18号について。介護保険の財政調整基金は、これまでと比較すると増える傾向にありますかとの質疑に対し、第4期の段階では、1億3,200万円あったものを取り崩して、23年度末では5,700万円になる予定でしたが、介護療養型療養施設が医療施設に移行したことにより、施設サービス費が減額となったため、2億円ぐらい残りましたとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第19号について。徳光にも利永にも公民館があると思いますが、ここに置くということは考えられなかったものですかとの質疑に対し、そのことも検討しましたが、利永校区公民館、徳光公民館、浜児ケ水の集落センターは、いずれも自治公民館であり、それぞれに事務員もいますし、条例公民館と形態が違うことから、区長からも難しいとの回答をもらっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第20号について。図書館協議会は、年何回開かれて、どのような協議をされているのですかとの質疑に対し、年に3回開いています。内容は、通常、図書館の運営についてですが、23年度は図書館の電算化という大きな事業があり、電算化の内容と、それに伴う開聞図書室のこと等を協議しましたとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第17号については、意見、質疑ともにありませんでした。以上で、報告を終わります。

**○議長(森時德)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより,討論に入ります。

討論の通告がありますので, 発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員(前之園正和) 議案第15号・16号・18号について反対の討論を行います。

まず、第15号、市税条例の一部改正についてであります。

提案説明の中に東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施 策に必要な財源の確保を図るうんぬんとあります。

だれしもが東日本大震災の復興を願うところですが、そのためにどこから財源を確保するかについては、震災復興のためなら何でもいいということにはなりません。退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止にしても、10年間における個人住民税の均等割の税率引き

上げにしても、市民生活を脅かすことにつながります。大企業や大金持ちに対する優遇税制の廃止や、制度助成金の廃止等やるべきことをやれば、個人住民税の引き上げ等をやらなくて済みます。国の政治と係りが大きい議案ではありますが、市議会にかけられた以上は、市としての政治的立場を明らかにすることは、独自の権能であります。よって、住民の負担を増やす本議案に反対をいたします。

次に、議案第16号、国民健康保険税条例の一部改正であります。

本議案は、国保税の引上げ及びそのことに伴う軽減額の修正であります。豊留市長になって2年続けての引上げであります。所得300万円の4人家族の固定資産税なしの世帯で見ますと、豊留市長が就任したとき、41万9、300円だった国保税は、23年度には44万3、200円になり、今回の引上げで48万5、400円になろうとしています。23年度の引上げが2万3、900円、今度が4万2、200円の引き上げで、2年間で6万6、100円の引上げになります。所得に対する比率では、約14%だったものが約16%になります。所得の10%を超える国保税額は、相当高いと言わなければならないという国会答弁もある中、市民の負担はますます重く耐えがたいものになっています。支払い能力を超えた国保税であってはなりません。

今回の予算は、一般会計からの法定外繰入れも含まれております。法定外繰入れそのものは評価するところでありますが、言い方を変えれば、行政としても支払い能力の限界にきているということを認識しているということではないでしょうか。あと1億円繰入れを増やせば、国保税引上げは回避できるわけであります。よって、被保険者の思いにこたえ、暮らしを守る上でも本議案に反対をいたします。

次に、議案第18号、介護保険条例の一部改正についてであります。

本議案の内容は、各ランクにおける介護保険料の値上げであります。平均で9.3%のアップであります。以前は、福祉であった介護が保険制度となり、保険料が納められなければ介護が受けられないということになり、社会問題にもなってきています。介護保険料の引き上げは、その矛盾を更に深めることになります。よって、本議案に反対をいたします。

○議長(森時德) 以上で,通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第17号、議案第19号及び議案第20号の3議案を一括して採決いたします。

- 3議案に対する委員長の報告は可決であります。
- 3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、議案第19号及び議案第20号の3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、指宿市税条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(森時德) 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に,議案第16号,指宿市国民健康保険税条例の一部改正について,を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(森時德) 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、指宿市介護保険条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**〇議長(森時德)** 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

## △ 議案第21号及び議案第22号(委員長報告,質疑,討論,表決)

〇議長(森時德) 次は、日程第12、議案第21号、指宿市営住宅管理条例の一部改正について、 及び日程第13、議案第22号、指宿市営賃貸住宅管理条例の一部改正について、の2議案を一 括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長 の報告を求めます。

**○産業建設委員長(浜田藤幸)** 産業建設委員会へ付託されました議案第21号,指宿市営住宅管理条例の一部改正について,及び議案第22号,指宿市営賃貸住宅管理条例の一部改正について,の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただき

ます。

本委員会は、去る3月12日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第21号について。市営住宅の空き室の状況は、どのようになっていますかとの 質疑に対し、政策空家を除いたほかは1戸だけですとの答弁でした。

待機者は、どの程度いるのですかとの質疑に対し、437名ですとの答弁でした。

単身者で60m<sup>2</sup>以下の住宅となっているのですが、その内容はとの質疑に対し、市営住宅管理条例の中では、過疎法の適用により、60歳未満の人は、60m<sup>2</sup>以下の住宅に入居できるようになっています。60歳以上の高齢者や保護適合者の方々は、今までは面積を問わずに入居できるようになっていたのですが、家族世帯の人たちをできるだけ広い住宅に入居させたいということで、待機者については、60m<sup>2</sup>以内ということで、今回提案をさせていただきましたとの答弁でした。

現在の部屋の広さは、60m<sup>2</sup>以下と以上で、戸数的にはどういう割合になっているのですかとの質疑に対し、政策空家等を除いた住宅戸数が663戸あり、このうち60m<sup>2</sup>以下の住宅が246戸で37%を占めています。現在の入居者の状況は、単身世帯が全体の36%を占めており、待機者のうち、単身世帯が32%で、60m<sup>2</sup>以下の割合は37%ぐらいでいいのではないかと設定していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第22号について。敷金は、公営住宅法に準じて運用していたということですが、公営住宅がどうなっており、賃貸住宅はどういう形でこのようになったのですかとの質疑に対し、公営住宅の敷金については、市営住宅管理条例第18条第1項の中で、先ほど申しました文言と全く同じような取扱いをしており、賃貸住宅については、これを準用して、市営住宅と同じように3か月分をもらっていましたとの答弁でした。

全体の住宅の敷金は幾らですかとの質疑に対し、3,320万円ですとの答弁でした。

今まで徴収していた敷金は、どのように運用していたのですかとの質疑に対し、定期として積み立てをしていますとの答弁でした。

住宅の修理とか道路補修とかに使えるのですかとの質疑に対し、敷金に対する利子は、住 宅管理費に充用していますとの答弁でした。

敷金運用の条例を作る。法令で徴収するとなっていますが、民間では、敷金は返金されるものだとされていますけれども、法令も条例も徴収です。この言葉遣い自体が預かり金を徴収するというのはおかしいのではないかと思います。徴収するというのは、お金を取り立てるということであって、敷金の場合は、預け入れをしてもらうという表現ではないかと思いますが、どのように考えていますかとの質疑に対し、公営住宅法第18条第1項で、事業主体は公営住宅の入居者から3か月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するこ

とができるとなっています。上位法が優先するという原則から、本条例も引用している状況です。また、各自治体の管理条例においても同じような文言になっていますとの答弁でした。預り金に徴収という言葉を使うのはおかしいと思います。敷金は返さない権利金ということなら徴収でいいと思いますが、敷金は返すお金なので、預かるという表現ではないとおかしいと思いますがとの質疑に対し、建設省の住宅基局長からの通知でも同様の事例が示されています。預り金という定義を調べたところ、預り金というのは、企業会計の複式簿記で使うものだということです。原則として、1年以内に国・地方公共団体・健康保険組合等に納付することから、流動負債として処理されるということになっていますとの答弁でした。

未納の家賃,または損害賠償金に敷金のうちから,現在まで損害賠償金が適用された例がありますかとの質疑に対し,家賃滞納があって退居する方もいますが,その方々は3か月分もらっていますから,その分を敷金からもらいます。滞納はなくても,住宅を出るときに自分で傷を付けて修繕をしなければならない箇所があるが,修繕代がないというときに,この敷金を充てたことがありますとの答弁でした。

意見として、市民が分かりやすい用語、言葉を使って改正を行うべきだと思います。契約書との整合性もありますが、見て分かりやすいという条例にすべきだと思いますので、今後、見直しをするときは、そういうことも念頭に置いて考えていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長(森時德) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号及び議案第22号の2議案を一括して採決いたします。

- 2議案に対する委員長の報告は可決であります。
- 2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号及び議案第22号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第23号(委員長報告,質疑,討論,表決)

〇議長(森時德) 次は、日程第14、議案第23号、平成24年度指宿市一般会計予算について、を 議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道 委員長の報告を求めます。

〇総務水道委員長(下柳田賢次) 総務水道委員会へ分割付託されました議案第23号,平成24年 度指宿市一般会計予算について,審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日・6日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて 審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について。時間外手当が計上されていますが、例えば 農政課の職員が選挙事務に従事した場合、時間外は、農政課ではなく、選挙管理委員会がす べて支払うのかとの質疑に対し、選挙事務に係る職員の時間外手当は、選挙管理委員会で計 上した予算で対応しているとの答弁でした。

海区漁業調査委員会に関して、委員選挙人名簿への登録者数の推移はとの質疑に対し、前 回の登録者数で370人、そのほかに法人が10あります。推移は、若干減少気味ですとの答弁 でした。

職員の残業手当86万7千円は、委員の登録者数や職員数からして金額が大きいと思うが、 前回もこのように大きな残業手当が発生したのかとの質疑に対し、同じような時間外の状況 ですとの答弁でした。

海区漁業調査委員は、何名選任されるのかとの質疑に対し、鹿児島海区という区域の中で 9人が選ばれますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。人事交流や人事派遣について、24年度はどのような計画かとの質疑に対し、24年度は、県との人事交流を継続して実施し、現在、県・国などとの調整中ですが、スマート・ウエルネス・シティ構想、健幸のまちづくりの推進や、指宿港海岸整備の関係で、国との人事交流を検討し、民間のメディポリス指宿との人事交流を継続していくとの答弁でした。

県との人事交流に伴い、県庁に通う場合の通勤手当や鹿児島市内に住宅を借りる場合の住宅手当は、指宿市で出しているのかとの質疑に対し、市の予算で住宅手当を支給します。来年度は、441万1千円を計上しており、内訳は、副市長の住宅借上料が72万円、人事交流で県や国へ派遣する職員2名の住宅借上料が196万円、国から人事交流で来られる職員2名の住宅借上料168万円などですとの答弁でした。

国へ派遣される市職員の手当はどうなるのかとの質疑に対し、市で負担していますとの答 弁でした。

使用料及び賃借料の455万7千円に副市長の住宅借上料が含まれ、昨年度は253万円でした。200万円の差は、先ほど説明があった交流の関係かとの質疑に対し、23年度の住宅使用料は、副市長のほか、市長の住宅借上料も計上しました。現市長が市外から立候補されたことや、合併により区域が広がったことから、本庁周辺に居住し、公務に精励していただくためですとの答弁でした。

市長は指宿市出身だと認識しているが、単身赴任ということかとの質疑に対し、鹿児島に ご自宅があると思いますとの答弁でした。

本年度の予算ですからいいのですが、昨年は、市長、副市長の住宅借上料というのは、問題視されていない。昨年の説明はどうだったのかとの質疑に対し、昨年は、特別職のほかに消防の合併の関係で職員を派遣しておりますので、その住宅借上料という説明をしているようです。例えば、それが市長だ、副市長だという細かい説明はしていなかったようですので、その部分については十分でなかったと思っていますとの答弁でした。

23年度は市長の部分も計上したのに、市長から都合が悪いということで、24年度は計上しなかったとのことですが、23年度の予算は執行されなかったのかとの質疑に対し、23年度の予算は執行していますが、現在、契約自体を変更して、市長から家主に支払うための手続を進めているとの答弁でした。

市民感覚として、市長の住宅手当が出ることはおかしいと思います。24年度に見送ったのは、市長自らの申し出ということですが、本年度は市長自身が要求したのかとの質疑に対し、今年の当初予算編成のときに、市長から予算計上しないよう指示があり、当初予算には計上していません。また、23年度分についても自分で支払うということで、厳密にはこれからになりますが、家主に市長が直接払うという作業をしていますとの答弁でした。

事務的な手続があるにしても、市が契約して、なぜ市長が払わないといけないのか疑問です。それはどう説明しますかとの質疑に対し、十分な説明ではないのかもしれませんが、市長がご自分で払うとおっしゃっておりますので、そのような趣旨に沿った手続を進めているとの答弁でした。

契約に従って執行したとのことですが、家賃は当然予算に従い、執行して出納簿の調整や 領収書等の附属書類も備え、監査も受けると思います。それが契約変更によって、すべてな かったものとして執行残で残すとのことですが、ほかにもっと適正な処理がないのかとの質 疑に対し、どのように処理するのが適切か、財政課や会計課とも協議したい。あったことを なかったという形で処理するのではなく、現実に執行して、この時期になって返しましたと いう形を残した上で、監査などを受けるような対応をしたいとの答弁でした。

職員の研修で講師謝礼を計上しておりますが、何回ほど研修をされる計画かとの質疑に対

し、職員研修は、人事評価の評価者の研修、健康管理等の講演会などを考えている。このほか、総合窓口サービスのステップアップ研修を24年度は1回計画しているとの答弁でした。

市政事務嘱託員制度について、地区と区の市政事務嘱託員がありますが、これはどう違うのかとの質疑に対し、旧指宿は、集落単位の嘱託員のみですが、山川・開聞地域は、従来の区長制度が残っており、区長にも嘱託員としてお願いしているとの答弁でした。嘱託員への報酬の積算は、定率と定額と併用したような形になっているのかとの質疑に対し、報酬の査定は、予算額を均等割50%、世帯割50%に分割して、地域ごとに均等割と世帯数割に振り分けている。ただ、山川・開聞地域は、区の嘱託員と地区の嘱託員で一定の率で按分して報酬を支払っているとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。胶南市への渡航旅費について、向こうから締結のために来るという説明があったと思うが、旅費を組むのはなぜかとの質疑に対し、胶南市で三役の選挙があったため、新年度になったらお越しくださいというお願いをしている。来ていただいた後、こちらから胶南市を訪問して、今後の交流のあり方についても打ち合わせをするための旅費を計上しているとの答弁でした。

胶南市への旅費は何人分かとの質疑に対し、市長と担当職員の2名分ですとの答弁でした。 24年度は、胶南市が確実に来ていただけるのかとの質疑に対し、23年10月においでいただ く計画がありましたが、向こうの都合で来られませんでした。24年度は都合がつけば是非訪 問したいとの答弁でした。

スマート・ウエルネス・シティ構想を進めるため、今後、年次的にどういったハード事業を取り入れていくのかとの質疑に対し、本年度は、市民アンケート等を実施して、指宿版のスマート・ウエルネス・シティ構想の策定を行い、策定後、地域協議会を設置し、ハード的な事業についても協議を重ね、総合特区の申請をして事業を実施したい。ハード的な部分については、25年度以降になるとの答弁でした。

スマート・ウエルネス・シティのメニューはとの質疑に対し、健康づくりのための運動教室や税制、財政措置等について特区を使った形での取組、特定の健康づくりに対してポイントを付与する事業、集落内の個人商店の振興につなげる事業などですとの答弁でした。

船員保険寮の解体費と足湯の建設費など、内訳はとの質疑に対し、整備内容は、交流の広場という形で整備していく予定で、設計委託料として900万円を組んでおり、内訳は解体400万円、工事整備費500万円です。工事請負費の1億1,000万円の内訳は、解体費4,000万円、工事費7,000万円ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、危機管理室所管分について。道路反射鏡(ロードミラー)は、何基ぐらいの設置予定かとの質疑に対し、何基ということではなく、要望のあったものを予算の中で整備していくとの答弁でした。女性消防隊育成事業で12名の方々に25年10月に開催される横浜での大会に向け、基本的な練習を行うとあるが、この12名の募集状況はとの質疑に対し、指宿地域が

6名、山川地域が5名、開聞地域が1名の12名が応募していますとの答弁でした。

これまでも何回かこういう形で消防隊を募集して操法大会に参加しているが、その後の女性消防隊のフォローはとの質疑に対し、前回は平成2年のときに女性消防隊を募って全国大会に行き、準優勝でした。その後、そのまま立ち消えになっており、全然活動していません。できれば何らかの形で残っていただきたいと考えているとの答弁でした。

防火水槽の新設事業について、消火栓もセットでお願いしたいと思うのですがとの質疑に対し、開聞地域は、両方使えるように作ってありました。山川・指宿地域は、消火栓と防火水槽は単独で設置していましたが、防火水槽と消火栓をセットでということも視野に入れながら検討していくとの答弁でした。

各分団定員割れという状況はないのかとの質疑に対し、536名は当初予算を計上するときの人員で、2月末現在で529名になっていますとの答弁でした。

欠員になっているところは、何ら支障はないのかとの質疑に対し、支障が完全にないとは 言い切れませんが、最低5名の人員がおれば、消防団は出動できるようになっています。ま た、団員の確保には努めていますとの答弁でした。

県消防防災へリコプターの負担金が89万4千円ですが、出動要請をしたときに加算されるのかとの質疑に対し、県の防災へリを要請した場合は、ドクターが乗って行き、帰って来る費用と、ヘリポートから病院まで鹿児島市の救急車を使う費用について、別に請求がきて支払いますとの答弁でした。

ヘリコプターそのものの負担はないのかとの質疑に対し、負担はないですとの答弁でした。各自治体館長さんのところに、アナログの受信機が配置されていると思うが、全体の整備が済むまでは、デジタル防災行政無線と混在した形で同じ内容が聞き取れるということかとの質疑に対し、デジタル防災無線の整備は、4年間の計画になります。1工区で指宿方面を行い、各自治公民館に置いてあるアナログ式の戸別受信機をデジタルに変え、それ以外のところはアナログが残りますので、アナログとデジタルと4年間は併用して、完全に整備が済んだ時点でデジタルに移行ということになりますとの答弁でした。意見はありませんでした。次に、会計課所管分について。公金の取扱窓口として農協にお願いしているが、山川・開聞支所には、会計課分室はないのかとの質疑に対し、合併当時は、山川と開聞にも分室があ

山川・開聞公金取扱所に常駐している職員を引き上げたいという話を聞くが、手数料を上げることは考えていないのかとの質疑に対し、山川・開聞の公金所職員を引き上げたいという話は、県信連から聞いています。合併協議の際に、JAいぶすきは、3庁舎とも置くという提案をされました。このように山川・開聞の公金所は、合併時の約束となっていることから、変更する場合は、地区館長や地域審議会での説明が必要だと思います。また、事務手数料は、平成21年度から30万円を50万円に増額していますとの答弁でした。意見はありません

りましたが、現在は、本庁の会計課だけで対応していますとの答弁でした。

でした。

次に、監査委員事務局所管分について。県下の監査委員総会が奄美、九州監査委員会が大分ということですが、何人行くのかとの質疑に対し、奄美は、委員2人と事務局長の3人、 大分には委員1人を予定しているとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。郷土会へのふるさと納税の奨励は、どのような取組をしているのかとの質疑に対し、郷土会に出向き、県の鹿児島応援基金のパンフレット等で応援を求めたり、市の広報紙、ホームページ等でも市民の方々に寄附者の紹介を求めるなど、募金活動に取り組んでいるとの答弁でした。

厳しい財政状況の中で、負担金が妥当かの精査等はどこがやっているのかとの質疑に対し、 法令外負担金は、関係市町が集まり、負担金の妥当性とかを精査して決定し、補助金・負担 金については、行政改革推進室で見直しをやっており、3年に1回精査をしているとの答弁 でした。

合併まちづくり基金が、前年度と比べてかなり減っているがとの質疑に対し、基金の財源は合併特例債で、基金に係る活用可能額は18億8,700万円で、平成24年度で限度額の残額一杯を積み立て、これが活用できる残金ですとの答弁でした。

ふるさと応援基金の1,349万円は何に充てるのかとの質疑に対し、小・中学校の図書室へのエアコン設置ですとの答弁でした。

普通財産の売払いはどこの処分かとの質疑に対し、そうめん流しにある唐船峡食品のところと、宮ケ浜の旧学校教育課長住宅跡地の予定ですとの答弁でした。

人口減、高齢化となるが、早めに売却する取組はとの質疑に対し、普通財産で利活用されていない土地がありますので、課題及び問題等も整理しながら、売却可能なものから順次売却を行っていきたいとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、行政改革推進室所管分について。24年度に指定管理者へ移行する施設はとの質疑に対し、24年度は、更新施設としてヘルシーランド、山川砂むし保養施設、市民会館の3施設を委員会に諮っていき、現在のところ、体育施設について25年度に指定管理者への移行を検討しているとの答弁でした。

24年度中に更新になる3施設は、いつ頃の公募予定かとの質疑に対し、8月頃に広報紙・ホームページ等で公募予定ですとの答弁でした。

職員提案制度の活用を削除するということかとの質疑に対し、行政改革推進室の中でKAIZENというチームを立ち上げています。この会は、市役所は何をすべきか、どうあるべきかを若い人たちで考え・話し合って、改善・改革に向けての提言を行うという目的で設置されていますとの答弁でした。

補助金のあり方はどうなっていくのかとの質疑に対し、公益性・必要性・有効性の3つの 観点で評価をしていますが、この3つの観点での評価が高い位置になったものは、採択、ま たは拡充の方向で、低くなったものについては縮小、廃止という形での評価になろうかと思います。今後の補助金・負担金等の財政との兼ね合いの考え方は、平成27年度まで合併の地方交付税に関する算定替えで、約13億円の上乗せ交付税が28年度から5年間かけて段階的になくなりますので、この13億円の一般財源確保が今後も重要になっていきます。行政改革推進室も一体となって、補助金・負担金についても見直しを引き続きやっていくとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。一般会計に占める議会費の0.92%ですが、県内の状況はどうかとの質疑に対し、一般会計の構成比率は、大体同じぐらいです。平均では1%から1.1%ぐらいで、若干少ない方だと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。以上で、報告を終わります。

O議長(森時德) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長(田中健一)** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第23号,平成24年度 指宿市一般会計予算について,審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日・8日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、学校の図書室にエアコンを付けるとか、司書補の市雇用化など、これまでの市民の願いがかなう部分もありますが、人間ドッグの助成を2万円から1万9千円に引き下げるとか、安全灯については、地区が設置して補助という形になっておりますけれども、本来、行政でやるべきではないかと思います。そういった否定すべき部分も含まれておりますので反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。指宿商業高校で4月から始まる韓国語と中国語の履修 化に関して、年間何時間ぐらいを予定されているのですかとの質疑に対し、3学年5学級ず つあり、韓国語、中国語、いずれかを選択して、週1時間ずつ学びますが、月に4週で年間 60時間ですとの答弁でした。

社会教育施設費の補助金で、文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業の989万4千円は、どんな事業をやるのですかとの質疑に対し、文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業の中に、ミュージアム活性化支援事業という項目があり、補助団体は、まるごと博物

館構想推進実行委員会です。

実施内容は、子供たちが描いた絵で絵巻を作成する事業、はしむれで企画展として実施した新聞紙展、また、図書館での郷土芸能や昔話の教材化、あるいは観光協会のホームページに文化遺産を使って、まち歩きができるような仕掛けなど、それぞれの実行委員会組織の企画に取り組んでいます。

ほかにもムービープロジェクトによる景勝地を撮影してDVD化するなどの事業を3年間にわたって行い、100%、文化庁の助成金ですとの答弁でした。

グラウンド整備はいつ頃からされるのですかとの質疑に対し、体育祭や運動会には間に合 わせたいと思っていますとの答弁でした。

大成体育館解体後の跡地利用はどのように考えているのですかとの質疑に対し、大成グラウンド等の利用者の駐車場にしていきたいとの答弁でした。

学校給食関係で最近事故がありましたが、それに対応するための衛生費をどのように考えていますかとの質疑に対し、給食センターでは、毎月2回、法で定められた検査項目を実施しています。そのほか、毎朝、健康管理チェック表に本人及び家族の健康状態を記載して、異常の有無を確認しています。また、ノロウィルスは1年を通じて発生することから、定期的な検査になじまないということで、予算措置はせず、仮に発症した場合は、予備費から充当して検査費用等に充てていますとの答弁でした。

生き生きスポーツ推進事業に1,599万7千円計上していますが、事業内容はとの質疑に対し、指宿スポーツクラブに委託していますが、もっと広域に活動していくため、1人のマネージャーを増やして、会員数の拡大をしたいということが一つと、環境美化整備員というのがあり、現在、まちづくり公社や造園組合にお願いしている山川・開聞地域の社会体育施設の作業について、スポーツクラブで作業員を一部雇用して実施していく事業ですとの答弁でした。

図書室を優先してエアコンの整備をするのですが、特別教室は、校長室、職員室のほかに もいろいろあります。整備する順序はどのように考えているのですかとの質疑に対し、すべ ての教室に付けられればいいのですが、まず特別教室の図書館からということで、今回予算 計上をしましたとの答弁でした。

耐震工事の進捗状況はとの質疑に対し、耐震工事は、繰越等も含めて実施しており、平成22年度が3校,23年度が3校で、24年度が繰越明許費で実施することを補正でお願いしました。24年度は、川尻小学校、北指宿中学校と開聞中学校、25年度は、西指宿中学校と山川中学校、26年度が大成小学校と北指宿中学校、南指宿中学校、27年度が柳田小学校、池田小学校と山川小学校ということで、ほぼ平均3校ずつ、27年度までで終える予定ですとの答弁でした。

教育振興費の教材備品購入費で、小・中学校それぞれどういった備品を購入しているので

すかとの質疑に対し、教材消耗費では、図書とか体育館の備品、ミシン、オルガンなどです との答弁でした。

学校給食費の徴収には努力をされていると思いますが、全国的な傾向で少なからず滞納があるのではないですか。未納者についての滞納整理は、どこが取り組んでいるのですかとの質疑に対し、指宿給食センターは、未納者に対しての徴収や文章でのお願い等の協力について、各学校から要請があれば対応したいと考えています。山川学校給食センターでは、年度末に各学校から給食費徴収台帳をお借りして、未納者のリストを作成し、催促を所長名でお願いしていますとの答弁でした。

学校司書補は、これまでPTA雇用と市雇用と混在していたのが、すべて市雇用になるということでしたが、PTA雇用から市雇用になることで、人も変わるところがあるのですかとの質疑に対し、図書館司書補の雇用については、外部評価委員会でも引き続き、本人が雇用を希望する場合は、優先して雇用するよう評価も出ていますし、賃金に関しても、今補助をしている額を下回らないことという評価が出ていますので、それに従って新しく雇用していますとの答弁でした。

報道で、柔道の経験のない先生には講習を行うが、その内容は6時間というものを目にしました。そういう形だけの研修で指導を委ねることは厳しいものがあると思いますがとの質疑に対し、現在も柔道の授業は安全には十分気をつけています。柔道経験のない教師がいますが、体育の教員は、未経験とはいっても、授業の中で経験しているわけですので、講習をしっかりと受け、それに基づいた安全な指導ができるものと考えていますとの答弁でした。

陸上競技場の一般市民への供用開始はいつ頃になる予定ですかとの質疑に対し、4月1日から市民には開放していく予定で、4月8日に改修工事の完成を兼ねて記念式典と市民参加のイベントを計画していますとの答弁でした。

意見として、学校や社会教育施設関連の備品購入に関して、できるだけ地元業者活用をしっかりと考えて、今後、取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、市民協働課所管分について。自治公民館連絡協議会運営費補助の事業概要に、自治会加入促進に関する支援を行うとなっていますが、具体的にはどのようなことを行うのですかとの質疑に対し、自公連・環衛協等と共同で、転入・転出時の異動繁忙期に特設ブースを設けて加入促進を図るということと、ポスター、チラシ、リーフレットを作成して普及促進を図っていく計画をしていますとの答弁でした。

自治公民館建設補助事業及び広報用放送施設補助事業は、毎年120万円ぐらいで、これは 放送施設ということですかとの質疑に対し、広報用放送施設補助と公民館建設補助の二つが あり、60万円ずつの割合で予算を計上していますとの答弁でした。意見はありませんでした。 次に、環境政策課所管分について。地区水道整備事業で、畠久保地区に飲料水供給施設を ということですが、どういう整備をするのですかとの質疑に対し、畠久保地区は、金鉱山の 坑道からの湧水を集落内の貯水タンクに係留して配水していますが、その近くに電気探査等で水脈調査をし、その水脈調査で得られた最良の地点にボーリングをして、そこから揚水し、既設のタンクの滅菌装置等を経て、安心・安全な水を、今使われている各家庭の配水管を通じて供給する計画になっていますとの答弁でした。

海岸漂着物の処分費の内容はとの質疑に対し、海岸には様々なものが漂着していますが、特に多いものが漁業と農業で使うビニール類と発泡スチロールのかたまりです。木とか竹は海岸で燃やして処理をしていますが、プラスチック類、発泡スチロール類は、燃やすと違法行為になりますので、毎日回収をして産廃処理業者に委託する処分費用ですとの答弁でした。ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止には、一番環境整備が大事だというわけですから、地域住民も頑張らなければならないのですが、高齢者だけの地域については、何らかの応援体制は考えられないのですかとの質疑に対し、共生協働という言葉がよく言われていますが、自助・共助・公助という中で、高齢者等がいる場合には、周辺の防犯組合・青壮年部と地域連携を取りながら、地域の中で助け合って、それがどうしてもできないというものがあれば、市として検討していかなければならないと思っていますとの答弁でした。

施政方針の中に、ごみ袋改定についての検討が出ていますが、年度内にそういうことを考えるのですかとの質疑に対し、これから総会シーズンで、集落に来てごみ減量についての説明をしてくれというような要望も来ています。積極的に生ごみコンポスター補助もあるということを周知した結果、昨年よりもはるかに多い件数で申請が上がってきています。ごみ処理費用の有料化というものは、明確に国の方も方向転換を切っているわけで、その背景にあるのは、ごみ処理に関する費用の高騰、並びに受益者負担の平等を図っていきなさいということがありますので、当然、ごみ袋の改定については検討しなければならない状況です。実際の排出量がどのように動いていくのか。今後、どういう施策に打っていったらこれを抑えられるのかを含めて検討していかなければならないということで、施政方針の中でそのような表現を使っているところですとの答弁でした。

清掃総務管理費の中で、清掃センターへ搬入されるごみの点検指導の内容はとの質疑に対し、今年度も雇用していますが、清掃センターに一般市民が持ち込んだごみについて、きちっと分別がされているか、可燃ごみ、不燃ごみに分かれているか、もしくは可燃ごみの中に資源ごみの混入がないのかどうか、そういうものをトラックスケールの段階で立ち会って、中身を確認して、場内に搬入させるという役割を持った人の賃金等ですとの答弁でした。

清掃センターは広域の事業ですが、代金等が絡んできます。新しい場所がどこになるのか、 住民合意をどのようにしていく予定なのか、いつ頃から稼動になるのですかとの質疑に対し、 広域組合で候補地選定委員会を新年度になって立ち上げようと準備をしています。地域住民 代表、もしくは事業者代表等々を構成メンバーとして、適地を選定する予定です。選定委員 会が適地と絞られた場合は、隣接する集落等に広域の方で出向いていって、住民説明会等を 開いて同意をいただく形になろうかと思います。新しいごみ焼却炉の稼動については、平成 28年度末を予定していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。市県民税は、南薩地域振興局と共同催告をしていますが、成果はとの質疑に対し、市県民税については、南薩振興局と合同で催告文書などを送付していますが、収納率を昨年2月で比較すると、個人市民税は、平成23年2月に85.11%だったものが、24年2月が85.92%で、0.81%、約1%近く伸びている状況です。このまま順調にいけば、昨年の決算期における収納率を上回ると考えていますし、南薩振興局の方も、指宿は市民税徴収に努力しているという評価をいただいているところですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。介護基盤緊急整備等特別対策事業の公募を新年度になってから市内全域でかけるということですかとの質疑に対し、今のところ、区域の話はまだしていませんが、23年度は指宿地域に造りましたので、24年度は、山川地域か開聞地域と考えていますとの答弁でした。

高齢者訪問サービス事業は、指宿、山川、開聞で事業所は違うと思いますが、日曜日の配食をするということについては、事業者との合意が得られているのですかとの質疑に対し、何回か会議をし、ご了解いただいたところですとの答弁でした。

高齢者の訪問給食事業は、これまで一般会計でしたが、これが特別会計に移るのですかとの質疑に対し、介護保険特別会計の地域支援事業で実施できることになりましたので、そちらに移し替えました。地域支援事業は、介護保険事業の3%枠の中で実施できるということになっており、そこに介護保険の基本チェックリストの取り方で、予算的に枠が少しできましたので、その分と調整しながらそこに入れたということですとの答弁でした。

地域介護予防活動支援モデル事業で、市内に3地区のモデル地区を設けるとのことですが、 どのように選定するのですかとの質疑に対し、高齢化率が非常に高いとか、包括の方で抱え ている閉じこもりがちな方々が多い地区を選定しようと思っていますとの答弁でした。市老 人クラブ連合会運営補助と単位老人クラブ運営補助がありますが、この単位老人クラブは、 市の老人クラブに入っていないのですかとの質疑に対し、市の老人クラブに加入している団 体で、その団体ごとに出しているのが単位老人クラブの補助金で、連合会運営補助は、その 方々の集まりである連合会の事務局2か所に補助金を交付しているということですとの答弁 でした。

医療費がかなり増加しているので、老人福祉センターなど利用度合いがアップすれば、医療費の抑制にもつながっていくと思います。そういう意味でも、老人福祉センターの活用等については、十分検討をしなければならないと思いますがとの質疑に対し、老人福祉センターは、老人の方々の健康増進のためにある施設ですので、元気な高齢者を作っていくという形の中でも拠点になる施設ではないかと思っています。今後もより一層の利用促進に努め

てまいりたいと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。大腸がん・胃がん検診の受診率が低いということですが、上げるためにどのような啓発を考えていますかとの質疑に対し、保健部門では非常に大きな課題だと思っています。大腸がん検診については、特定健診をほとんどかかりつけの医療機関で受診しますので、そのタイミングで大腸がんも一緒にできないか、医師会とも協議して取り組んでいくことにしていますとの答弁でした。

ドクターへリの救急車搬送について、予算上は10回見込んでいるようですが、年間およそ何回ぐらい出動するのですかとの質疑に対し、予算を組んだ時期がドクターへリが運行開始する頃であったため、これまでの防災へリの出動状況を参考にして予算を組みました。実際に運行が開始されてからの状況は、指宿市は非常に多く、昨年12月以降、2月末現在で、救急で26件要請しており、そのうち搬送実績が13件です。10件では少ないので補正で対応していきたいと思っていますとの答弁でした。

食生活改善推進員は地区ごとに人員がばらばらですが、推進員になる条件があるのですか との質疑に対し、食生活アドバイザーになるには、アドバイザーの養成講座を受けていただ く必要があります。この講座は、アドバイザーが少なくなるなど活動に支障が出てくる恐れ がある場合に、県の保健所とタイアップして教室を開いて養成するということになっていま すとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。病後児保育は開聞保育園だと思いますが、利用は近場の開聞からということになるのですか。山川・指宿方面からの利用もあるのですかとの質疑に対し、平成24年1月末現在で登録者は78名です。指宿地域が2名、山川地域が3名、開聞地域が73名となっていますが、保育園ごとの人数は、開聞保育園が73名、新西方保育園が1名となっていますとの答弁でした。

全国的にも生活保護者が増えており、24年度の予算を見ても8億円という援助費が計上されて、世帯数が353で人員が425人ということでしたが、認定のあり方や、あるいは認定を受けた者の年度ごとのチェックなども必要になってくる時期ではないかと思いますがとの質疑に対し、昨年4月1日現在が352世帯の419人で、今年1月31日現在が355世帯の427人ですので、ほぼ横ばいの状態です。生活保護の受給者については、毎年、県から3人来られて3日間かけて監査を受けていますが、県からの指導・指摘など監査結果も踏まえながら、保護者の就業や飲食、車といった日常生活に関して、自立支援に向けた助言や情報提供などを積極的に行っているところですとの答弁でした。

生活保護が廃止になった理由は、どういったもので、どの程度あるのですかとの質疑に対し、23年度は32件ですが、そのうち死亡が10件、就職等が6件、年金等受給給付金増加による廃止が5件、転出が2件、親類縁者等の引き取りが2件、傷病中による廃止が1件、その他が6件となっていますとの答弁でした。

意見として、生活保護扶助費が24年度も8億円という多額の財源が投じられるようになっており、うち2億円は一般財源ですので、強力に自立ができるように求めていただきたいというものがありました。

以上で,報告を終わります。

**○議長(森時德)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

 休憩
 午後
 2時32分

 再開
 午後
 2時43分

○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長(浜田藤幸)** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第23号,平成24年度 指宿市一般会計予算について,審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日・12日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、観光課所管分について。緊急雇用創出事業で、外国人観光客への観光案内業務を駅の観光案内所でやるということでしたが、駅で観光案内をするだけでなく、タクシー協会、観光協会を交えて、観光に携わる皆さんがある程度のことはできるように働きかける必要があるのではないですかとの質疑に対し、4か国語対応の会話集を作成し、学校に赴き、簡単なあいさつができるような指導をしました。できれば、市民みんなが簡単なあいさつ程度ができるような形には持っていきたいと思っていますが、おもてなしセミナーも頻繁に行っていく必要があると感じているところですと答弁でした。

温泉湯巡り事業は、どういう内容なのですか、また、どこの温泉をと決めてあるのですか との質疑に対し、市内には20か所を超える公衆浴場があり、賛同をいただける公衆浴場を対 象にしたいと考えています。事業内容については、湯巡り用のカードを作り、協賛していた だける施設にスタンプ台とスタンプを配置し、温泉施設を巡ってスタンプを押していただき、 すべて巡った方に敢闘賞、お土産を差し上げるというような仕組みになっていますとの答弁 でした。

観光費の工事請負費で、駅にビジョンを設置するとのことですが、どのようなものになる

のですかとの質疑に対し、40インチから60インチぐらいの大型ビジョンを駅構内の一番目につくような所に設置したいとの答弁でした。

外国語を含めた看板設置を3か所ほど予定していますが、各観光名所の細部にわたった観光案内板が必要だろうと思うのですけれども、どのように考えていますかとの質疑に対し、 県の地域振興事業などを活用して整備していけるよう要望していますので、それが採択されるように努力していきますとの答弁でした。

開聞山麓周辺の施設管理に関して、どういった考え方を持っているのですかとの質疑に対し、指定管理者制度を導入できないかということで検討を進めてきました。収支の改善を図るということがあり、利用者増を図るため、いろいろな模索をしながら取り組んでいるところです。施設自体が市民にとってどういう位置付けにあるのですか。今後もこの施設が必要かどうかということも含めて検討していくということになっていますとの答弁でした。

リフトを撤去し、花畑ということでしたが、有料の公認パークゴルフ施設にしたらどうかと思うが、検討できないのですかとの質疑に対し、スキー場という位置付けで造られて、傾斜が急なところですので、パークゴルフができるかどうか、仮に造成をするとなると膨大な費用も掛かると考えられます。花畑を作るのが一番適しているのではないかと判断していますが、確定しているわけではありません。利活用については、今後も検討する必要があると思っていますとの答弁でした。

篤姫の2008年から今日まで、観光協会とか観光事業者とどういうことに取り組んできたのですかとの質疑に対し、観光協会の理事会やオーナー会、旅館、温泉旅館組合にも、おもてなしには十分に配慮していただきたいという申し入れをしています。昼食時間にいぶたま号の3便と4便に対して、歓迎の手旗を振っている状況が全国放送でも取り上げられ、感激したということで反響も大きかったところです。市としても、おもてなしセミナーについては、積極的に打っていきたいとの答弁でした。

篤姫の銅像を建てたらどうかという動きも聞いているのですが、市として何か支援をするという動きはないのですかとの質疑に対し、篤姫像については、実行委員会組織ができるのではないかと考えているのですが、できることがあれば、それに携わっていきたいと考えているとの答弁でした。

駅構内の観光案内について、先日、箱根温泉がテレビで紹介されていました。韓国語、中国語、英語をペンで指せば翻訳してくれるというものでしたが、指宿に取り入れられないのですかとの質疑に対し、検討させていただきたいと思いますとの答弁でした。

温泉まつりの時期は、市民からも意見を聞くなどして、再度、開催時期を検討してもらえないかとの質疑に対し、実行委員会で決定することですが、このような意見が出ているということで、所管課としても対応していきたいと思いますとの答弁でした。

昨年は踊りの休憩時間に警察が誘導してバスが中央名店街の中を入って来たのですが、待

機する特別な理由があったのですかとの質疑に対し、去年、一昨年も同様に誘導していますが、危険であるということで、できれば別なところに停車場を移動できないかを含めて、鹿児島交通へお願いをしていきたいと思いますとの答弁でした。

ふれあい公園のリフト撤去をする際,補助金適正化法で設定された期間はクリアしている のですかとの質疑に対し,適正化法に係るか把握していませんので,今後,調査したいとの 答弁でした。

その設定時間がもし切れていれば,有効活用すべきだと思うのですが,何かできないか検 討する考えはないかとの質疑に対し,調査を行い検討に入りたいとの答弁でした。

意見として、ふれあい公園の跡地については、菜の花だけではなく、多くの観光客を呼べ、 指宿でお金を使ってもらうような事業等も検討してほしい。そして、レジャーセンターのポ ンプは、耐久性のある性能のいいポンプを検討してほしいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。活お海道の指定管理者が今度変わるということですが、3年間の実績はどうだったのですか。なぜ今回は公募に出なかったのですかとの質疑に対し、市としては、引き続き漁協にお願いしたいということで、漁協の意向を伺ったところ、赤字が出ても補てんしないという現協定と同じ条件では、引き続き指定管理を受けることはできないという回答でした。3年間の運営状況については、当初は開業効果もありましたが、新型インフルエンザ、口蹄疫、鳥インフルエンザ、山川・根占航路の休止等が影響して、採算的に赤字を抱えたとの答弁でした。

活お海道は、デッキ部分や休憩室を今度の指定管理者はどのように取り扱うことになっているのですかとの質疑に対し、指定管理者の事業計画の中では、オープンデッキの部分についても景観がすばらしいということで、一体的に活用したいという提案がなされていますとの答弁でした。

今までは指定管理料を払っていなかったのに、市が土地・建物一切を整備した施設に管理料を払うというのが理解できません。幾らかの貸付料を払って、民間のノウハウを生かした営業をしてもらうべきではないかと思います。道の駅になったために指定管理料を追加して払うということになったのではないのですかという質疑に対し、今回の指定管理料の算定については、これまでの指定管理者の方が、1年目、2年目、赤字が大きく、同じ条件では引き受けられないということもあったので、過去の管理状況を見て、年間300万円ぐらいという形で3年間の1,000万円という基準価格を設けました。民間事業者のノウハウで提案していただき、自分のところは黒字でありますから、逆に市にお金を払いますという提案もあっていいという中で競争させたところ、結果として1社しか手を上げなかったところですとの答弁でした。

山川・根占航路の運航推進事業で、負担金として800万円が出ていますが、この負担金には、切符売場の事務が含まれていたと思うのですけれども、人件費はどのくらい入っている

のですかとの質疑に対し、この800万円には、県、市、南大隈町と南九フェリーと結んだ、山川・根占航路の安定的運航に関する協定に基づいて、それぞれの役割分担をするために、指宿市が800万円、南大隅町が800万円ずつを支出しています。港での観光案内、船の綱とり、陸上業務を担当するというものですが、県も観光案内に係る人件費の半分は持ちましょうということで、県から726万5千円補助をいただいて、指宿山川港と根占港の陸上業務部分を担当しているところですとの答弁でした。

今の利用状況は、いい方向に向かっているのですかとの質疑に対し、19 t 型の船を3月1日から就航させましたが、19 t 型の船は船体が小さく、冬の季節風が強いときには欠航も多く、78%から79%ぐらいの運航率でした。8月10日に136 t 型の新造船が就航して、12月、1月、2月には欠航も多かったのですが、90%ぐらいの運航率で、利用実績は、19 t 型のフェリーで、3月1日から8月9日までの5か月間と10日間で、延べ1、034便、利用客数が1万4、749人、車両が6、200台でした。136 t 型の新造船で、8月10日から今年2月末まで延べ1、462便、旅客数が3万6、544人、車両が1万2、864台の合計で5万1、293人、車両が1万9、064台となっています。ほぼ当初計画したとおりを上回るような形で運航実績を上げていますとの答弁でした。

大隅半島の佐多岬などの観光客の利用も増えていくことが見込まれる場合、増船を含めた支援体制を考えるべきではないかと思うのですが、そういった話はないのですかとの質疑に対し、山川港まではJRやバスの便がありますが、根占港に渡ってから佐多岬とか鹿屋、内之浦の方に行くには、二次交通が不足しているというようなこともあり、2月、3月に実証運行を実施しました。試験的に指宿駅から摺ケ浜とか、市内のホテルを経由して山川駅から直接バスで根占に渡り、佐多岬まで行って折り返す運行を15回、鹿屋、田代と内之浦を周って帰って来るという実証運行を15回、計30回の試験運行をしたところ、すべて満席になるぐらい好評でしたので、24年度以降もそういう部分を補強できれば、山川・根占航路の利用促進にもつながるし、指宿のホテルに泊まった方が、もう一泊して佐多岬まで足を伸ばしてという形で連泊につながることもありますので、県とも相談をしながら続けていければと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。LOVEいぶすきを活用している利用率を把握していますかとの質疑に対し、23年度に利用された畜産農家の方々は30戸あります。牛、豚、鳥と合わせて177戸ですから、大体17%ということになりますとの答弁でした。

ハウスを造るのはいいのですが、雨水の問題も考えてやっているのですかとの質疑に対し、 排水対策の関係については、降灰対策事業と耕地の担当者が出向いて現地確認をしています。 現在、山川・指宿地域のシラス対策事業で解決できるところは、地区的に導入していこうと 進めているところですとの答弁でした。

畜産資金貸付事業の予算化で足りないという状況があった場合、予算を増やそうという考

えはないのですかとの質疑に対し、予算を組んだ後に申請受付決定をするので、足りない分については補正という形もあると思うのですが、頭数が多い方もいますので、調整して予算の範囲内でさせていただいている状況ですとの答弁でした。

食のPR推進会議の開催、特産品のPR、販路拡大活動などとなっていますが、どういったことをやるのですかとの質疑に対し、新幹線沿線のPRに行っています。生産者とJRの方と一緒に販路拡大に努め、県内に来られるお客様に対して、観光課でモニターツアーをやっているので、それにも参加させていただいて、販路拡大と消費拡大に努めていますとの答弁でした。

キク茎えそ病は大変な問題だという認識を持ったのですが、何件にそういう病気が入ったのですかとの質疑に対し、福元地区が中心で26名栽培されていますが、その方のうち、昨年が2名で、一昨年が9名発生していますとの答弁でした。菊生産者はハウスで栽培されていると思いますが、規模が小さくなっているのですかとの質疑に対し、福元地区は露地のスプレー菊もありますので、人数とか面積はさほど減っていないのですが、これか長引くとかなりの打撃を受けますので、それがないように、今、対策を打っていますとの答弁でした。

この予算で足りるのですかとの質疑に対し、防虫ネットの設置は、これで足りると思っています。1週間に1回農薬散布をやってもらっていますが、そのほかに自費でかなりの負担をしているというのが現状ですとの答弁でした。

地産地消・地産全消を上げておられますが、これは非常に大事なことであると思いますが、 観光課の郷土料理開発研究という中で連携をとられているのですか。ホテルなどに、こうい う地産地消の運動をしてほしいとか、連携を取って何かやっているのですかとの質疑に対し、 旅館・ホテルとの連携はしていませんが、ホテル関係には地元産をというお願いはしてあり ます。24年度は、更に地産地消率を上げたいということで、地元生産者とのつながりを持っ ていく方向で、PR活動を通じて地産全消をしていきたいと思っていますとの答弁でした。

観光に来られる方が指宿の特産品ということで食卓に出されれば、これほど大きな宣伝効果はありません。ホテル・旅館にただお願いするだけではなくて、指宿の特産品を宣伝していただきたいと思いますが、何か難しい点があるのですかとの質疑に対し、ホテルや飲食店などが緑の提灯を掲げて、地域の特産品を使っていますという地産地消推進店23店舗が登録されています。その量が十分でない部分がありますので、農産物、水産物も含めて推進をしていく取組をしていきたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。県内で発生している松の葉を食う虫の防除費は、国・ 県からの補助金がないということでしたが、松の被害に対しては松くい虫と一緒ではないか と思います。ほかにやる方法はないのですかとの質疑に対し、松枯れ葉防除については、県 の方にも何か新しい事業はないのかと尋ねたのですが、国・県の補助としては、松くい虫防 除しかないという回答をいただいています。松毛虫については、土地所有者の方々が協力し てするべきではないかと考えているところですとの答弁でした。

ため池等整備事業はどのような事業をされているのですかとの質疑に対し、道上地区で23年度から事業実施しています。5年計画ですが、土側溝で浸食が進展して、道路まで、あるいは反対側の山まで崩れてきているという状況ですので、三面水路、もしくはブロック水路で整備を実施しているところですとの答弁でした。

この事業をすることによって、その下流の方の対策はどうされているのですかとの質疑に 対し、道上地区の下流は土木事務所の砂防水路ということで、それに接続するように計画し て、土木事務所と協議しながら進めていますとの答弁でした。

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業は、何件が対象になっているのですかとの質疑に対し、畑かんをした給水栓とか仕切り弁とかの更新ということで、今からやろうという事業です。南薩畑かん事業で実施して、給水栓が30年経っていますので、立ち上がりが錆びてきています。下もガス管ですから更新事業を南九州と枕崎との3市で約5,800町歩の給水栓などをやり直そうと、その計画を今回上げさせてもらいましたとの答弁でした。

農作物被害を防ぐための捕獲事業は、これからどう変わっていくのですかとの質疑に対し、 捕獲檻を貸し出す事業もありますし、各振興局の方に専門員を配置して実態調査をするとい う状況もあるようです。講演会では、実がなる品物は放置せずに収穫して餌源を絶つとか、 捨てイモをしないという取組が大事だろうと感じたところですとの答弁でした。

駆除してくれる人たちが老齢化していますが、10年後を見極めて、若い人への教育、指導という予算化はできないのですかとの質疑に対し、今年度5名増員という形で予算計上していますが、狩猟免許は持っているけれども、駆除班に入っていないという方もいらっしゃいますので、引き続き猟友会の方々にお願いして、一人でも多く駆除班に入っていただくように要望していきたいと思いますとの答弁でした。

地域の農業振興のために造られた施設であるレイクグリーンパークは、期限切れの商品や外国産が並んでいますので、チェックがなされているのかなと思います。指導していただく方がいいと思いますがとの質疑に対し、いつ納入したかは把握していただきたいと指導したところです。地元でとれない品物を品揃えとして置いている状況があるようですので、事業の目的である地場産を使う割合を今後も増やしていけるように話し合いをしていきたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について。月に1回、農業委員会がありますが、この耕作放棄地の件について、どういう議論が行われているのですかとの質疑に対し、耕作放棄地の解消事業等については、耕作放棄地対策協議会に国からの事業費は直轄で流れていきますので、そちらの方で対応していますが、農業委員会全体で解消しようという話はないところですとの答弁でした。

国の農業振興策にはいろんなメニューがありますが、合併以前からメニューが変わってい

ないのですけれども、新しい事業を取り入れたものがありますかとの質疑に対し、国の新しい事業があるのですが、市町村を経由しての事業というのが目立っていないところです。直接県を経由してというのが結構あり、18年から20年頃に開聞で実施されました、新規就農者を受け入れて雇用した方に対して、無利子で資金を貸すといった事業もあったようです。また、国の事業として、県を経由しないで、担い手育成協議会等を通して助成する経営体育成事業が行われている状況ですとの答弁でした。

農業をされる方は知らないので、県を通すか国とのやりとりになっていくと思いますが、 農業委員会とかが提案していかないと、国の補助事業があるのに指宿では使っていない。や はりアンテナを張りめぐらせてやってくれないと指宿の農業は進んでいかないと思いますが との質疑に対し、農業委員会の方では、経営体育成事業、耕作放棄地対策事業をやっていま すが、県を通してのいろいろな事業がありますが、農家の方に知らしめていく努力はしてい かなければならないと思っていますとの答弁でした。

その対象者が何人いるのかというのも把握していただきたいと思いますがとの質疑に対し、この事業を進める上では、地域プラン、取得農地プランというようなプランを立てなければならないので進めていますが、現在30名ぐらいの対象者がいるのではないかというところまでは準備しています。新年度に入り早めに周知ができるものと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。地籍調査事業費が計画どおりいった場合、何%になるのですかとの質疑に対し、現在調査中の指宿地区のみで換算して、認証が既に済んだ地区は、平成21年度までが74.6%となっています。認証が済んでいない22年度、23年度事業を調査面積で換算すると、23年度末で77.1%、24年度調査が1.14km²です。進捗率は78.82%になるところですとの答弁でした。

この地籍調査が完了するのを何年と考えていますかとの質疑に対し、残りの面積が $16 \text{km}^2$ ぐらいありますので、年に $1 \text{km}^2$ で換算して16年、現在の予算が倍、人員の確保ができた場合に、あと8年とすると、国の6次10か年の平成31年度で終わる形になりますが、なかなか厳しいと考えていますとの答弁でした。

固定資産税を10年も15年も払っていて、最終的に個人の持ち物ではなく、里道だと分かったときにどうなるのですかとの質疑に対し、法務局で修正手続を行います。その際、関係地権者の同意が必要で、その後、税金の還付となりますとの答弁でした。意見として、地籍調査の24年度末の進捗率が78.82%ということですが、山川・開聞地域の地籍調査は相当早く完了しています。指宿の中心市街地の方が全く手も付けていないという状況ですので、市民の平等性という部分から見ても、できるだけ早く100%を目指して頑張っていただきたいというものがありました。

次に、都市整備課所管分について。庁舎潟山線の進捗状況と完成予定はとの質疑に対し、

庁舎潟山線の現在の進捗率は、23年度末の事業費ベースで約54%、事業認可期間が平成24年度までとなっていますが、今年度、二反田川左岸から古賀線までの工事を完了し、24年度中にその区間の供用開始を予定していますとの答弁でした。

十町区画整理事業の中で、JR踏切の暗渠は狭くなってくるので、幾ら下の方を整備しても、あそこでどんどん雨がぶつかって溢れてしまうのですが、どのような対策を取ろうと考えているのですかとの質疑に対し、秋元川の河川改修については、JRから二反田川合流点までの510mを、現況で20 t ある流下能力から、30 t に区画整理事業で改修する予定ですとの答弁でした。

渡瀬通りは土地買収がすべて終わったのですかとの質疑に対し、24年度までにはすべての 用地取得と建物補償が完了し、24年・25年度で道路工事もすべて終わる予定で事業を進めて いるとのことですとの答弁でした。

木之下病院から海岸線の方については、別問題ですかとの質疑に対し、一部、湊区画整理 事業により広げる予定ですとの答弁でした。

駅停車場線は、今後どのような計画で進んでいくのですかとの質疑に対し、弥次ケ湯通り線については、駅前通り会、渡瀬通り会、指宿中央通り商店振興組合等からも、街路事業の早期着手ということで強く要望を受けているところですが、県の財政状況等により、建物移転費に高額な予算が伴うものについては、厳しい状況であると回答が後退しています。今後も市としては、この区間の早期着手を県へお願いしていきたいと考えていますとの答弁でした。

意見として、駅停車場線の区域は、いろいろな意向の方々がおられるのが実情ですので、 もう1回その辺の聞き取り調査をしていただきたいというものがありました。

次に、土木課所管分について。柳田川は、新日本科学の林地開発の影響等も考えたときに、このままでいいのかという懸念もあるのですが、今後もまだ改良していく計画があるのですかとの質疑に対し、柳田川については、国道から下流側域を整備しています。河川と並行している市道部が狭いこともあり、市道の改良と併せて、路面と同じ高さになる形でボックス化を図り、幅員を確保し、ボックス化を図りながら、河川の整備も併せて行っています。

国道から上流側については、河川区域が砂防指定地にも指定されていることもあり、断面の有り様について県とも協議中で、道路の拡幅も地元からの要望等を勘案しながら、道路整備と河川整備を併せて、国道から下流同様のやり方ができないかを検討していきたいと思っていますとの答弁でした。

新田川の整備で、国道の南国殖産の横を整備するようですが、全体的にどういう計画で、 JRの鉄橋の拡幅はどうなっているのですかとの質疑に対し、新田川については、国道から 上流部の方を測量設計と一部工事発注をしています。雨水対策については、5年から10年の 確率降雨で整備をし、調整池を一部検討しながら、雨水施設の整備、水域を変えられないか、 今後引き続き調査をして、災害未然防止を含めて改良をしていく予定ですとの答弁でした。 メディポリス関係の開発が進み、現在、開発行為による安全策を取りなさいということで 中断しているのですが、林地開発等の雨水対策はどうなっているのですかとの質疑に対し、 今回の林地開発に伴って道路を築造した関係で、開発した部分について流出率が高くなって いますが、増える分を直接流下させるという方法ではなくて、豪雨時には調整をし、抑制さ せて流出させるという形で計画されていますとの答弁でした。

林地開発行為に対して、土石流の抑制を図られて、水の調整池としての対策については、 林地開発は関係がないと聞いているのですがとの質疑に対し、林地開発に伴って下流河川へ の影響は、県の森林整備課の林地開発行為の中で、調整について審査を受けていると思って います。林地開発許可要件の中では、調整池の設置までの必要性はないということで県から 報告を受けていますとの答弁でした。

開発許可に意見を付して出すという説明があったのですけれども、水の問題は、林地開発には関係がないということですが、その辺についての意見は出されたのですかとの質疑に対し、開発行為の審査基準の中では、チェックを受ける調整池は不要という結論が出ています。河川管理者としては、河川区域内の行為ではないので、河川法上は規制できないところですが、河川を管理する側として、影響がないようにしてくださいと、県にも話はしてありますが、開発業者の方でそれ等を勘案して、土砂の流出を防ぐという意味で、沈砂池も設置されています。その中で抑制機能を持たせる、調整池機能を持った沈砂池の容量を大きくした形で設置されていますとの答弁でした。

水のはけ口を造っていますが、土砂水が流れてパイプがふさがってしまいます。全く遊水 池としての機能は満たさなくなってくるだろうと思いますがとの質疑に対し、沈砂池の機能 については、県の方で、それを含めて審査されていると理解しています。出口の付近に土砂 が浸入しないような築堤、ぐり石とか透水性のあるもので、土砂は流さないというもので仕 切って、そこに堆砂部分を造って抑制を持たせた形で設定はされているようですとの答弁で した。

林地開発行為の中では、雨水に対しての対策を補助的に取っているかもしれませんが、該当しない項目だということになってくると、秋元川の河川改修は、年次的にどういった計画があるのですかとの質疑に対し、秋元川の計画流量については、30 t で進めています。二反田川から J R までは区画整理と同時施工ということもあり、開始まで至っていません。道路改良も併せて一部ボックス化を図り、ボックス化等をする部分も、必要な部分は断面改良をしていき、玉利川と合流する部分についても、ボックス化を図る計画を進めているところですとの答弁でした。

意見として、昨年7月の臨時会のときに、旧グリーンピア道路の県道昇格をお願いしましたが、まだ県の方に要望書が届いていないと聞きましたので、できるだけ早く県の方へ要望

書を出していただきたいというものがありました。

次に、建築課所管分について。シルバー人材センターにどういう仕事をお願いしているのですかとの質疑に対し、高齢者の雇用の安定等に関する法律で規定されている地方公共団体の責務に基づき、高齢者等の雇用と就業機会を創出するために、簡易な床の補修や天井の補修、草払いなどの業務を委託していますとの答弁でした。

若者が働いている建築・土木関係は仕事がありませんので、そういう人たちに仕事を与えるという意味でも、このことをどのように考えていますかとの質疑に対し、シルバー人材センターに委託している分のほとんどが5万円未満の小さな工事です。施設維持費1,200万円を予算化していますが、その中には建設業、観光業の仕事などいろいろありますので、そういう面で仕事をしていきたいと思っていますとの答弁でした。

市営住宅の合併浄化槽への改修工事は、全体で何棟のうち、どれぐらいが済んで、どれぐらい残っているのですかとの質疑に対し、市営住宅が791戸ありますが、そのうちの561戸、71%が水洗化になっていますとの答弁でした。

29%の住宅改修工事を進めているということになりますが、あと何戸ぐらい残っているのですかとの質疑に対し、水洗化を計画している団地が8団地の56戸です。古い住宅が14団地、174戸ありますが、今後、長寿命化計画を策定しますので、その中で検討したいと思っていますとの答弁でした。

待機者が400人を超えているということでしたが、今後、新しく建てる考えはないのですかとの質疑に対し、振興計画の中で、住民の安全性とか、ストックしている住宅の水洗化と長寿命化を目指しているところです。建替計画のある住宅については、財政状況を見ながら、できるだけ早期に進めていきたいと思っていますとの答弁でした。

財政の厳しい中で、これだけの予算を使って計画策定をする意義はどの辺にあるのですか との質疑に対し、平成26年度からは、長寿命化計画を策定しなければ補助事業自体ができな くなります。そういう観点から、早めに計画を策定し、利用していきたいということで予算 要求をしているところですとの答弁でした。

市民から新しい市営住宅の建設の要望はないのですかとの質疑に対し、市民からの要望は 出てきていませんが、これだけ待機者分があるということは、できるだけ造ることによって 入れることになると考えていますとの答弁でした。

意見として、市営住宅に入りたい方がたくさんいるということですので、市民の声にこた えるように取り組んでいただきたいというものがありました。

以上で,報告を終わります。

○議長(森時德) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員(前之園正和) これまで要求してきました学校司書補の市としての雇用,訪問給食の日曜日の配食など,実現をして市民の要求にこたえたものもありますが,本来は,市として設置すべき安全灯を地区の設置責任とし,補助の範囲にとどめるなど,行政責任を果たしていないと言わなければならないものもあります。

また、人間ドッグへの助成も引き下げられております。市民の立場に立つならば、これらの問題も含まれており、まだまだ切実なる市民の願いがかなえられないものも多くある中で、 本議案に反対をいたします。

○議長(森時德) 以上で、通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号、平成24年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(森時德) 起立多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第30号(委員長報告,質疑,討論,表決)

**○議長(森時徳)** 次は、日程第15、議案第30号、平成24年度指宿市水道事業会計予算について、 を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の 報告を求めます。

○総務水道委員長(下柳田賢次) 総務水道委員会へ付託されました議案第30号,平成24年度指 宿市水道事業会計予算について,の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしま した結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

山川の管取替は何mぐらいかとの質疑に対し、山川の鋳鉄管整備については、送水管が4,193m、配水管が1万1,747mの合計1万5,940m残っていましたが、23年度に2,064m施工いたしましたので、残りが1万3,876mと記憶しています。30年までに8,038m施工しますので、58%整備予定ですとの答弁でした。

特別損失が156万2千円と不納欠損の方で説明があったのですが、回収できないということかとの質疑に対し、昨年3月31日決算時には、かなりの額の未収金がありましたが、給水停止を含めて徹底的にした結果、18年度分は3月31日で不納欠損処理しますけれども、152万3、720円まで落ちてきています。半分は死亡者、大きな会社の倒産で、催促相手がいないという状況等もあるとの答弁でした。

職員が本年度3名減ですが、月額職員などで対応するのかとの質疑に対し、給水収益が毎年減っている中、公営企業として健全的な経営を図るためには、支出を抑えることが第一前提であると思っています。分室が3名体制から2名体制に移行し、小雁渡浄水場が整備されることにより、保安月額職員が減ってきたのもあるとの答弁でした。

配水管新設600mとあるが、場所はどこかとの質疑に対し、十町土地区画整理配水管新設と小雁渡浄水場に係る整備ですとの答弁でした。

配水管布設替えの490mはどこかとの質疑に対し、浜児ケ水前道線の配水管と、山川の町、 福元、潮見町になります後馬場線と、都市計画2号線ですとの答弁でした。

開聞地域の改善はとの質疑に対し、開聞地域の有収率は低いです。土質が開聞岳のボラ土であるので、漏水をしても地上に上がって来ないという状況があります。今回、予算計上して調査をさせていただくとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で,報告を終わります。

○議長(森時德) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(森時德)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第24号~議案第26号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(森時德) 次は、日程第16、議案第24号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計予算 について、から、日程第18、議案第26号、平成24年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3 議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(田中健一) 文教厚生委員会へ付託されました議案第24号,平成24年度指宿市国民健康保険特別会計予算について,から,議案第26号,平成24年度指宿市介護保険特別会計予算について,までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第25号は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第24号については、反対討論として、国保税の値上げを前提にした予算でありますので、議案第16号と同様の理由にて反対をいたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第26号については、反対討論として、議案第18号が前提となっている介護保険特別会計でありますので、同様の趣旨にて反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第24号について。指宿市の医療費は結構高いということでしたが、県内でどういう位置にあるのですかとの質疑に対し、高医療指定市町村は、指定されなくなったのですが、平成22年度までは、高医療市町村ということで国の指定を受けています。県内では、7市1町、指宿市、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市、南さつま市、枕崎市、垂水市、さつま町が指定を受けており、南薩地区が非常に高い状況です。全国的なレベルで見ても、鹿児島県は指定を受ける割合が高くなっているところですとの答弁でした。

意見として、市民の生活習慣病改善のために、飲酒の影響や歩くなど、運動の励行について積極的な啓発を行い、医療費の削減に努力していただきたいというものがありました。

次に、議案第25号について。後期高齢者医療制度の保険証を取りに来るのが、毎月40人ぐ らいということは、割合としては、取得する人が増えているということですかとの質疑に対 し、平成17年度が7,326人、23年度が8,266人と徐々に増えている状況ですとの答弁でした。 意見はありませんでした。

次に、議案第26号について。要支援を含む要介護の認定者数のうち、独居老人と老人だけの2人世帯がどれぐらいいるのですかとの質疑に対し、24年1月末で、独居老人が2,996名、65歳以上の高齢者に占める独居率は21.35%です。また、本市の高齢化率は31.35%で、総人口に占める独居率は6.69%となっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。以上で、報告を終わります。

**○議長(森時德)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

- ○11番議員(前之園正和) 議案第24号並びに第26号についてそれぞれ反対の討論を行います。 議案第24号・26号は、先ほどそれぞれ討論を行いました議案第16号と第18号を前提とした 予算であります。よって、それぞれ同様の理由にて反対をいたします。
- **○議長(森時德)** 以上で、通告による討論を終了いたします。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(森時德) 起立多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成24年度指宿市介護保険特別会計予算について、を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森時德) 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第27号~議案第29号(委員長報告,質疑,討論,表決)

〇議長(森時德) 次は、日程第19、議案第27号、平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計予算 について、から、日程第21、議案第29号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計予算に ついて、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3 議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長(浜田藤幸)** 産業建設委員会へ付託されました議案第27号,平成24年度指宿 市温泉配給事業特別会計予算について,から,議案第29号,平成24年度指宿市公共下水道事 業特別会計予算について,までの3議案の審査の経過と結果について報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日・12日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて 審査いたしました結果、議案第27号から議案第29号までの3議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第27号について。温泉配湯は、今後も4,000万円前後の予算で続けていくのですかとの質疑に対し、修繕費等がどの程度掛かるのかを含めて、総合的な収支計画を立てていく中で、収支のバランスが悪化していくような状態が見受けられる場合には、存続そのものについての検討が必要になると考えていますとの答弁でした。

事業廃止も検討すべき時期にきているのではないですかとの質疑に対し、収支バランスが 取れて運営が成り立っているという状況ですので、今後は事業計画をしっかりと練って、収 支バランスを見ながら検討していく必要があろうと考えていますとの答弁でした。

条例では、3か月間使用料を納入しない場合は給止をするということになっています。予

算に止水栓の設置がありましたが、給止するという対応は取られているのですかとの質疑に対し、温泉の泉質上、栓自体が固まってしまって閉まらない状態です。その関係で修繕費を投じる必要が出てきます。悪質な者については、強制的に止めるという手段も用いざるを得ないだろうと判断をして、今年度5件分の修繕料を計上させていただいているとの答弁でした。

その滞納額はどのくらいあるのですかとの質疑に対し、22年度決算分で582万100円の繰越 分ですとの答弁でした。

今年は、どのくらいあるのですかとの質疑に対し、10月末現在までで500万円程度ですと の答弁でした。

徴収方法はどのようになっているのですかとの質疑に対し、職員が夜間に回って滞納分を 徴収していますとの答弁でした。

夜間徴収はどのような対策をとっていますかとの質疑に対し、高額滞納者や長期滞納者については、本人に納付計画を作っていただいており、月幾らぐらい納めるというような誓約書的なものに基づいてこちらから出向いていますとの答弁でした。

管理費の中で、敷設替えの工事を計画的にやっているのですかとの質疑に対し、毎年100 mずつ工事を進めてきていますとの答弁でした。

毎年こういう工事は続けていく予定ですかとの質疑に対し、総延長で950mほどの配管があり、そのうち、現在600m、63%が工事済みですとの答弁でした。

お金を払わない人がぬくぬくと温泉に入っているということですが、何か止める策というのはないのですかとの質疑に対し、温泉配湯の場合は、水道と違いメーター制ではありません。地下埋設で配管もかなり老朽化しており、止水栓を付けるとなると、結構な工事費が発生しますので、その点で躊躇しているとの答弁でした。

意見として、温泉給湯事業は、一部の市民だけが恩恵を受けている事業であることから、 不公平感がある事業だと思いますので、今後、事業の廃止もしくは民間移譲を含めて検討し ていただきたいというものと、滞納者には、それなりの配慮をして、真面目に納めている人 と、納めずにぬくぬくと温泉に入っている人が併存するようなことがないようにしてほしい。 温泉のまちということで指宿に移ってきた方もかなりいますので、温泉を廃止する方向では なく、継続する方向で考えてほしいというものがありました。

次に、議案第28号について。人件費が一番高くつくので、売上げに沿った雇用もしていかなければならないと思いますが、どう考えているのですかとの質疑に対し、年間パート、半年パートを増やしていくとの答弁でした。

備品購入費が5万3千円なのですが、草刈機ということですけれども、農家が使う草刈機ですかとの質疑に対し、そうですとの答弁でした。

高いのではないかと思います。今後購入するときは、交渉も必要ではないかと思いますが

との質疑に対し、5万3千円の機械を買おうとは思っていません。安い方を購入したいと考えていますとの答弁でした。

メディポリスから人事交流で来ているということですが、その人が帰れば指宿のために何が残るのかなという気がするので、生え抜きの人間をつくらないといけないと思いますがとの質疑に対し、職員をうまく切り回していくためには、どうしても若い人では無理な部分もあり、年配者の人でないと従業員を動かせられないということもあります。人事交流でメディポリスから人材をいただいているのですが、行政の立場から普段気付かない部分、経営上の部分について、いろいろ適切な助言もいただいたりしていますので、そういう意味では、有効ではないかと感じているところですとの答弁でした。

人事交流は、昨年の何月から、期間はいつまでなのですかとの質疑に対し、現在の契約は、 平成23年6月1日から平成24年3月31日までとなっていますが、来年度4月1日から25年 3月31日まで、もう1年継続すると聞いていますとの答弁でした。

趣旨・目的のはっきりしたものがあるわけですから、議会の方にも全く人事交流の紹介すらないのです。副支配人という立場で、去年6月採用したのであれば、次の委員会にも出て、副支配人としての紹介もあっていいのではないかと思いますがとの質疑に対し、市長の考え方だろうと思っています。こういう事業をするのだという趣旨説明の中で対応しているのが現状ですとの答弁でした。

支配人として、審査のときに同席をさせて紹介があるのが一般的ではないですか。最初の 委員会ぐらいでも紹介するべきだと思うことについて、どう思いますかとの質疑に対し、副 支配人という職名ではありますが、事務の権限等はないという説明を受けていたものですか ら、こういう場には行ってはいけないのかなという判断をしました。人事にもよく相談して、 今後、できるところは改善していきたいと考えていますとの答弁でした。

人事交流者の給与体制は、それぞれ指宿市とメディポリスの給与で働いているということですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

副支配人も忙しいときは残業もする,あるいは日曜日も祭日も出らなければならないということになった場合,メディポリス規約以外のものについては市が払っているのですかとの質疑に対し,一切支払っていませんとの答弁でした。

日曜・祭日は休んで、残業もないということですかとの質疑に対し、勤務時間は職員と同じ体制で勤務しています。班が3班ありますが、その1班に入ってもらっていますので、全く同じ勤務計画で働いてもらっています。時間外等もありますが、時間を超えて仕事をしてもらっているところもありますけれども、それに対する時間外とかいったものも一切支払っていませんとの答弁でした。

愛想のいい若い人たちがいた方が、お客さんは増えるのではないかと思います。開聞地区 の方が多いので、パートを入れるときには、市全体から入れて、お客さんを呼ぶための施策 を今後やっていかないといけないと思うのですが、今までと一緒で、開聞地域を優先していくのですかとの質疑に対し、開聞地域をという考え方は持っていません。開聞が圧倒的に多いのですが、一般パートの公募等については、広報紙を通じて市内全体に呼びかけています。今年は採用の仕方を変えて、11時から3時間限定のパートも募集もしています。この時間帯であれば、子育て中の人も来れるのではないかという期待感を持って、パートの枠を設けようとしているところですとの答弁でした。

職員は60歳で退職するので、それにあわせて採用した方がいいと思いますがとの質疑に対し、年間パートは職員と同じ年齢で定年を考えていますが、半年パートについては、65歳を目処として考えています。一般パートには思うように若い人もいないので、年齢制限は設けていませんとの答弁でした。

4億円も5億円も上がっていた時代が、今2億円という時代になってきているのだから、若返り、そして月額、あるいは職員を減らしていくような考えを持っていかなければだめだと思いますがとの質疑に対し、職員の若返りについていつも検討しているところです。味なりを引き継ぐ人も育てなければならないということもあり、外食産業で雇用されている若い方々は、そういう味なり、材料からも徹底して管理された状態で調理がなされているわけで、どうしても経験と勘による部分が大きな比重を占めているところですとの答弁でした。

意見として、若い人を採用した方が売上げもあるのではないかと意見もありましたが、歳であろうと、若い者であろうと、やはりおもてなしの気持ちで明るく元気な職員ということが大事で、歳のうんぬんではないと思います。朝の会などで、明るい声であいさつ、笑顔で迎えるという指導を徹底していただきたいというものがありました。

次に、議案第29号について。潟口ポンプ場の整備は、完成するまでにまだ期間がかかりますが、ポンプ場に流れている水路の土砂撤去をしていかないと、どんどん溜まってきている 状況があるのですが、どのようになっているのですかとの質疑に対し、水路の維持管理は、 現況を十分調査しながら、随時、浚渫は進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

意見として、新潟口ポンプ場が完成するまでまだ相当期間があると思います。潟口地域、弥次ケ湯地域の方々は、30年来、大雨のときには、床上・床下浸水の被害者です。雨水対策をしっかりするまでの間、河川等の管理には十分に取り組んでいただきたいというものと、下水道事業に一般会計から3億円の持ち出しがあるのですが、財政的に一般会計も苦しい状態です。使用料の見直しを含めて、一般会計に負担のないよう、今後、検討していただきたいというものがありました。

以上で,報告を終わります。

○議長(森時德) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号から議案第29号までの3議案を一括して採決いたします。

- 3議案に対する委員長の報告は、可決であります。
- 3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第29号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

# △ 審査を終了した陳情2件(委員長報告,質疑,討論,表決)

- ○議長(森時德) 次は、日程第22、審査を終了した陳情 2 件を議題といたします。 陳情第11号及び陳情第 1 号の 2 件について、総務水道委員長の報告を求めます。
- 〇総務水道委員長(下柳田賢次) 総務水道委員会へ付託されました陳情第11号,安全・安心な 国民生活実現のため,防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳 情書,及び陳情第1号,川内原発1・2号機の廃炉を求める意見書採択を指宿市議会がされ ることを求める陳情書,の2件の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、陳情第11号については、陳情の内容によっては意義あるところもあるが、地方分権や道州制の導入に対して反対することは、時代の流れに逆行することになることから、不採択にすべきだと思いますという意見が出され、陳情第1号については、川内原発1・2号機の廃炉を求めるという陳情ですが、国や県でのストレステストの動向の結果を待つべきだと考えます。

国として、30年間ぐらいはこのままの状況で続くと思われ、電力供給をするために油を焚いての発電等についても、油代の値上げ等で電気料金の値上げということも心配されます。 地熱発電についても、地熱がない所では難しい問題、地熱がある所にも諸問題があります。 この1・2号機の廃炉を求めるということについては、不採択にすべきだと考えますという 意見が出され、陳情第11号及び陳情第1号ともに起立採決の結果、起立なしで不採択と決しました。

以上で,報告を終わります。

○議長(森時徳) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(森時德)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**〇11番議員(前之園正和)** 陳情第11号並びに陳情第1号それぞれ委員長報告は不採択でありますが、いずれも採択すべきものとして委員長報告に反対の討論を行います。

まず、陳情第11号でありますが、陳情項目にある3項目は、いずれも妥当と判断し、採択 すべきものと考えます。

よって、委員長報告は不採択でありますので、委員長報告に反対をいたします。

陳情第1号でありますが、本陳情は、川内原発1・2号機の廃炉を求める意見書採択を指 宿市議会がされることを求めるとなっております。

本陳情は、文章が長く、必ずしも整理された形で表現はされておりませんし、細部においては、即座に確認が困難なものも含まれております。しかしながら、今や原発は安全とは言えなくなっていること。使用済み燃料の最終処分の技術が確立されていないこと。一度、原発事故が起きれば、地理的・物理的にも時間的にも取返しのつかないことになるという事実、これらは歴然としております。請願・陳情は、求めていることが妥当であるかどうかをもって判断するとすれば、本陳情の求めているのは、川内原発1・2号機の廃炉でありますから、妥当として採択すべきと考えます。

また、陳情書には、意見書案も付されているようですが、陳情を採択してもどのような意見書にするかは、議会の判断によるところとなりますから、長文の案文を採用しなくても、川内原発1・2号機の廃炉を求める内容で整理して意見書を提出することも可能であります。したがいまして、川内原発1・2号機の廃炉を求めるという点において妥当と考え、採択にすべきと考えます。

委員長報告は、不採択でありますので、委員長報告に反対をいたします。

○議長(森時德) 以上で、通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより, 採決いたします。

まず、陳情第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

# (賛成者起立)

〇議長(森時德) 起立多数であります。

よって、陳情第11号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

**〇議長(森時德)** 起立多数であります。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

〔渡瀬貴久総務部長退席〕

### △ 議案第31号及び議案第32号一括上程

〇議長(森時德) 次は、日程第23、議案第31号、副市長の選任について、及び日程第24、議案 第32号、副市長の選任について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) それでは、ご説明を申し上げます。

今回,追加して提案いたしました案件については,人事に関する案件が2件,条例に関する案件が1件,補正予算に関する案件が1件の計4件でございます。

近年の地方自治を取り巻く環境は、国の地域主権改革など地域分権の更なる推進等に伴い、複雑・多様化しております。平成24年度からは、本市の将来都市像、豊かな自然が織りなす 食と健康のまちの更なる実現に向けて、指宿市総合振興計画後期基本計画がスタートする年 であります。

本市におきましても、少子高齢化、医療費の増大、地域産業の活性化、防災対策、行財政改革、指宿港海岸整備等の行政課題が多数あり、それらに迅速かつ的確に対応していかなければなりません。本市の将来都市像の更なる実現のためには、健幸のまちづくり、スマート・ウエルネス・シティ構想の推進が極めて重要であると考えているところであります。以上のような状況に適切に対応していくため、今回、副市長を2名選任することとし、提案するものであります。

それでは、追加提出議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号、副市長の選任について、であります。

本案は、お示しのとおり、渡瀬貴久氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の

規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所, 生年月日については、お示しのとおりでありますが、現在58歳でございます。

同氏は、九州大学法学部を卒業、昭和59年5月に旧指宿市職員に採用されて以来、本市職員として28年にわたり勤務されており、その間、旧指宿市では、総務財政課長、合併後の指宿市では、財政課長、総務課長、総務部長を歴任されており、市職員として本市の住民福祉の向上及び市政発展のためにご尽力いただいております。

特に、現在、総務部長という重責を担い、その職責を十分全うされていることからもお分かりいただけますように、同氏は、地方自治に精通しているとともに、郷土指宿市発展に寄せる情熱と人格識見は、ともに大変優れており、副市長として最適任者であると思いますので、どうぞよろしくご同意賜りますようお願いいたします。

次は、追加提出議案の2ページをお開きください。

議案第32号、副市長の選任について、でございます。

本案は、お示しのとおり、上村欣久氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の 規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、生年月日については、お示しのとおりでありますが、現在56歳でございます。

同氏は、福岡大学商学部を卒業、昭和50年7月に福岡通商産業局に入局後、経済産業省、 資源エネルギー庁を経て、現在、経済産業省九州経済産業局に勤務しておられます。

その間,総務企画部中小企業新連携担当参事官,国際部投資交流促進課長,国際部国際企画調査課長,産業部流通・サービス産業課長などの要職を歴任され,それぞれの中小企業が強みを持ち寄って新しい事業への取組,及び海外からの国内への投資の促進に取り組まれてきたほか,企業活動の国際化を推進し,九州経済のダイナミックな発展の実現のため,ベトナムなどアセアンを中心とした経済交流等の促進や九州地域の国際化ニーズに応じた調査・情報発信・広報の実施にご尽力されてきておられるところであります。

また,近年では,大規模小売店舗立地法の円滑な運用や,コンパクトで賑わいあふれるまちづくり支援や少子高齢化など,社会的課題に対応した商店街活性化,スマート・ウエルネス・シティ構想等の健康関連産業,サービス産業,デザイン・コンテンツ産業の振興に向けて,現在,取り組んでおられます。

以上のように同氏は、国家公務員として多彩かつ専門的な分野で事務を経験され、豊富な知識を生かし、多様化している社会情勢や地域ニーズに適切に対応し、実績を残しておられます。このことは、本市総合振興計画後期基本計画の基本理念である、すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまちづくりの核となるスマート・ウエルネス・シティ構想の構築に多大なる力添えをいただけるものと確信をしております。

また,温和で誠実なお人柄でもあることから,本市副市長として最適任者であると思いま すので,どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。 **〇議長(森時德)** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時02分

○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開きます。

# △ 議案第31号及び議案第32号(質疑,委員会付託省略,表決)

○議長(森時德) これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号及び議案第32号の2議案は、委員会付託を省略 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号及び議案第32号の2議案は、委員会付託を省略することに決定します。これより、採決いたします。

まず、議案第31号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(森時德) 起立多数であります。

よって、議案第31号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第32号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、同意することに決定いたしました。

[渡瀬貴久総務部長着席]

○議長(森時德) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時05分

○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### △ 議案第33号及び議案第34号一括上程

○議長(森時德) 次は、日程第25、議案第33号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び 指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、及び日程第26、議案第34号、平成 24年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について、の2議案を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**〇市長(豊留悦男)** それでは、ご説明を申し上げます。

まず、議案第33号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に 関する条例の一部改正について、であります。

本案は、財政健全化の推進のため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第34号、平成24年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について、であります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ1,002万2千円を追加し、予算の総額を202億2,502万2千円にしようとするものであります。

なお、議案第33号及び議案第34号の2議案の詳細につきましては、総務部長に説明させま すので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**〇総務部長(渡瀬貴久)** それでは、命によりまして、議案第33号及び議案第34号について、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の3ページをお開きください。議案第33号,指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について,であります。

本案は、第二次集中改革プランに基づき、行財政改革を進めていく中で、財政健全化をより推進していく必要があることから、市長、副市長及び教育長の給料月額を1年間減額しようとするものであります。

4ページをお開きください。主な改正の内容は、第1条において、平成24年4月1日から 平成25年3月31日までの1年間、市長の給料月額について10%、副市長の給料月額について 10%を減額しようとするものであります。

次に、第2条で教育長についても同じく、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間、給料月額の10%を減額しようとするものであります。

次は、追加提出議案の5ページをお開きください。議案第34号、平成24年度指宿市一般会 計補正予算(第1号)について、であります。

補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総

額に、歳入・歳出それぞれ1,002万2千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を202億2,502万2千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費までの合計1,086万1千円の補正につきましては、副市長を2名体制にすることに伴う1名分の人件費の追加分と、市長及び副市長の給料の10%減額分の増減額を計上するものであります。

款9教育費,項1教育総務費,目2事務局費,節2給料と節4共済費の合計83万9千円の減額補正につきましては、教育長も同じく給料を10%減額することに伴う、教育長の人件費を減額するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。款18繰入金、項2基金繰入金、目7財政調整基金繰入金1,002万2千円の補正につきましては、今回の補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。なお、副市長になる一般職の人件費の減額につきましては、4月1日付入事異動等に伴う人件費と併せまして補正することとしております。

以上で、追加説明を終らせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森時德) 暫時休憩いたします。

 休憩
 午後
 4時11分

 再開
 午後
 4時26分

○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第33号及び議案第34号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)

○議長(森時德) これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。 前之園正和議員。

**〇11番議員(前之園正和)** 議案第34号について、通告をさせていただきました。

副市長2名体制に係わる予算が出ているわけですが、副市長2名体制を決定したのは、いつの時点かということを伺いたいわけです。

人事については、今日、追加提案ということになったとしても、2人体制が決まっているのであれば、当初予算に予算としては出しててよかったわけですね。ところが、当初予算にはなくて、追加補正ということになっておりますので、いつの時点で決定をされたのか、伺います。

○総務課長(邉見重英) 副市長2人体制をいつ決めたのかというご質疑でございます。

まず、本日ご提案申し上げましたお二方、1人目がまず九州経済産業局の上村氏でござい

ますけれども、この上村氏につきましては、人事交流について2月下旬に九州経済産業局人 事課へご相談を申し上げました。その結果、応じてもよいというようなお話をいただき、そ の後、上村氏本人へご相談を申し上げ、ご検討をいただいた上で、先日ご了承をいただいた ものです。

また、2人目ということになりますけれども、総務部長の渡瀬氏につきましては、先日、これもご相談を申し上げ、辞職願を3月22日付で出していただき、3月23日付で承認をさせていただいているということで、結果的に2人ということで決まりましたのは、この3月23日ということになろうかと思います。

○11番議員(前之園正和) 市役所内の人事異動についての発表が、当初23日の予定だったかと思うんですが、これが26日に延ばされておりましたので、それと係わりがあるのかなというふうに思っていたんですが、正に係わりがあったということなのではないかというふうに思います。

それで、この副市長を1人なのか2人なのかということは、市の運営の重要な部分だというふうに思うんですよね。その重要な部分が議会開会中の、それも、最終本会議を目前にしてだと思うんですよ。23日というのは。そしてまた、23日には、本来なら人事異動の発表もする予定になっていたそういう中で、急遽といえば急遽ですね。

人事交流についての話は、少し前からあったということですけれども、その人事交流というのが、単なるある部署への参与とかいうこともあるわけですから、副市長という前提での 人事交流だったのかどうかということも一つありますけれども、いずれにしても、重要なことが急遽に決められているということには、しっくりこないものがあるんですけど、その点はどうでしょうか。

○総務課長(邉見重英) 本市におきましては、過去にも2人の副市長、当時、助役でございま した。最初は。選任し、本市の重要課題に迅速かつ適切に対応できる執行体制をとっていた ことがございました。

本市を取り巻く現在の状況は、地方分権の推進であるとか、少子高齢化、医療費の増大、 地域産業の活性化、防災対策、行財政改革、さらには、指宿港海岸整備など、様々な行政課題がございます。それらに迅速にかつ的確に対応していこうということで、また、本市の将来都市像の更なる実現のためには、2人の体制でやっていくことが今は大事なのではないかということで、副市長2人を選任しようとするものでございます。

○11番議員(前之園正和) 2人であることの必要性に説かれたわけですけれども、それをそのまま、ああそうですかということではないんですけれども、だとすれば、当初予算の段階で、その2人体制に基づく予算の組み立てというのがあったわけですね。そういう中で、時期の問題として23日の確定ということですので、そういう市政運営についての重要な事項が急遽に決まったということは、なぜかと、しっくりこないということを伺っているわけです。

そのことは、私が時期について伺っていることとの答弁にはなっていないのではないかというふうに思うんですが。

**〇市長**(豊留悦男) ご指摘につきましては、ごもっともなことだろうと私もご理解をいたします。ただ、今回の副市長の選任につきましては、大きな後期基本計画の推進に当たり、それに適した、そして業務をやりこなせるという観点で、いろいろと人物、副市長に相応しいといいますか、そういう方を模索しておりました。

ただ、先ほど経歴を申し上げましたように、本市の目指すスマート・ウエルネス・シティという大きな施策を推進する中で、是非、九州経産局を含めいろいろなところに当たってまいりました。それも今年に入ってからでございました。しかし、当たるにあたっても、その任に適した、または実績のある方かどうかというのを確かめるために、私が最終的にその人に会って、じゃお願いしようと決断したのは、3月5日、直接、九州経産局へ訪問いたしまして、お会いして、いろいろなこれまでの実績等をお話いただき、そして、本市に是非おいでくださいということで、最終的に私が本人に会って決めたのが、3月5日でございます。

そして、2人目の先ほどお認めいただいた渡瀬総務部長につきましては、本市においての様々な課題がございます。先ほど申しましたように、少子高齢化、医療費の増大、地域産業の活性化、防災対策、行財政改革、指宿港海岸、その他諸々、多くの課題、解決すべき課題があるように、私としては、是非、力を貸してくれないかというそういう話をし、私と協働して取り組む、そういう方向性を見い出すことができましたので、私はお話を申し上げ、相談申し上げ、そして、3月22日、退職願を受理したところであります。最終的に決まったのが、今申し上げましたように、決断したのが3月23日の朝であります。

そういう意味で、人事についても影響がございましたので、人事に対する発表と申しますか、内示を遅らせたというそういう経緯がございます。ただ、唐突に、この2人体制を決めたのではなくて、いろいろと模索をし、考えてきたということでご理解をいただきたいと思います。

**○議長(森時德)** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号及び議案第34号の2議案は、委員会付託を省略 したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号及び議案第34号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたし

ました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員(前之園正和) 議案第34号について,反対の討論を行います。

本議案は、市長、副市長、教育長の給与を1年間10%減額することと、副市長2名体制に伴う人件費の増であります。問題は、副市長の2名体制が必要であるかどうかということです。

合併当時は、事務量も多くなるだろうとし、分野を分け合ってそれぞれ専念してもらうという意味もあって2名体制になりました。その後、財政的な事情を主な理由として、副市長は1名ということになりました。条例上は2名も可能でありますが、財政的事情が好転したわけでもなく、今2名体制にしなければならない理由はありません。市長、副市長、教育長と10%カットをしても、2名体制にすることによって、逆にトータルで1,000万円を超える予算が必要になります。2名体制による増分だけですと1,363万9千円必要になると示されております。正に、何をか言わんやであります。ましてや、市民に対しては、要求あるものも後回しにしたりするなどがある中で、副市長の2名体制は、市民に対して理解を得ることはできません。

また、副市長人事の議案が出され、そして、異議のある議員が少なからずありました。それは、個人に対する判断以前に、2名体制に対する否定だったのではないでしょうか。私自身もそうであります。

また、私は、副市長であれ、その他の部署であれ、基本的には、国や県などからの執行人 事はすべきでないと考えております。それは、地方自治体は、時として、国・県に物を申さ なければならないことがある中で、それにブレーキが掛かるおそれがあるからであります。

先ほど私自身,32号議案採決の際,異議ありと発言予定でありましたが,少し混乱をしておりまして発言の機を逸しました。一度態度表明し,議決宣告されたことは訂正できないことは十分承知でありますが,そのような思いであり経過であったことを述べさせていただきました。いずれにしても,副市長の2名体制は,財政的にも負担となり,市民の理解が得られないということから反対をいたします。

**○議長(森時德)** 以上で、通告による討論は終了いたしました。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成24年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について、を採決いた します。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森時德) ただいまの採決については、起立者の多少が認定できません。

会議規則第70条第2項の規定により、議案第34号は、記名投票により採決いたします。 暫時休憩いたします。

 休憩
 午後
 4時41分

 再開
 午後
 4時55分

○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時56分 —————— 再開 午後 5時06分

○議長(森時德) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第34号の採決を記名投票により行います。 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(森時德) ただいまの出席議員は20人であります。投票札を配布いたします。

〔投票札配布〕

○議長(森時德) 投票札の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長(森時德) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票を, 否とする諸君は青票を職員の点呼 に応じて順次投票をお願いします。 点呼を命じます。

[投票]

○議長(森時德) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

○議長(森時德) これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、中村洋幸議員、前之園正和議員、物 袋昭弘議員を指名いたします。

よって、立会人の立会をお願いいたします。

[開票立会人開票席に着く]

[開票]

○議長(森時德) 投票結果を報告いたします。

投票総数20票,これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、白票10票、青票10票、以上のとおりであります。

〔記名投票結果〕

・白票(賛成)を投じた議員

2番 西森 三義, 4番 髙橋 三樹, 5番 田中 健一, 6番 木原 繁昭,

7番 高田チョ子, 8番 新宮領 進, 13番 前原 六則, 16番 六反園 弘,

17番 前田 猛, 21番 松下喜久雄

・ 青票 (反対) を投じた議員

1番 井元 伸明, 3番 浜田 藤幸, 9番 下川床 泉, 10番 中村 洋幸,

11番 前之園正和, 12番 物袋 昭弘, 14番 福永 德郎, 15番 新川床金春,

18番 大保 三郎, 19番 下柳田賢次

ただいま報告しましたとおり、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において、本案に対する可否を採 決いたします。議案第34号については、議長は可決と採決いたします。

# △ 議案第35号~議案第37号一括上程

○議長(森時徳) 次は、日程第27、議案第35号、所管事務の調査について、から、日程第29、 議案第37号、所管事務の調査について、までの3議案一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

# △ 議案第35号~議案第37号(説明·質疑·委員会付託等省略.表決)

○議長(森時德) お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決すること に決定いたしました。

これより、議案第35号から議案第37号議案までの3議案を一括して採決いたします。

3議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時德) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第37号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 議長あいさつ

○議長(森時德) 私の方から一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る2月28日の開会以来、本日までの30日間にわたり、平成24年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心にご審議いただき、本日ここにすべての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位のご協力はもとより、執行部におかれましても、円滑な審議に協力いただきましたことに対して感謝申し上げます。

審査の過程において,議員各位から出されました意見・要望等につきましては,十分尊重 し、今後の施策に反映していただきたいと思います。

さて、顧みますと、昨年は例年にない大雪で新年を迎え、1月26日には、300年ぶりとなる新燃岳の大噴火、桜島も年間最多となる996回もの噴火を数えました。また、3月11日に発生した東日本大震災は、地震、津波、原発事故による広域かつ複合的な大災害となり、その影響は広く全国各地に及ぶなど、正に未曾有の国難となりました。

ここに改めて、犠牲となられました方々のご冥福をお祈りしますとともに、いまだ多数の 方々が不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い復旧、そして将来を見据えた復 興を願うばかりであります。

国においては、東日本大震災の復興財源確保と併せ、加速する少子・高齢化社会を見据えた社会保障と税の一体改革と位置づけ、進められようとしている消費税増税や公務員制度改革、公的年金制度改革、更にはTPP問題など、市民生活に大きな影響を及ぼす問題が議論されております。本市におきましても、ひっ迫した厳しい財政状況のもと、引き続き、国の

経済状況の推移とともに、県等の情報収集・把握に努めながら行財政改革はもちろんのこと、 深刻さを増す少子・高齢社会や過疎化の急速な進展、さらには、環境問題やなのはな館問題 など、山積する課題に迅速かつ適切に対応していかなければなりません。

このような中、今年度は、北指宿中学校の体育館建替え、陸上競技場の大規模改修のほか、県事業による池田湖畔や魚見港周辺の環境整備事業等の施設整備が図られました。一方、ソフト事業としましては、新型インフルエンザ予防接種に対する全市民への助成拡大、乳幼児医療費助成の小学校3年生までの拡充、指宿図書館への電算システム導入など多くの事業が実施されました。

一昨年は、口蹄疫により中止となった、山川みなと祭りや開聞そうめん夏祭り、そして、 指宿温泉祭を初めとする各種イベントも盛大に行われました。また、今年の菜の花マラソ ン・菜の花マーチは、穏やかな陽射しのもと、全国各地から多くの方々に、早春の指宿路を 満喫していただき、内外に元気な指宿を発信できました。

ご存知のように、指宿は今昨、年の九州新幹線全線開業と観光特急、指宿のたまで箱運行などにより、多くの観光客にお越しいただいております。先日24日からは、いぶたま号が土日・祝日、3両編成に増結されるなど、まだまだ追い風が吹いています。どうか、この追い風に乗って、新幹線効果が一過性に終わることのないよう、更なる誘客に取り組んでいただきたいと思います。

今後,地域主権改革が一層進展する中,私ども議員一人一人が不断の研鑽と努力を重ね, 市民生活の安定・向上を目指して,全力で取り組んでいく決意でございます。どうか皆様の ご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

終わりに、本年3月をもって退職されます職員の皆様方には、長い間、市政発展にご尽力を賜り、改めてそのご労苦とご功績に、深甚なる敬意を表します。今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識をふるさと指宿発展のために生かしてくださるようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

この際、市長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

# △ 市長あいさつ

○市長(豊留悦男) 去る2月28日に開会されました平成24年第1回市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提案いたしました案件につきましては、終始慎重なご審議を賜り、原案どおり議会において議決していただきましたことに対しまして、まず、お礼を申し上げます。

また、審議の過程においていただきましたご意見、ご助言等につきましては、今後の市政 執行の中で十分に配慮してまいりたいと考えております。

さて、国難とも言われる東日本大震災から1年余が経過いたしました。我が国の歴史上、

最大規模となった東日本大震災は、従来の概念を超えた大災害となり、その甚大な被害は、 私たちの生活や心に、大きな爪跡を残すことになりました。その中で、今でも市民、企業、 自治体など、多くの皆様により被災地に向けた支援が続けられていることに、深く敬意を表 する次第であります。

また、福島第一原子力発電所の事故に対して、いまだ多くの国民が不安を感じ、数多くの 方々が避難生活を強いられ、ふるさとに帰ることすらできない状況のほか、被災地の撤去さ れた瓦礫の処理問題も残っており、復興が軌道に乗ったとは言い難い状況も見受けられます。 国力のすべてを傾注し、一刻も早く、復興されることを切に願うものであります。

一方,現下の国内情勢に目を転じますと,東日本大震災からの復興対策はもとより,デフレ経済への対応,環太平洋パートナーシップ協定(TPP)問題,年金・医療・介護を初めとする社会保障と税の一体改革,国の財政再建,地方分権の進展など,我が国は,正に混迷の時代を迎えているところであります。この混迷の時代にあって,基礎自治体である指宿市には,真に持続可能で健全な行財政運営を構築し,実行していくことが求められております。指宿の輝ける未来創造のためには,行政と市民が一緒になって知恵を絞り合い,本来,指宿市が潜在能力として持っている地域力を引き出して,この難局を乗り越えていかなればなりません。

平成24年度は、本市において、第一次指宿市総合振興計画後期基本計画のスタートの年であり、その基本目標である、すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまちづくりの 実現に向けて、新たな一歩を踏み出す重要な年度であります。

また、九州新幹線鹿児島ルートの全線開通や観光特急、指宿のたまて箱効果により、本市への入込客数も好調ではありますが、これを一過性のこととして終わらせることなく、いかにして持続させていくか、真価の問われる年度になると考えております。多くの重要施策を具体的な事業として展開していくことになりますが、その一方、安定した財政運営が何よりも重要であります。

今後も市民目線に立った効率的な事業の推進とコストの削減はもちろんのこと,これまでも提唱してまいりましたように,指宿を変えようとの変革の理念を失うことなく,中長期的な展望に立った財政運営に努めてまいりたいと思っております。

そして、市政運営にとっての基本理念であります、すべては市民のために、そのことを再認識し、マンパワーを最大限に生かし、あらゆる困難を克服し、更に付加価値をつけてまちの発展につなげていくことは、この混迷の時代において行政が果たすべき責務であると思っております。従来と同じような考え、同じ手段では、従来の結果以上のものは何も生まれてこないということに気づくことが大切であろうと思います。

同じ航路も初航路,その時々の初心を忘れず心に刻み,私自身,研鑽に励みつつ,先ほど ご同意をいただきました,渡瀬・上村両副市長を初め,すべての職員が目標・目的を同じく し、先憂後楽の精神をもって、市役所を市民の役に立つ所として市民の信頼の確立と充実し た施策の実現に向けて邁進していく所存であります。

市民の行政に向ける目は厳しいものがあります。民主主義は、国民や住民が政府や自治体を信頼することで成り立ちます。住民からの信頼のない民主政治はあり得ません。

ところで、観光特急列車、指宿のたまて箱は、白と黒で彩られたユニークな列車であります。指宿駅で見送る人は、白の列車、一方、二月田駅のホームで見送る人には、黒の列車として意識され、言葉で表現されます。つまり見る方向により全く異なったものになります。 海側からは白であり、山側からは黒が指宿のたまて箱の実相であります。

今定例会では、特に財政改革に対して、私の政治姿勢が厳しく問われるような報道が、地 方紙には三面の記事として出されました。その実相は市民の判断に委ねることとしても、私 の政治姿勢に疑義を抱き、また、議会と執行部のあり方等多くの問題が露呈したことは、極 めて遺憾であります。口舌の徒とのそしりを受けないためにも、今後、具体的に事業を推進 することで、信頼の回復に向けて努力してまいりたいと考えております。

議会と執行部が車の両輪となり、健幸のまちづくりを初め、第一次指宿市総合振興計画後期基本計画の実現に向けて取り組まなければなりません。そのためには、入るを量りて出ずるを為すの故事に倣い、財政再建に向けて聖域のない大胆な見直しが必要であることは、多くの市民が認めるところであります。今後、財政基盤の確立に向け、さらなる努力をしてまいりたいと思います。特に議員の先生方には、格別のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

結びに、議員の先生方を初め、市民の皆様方のより一層のご健勝を祈念申し上げ、平成24 年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがと うございました。

#### △ 閉議及び閉会

〇議長(森時德) 以上で、本議案に付議されました案件はすべて終了いたしました。 これにて会議を閉じ、併せて、平成24年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 德

議員 新宮領 進

議員 下川床 泉